

## 第三編 社 会

### 第一章 社会福祉

#### 一 平成以降の社会福祉の動向

措置から契  
約へ

旧来の社会福祉は限られた生活困窮者の保護、救済が中心だったが、社会環境の変化に伴い福祉の在り方も見直しを求められるようになった。少子化によって人口減少時代に入り、高齢者の増加と現役世代の先細りが現実の問題となり、将来にわたり持続可能な社会保障制度を維持することは大きな課題となった。また、都市化や過疎化によってコミュニティ機能の衰退や、相互扶助機能の低下が懸念され、核家族化で家庭の機能も変化した。一方で支援を必要とする生活困窮者や高齢者、児童、障害者は増え続けており、福祉サービスの量の増大や多様化が求められるようになった。こうした社会状況の変化を受けて、平成12年6月に社会福祉事業のあり方を定めた社会福祉事業法が約50年ぶりに本格改正され、社会福祉法として施行された。同法は「地域福祉の推進」を初めてうたい、福祉サービスを「行政が行政処分によりサービスを提供する措置制度」から「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択し契約する支援費制度」へと変える抜本的な改革であった。利用者の権利を守るための仕組みとして福祉サービス利用援助事業、苦情解決制度などの整備、充実も新たに加えられた。12年には、介護が必要な人を社会全体で支える介護保険制度もスタート

地域福祉の  
充実掲げる

した。

こうしたなか、鹿児島市では21世紀初頭の市のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針を定めた「第四次鹿児島市総合計画」が14年度にスタートした。この総合計画の基本目標のひとつに「安心して健康に暮らせるまち」を掲げた。その中では「ともに支えあい、心に届く福祉をすすめる」ために地域福祉推進体制の充実に努めることを目標に掲げ、この基本目標の具体化に向け、市民が地域で互いに支え合う仕組みを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるための指針として鹿児島市地域福祉計画を策定した。

大 扶助費の増

高齢化などによる福祉サービス量の拡大や多様化に伴い、鹿児島市の財政に占める扶助費（生活困窮者、高齢者、児童、障害者などの支援に要する経費）の割合は増加傾向にある。市の一般会計決算に基づいて扶助費の推移をたどると、平成元年度の164億

第1表 鹿児島市一般会計決算に占める扶助費の割合 (単位：千円、%)

年 度	一般会計 決算歳出合計	扶助費	構成比
平成元年度	126,676,968	16,472,136	13.0
2年度	142,553,745	17,193,251	12.1
3年度	142,908,334	17,728,842	12.4
4年度	159,907,026	19,093,280	11.9
5年度	179,374,040	20,126,568	11.2
6年度	170,138,957	21,081,854	12.4
7年度	166,944,422	21,821,266	13.1
8年度	190,829,660	23,519,723	12.3
9年度	188,764,677	25,604,977	13.6
10年度	195,911,363	27,869,445	14.2
11年度	205,966,413	29,740,484	14.4
12年度	198,413,131	27,845,298	14.0
13年度	187,211,720	30,371,811	16.2
14年度	180,321,400	32,478,797	18.0
15年度	184,294,295	36,026,454	19.5
16年度	208,067,190	38,652,298	18.6
17年度	209,295,258	42,064,135	20.1
18年度	205,076,564	42,693,629	20.8
19年度	202,294,577	45,912,456	22.7
20年度	207,781,439	48,032,494	23.1
21年度	227,678,348	51,857,469	22.8
22年度	229,218,357	61,975,326	27.0
23年度	230,716,443	65,539,940	28.4
24年度	229,313,811	67,407,867	29.4
25年度	235,411,499	69,773,434	29.6

7213万円に対し25年度は697億7343万円と約4倍に増えた。元年度から25年度にかけての一般会計決算歳出合計額の伸び約1・9倍を大きく上回る伸びである。扶助費の構成比の推移をみると、平成元年度は13・0%だが、17年度に20%台となり、その後も比率は拡大を続け、25年度は29・6%となった。特に22年度の扶助費は対前年度比で約101億円、19・5%の大きな伸びとなった。これは子ども手当や生活保護費などが大幅に増えたことが主な要因である。

## II 地域福祉

ともに生きる社会づくり

**地域福祉の動向** 少子高齢化の急速な進行などにより旧来の共同体機能が衰え、地域の住民間の結びつきが希薄になりつつあるなか、住み慣れた地域で安心して暮らすための地域福祉のあり方が問われるようになってきた。厚生省は平成9年に中央社会福祉審議会に社会福祉構造改革分科会を設置し、社会福祉基礎構造改革の検討を始めた。同分科会は10年6月、現状のままでは増大、多様化する福祉需要に十分に対応していくことは困難として、改革の具体的内容を①社会福祉事業の推進②質と効率性の確保③地域福祉の確立の三つの柱にまとめ、具体的な措置を講じる必要があるとする「中間まとめ」をとりまとめた。これを受け、将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、個人が尊厳をもって家族や地域のなかでその人らしい自立した生活を送ることができるよう支援することなどを目的に、12年に社会福祉事業法の社会福祉法への改正や身体障害者福祉法や知的障害者福祉法の一部改正など8本の法律を改正した。こうした社会福祉基礎構造改革は、具体的な改革の方向として①個人の自立を基本とし、その選

扱を尊重した制度の確立②質の高い福祉サービスの拡充③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実―を掲げ、制度改正の概要として①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築。措置制度から契約方式による利用制度への転換が柱②サービスの質の向上③社会福祉事業の充実・活性化④地域福祉の推進―などが挙げられる。先の分科会の間まとめは、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのは全て国民であるということが出来る」とし、地域のなかでお互いに支えあい、助けあいながらも生きる社会づくりの必要性を指摘した。家庭や地域社会の相互扶助機能が弱体化し、高齢者や貧困層、障害者など支援を必要とする人は厳しい現状に置かれている実態がある。そうした現実を補完する動きとして、ボランティアやNPOなどの活動が活発化しつつある。

ボランティア  
センター  
開設

このような背景のなかで、鹿児島市は13年1月14日、市役所山下分庁舎にボランティアセンターを核としてたかごしま市民福祉プラザを開館した。ボランティアセンターはボランティア活動の拠点として同分庁舎4階に置かれ、運営は鹿児島市社会福祉協議会が行っている。相談窓口では、ボランティアコーディネーターが、どんな活動や受け入れ先があるか、相談者に合った内容ややり方を助言し、活動をする側と求める側の橋渡しなどの役割を担う。ビデオ編集室、録音室、印刷室、交流スペースなども設けられた。同分庁舎は通信指令室を含めた消防本部も置かれ、市民の暮らしと安全を守る消防防災活動の拠点と、市民福祉の向上と増進に寄与するコア施設として機能を発揮することになった。ボランティアセンター開設に合わせて第1回ボランティアフェスタも開かれ、市民ら約800人が参加した。社会福祉協議会に登録するボランティア団

体が日頃の取り組みを紹介しながらボランティアの心構えや喜びを伝え、参加を呼びかけた。

先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の提言に基づく社会福祉の基礎構造改革を受けて改正・施行された社会福祉法には、社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」が明記され、地方公共団体の地域福祉計画の策定が明文化された。14年度にスタートした第四次鹿児島市総合計画は「安心して健やかに暮らせるまち」を掲げ、地域福祉の充実に努めることをうたっており、この基本目標を具体的に推進するために鹿児島市は16年度から20年度までの5カ年を期間とする「鹿児島市地域福祉計画」を15年度に策定した。計画は地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針と位置づけられ、①地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上②みんなが等しく、ともに生きる地域社会づくり③地域と行政で築く協働のまちづくり―を理念に掲げた。また、福祉が対応すべき生活課題が多様化していることを踏まえ、行政の福祉施策と、家族や知人、近所、ボランティアなどの力を一体化し、つなぎ合わせることで地域住民の生活課題全体が解決できるよう努めることをうたった。地域福祉の推進体制については、地域で活動する個人や組織が、お互いの情報を提供しあい、連携して活動するためのネットワークを活動範囲ごとにつくり、地



かごしま市民福祉プラザ

域福祉サービスを提供する体制を整えるとともに、活動のなから届いた地域の声を地域福祉推進施策に活かせるシステムを目指した。助け合いを基本に、ボランティアの活用など地域住民の自立や行政福祉サービスの充実を図るのが特徴である。16年の合併により、吉田福祉センター（本城町）を旧吉田町から引き継いだ。同センターは地域住民の福祉活動の拠点として福祉の増進、レクリエーション、趣味活動などに活用され、25年度の利用者は9866人となっている。

市域9地区  
ごとに  
取り  
組み

その後、16年の合併や介護保険法の一部改正などを踏まえ、18年度に市地域福祉計画の見直しを行い、第2期鹿児島市地域福祉計画を策定した。この計画は19年度からの5カ年計画となるもので、市域を9地区に分けて、地域の特徴を考慮しながら検討を重ね、既に計画がある旧市域の4地区は見直し、合併した5地区は新たに策定した。各地区の課題として、「地域での交流が少なくなってきたことに伴い、福祉サービスの受け手、または担い手としての参加が困難な状況が見受けられる」（中央地区）、「世代間の交流の場や機会が少ない」（谷山地区）、「共働き世帯やマンション等の増加に伴い、校区社会福祉協議会を構成する町内会等の活動への理解が乏しく、未加入者が増加しており、地域福祉の担い手の掘り起こしや要支援者の把握が必要」（吉野地区）、「高齢者のみの世帯が多くなり、健康や生活等の不安が高まっており、高齢者や障害者等への見守りや、子育て中の親の支援が求められる」（桜島地区）、「核家族化の進行や共働き世帯の増加により、隣近所との付き合いが希薄化してきており、地区全体的に交流が少なくなっている」（郡山地区）などが指摘された。そのうえで、高齢者の社会参加の促進や、高齢者の見守り、あいさつや声かけ運動の実践、地区内のふれあいや交流など、地区ごとの取り組みを定めた。

見守り体制  
の充実・連  
携

41施設に拡  
充

第2期計画の終了を受けて23年度に第3期鹿児島市地域福祉計画を策定した。第3期計画は24年度からの5カ年計画で、これまで以上に福祉活動に携わる人材の掘り起こしや育成、見守り体制の充実・連携、地域福祉ネットワークの充実を図ることなどを盛り込んだ。「地域住民の立場に立った福祉サービスの充実・向上」など四つの基本目標を具体的に推進していくために、地区の特性や課題を踏まえた住民主体の福祉活動の取り組み、住民と行政との協働による取り組みなどを示した9地区の福祉計画も策定された。各地区の主な取り組みには、「元気高齢者の活躍の機会を増やす」（中央地区）、「町内会等への加入と地域のコミュニケーションづくりに取り組み」（谷山地区）、「元気高齢者の活躍の機会をつくる」（伊敷地区）、「ひとり暮らしの高齢者や障害者等に対して支援する」（吉野地区）、「高齢者等への声かけや見守り、世代間交流を進める」（桜島地区）、「元気高齢者の活躍の場を広げる」（吉田地区）、「子どもや高齢者の安心安全を高める」（喜入地区）、「町内会等の活動を推進する」（松元地区）、「ふれあい・交流の場や機会を広げる」（郡山地区）などが挙げられた。

**地域福祉館** 地域福祉館は地域住民の交流を深めるための施設を確保するとともに、福祉活動や地域福祉ネットワークの拠点、ボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど、地域の福祉活動を推進する拠点として設置されている。町内会の集会、福祉・ボランティア活動の場、老人クラブ・女性グループ等の文化・趣味活動の場として利用され、児童ルームは、子どもたちの遊び場やあいご会・こども会・母親クラブなどの集会の場として使われている。平成18～19年度にかけては、校区社協などの団体や個人が連携し、地域福祉館を活動拠点に支え合い助け合う地域福祉ネットワークを構築することを目的に、明和、西紫原、谷山、東谷山、花野、川上の6地域福祉館をモデルに指定し、必要な整備をするとともに活動への助言など

第2表 地域福祉館の開設状況

施設名		施設			平成25年度 年間延利用 人員(人)
		開所日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	
1	真砂福祉館	昭和48年4月1日 (平成3年4月1日移転新築)	465	514	27,200
2	玉里福祉館	48年12月1日 (平成3年4月1日改築)	874	508	18,214
3	甲東福祉館	49年4月1日 (平成9年9月9日移転新築)	723	557	22,630
4	上町福祉館	50年4月1日	保育所の2階	216	6,796
5	西紫原福祉館	51年4月1日	〃	257	5,761
6	城西福祉館	52年4月1日	〃	220	7,157
7	武福祉館	54年4月1日	〃	186	5,822
8	東谷山福祉館	55年4月1日 (平成9年11月18日移転新築)	1,021	560	27,856
9	松原福祉館	55年4月1日	保育所の2階	160	6,017
10	鴨池福祉館	57年9月1日	471	507	22,450
11	宇宿福祉館	58年4月1日	638	502	21,833
12	西伊敷福祉館	58年4月1日	366	389	44,459
13	坂之上福祉館	59年4月1日	760	456	20,389
14	甲南福祉館	59年4月1日	310	497	19,899
15	武岡福祉館	60年4月1日	731	496	21,854
16	玉里団地福祉館	60年4月1日	1,022	454	23,456
17	柳町福祉館	60年10月1日	551	551	9,588
18	川上福祉館	61年2月1日	927	482	16,717
19	吉野東福祉館	61年4月1日	921	491	18,100
20	平川福祉館	61年9月1日	702	286	8,568
21	明和福祉館	62年4月1日	750	491	29,905
22	紫原福祉館	62年4月1日	市営住宅集会室 の2階	330	20,546
23	八幡福祉館	62年4月1日	248	376	21,460
24	西谷山福祉館	62年4月1日	683	501	19,659
25	桜ヶ丘福祉館	63年2月20日	658	493	34,233
26	田上台福祉館	63年3月25日	632	472	18,399
27	谷山北福祉館	平成元年4月1日	967	496	21,564
28	吉野福祉館	元年9月12日	795	507	26,034
29	西陵福祉館	元年9月12日	801	516	23,844
30	唐湊福祉館	2年4月1日	1,123	525	8,515
31	星ヶ峯福祉館	2年4月1日	758	502	22,492
32	坂元福祉館	3年4月1日	773	515	14,448

施設名	区分	施設			平成25年度 年間延利用 人員(人)
		開所日	敷地 (㎡)	建物 (㎡)	
33	たてばば福祉館	平成4年4月1日	732	511	26,056
34	皇徳寺福祉館	4年4月1日	949	516	28,214
35	谷山福祉館	4年4月1日	1,058	515	37,147
36	田上福祉館	5年4月1日	870	515	28,672
37	花野福祉館	5年10月13日	622	534	16,869
38	福平福祉館	6年4月1日	970	537	20,915
39	伊敷台福祉館	8年12月14日	1,001	557	31,049
40	宇宿中間福祉館	16年4月1日	827	600	24,017
41	和田福祉館	16年11月9日	781	599	26,266

を行う地域福祉支援員2名を配置した。地域福祉館は昭和48年に開所が始まり、昭和63年までに26施設が開所された。平成元年以降、谷山北、吉野、西陵、唐湊、星ヶ峯、坂元、たてばば、皇徳寺、谷山、田上、花野、福平、伊敷台、宇宿中間、和田の各福祉館が次々に設置され、25年度現在41施設が運営されている。

25年度の利用者数は85万5070人で、利用目的をみると、趣味・教養活動等が69%で最多となっている。



伊敷台福祉館

## III 生活保護

最後のセーフティー  
ネット

**生活保護の動向** 生活保護制度は、憲法25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念に基づいて、国が困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立を助けることを目的としており、社会保障の最後のセーフティーネットである。保護は、要保護者が日常生活で必要とするものを満たすものでなければならず、生活扶助（衣食その他日常生活などに必要な費用）、教育扶助（義務教育に必要な費用）、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類について基準が定められ、必要な限度で支給されている。

受給者、全  
国的に増加

格差拡大、貧困層の増大が社会問題となるなか、生活保護受給者は増加傾向にある。平成25年版厚生労働白書によると、受給者は7年に底を打った後、増加に転じ、23年7月に現行制度の下では過去最多となり、その後も増加を続け、25年3月には約216万1千人となった。生活保護受給者が増えた要因としては、社会経済情勢の悪化による失業者の急増や貧困高齢者層の増大が指摘されている。生活保護受給世帯を世帯類型別にみると、最近では稼働年齢層と類推される「その他の世帯」の割合が大きく増加しているのが特徴で、雇用環境の改善が課題となっている。国は、生活保護受給者の就労・自立の促進や不正・不適正受給対策の強化などを柱に生活保護制度の見直しに乗り出し、25年12月には改正生活保護法が成立した。昭和25年に生活保護法が施行されて以来、初めての本格的な改正。不正受給対策の強化が柱で、罰金の上限を30万円から100万円に引き上げ、不正受給に係る徴収金に上乘せすることを可能とした。また福祉事務所が親族

世帯・人員・  
保護費の増  
加

に扶養できない理由を照会  
できるなど、扶養義務を強  
化した。25年12月には、生  
活困窮者自立支援法も成立  
した。同法は、生活保護に  
至る手前で、仕事と住居を  
失った人への家賃補助制度  
を恒久化し、自治体に生活  
困窮者向けの相談窓口設置  
などを義務づけた。

鹿児島市の生活保護の受  
給状況の推移をみると、世  
帯数・人員とも昭和59年度  
を境に減少し始めたが、次  
第に減少幅が小さくなり、  
平成6年度から8年度にか  
けて世帯数・人員とも増加

第3表 生活保護の推移

区分 年度	人口	被保護者（月平均）		保護率（％）			生活保護費 （千円） （鹿児島市）
		世帯数	人員（人）	鹿児島市	鹿児島県	国	
平成元年度	536,171	4,711	8,359	15.7	13.8	8.9	8,985,721
2年度	536,888	4,571	7,832	14.6	13.0	8.2	8,924,670
3年度	537,286	4,378	7,260	13.6	12.1	7.6	8,718,843
4年度	537,369	4,288	6,950	12.96	11.7	7.2	8,816,964
5年度	539,338	4,298	6,833	12.68	11.2	7.1	9,189,464
6年度	542,184	4,354	6,783	12.51	10.8	7.1	9,675,205
7年度	543,544	4,370	6,675	12.26	10.5	7.0	9,887,526
8年度	546,760	4,414	6,683	12.21	10.4	7.1	10,686,740
9年度	548,862	4,533	6,779	12.35	10.4	7.2	11,590,545
10年度	550,406	4,728	7,001	12.73	10.4	7.3	12,409,138
11年度	550,815	4,937	7,213	13.1	10.6	7.5	13,028,800
12年度	552,518	5,291	7,657	13.91	11.1	7.9	13,644,483
13年度	553,339	5,661	8,184	14.84	11.7	9.0	14,501,269
14年度	554,310	6,124	8,831	15.98	12.5	9.8	15,460,030
15年度	555,168	6,561	9,441	17.07	13.5	10.7	16,620,484
16年度	605,650	6,988	10,014	17.45	13.8	11.1	17,353,819
17年度	604,913	7,573	10,471	17.36	14.3	11.5	18,362,716
18年度	604,703	7,675	10,900	18.09	14.8	11.9	18,620,702
19年度	605,196	8,009	11,319	18.79	15.1	12.0	18,838,833
20年度	604,814	8,435	11,873	19.7	15.6	12.5	19,771,900
21年度	605,855	9,275	13,075	21.7	16.8	13.8	22,206,585
22年度	607,190	10,103	14,222	23.5	18.0	15.3	23,852,653
23年度	608,374	10,757	15,040	24.9	18.8	16.2	25,065,944
24年度	607,203	11,170	15,518	25.7	19.3	16.8	25,722,143
25年度	607,869	11,346	15,619	25.9	19.5	17.0	25,937,473

※人口は1月1日付

に転じた。被保護世帯は12年度に5千世帯を超え、20年秋のリーマンショック以降、雇用情勢が悪化し、22年度には1万世帯を突破した。被保護者数は16年度に1万人を上回り、23年度には1万5千人を突破した。保護率も上昇傾向にあり、14年度に15%（パーミル、千分率）を超え、21年度には20%を超えた。生活保護費についても、昭和61年度から減少に転じていたが、平成4年度以降、増加傾向に転じた。元年度は89億8572万円、3年度は87億1884万円となったが、8年度に100億円を、21年度には200億円を超えた。25年度は被保護世帯数1万1346世帯、被保護者数1万5619人、保護率25・9%、保護費260億3万円（救護施設分を含む）となっている。

世帯主の傷病などが原因  
25年度に生活保護が開始された1156世帯の原因別内訳は、「世帯主の傷病」が385世帯、「不労収入の減少」282世帯、「就労収入の減少」224世帯、「その他（転入保護継続世帯など）」179世帯などとなっている。同年度に保護が廃止された1008世帯の原因別内訳は、「死亡」374世帯、「就労収入の増加」246世帯、「その他（資産等の処分等）」180世帯、「転出」108世帯などだった。

医療扶助が5割占める

25年度の保護状況を種類別にみると、医療扶助が保護費総額の52・0%を占め、1万1040世帯、1万5041人に135億2134万円が給付された（世帯・人員は月平均）。次いで生活扶助が31・6%で、1万376世帯、1万4474人に8億2579万円。住宅扶助が13・3%で、9619世帯、1万3199人に34億4996万円などとなっている。25年度の生活保護基準額（標準3人世帯）は、生活扶助基準額が14万2699円、住宅扶助特別基準額が4万1100円、住宅扶助限度額が3万1600円となっている。

自立へ向け  
就労支援

被保護世帯の自立に向けた取り組みにも力が注がれた。17年度から高等学校就学費が創設され、就労支援事業等の自立支援プログラムが策定された。23年度からは、相互間の連携方法等を明確にし、効果的な就労支援を図る「福祉から就労」支援事業が実施された。

見舞金の支  
給

このほか、法外扶助として自立更生意欲の助長を目的に被保護世帯等および進要保護世帯の自立促進を図ることを目的に、夏季見舞金と年末見舞金を支給している。見舞金の対象と25年度の実績は、夏季の生活保護受給世帯等分（1世帯当たり4700円）は、支給世帯1万1244世帯、支給額5284万7千円。年末の進要保護世帯分（1人当たり4700円）は、支給人員769人、支給額361万4千円となっている。

**いしき園** 市立いしき園（西伊敷4丁目）は、身体や精神に著しい障害がある身体障害者、知的障害者、精神病寛解者などで日常生活を営むことが困難な要保護者を入園させ生活扶助を行う県内唯一の生活保護法に基づく救護施設である。同園は昭和48年4月、旧玉里園が移転、新築し開園した。平成26年4月1日現在、定員60人に対し43人が入居している。障害別では、精神障害20人、知的障害15人、身体障害7人、その他9人（障害重複あり）。同園は養護老人ホームも併設している。

#### IV 児童福祉

合計特殊出  
生率17年  
は1.26に

**児童をめぐる社会環境** 核家族化や出生率の低下、女性の社会進出の拡大などにより、児童をめぐる社会環境は変わりつつある。とりわけ大きな課題となっているのは、少子化である。戦後間もない第1次ベビーブーム期の年間出生数は約270万人だったが、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降は減少の一途を

たどっており、平成25年の出生数は約102万9816人と過去最少を更新した。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）も、第1次ベビーブーム期には4・3を超えていたが、低下傾向が続き、平成元年にはそれまで最低だった昭和41年（丙午・ひのえうま）の数値1・58を下回る1・57を記録し、「1・57ショック」と呼ばれて、少子化の進行を広く認識させる契機となった。17年には過去最低の1・26まで落ち込んだ。25年の合計特殊出生率は1・43に上昇したが、国は少子化の流れは続くともみている。

## 生産年齢人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所が22年国勢調査などの結果に基づいて算出した日本の将来推計人口（24年1月推計）によると、22年国勢調査の人口1億2806万人から今後さらに人口減少が進み、50年後の平成72（2060）年には8674万人になり、4132万人減少すると推計している。年少人口（0～14歳人口）は1684万人から791万人へ893万人減り、生産年齢人口（15～64歳人口）は8173万人から4418万人へ3755万人減り、一方、老年人口（65歳以上）は2948万人から3464万人へ516万人増えるの見込んでいる。合計特殊出生率は長期的には1・35に収束すると仮定した。25年3月の推計によると、鹿児島県の人口は平成22（2010）年の170万6242人が、30年後の平成52（2040）年には131万4057人に減少し、この間、年少人口は23万3410人から14万6633人に、生産年齢人口は102万515人から67万4212人に、それぞれ減ると推計している。鹿児島市の人口は、平成22（2010）年の60万5846人が、平成52（2040）年には51万9563人に減ると見込み、この間、年少人口は8万4439人から5万6086人に、生産年齢人口については39万1957人から27万9667人に、それぞれ減少すると推計している。

鹿児島県の合計特殊出生率は15年に1・5を割り込んだが、18年に再び前年の1・49から1・51に戻し、25年には1・63まで回復している。25年の全国の合計特殊出生率は1・43で、都道府県別にみると鹿児島県は沖縄県の1・94、宮崎県の1・72、島根県・熊本県の1・65、長崎県の1・64に次いで高かった。

第4表 合計特殊出生率の推移  
(鹿児島市、鹿児島県、国の比較)

年次	合計特殊出生率		
	鹿児島市	鹿児島県	国
平成元年	1.52	1.69	1.57
2年	1.50	1.73	1.54
3年	1.50	1.72	1.53
4年	1.46	1.70	1.50
5年	1.47	1.65	1.46
6年	1.50	1.71	1.50
7年	1.36	1.62	1.42
8年	1.41	1.63	1.43
9年	1.39	1.59	1.39
10年	1.35	1.56	1.38
11年	1.31	1.50	1.34
12年	1.32	1.58	1.36
13年	1.31	1.53	1.33
14年	1.30	1.52	1.32
15年	1.30	1.49	1.29
16年	1.29	1.46	1.29
17年	1.25	1.49	1.26
18年	1.30	1.51	1.32
19年	1.35	1.54	1.34
20年	1.39	1.59	1.37
21年	1.38	1.56	1.37
22年	1.42	1.62	1.39
23年	1.43	1.64	1.39
24年	1.43	1.64	1.41
25年	1.42	1.63	1.43

年少人口の減少

平成に入ってから鹿児島市の合計特殊出生率は低下傾向が続いたが、17年の1・25を底に減少が止まっていたが、25年は1・42と減少し、元年の1・52までは回復していない。人口千人対比の出生率でも、平成元年は11・6であるのに対し25年の出生率は9・3にとどまっている。15歳未満の年少人口の推移を見ると、2年が10万9433人、12年が8万6269人、22年が8万4416人と減少傾向が続く。その一方、65歳以上の老年人口は、2年が5万9004人、12年が8万8475人、22年が12万7446人と増加を続け、少子高齢化が進行していることがわかる。

子育ての負担重く

こうした少子化の要因として晩婚化に加え、子育てにかかる費用や育児の負担感が重くなっていることが指摘されている。鹿児島市が15年に就学前・小学校児童の保護者や20代男女を対象に実施した「子育て支援に関するニーズ」調査によると、20代が希望する子どもの数は「2人」が54%、「3人」が27%を占め、現実の合計特殊出生率より多くの子どもを欲しいと考えていることがうかがえた。また出生率低下の原因として20代の回答(複数)は「子育て費用の負担が大きいから」が最多の57・1%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が55・6%、「結婚年齢が高くなったから」が47・8%と続いた。同調査は、出産・子育てをめぐる課題や、20代や子育て世代の子育てへの意識を浮き彫りにした。

産み育てやすい環境づくり

**少子化対策** 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口が示すように、少子化は人口減少を招き、労働力人口の減少による経済規模の縮小、国民負担率の上昇、社会の活力の衰退などが懸念される。国は「1・57ショック」を契機に少子化の流れを変えようと子どもを産み育てやすい環境づくりのための対策の検討に着手した。平成6年12月、今後の10年間に向けた基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を策定した。エンゼルプランの実施を支えるため、保育所を増やすことや低年齢児保育、延長保育など保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備など

第5表 鹿児島市の年齢別人口の推移 (各年10月1日現在)

年	年齢別人口(人)			年齢別割合(%)		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成2年	109,433	367,197	59,004	20.4	68.4	11.0
7年	97,851	375,257	73,160	17.9	68.7	13.4
12年	86,269	377,347	88,475	15.6	68.3	16.0
17年	87,591	403,208	113,505	14.5	66.7	18.8
22年	84,416	388,674	127,446	14.1	64.7	21.2

を盛り込んだ緊急保育対策等5カ年事業が策定された。11年12月には少子化対策推進基本方針と、同方針に基づいた重点施策を実施するための「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。新エンゼルプランはそれまでのエンゼルプランと緊急保育対策等5カ年事業の見直しで、対象期間は12年度から16年度までの5年とされた。14年9月には「少子化対策プラスワン」がとりまとめられた。プラスワンは、子育てと仕事の両立支援が中心だったこれまでの対策に加えて、子育て期間の残業時間縮減など「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の四つの柱に沿った対策を総合的に推進する内容。15年3月には「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」がまとまり、この取り組み方針に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立した。同法は、仕事と子育てを両立できるよう、従業員300人を超える企業と地方自治体に、子育てしやすい環境を整備する行動計画の策定を義務づけた。

#### 子育て支援 計画の策定

市は少子化対策として9年度に10、16年度を計画期間とする「鹿児島市子育て支援計画（かごしますくすく子どもプラン）」を策定した。同計画に基づく施策は、乳児保育、午後6時以降の延長保育、一時保育、休日保育、地域子育て支援センター（育児相談やサークル育成の核）、保育所の多機能化（改築時に育児相談など多様な機能を持たせる）、乳幼児健康支援一時預かり、母親クラブ（子育てボランティア）、児童クラブ（小学3年生以下の学童保育）、ファミリー・サポート・センター（会員同士で育児を援助する事業）があり、それぞれ年度ごとの目標を定め、実施されてきた。

すこやか子ども元氣プラン

15年に成立した次世代育成支援対策推進法は、すべての市町村に次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を17年度から義務づけたが、これに先駆けて厚生労働省は鹿児島市をはじめ全国53市町村を行動計画の策定を行う先行市町村として指定した。これを受けて鹿児島市はこれまで推進してきた「鹿児島市子育て支援計画」に、母子保健の内容も盛り込んだ行動計画である「かごしま市すこやか子ども元氣プラン」を15年度に、「第二期かごしま市すこやか子ども元氣プラン」を21年度に策定した。

子育て家庭を社会で支援

「かごしま市すこやか子ども元氣プラン」は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力など鹿児島市子育て支援計画の策定期間に顕在化していなかった新たな社会問題についての対応を図るため策定された。同計画の実施期間は第一期が16年度から21年度、第二期が22年度から26年度。鹿児島市の子育て支援施策の基本的方向を示すとともに、11の基本的施策を設定した。基本的施策は、妊娠中の母子保健施策から子どもの成長に対応するかたちで保育、教育に及び、子どもの育つ生活環境、安全の確保、親の就労状況など幅広い課題を視野に収めたもので、福祉・保健・教育・経済・建設部門など総合的に体系化を図った。具体的には①地域における子育て支援②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備④子育てを支援する生活環境の整備⑤職業生活と家庭生活との両立の推進⑥子どもの安全の確保⑦児童虐待対策の充実⑧ひとり親家庭の自立支援の推進⑨障害のある子どもへの支援⑩配偶者等からの暴力に対する対策の充実⑪子育てに対する経済的支援。さらに計画は35項目の年度ごとの数値目標を設定した。病後児保育を5カ所に増やすほか、乳児保育の定員を528人から900人

待機児童対  
策で保育定  
員拡大

に、ファミリー・サポート・センターの会員を960人から2300人に、育児相談などを行う地域子育て支援センターは2カ所から13カ所にそれぞれ増やし、児童を家庭で養育することが一時的に困難になった場合に食事提供などする子育て短期支援（ショートステイ、トワイライト）事業を8カ所で実施することなどを盛り込んだ。

希望する保育所に入れない待機児童問題も大きな課題である。鹿児島市は17年3月、待機児童の解消や、子育て支援サービスの充実を目指すかごしま市保育計画を策定した。17～21年度の5カ年計画。同計画では待機児童は保育所分園の設置、幼稚園の余裕教室活用などで解消を図り、既存保育所の定員も17年度目標を当初計画案の「8カ所100人」から「12カ所130人」に引き上げた。新規参入なども含めた20年度末の総定員数(旧市域)は、16年度当初比740人増の6949人とする。待機児童数は16年4月1日で256人、12月1日で982人となっていた。こうした施策にもかかわらず鹿児島県内の市町村では鹿児島市の待機児童が最も多い実態があり、市は21年10月、第2次かごしま市保育計画(21～26年度)を策定し、また、26年3月に同計画を改定した。同計画では26年度までに定員を2350人増やす。既存保育所の定員増や幼稚園の余裕教室を活用した認定こども園での保育などで定員枠を拡大するのが計画の主な内容。待機児童が多い地域での重点整備と、年度当初の希望者全員の入所枠確保を方針に掲げ、地域別の目標値も設けた。

ワーク・ラ  
イフ・バラ  
ンス実現へ

こうしたなか、国は少子化対策や労働力確保を目的に19年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をとりまとめ、仕事と家庭生活を両立させる働き方の実現へ取り組みを強化した。22年1月には向こう5年間で認可保育所などの定員を215万人

から26万人増やして241万人にするなど子育て支援施策の数値目標を盛り込んだ、少子化対策の新たな指針「子ども・子育てビジョン」が策定された。

第二期すこ  
やか子ども  
元気プラン

21年度に策定した「第二期かごしますこやか子ども元気プラン」において、保護者が昼間家にはいない小学生が過ごす児童クラブを90カ所に増やすほか、一時預かり保育を50カ所から60カ所に、子育てサポーターを110人から300人に、市公共施設への授乳室等の設置を78施設から103施設に、障害児保育を41カ所から103カ所に増やし、乳幼児健診の受診率を93%から100%に引き上げるなど44の数値目標を定めた。計画策定の素案づくりでは学識経験者と公募による市民でつくる地域協議会が、ニーズ調査や公募意見を踏まえ、検討を重ねた。

認可外保育  
施設への補  
助拡充

この間も待機児童は増加傾向にあり、鹿児島市は25年度から認可外保育施設への補助を拡充した。施設への運営費助成に加えて、保護者への直接給付によって経済的な支援を図る。認可保育所は所得によっては保育料が無料になる世帯もあるが、認可外施設の保育料は一律料金が多い。このため、低所得の世帯には認可外施設の利用は経済的に負担となるため、待機児童の解消策の一環として補助を拡充した。

子ども・子  
育て支援新  
制度

国において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、ならびに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定された。また、26年4月に、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を含む内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立したことから、市においても、妊娠・出産期から切れ目のない、子ども・子育て支援に関

する総合的な計画として、27年度から31年度までの5カ年を計画期間とする「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいる。

施設整備進  
む

**保育所** 女性の労働意欲の高まりや、経済的事情から就労する女性の増加によって、共働き世帯は増える傾向にある。このため、乳幼児を抱えて働く女性は多く、就学前の乳幼児の保育環境の充実は欠かせない。鹿児島市では、平成26年4月1日現在、公私立の認可保育所114園で児童1万845人を保育している。このうち市立保育園は11園で、定員890人に対し888人の児童が入所している。私立保育園は103園で、定員9188人に対し9957人の児童が入所している。平成に入ってから推移をみると、元年度が保育所数68カ所、措置児童数4625人、5年度が68カ所、4634人、10年度が69カ所、入所児童数4950人、15年度が69カ所、6620人、20年度が94カ所、8669人、23年度が104カ所、9702人、24年度が108カ所、1万23人、25年度が111カ所、1万434人と、次第に拡充してきている。

保育サービ  
スを多様化

フルタイムで働く女性が増えていることなどから保育サービスも多様化が求められている。このため、延長保育を実施する保育所に助成する延長保育促進事業や、地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を実施する保育所に助成する保育所地域活動事業、保護者のパート就労や疾病、出産などにより1カ月当たり概ね64時間未満、家庭での保育が困難になる児童を預かる保育所に助成する一時預かり事業、就労形態の多様化に対応するため日曜日、祝日などに保育を実施する保育所に助成する休日保育事業など特別保育事業に取り組む、乳幼児の健康維持、成長・発達の促進を図っている。

認可外保育施設の現況は、64施設の届け出がなされている。認可外保育施設には市単独で運営費補助、障

害児保育補助、児童健康診断補助などが行われている。

病児・病後  
児保育を開  
始

14年度からは病児・病後児保育事業を始めた。病気の回復期にあるために集団保育ができず、保護者がやむを得ない理由で家庭で育児ができない場合に、病院などに付設された保育施設で児童を一時的に預かる。0歳児から小学3年生までの児童が対象で、25年度は延べ6337人が利用した。

民間含め4  
カ所

**児童館** 児童に健全な遊びや運動の場を提供し、児童の健康や体力を高め、情操を養うことを目的に、児童センターが設置、運営されている。対象は18歳未満で、市の施設としては城南児童センター（城南町）、三和児童センター（三和町）、郡山児童センター（郡山町）の3カ所があり、市が助成している民間の児童館としてチャイルドハウス（上福元町）がある。利用状況は増加傾向にあり、平成25年度の利用人員は、城南児童センターが1万7186人、三和児童センターは1万7683人、郡山児童センターが1万3365人、チャイルドハウスが1万7881人だった。

利用者は増  
加傾向

**児童クラブ** 児童の健全育成を目的に昼間保護者のいない小学校低学年の児童を対象に児童クラブが設置されている。少子化に伴い、小学校低学年児童は減少傾向にあるが、児童クラブを利用する児童の数は増加傾向にある。市は平成22年度から児童クラブの設置要件を「利用児童数5人以上」へ緩和した。従来の設置基準は国から補助がある「利用10人以上」としていたが、小規模校区からの要望もあつて変更に踏み切った。基準緩和によって小規模児童クラブの実施が可能になった。基準変更後は、宮之浦町の宮小や錫山などミニ校区で児童クラブの新設や再開が相次ぎ、22年度以降で13クラブが設立された。皆与志小学校区は利用児童数が10人に満たず開設を断念した経緯があったが、基準緩和を受けて23年10月、念願の開所にこぎつけた。

遊びのリーダー養成

住民からは「放課後の子どもたちの居場所ができてよかった」と安堵（あんど）の声が聞かれた。26年4月1日現在の鹿児島市児童クラブの設置数は92クラブとなっている。

また、児童クラブや児童センターの児童を対象に、2年度から「遊びのリーダー養成事業」を実施した。子どもたちに自然のなかで遊ぶ楽しさや仲間づくりなどを体験させることにより、地域での遊びのリーダーとなるよう、市立少年自然の家で年1回実施した。

97カ所設置

**ちびっこ広場** 子どもたちが危険な路上遊びをしないように、そして心身ともに健やかに成長するようにと、空き地などを利用して安全で楽しく、明るく過ごせるスペースを確保することを目的にちびっこ広場が設置されている。対象は小学校低学年以下の子どもで、ブランコ、滑り台、スプリング遊具などの遊具施設が備えてある。地域の要望によって設置しており、平成26年4月1日現在で97カ所となっている。

子育ての輪広がる

**子育て支援施設** 鹿児島市が設置している主な子育て支援施設としては、「親子つどいの広場」と「すこやか子育て交流館」ほか「なかま」が挙げられる。「親子つどいの広場」は、子育て中の親と子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することによって子育ての不安感などをやわらげ、地域の子育て支援機能の



東部親子つどいの広場 なかまっち

充実などを図ることを目的に整備された。平成20年4月1日に、第1号となる親子つどいの広場「なかまっち」が市東部の中町にオープンした。おもちゃや絵本で自由に遊べる子ども広場、子ども用サイズのトイレやシャワー、個室の授乳室、屋上広場などを備え、仲間づくりのために読み聞かせなどのイベントも開く。交流、講習、情報提供、相談が施設の主な機能で、保育士が常駐し、言語聴覚士、臨床心理士も曜日によって相談に応じる体制をとった。開館以来、利用状況は順調に推移し、初年度は1日平均の利用者数が134人に達した。育児休業中の男性が訪れ、育児を積極的に行う「イクメン」同士の交流も生まれるなど子育ての輪を広げる場となっている。重要な機能である相談業務も徐々に増え、22年度は発育相談を中心に月平均160件を超え、子育て支援の拠点としての役割を果たしている。25年12月には、市南部の西谷山1丁目に2カ所目となる「たっこりん」を開館、26年7月、市北部の吉野町に「なかよしの」を開館、28年度に市西部にも開館する予定にしている。

### 子育て支援 の拠点

「すこやか子育て交流館りぼんかん」は、子育て支援の総合的な拠点施設として22年10月9日、与次郎1丁目にオープンした。旧市職員厚生会館を改修した施設は、「ひろがる笑顔、支え合う子育て」をコンセプトに、親子が気軽に集い、相互に交流する場



すこやか子育て交流館 りぼんかん

を提供。屋内の大型遊具や水遊び場、砂場などの全天候型の遊び場を備え、乳幼児の一時預かり、仲間づくりの場となる会合用スペースも設けられた。1日200人の利用を見込んでいたが、来館者は予想を大きく超える好調な滑り出しで、親子つどいの広場「なかまつち」への一極集中が緩和され、分散化につながった。同館は市の子育て支援の総合拠点となる中核施設で、育児についての情報全般を集めたり、各種機関の育児相談で横の連携をつくったりと、機能充実が期待されている。さらに、すこやか子育て交流館を核に子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、情報発信や子育て支援の仕組みを整えようと、24年度に子育て支援ネットワーク構築事業を始めた。

ファミリー・  
サポート・  
センター設  
置

**子育て支援サービス** 子育ての負担を軽減し、子どもを育てやすい環境を整えるためにさまざまな支援サービスも実施されている。平成12年度に始まったファミリー・サポート・センター事業は、育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員、どちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施している。母親クラブ育成・支援事業は、それぞれの地域で児童の健全育成に関心のある母親などで構成し、子育てなどに関して地域レベルでの交流の活性化を図ることを目的に母親クラブの組織化を行い、その活動を支援する。にこにこ子育て応援隊支援事業は、市全体で子育てを応援する機運を高め、市と市民、市民活動団体、事業者などが協働し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めることが目的。事業の概要は、さまざまな分野・地域で子育てを応援する市民活動団体や事業者などに「にこにこ子育て応援隊」に加入してもらい、地域での子育て支援を推進し、活動の促進を図る。にこにこ子育て応援隊は3種類ある。市民活動団体などが子育て相談、託児支援、親子

の交流の場の提供など子育てに対する不安感などを緩和し、地域で子育てを見守る活動を行う「地域みんなで応援隊」、事業者が自社の従業員が子育てしやすいように職場環境を整え、職業生活と家庭生活の両立を支援する活動を行う「職場のパパママ応援隊」、店舗や施設などが買い物時の割引やソフトドリンクサービス、おむつ替えシートの設置など子育て家庭に配慮する活動を行う「お出かけラク！トク！応援隊」で、「お出かけラク！トク！応援隊」が提供するサービスを受けるために必要な子育て支援パスポートを交付している。

ことも医療  
費助成

このほか、昭和48年7月に始まった乳幼児の健康と健やかな育成を図るため医療費の一部を助成する乳幼児医療費助成は、平成25年8月から「ことも医療費助成」に替わり、助成対象がそれまでの「小学校就学前までの乳幼児」から「小学6年生までの子ども」に拡充された。

相談対応件  
数の増加

**児童虐待** 児童福祉法第1条は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定する。児童が心身ともに健やかに成長するよう努めることは社会全体の責務である。しかし、全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数の推移をみると、平成2年度は1101件だったが、10年度ごろから増加が目立つようになり、10年度は6932件、11年度には1万件を超え、15年度は2万6569件、20年度は4万2664件と毎年増え続け、24年度は6万6701件、25年度は7万3765件（速報値）で、最多を更新した。2年度に集計を始めて以来、23年連続の増加となった。

児童虐待は児童の心身の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼし、最悪の場合は死亡に至る。24年度の全国的心中以外の虐待死事例は49例（51人）で、23年度に比べ7例（7人）減少している。24年度に虐待で死亡した子どもは0歳児が4割を超える。

身体的虐待  
が最多

児童虐待相談件数の内訳を24年度でみると、身体的虐待が2万3579件(35・3%)と最多で、心理的虐待が2万2423件(33・6%)、育児放棄や育児怠慢のネグレクトが1万9250件(28・9%)、性的虐待が1449件(2・2%)となっている。虐待者は、実母が57・3%と最も多く、次いで実父が29・0%だった。虐待を受けた子どもを年齢構成別にみると、小学生が35・2%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が24・7%、0歳から3歳未満が18・8%となっている。

市への相談  
152件

鹿児島県の25年度の児童相談所での児童虐待の通告件数は336件で前年度に比べ110件増え、虐待と認定された件数は231件で前年度に比べ136件増えた。虐待の内訳は、身体的虐待79件、ネグレクト45件、性的虐待7件、心理的虐待100件だった。このうち鹿児島市域からの相談などが多くを占める中央児童相談所の25年度の通告件数は238件で前年度に比べ83件増え、認定件数は164件で109件増加した。虐待の内訳は、身体的虐待63件、ネグレクト25件、性的虐待5件、心理的虐待71件となっている。鹿児島市が対応した相談件数は25年度が152件で前年度に比べ18件増え、認定件数は92件で8件増加した。虐待の内訳は身体的虐待26件、ネグレクト46件、性的虐待0件、心理的虐待20件だった。

児童虐待を防ぐには、育児に当たる保護者の孤立化や育児不安の防止、虐待が深刻化する前の早い段階での発見・対応、子どもを守るための一時保護、保護者への支援などが課題とされている。

12年には、子どもへの虐待を早期に発見、防止し、保護を進めるため親の「親権」の制限などを盛り込んだ「児童虐待防止法」が成立した。児童虐待防止の社会的機運の高まりを受けて、鹿児島市は13年5月、児童虐待の早期発見と防止に努めることを目的に、関係機関・団体との連携を深め、児童虐待防止の啓発を進めるた

関係機関が  
連携強化

めに鹿児島市児童虐待防止協議会を発足させた。警察や児童総合相談センターなど、児童虐待の相談にかかわる各種団体が情報を共有し、虐待の防止や早期発見に努めた。また、20年5月には児童福祉法制定に伴い、鹿児島市要保護児童対策地域協議会が設立された。行政や警察、児童委員などで構成され、各機関の代表者などによる代表者会議や実務者会議などを開き、情報交換や支援方法を検討することで、要保護児童の早期発見や適切な保護を図っている。25年度は協議会の付属機関として子ども相談連絡部会を設置し、子どもに関する相談機能を充実し、関係機関との連携をさらに強化した。

## 2カ所開設

**乳児院** 母親などの病気などで養育困難な児童を入院させて養育し、退院後も相談や必要な援助を行うための施設として、民間のやくし乳児院（薬師2丁目）と鹿児島乳児院（山田町）の2カ所が開設されている。養育期間は原則として満2歳になるまでで、県の措置による入所となっている。昭和27年に開設された市立乳児院は、平成25年2月、それまで管理運営を行っていた鹿児島市社会事業協会に経営が移行されて、市立乳児院は廃止され、やくし乳児院に改称された。

## 二重の事務 処理解消

**手当等の給付と貸し付け** 鹿児島市は平成8年4月1日、中核市に移行したことに伴い多くの事務が県から移譲された。移譲された事務は福祉関係など約770項目。市は移譲事務のひとつである母子寡婦福祉資金貸付事業に対応するため8年度予算に約4億円の特別会計を設置した。この事業は、母子及び寡婦福祉法に基づき、児童を扶養している母子、寡婦世帯の経済的自立を支援するため修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金などを貸し付ける制度。移譲によって県と市の間で「二重の事務処理」が行われていた点が市に一元化され、申請から給付までにかかる期間が大きく短

母子・父子  
家庭に生活  
支援

縮された。また、26年4月には、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子も対象となった。

このほかに事務が移譲された事業などとして母子・父子家庭等生活支援事業（国の制度、8年度から実施）がある。同事業は、母子家庭、父子家庭、寡婦の自立促進と生活の安定、向上を図るため、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣を行う。事業には、子育て・生活全般についての講習会の実施や緊急・一時的に必要な小口資金の貸し付けも盛り込まれている。

児童扶養手  
当の申請負  
担軽減

また、児童扶養手当の認定・支給事業も従来は県が行ってきたが、14年8月1日から事務が移譲され、市が行うようになり申請の負担が軽減された。児童扶養手当は父親または母親がいなか重度障害者である児童を養育しているひとり親家庭等に支給される手当である。

手当としては、中学校終了前までの児童の養育者に支給される児童手当（国の制度、昭和47年から実施）、遺児などの養育者に支給される市民福祉手当（市単独事業、昭和45年度から実施）がある。

子育て支援  
で給付金

子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢を踏まえ、子どもの多い世帯の幼児教育期の子育てを支援することを目的に全国の市町村で平成20年度末から21年度にかけて実施された。給付額は子ども1人につき3万6千円で、7942世帯、8330人に総額2億9988万円が給付された。

児童手当は、昭和47年、第3子以降を対象に月額3千円でスタートした。その後順次拡大され、平成4年に第1子まで対象を広げ、手当額も第1・2子5千円、第3子以降1万円に増額した。12年に、支給対象年齢をそれまでの3歳未満から義務教育就学前まで拡大した。16年には小学校3年修了前まで、18年には小学校6年修了前まで拡大した。19年には乳幼児加算の創設があり、3歳未満の児童手当額を一律月1万円に拡

充した。22年4月1日には児童手当から子ども手当へ制度が改正された。子ども手当は、中学校卒業までの子ども1人当たり月額1万3千円を支給する。子ども手当の支給事務は市町村が担った。22年度は、鹿児島市の支給対象となる子どもは約7万9千人で、総額約104億円を見込み、支給実績は総額99億4496万1千円だった。24年4月1日には再び子ども手当から児童手当へと制度が改正された。新児童手当は、子ども1人当たり月額で、①3歳未満は1万5千円②3歳から小学生の第1子、第2子は1万円、第3子以降は1万5千円③中学生は1万円―を支給することになった。24年6月からは所得制限が導入された。25年度の児童手当の受給者数は4万6594人で、延べ児童数は92万8088人だった。

家庭児童相談員が対応

**相談業務** 家庭で子どもを育てるうえで起こるさまざまな問題に対応するため、昭和45年度から家庭児童相談員設置事業を実施している。家庭児童相談員が児童の性格や生活習慣、不登校、非行、家族関係などの相談に対応し、児童相談所や民生委員・児童委員と連絡調整を図りながら、助言・指導を行う。平成23年4月1日に、家庭児童相談室、女性相談室、母子自立支援室を「こどもと女性の相談室」に統合しており、同相談室と谷山福祉部福祉課で、計3人の家庭児童相談員が相談に対応している。

## V 障害者福祉

自立へ法整備進む

**障害者福祉の動向** わが国の障害者施策は、昭和45年に成立した心身障害者対策基本法によって総合的に推進されることになり、障害者の「完全参加と平等」をテーマとした1981（昭和56）年の国際障害者年を契機に障害者も障害のない人も同じように暮らせる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方が広

がったことで、さらに推進が図られることになった。平成5年には心身障害者対策基本法が改正されて障害者基本法に改められ、障害者の自立と社会、経済、文化などあらゆる分野への参加の促進を規定し、政府は障害者福祉施策の総合的な推進へ向け、障害者基本計画を策定しなければならぬとし、地方公共団体もこれに準じた計画の策定に努めるよう定めた。16年には障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため障害者基本法が改正され、都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化などが規定された。また、同年には発達障害者支援法が制定され、従来の身体障害、知的障害、精神障害の枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある人に対し一体的な支援を図る体制が進められることになった。18年には、サービスの提供主体を市町村に一元化し、身体・知的・精神の各障害者へのサービスを共通した制度で提供することや、障害者の就労支援の強化などを定めた障害者自立支援法が施行された。同年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、公共交通機関、道路、建物、都市公園、路外駐車場などの総合的なバリアフリー化が推進されることになった。23年に、国や企業などに対し障害がある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする社会的障壁を取り除くよう求める改正障害者基本法が施行された。25年4月には障害者自立支援法を改正し名称を改めた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、身体障害者手帳を持たない難病患者も障害福祉サービス等を受けられるようになった。

平成18年には、障害者に対する差別をなくし健常者と同様の権利の保障を各国に求める「障害者権利条約」が国連総会で採択され、日本は19年にこの条約に署名、様々な制度改革を行い、26年に批准した。

障害者権利  
条約に署名

障害者は増加傾向

厚生労働省の調査によると、身体障害者は3年が272・2万人で、18年は348・3万人、知的障害児(者)は2年が38・5万人で、17年は54・7万人、精神障害者は8年が約217万人で、20年は323・3万人と推計され、障害児・者は増加傾向にあることがうかがえる。

重度障害者の比率高く

鹿児島県の身体障害者手帳所持者数は26年3月末現在で10万4654人となっている。内訳は、視覚障害8200人、聴覚・平衡機能障害1万1036人、音声・言語・そしゃく機能障害951人、肢体不自由5万6485人、内部障害2万7982人となっている。鹿児島市の26年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は2万7825人で、障害の等級別で見ると、最も重度の1級が9009人で32%を占め、最多となっている。知的障害者に交付される療育手帳の所持者は4595人となっている。

新長期計画を策定

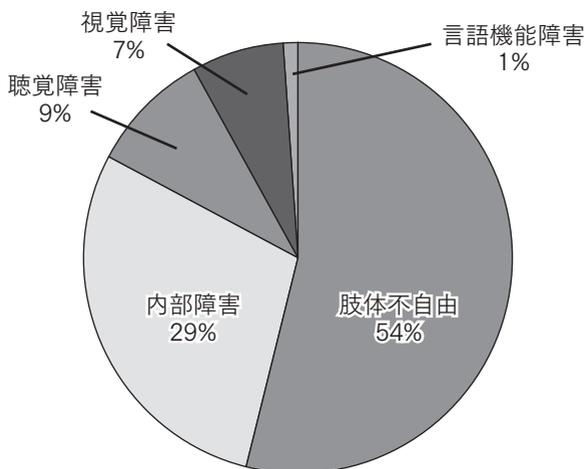
鹿児島市は昭和58年に鹿児島市障害者対策長期行動計画を定め、障害者施策に取り組んできた。近年は障害者の高齢化、障害の重度化が指摘されており、また、市電、市バスなどを無料で利用できる友愛パスの交付状況は、精神障害者を中心に増加傾向にある。市はこうした現状に対応するため、障害の有無にかかわらず、すべての人が支え合う共生社会の実現に向け、各種の啓発事業を実施するとともに治療・介護・訓練のための施設整備や福祉サービスの充実を図ることを方針に掲げた。

第6表 鹿児島市の身体障害者手帳の交付状況 (平成26年4月1日現在)

年齢及び性別別人員			障害別人員		
				18歳以上	18歳未満
18歳以上	男	12,848人	視覚障害	1,953人	22人
	女	14,439人	聴覚障害	2,510人	94人
	計	27,287人	内部障害	7,830人	114人
18歳未満	男	295人	言語機能障害	217人	4人
	女	243人	肢体不自由	14,777人	304人
	計	538人	計	27,287人	538人

平成8年2月には、「障害者福祉施策に関する新長期計画」を策定した。背景には障害者福祉のニーズの多様化や、障害者基本法の制定、国の「障害者対策に関する新長期計画」や「障害者プラン」、鹿児島県の「新障害者対策長期計画」の策定など障害者福祉をめぐる社会状況の変化があった。新計画は8年度からの10年計画。障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動するノーマライゼーションなどを基本理念に、「障害者の主体性、自立性の確立」「市民全員参加によるノーマライゼーション社会の実現」「障害の重度化、重複化、障害者の高齢化への対応」「関連施策の連携」の4点を基本目標に据えた。新計画の特徴は、従来の施設中心の福祉施策から一歩進んだ在宅福祉を目指す点。重点課題に障害の早期発見やホームヘルパー制度の拡充などを挙げた。計画初年度の8年度に「障害者福祉課」を新設して施策を充実させ、訪問歯科診療や広報事業にも取り組んだ。8年6月15日には新長期計画の策定を記念した福祉大会を鹿児島

第7表 身体障害者手帳所持者の障害別構成割合  
(平成26年4月現在)



島市民文化ホールで開き、障害者や障害者団体の役員など約1200人が集い、「障害者に優しい街」の早期実現を願った。

措置から支  
援費制度へ

15年4月から、障害者福祉サービスの一部が、市町村がサービス事業者を決め費用負担していたこれまでの「措置制度」から、障害者自らがサービスを選んで事業者と契約しサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行した。受けたいときに受けたいサービスを目指す障害者福祉の制度改革で、鹿児島市は15年度当初予算に、支援費制度への移行に伴い障害児デイサービス事業に市独自の運営費助成として1億138万円計上した。

施設から地  
域へ

鹿児島市は国の障害者基本法に基づき、16年3月、「新障害者福祉保健計画」を策定した。すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して障害者の社会参加に向けた施策の一層の推進を基本理念とし、基本的視点として、「社会のバリアフリー化の推進」「利用者本位の支援」「障害の特性に応じた施策の展開」「総合的かつ効果的な施策の推進」の4項目を掲げた。実施期間は16年度から24年度までの9年間。計画には、生活拠点を施設から地域へ移行するため在宅サービスの充実を盛り込んだ。障害者が地域のなかで自立できるよう事業所と連携し、就労の場などを設ける。また施設の在り方を見直し、小規模化・個室化を進め入所者の生活の質の向上を図り、グループホームなどの整備推進も目指した。

利用者負担

18年10月1日には障害者自立支援法が全面施行された。同法の施行によって、所得に応じた応能負担から、利用したサービス量に応じた応益負担になり、障害年金で暮らす低所得者もサービスにかかる費用の1割を負担することになった。これに対して、障害者や家族から負担の重さを訴える声があり、これを受けて鹿児島市は利用者負担の軽減を実施することとした。19年度から居宅介護や短期入所、自立訓練など障害福祉サー

ピスを利用する場合、負担額の半分を補助しており、障害者自立支援法の一部改正により応能負担が原則となった。24年度以降も継続している。

地域生活へ  
の移行目指  
す

市町村に計画の策定を義務付けた障害者自立支援法第88条に基づき、鹿児島市は19年3月、第1期の「鹿児島市障害福祉計画」（18～20年度分）を策定した。障害者の地域生活移行を促す国の基本方針を踏まえ、18年度から23年度末までに①施設入所者の10%以上をグループホームや一般住宅など地域生活へ移行②受け入れ条件が整えば退院できる精神障害者164人のうち137人の退院③施設から一般就労への移行を現在の4倍以上にする―などを盛り込んだ。施設入所者が地域生活へ移行する受け皿となるグループホーム、ケアホームは20年度で73カ所、23年度で118カ所に増やす。サービス量も、居宅介護や生活介護、自立訓練、就労支援などを段階的に増やす。同計画は市の障害者施策「鹿児島市新障害者福祉保健計画」の実施計画で、居宅介護、短期入所など障害福祉サービスの数値目標を定めたもの。20年3月末で、地域移行者から新規入所者を差し引いた実績は8人、施設を退所し一般就労した人は19年度で6人だった。グループホーム、ケアホームは20年度で計85カ所となり、計画を12カ所上回った。

地域生活移  
行で新たな  
目標値

21年3月には「鹿児島市障害福祉計画」の第2期計画（21～23年度分）を策定した。計画では、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行のそれぞれについて23年度の数値目標を設定した。たとえば福祉施設の入所者は、第1期計画時点の10%以上、88人が地域生活へ移行することを目指すとした。福祉施設から一般就労への移行は17年度実績の4倍以上、16人を目標とした。こうした目標値を達成できるように障害福祉サービスの見込み量を定め、23年度につい

ては、自立した日常生活や社会生活ができるよう生活能力向上のために行う自立訓練（生活訓練）は162人、3240人日、就労移行支援は82人、1735人日、就労継続支援（A型、雇用型）は171人、3252人日、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービス利用者に対して居住の場を提供し夜間の入浴や排せつ、食事の介護などを行う施設入所支援は808人と設定した。それぞれの23年度の実績は、自立訓練（生活訓練）が106人、1504人日、就労移行支援は90人、1696人日、就労継続支援（A型）は147人、2548人日、施設入所支援は820人だった。

施設入所者  
数10%以上  
削減

24年3月には第3期計画（24～26年度分）を策定した。新たに数値目標を設定し、26年度末までに、17年10月時点の福祉施設入所者数の30%以上が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅など地域生活へ移行することを目指した。26年度末の施設入所者数を17年10月時点の施設入所者数から10%以上削減することも掲げた。26年度中に施設を退所して一般就労する人の数を17年度実績の4倍以上とすることを目指すとした。サービスの量についても各年度の見込み量を設定し、訪問系サービスの26年度見込みを、居宅介護782人、1万6176時間、重度訪問介護58人、9976時間、日中活動系サービスの26年度見込みを、生活介護1186人、2万3601人日、就労移行支援255人、4863人日などとした。

差別の解消

25年12月、鹿児島市は「新障害者福祉保健計画」に続く新たな市町村障害者計画となる「第三次鹿児島市障害者計画」を策定した。計画は障害者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めたもので、基本原則として、「地域社会における共生等」「差別の禁止」を掲

げた。また、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」「当事者本位の総合的な視点」「障害特性等に配慮した支援」「アクセシビリティ（施設、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上」「総合的かつ計画的な取り組みの推進」を掲げている。実施期間は、25年度から29年度までの5年間。障害者差別解消法等に基づく障害を理由とする差別的解消の推進や障害者優先調達推進法に基づく市調達方針の策定・就労施設等の提供する物品等の優先購入の推進などを新たに計画に盛り込んだ。

ゆうあい福祉バスで外出支援

**施設の充実** 障害者にもっと自由に外出してもらうための施策として、平成9年11月4日から「ゆうあい福祉バス」の運行を始めた。バスは、無料の車いす用のリフト付きマイクロバスで、ステップを低くしたり、座席の横に手すりをつけたりと、乗降に配慮された。それまで障害者がイベントやレクリエーションで簡単に利用できるバスがなく、障害者団体などから要望が出ていた。同様のバス運行は県内では初めてだった。15年には運行範囲が同市に隣接する12市町から離島を除く県内に広がり、利用日も増え、利用者のニーズに応えるかたちになった。

障害児・者福祉の拠点

障害者のための施設整備も進んだ。12年11月から12月にかけて、星ヶ峯2丁目に鹿児島市知的障害者福祉センター、知的障害者デ



知的障害者福祉センター

イサービスセンター（現在の地域活動支援センター）、心身障害児通園事業施設（現在の児童発達支援事務所）「あゆみ」を併設する施設がオープンした。施設は障害者同士のふれあいを深めるとともに、ボランティアの交流の場、障害児の育児相談、情報交換の拠点となっている。福祉センターは、療育手帳を持つ市内の知的障害者約2500人とその家族、知的障害者のためのボランティアを行う個人や団体が利用でき、プールや体育館などを憩いの場として使用できる。地域活動支援センターは、給食・入浴サービスや日常生活の訓練などを行い、在宅で就労の困難な障害者が対象となる。「あゆみ」では、就学前の児童の療育指導の場として、児童発達支援事業等を行っている。3施設とも利用は無料で、知的障害者福祉センターは、県内の民間企業などで働く知的障害者の成人式、障害者と健常者が一緒に楽しむふうせんバレー大会、各種研修会、演奏会など幅広く活用されている。また、同センターは、災害時に避難生活が長期化した場合、高齢者や障害者を受け入れる福祉避難所の機能も果たすことになっている。

### 障害者環境の改善

障害者が暮らしやすいよう生活環境の改善にも取り組んだ。鹿児島市は平成8年2月、

みんなにやさしいまちづくり

障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安全で快適に施設を利用できる生活環境をつくりだすための「福祉環境整備指針」をまとめた。不特定多数の人が利用する建築物や交通機関、道路、公園などの施設を造る際の技術的基準を定め、「みんなにやさしいまちづくり」を推進するといふもので、技術的基準は9年4月1日以降に建築確認申請する建築物に適用。指針は対象建築物として官公庁舎、病院、映画館、百貨店、ホテル、図書館、ボウリング場など18種類を規定し、通路の幅、スロープのこう配、障害者用駐車スペースの確保など、細かく基準を定めた。このほか、非常警報装置には文字、音などによる設備の併設、バスなどの

交通機関には低床化、車いすを固定できる構造とすることが望ましい、とした。

住宅改造費  
を助成

また、重度身体障害者が住み慣れた自宅で暮らすことを支援するため、住宅改造に必要な経費を助成する。重度身体障害者住宅改造費助成事業を、9年4月から始めた。重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費を助成し、生活環境の整備を図る事業。対象は重度身体障害者またはその同居者で、前年の課税所得金額の合計が330万円以下の世帯とされた。この事業に合わせ、重度身体障害者が安全で快適に在宅で暮らせるよう、住宅改造の相談に応じ、身体状況を踏まえたアドバイスをを行うリフォームヘルパーを派遣する重度身体障害者リフォーム事業も9年度に始めた。利用世帯は、21年度が15世帯、22年度が9世帯、23年度が6世帯、24年度が5世帯、25年度が6世帯となっている。

緊急通報シ  
ステム設置

ほかに、緊急通報システムを設置するひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業(25年度から)や、在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業(13年度から)、重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業(8年度から)、寝たきりの身体障害者の寝具の洗濯、乾燥、消毒を行う寝具乾燥事業(昭和54年度から)、外出困難な重度身体障害者の理髪・美容サービスを行う重度身体障害者理髪・美容サービス事業(平成6年度から)などを行っている。

友愛パスの  
拡充

### 制度面の充実

鹿児島市の友愛パス交付事業は、家に閉じこもりがちな障害者の社会参加を支援するため無料乗車証を交付する制度で、昭和46年に身体障害者を対象にスタートした。平成元年4月からは原爆被爆者、3年4月からは知的障害者、10年4月からは精神障害者も対象となり、順次サービスを広げてきた。同事業は市営の電車・バス、民営バスの無料乗車ICカードを交付しており、25年度の交付状況は、身体障害

者9565人、原爆被爆者153人、知的障害者2749人、精神障害者3784人の計1万6251人となっている。友愛パスのICカードへの切り替えは敬老パスとともに18年3月に実施され、友愛パスは無料のまま据え置かれた。

訪問給食で  
声かけも

歩行や動作が不自由な障害者は買い物や調理が困難なことから食事に課題のある人が多い。このため鹿児島市は12年7月から、ひとり暮らしの重度身体障害者宅などを対象に「ゆうあい訪問給食事業」を始めた。調理することが難しい障害者に栄養バランスのとれた食事を定期的に届ける。食生活を改善して障害者の健康増進を図るとともに、安否の確認や声かけもする。25年度の延べ利用者数は1776人で、延べ利用回数は3万1829食となっている。

このほか、障害福祉サービス利用者負担軽減事業（市単独事業、19年度から）、障害児の療育として障害福祉サービスの中のひとつであった児童デイサービスが移行し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを実施する障害児通所等支援事業（国の制度、24年度から）、障害児通所支援の利用者負担額を無料にする障害児通所支援利用者負担軽減事業（市単独事業、24年度から。19年度から23年度までは児童デイサービス利用者負担軽減事業として実施）、福祉用具貸与事業（市単独事業、3年度から）などを実施している。

相談のワン  
ストップ化

障害者支援の相談業務にも力が注がれた。在宅で生活している障害者やその家族を対象に必要な各種福祉サービスの活用などについて相談を受け、助言や利用援助を行う障害者相談支援等事業を18年度から実施。24年10月には相談支援の拠点となる鹿児島市障害者基幹相談支援センターが設置され、障害者（児）と家族などからの総合的な相談業務を1カ所で受けることができるワンストップ化が図られた。同センターは、情

報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援に加え、関係機関との連絡調整も行い、円滑なサービス提供のための環境整備が進んだ。同センターは、虐待防止センターの役割も担っている。

手当については、重度障害者（児）の福祉を増進するための市民福祉手当Ⅱ（重度障害者（児）手当Ⅱ）が昭和45年4月から実施されている。重度障害者、重度障害児が対象で、市単独事業。国の制度としては、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者のための特別障害者手当、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児のための障害児福祉手当などが実施されている。

タクシー運賃を補助

**自立を目指す障害者** 鹿児島市は、市電・市バスなどが無料で使える友愛パスを利用できない重度障害者の生活の利便性を高め社会参加を図るため、タクシー運賃の一部を補助する友愛タクシー券交付事業を平成4年から開始した。同年7月から重度の身体障害者と知的障害者を対象にスタートし、10年4月から重度の精神障害者も対象に加えた。タクシー券（200円券）を年間70枚交付する内容で、25年度の交付状況は9672人（身体障害者8929人、知的障害者687人、精神障害者56人）となっている。

車の燃料費助成

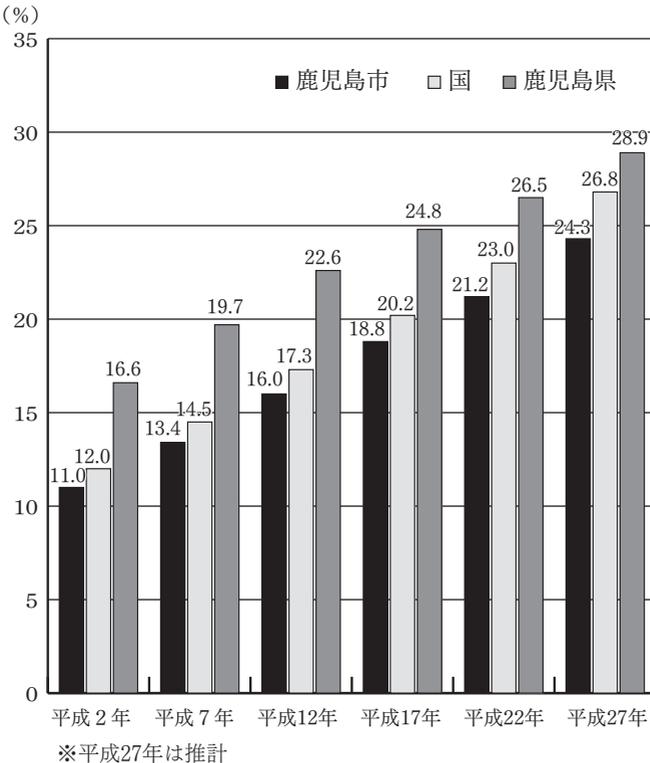
このほか、車を運転する重度身体障害者で低所得の人に車の燃料費の一部を助成する「重度身体障害者がソリン代等助成事業」（市単独事業）を8年度から、心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）に障害者が集い実施される交流事業に補助金を交付する「ゆうあい館交流事業補助金」（市単独事業）を6年度から実施している。

VI 高齢者福祉

在宅福祉サービスの推進

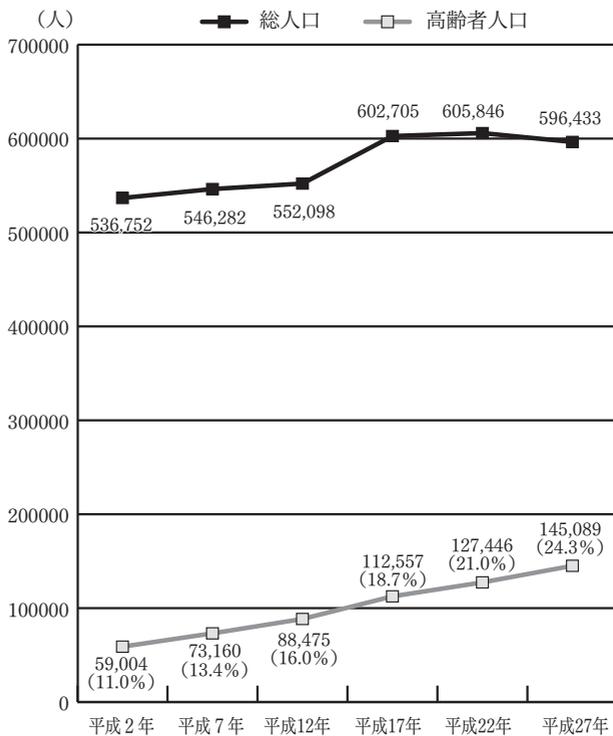
**高齢者福祉の動向** わが国は世界有数の長寿国の一方で少子化が進む。総務省の人口推計によると、26年3月1日現在の総人口・1億2713万6千人に占める65歳以上人口・3237万9千人の比率は25%を占め、4人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えている。今後も高齢者は増え、平成47（2035）年には3人に1人が高齢者と予想されている。政府は活力のある長寿・福祉社会へ向け、平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」を定め、市町村の在宅福祉対策の緊急整備などを柱とする事業計画を打ち出した。2年には老人福祉法などの福祉関係8法の改正が行われ、在宅福祉サービスの積極的な推進が図

第8表 国・県・鹿児島市の高齢化率の比較



られた。7年に高齢社会対策を総合的に推進し経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的に高齢社会対策基本法が施行され、13年に同法に基づいて高齢社会対策大綱が策定された。大綱は、「健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像」を改め、「高齢者の地域社会への参画を促進」する施策を求めた。具体策として、団塊の世代が十数年後には高齢期を迎えることを念頭に希望者全員が65歳まで働けるよう定年延長や継続雇用制度導入による雇用確保を求めた。24年に新たに策定された大綱は、60～64歳の就業率を23年の57・3%から32年に63%まで引き上げる初の数値目標を掲げた。少子高齢化で労働力人口の減少が続くため、働く意欲と能力のある高齢者に現役として社会を支えてもらう狙いがある。このほか在宅医療を24年の17万人分から37年度には29万人分に、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を17

第9表 鹿児島市の人口と高齢者数の推移・推計



年の0・9%から32年度末には3〜5%に増やす目標を盛り込んだ。

高齢者福祉  
元年

鹿児島市は他の自治体に比べると高齢化率は低いものの、市の65歳以上の人口の年齢別割合の推移をみると、平成2年が11・0%、7年が13・4%、12年が16・0%、17年が18・8%、22年が21・2%と、同様に高齢化の傾向にある。市は昭和62年度から長寿社会・生きがい社会への取り組みとして「生き生き健康社会づくり」を市政の柱に掲げ、市民が健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりを進めてきた。平成3年に策定した第三次鹿児島市総合計画の中では、「生涯にわたる健康づくり」と「生きがいに満ちた高齢化社会の創造」を掲げ、高齢者に対するきめ細かな保健福祉施策を推進してきた。とりわけ5年度を「高齢者福祉元年」と位置づけて高齢社会に対応する施策の重点的な整備に着手し、5年度当初予算では高齢者福祉関係予算（老人医療費、養護・特養の措置費を除く）を対前年度比298・8%と大きく拡大した。飛躍的な伸びとなった大きな要因は、高齢者福祉施設管理基金を創設したことによる。基金の果実（利息）を活用して市の各種高齢者福祉施設の管理・運営費に充てた。家庭訪問員や地域ボランティアを地域ごとにグループにまとめ、独居高齢者への声かけ、福祉のニーズを掘り起こす「心をつなぐともしびグループ活動推進事業」も盛り込んだ。

総合的な高  
齢者対策の  
推進

こうしたなか、国の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」をもとに、鹿児島市は6年2月、6年度から11年度までの高齢者対策の指針となる「鹿児島市高齢者保健福祉計画（21輝きプラン）」を策定した。同計画は、高齢者の現状やニーズを踏まえ、11年度までの達成を目指して保健福祉サービスの目標量を定め、その提供体制、推進方策を明確にするとともに保健・医療・福祉の連携、高齢者の生きがい対策、高齢者の住みやす

いまちづくりなどについて具体的な施策を掲げ、総合的な高齢者対策の推進を図ることを目的にした事業計画である。21輝きプランは、特別養護老人ホームの増設について、入所待機者が約240人（5年4月時点）いることなどを考慮し、9施設（667床）を、できるだけ早く16施設（1066床）に増やすこととした。保健、福祉サービスの目標量を具体的に定め、人材育成を含めたサービス体制の確立を掲げたのが特徴で、各種福祉施設の増設や、「寝たきり、痴ほう性老人ゼロ作戦」の推進など、八つの重点方針を立てた。具体的には在宅介護支援センターの増設や特別養護老人ホームの増床、ホームヘルパーの増員のほか、温泉保養施設や福祉総合相談窓口の新設、訪問給食回数を増やすことなどをうたい、総事業費は官民合わせて約266億円を見込んだ。

在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ

在宅介護支援センターは、在宅で支援を必要とする高齢者やその家族の相談に対応し、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう調整する役割を担う。鹿児島市では3年4月1日、特別養護老人ホーム「清谿園」（山田町）と「泰山荘」（皆与志町）の2カ所に設置、開所した。その後、在宅介護支援センターは年々増設され37カ所まで増えたが、介護保険法の改正に伴い、19年2月、新たに発足した社会福祉法人「高齢者介護予防協会かごしま」に集約された。在宅介護支援センターが担っていた機能を引き継いだのは地域包括支援センターで、同年2月1日、鹿児島市内に15カ所オープンした。各センターには保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、医療、福祉の連携強化を目指す。主な役割は、増加が見込まれる要支援者の介護予防計画作成のほか、高齢者や家族の相談を受け、高齢者の権利擁護に取り組み、高齢者虐待の通報窓口を務める。19年4月に始まった改正介護保険法の新予防給付に向けた準備も担った。地域包括支援センターは

「長寿あんしん相談センター」の愛称が付けられ、25年度現在、市域を細分化した17の生活圏域ごとに17カ所設置されている。

介護保険制度の円滑な実施

鹿児島市の高齢者対策の指針である高齢者保健福祉計画（21輝きプラン）が11年度で計画期間を終えるのを受け、市は12年3月、12年度から5年間の高齢者福祉施策の指針となる第1期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。65歳以上の高齢者は、12年の8万6230人（15・6％）から、17年には9万4838人（17・0％）になると推計。5年後の高齢化率は国の19・6％、県の24・3％を下回るものの、高齢化は着実に進行するとした。これらの推計を踏まえ、ホームヘルパー養成や、特別養護老人ホーム179床の整備促進などを目標に掲げた。計画期間は12年度から16年度までで、3年後に見直しを行うとした。政策目標には「介護保険制度の円滑な実施」「高齢者が健康で生き生きと暮らせる環境の整備」「みんなで支え合う心豊かで活力ある地域づくり」を挙げた。保健サービスの目標量では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るため40歳以上の人や32歳の女性を対象に実施する基本健康診査の16年度目標を50％、40歳以上の虚弱者等を対象に実施するB型（地域参加型）機能訓練の16年度目標を180カ所3600人とした。14年度見込みでみると、基本健康診査は40・0％にとどまり、地域参加型機能訓練は目標量を達成した。15年3月には、計画見直しに伴い15～19年度を計画期間とする第2期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。重点課題として①介護サービスの推進及び基盤整備②介護サービスの質的向上③介護予防及び疾病予防④痴呆性高齢者支援対策の推進⑤地域ケアの推進⑥高齢者の積極的な社会参加⑦サービス提供のための体制づくりを挙げた。福祉サービスの目標量について、ケアハウスの19年度目標を47

基本健診、  
受診率50%  
目標

0人、12施設（579人、15施設に見直し）と定めた。保健サービスの目標量については、基本健康診査の19年度目標を受診率50・0%、個人の生活習慣行動や閉じこもり・転倒などの原因となる社会・生活環境について把握・評価などを行う健康度評価事業を19年度3200人（6618人に見直し）と設定した。17年度末の見込みで見ると、ケアハウスは129人、2施設目標量に届かず、基本健康診査は43・0%、健康度評価事業は5418人で目標量に達しなかった。

予防重視へ  
転換

18年3月には、18～20年度を計画期間とする第3期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。同計画は17年6月に成立した介護保険法の一部改正を踏まえ、「予防重視型システムへの転換」を重点課題とした。予防重視型システムへの転換を進めるための取り組みとして、地域包括支援センターを創設した。福祉サービスの20年度目標量については、ケアハウスを480人（14施設）に、保健サービスの20年度目標は、健康教育を420回、訪問指導を590人、790回と設定した。20年度見込みで見ると、ケアハウスは450人（13施設）、健康教育は366回とそれぞれ目標に届かず、訪問指導は800人、800回と目標を上回った。

単身高齢者、高齢夫婦世帯が高い比率

21年3月には、21～23年度を計画期間とする第4期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。同計画では、鹿児島市の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯、高齢夫婦世帯の割合が全国平均より高くなっており、家庭

第10表 高齢者のいる世帯の種別（鹿児島市、国、県）

区分	鹿児島市		国		鹿児島県	
	世帯	割合(%)	世帯	割合(%)	世帯	割合(%)
ひとり暮らし世帯	27,635	33.0	4,790,768	24.7	102,443	34.8
高齢夫婦世帯	27,007	32.3	5,250,952	27.2	95,610	32.5
その他世帯	29,049	34.7	9,295,967	48.1	96,381	32.7
総数	83,691	100.0	19,337,687	100.0	294,434	100.0

(平成22年国勢調査)

の介護力が低くなっている恐れがあることが報告された。重点課題として、引き続き介護予防・健康づくりの推進に力を入れることが挙げられた。保健サービスの23年度目標では、がん検診の受診率を胃がん23・0%、子宮がん25・5%、肺がん25・0%、乳がん22・0%、大腸がん23・0%に、保健指導が必要な人に対する訪問指導を1千人と設定した。23年度見込みでは、がん検診受診率は胃がん8・6%、子宮がん26・8%、肺がん19・1%、乳がん13・2%、大腸がん14・0%と、子宮がんを除いて目標に届かなかった。訪問指導は3500人と目標を大きく上回った。

地域包括ケアの推進

24年4月に施行された介護保険法等の一部改正是、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、生活支援サービスなどを一体的に提供する「地域包括ケアシ

第11表 日常生活圏域の見直し  
〈旧圏域〉



〈新圏域〉



主な見直し内容

- 上町圏域・伊敷圏域 → 上町圏域・伊敷台圏域・西伊敷圏域
- 谷山北圏域・谷山圏域 → 谷山北圏域・谷山中央圏域・谷山南圏域

STEM」の実現を打ち出したのが大きな特徴。鹿児島市が24年3月に策定した第5期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」はこの地域包括ケアの推進に力点を置いた。計画では、日常生活圏域を各圏域内の高齢者人口と面積を考慮して見直し、「上町圏域・伊敷圏域」を「上町圏域・伊敷台圏域・西伊敷圏域」に、「谷山北圏域・谷山圏域」を「谷山北圏域・谷山中央圏域・谷山南圏域」に細分化し、第4期計画までの15圏域を17圏域に増やした。日常生活圏域は、高齢者の生活圏域ごとに市域を細分化し施設やサービスを整備するという考え方。地域密着型サービスでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24年度の588人を26年度は660人に増やすと見込み、夜間対応型訪問介護は、24年度は447人、26年度は505人と見込んだ。各種がん検診の受診率の目標を26年度30・0%と設定した。計画期間は24～26年度までの3年間。

ふれあいや  
交流を支援

**施設の充実** 長寿社会のなかで長い老後を生きる高齢者相互のふれあいや交流を図ろうと鹿児島市が整備に取り組んだのが高齢者福祉センターである。平成6年に策定した「21輝きプラン」の施策として高齢者福祉センター与次郎・高齢者デイサービスセンター与次郎の建設を推進し、8年4月18日、桜島や鹿児島湾を望む与次郎1丁目にオープンした。両センターは鉄筋5階建て延べ床面積3364平方メートルで、総事業費は18億円。1階は寝たきりの高齢者などをバスで送迎するデイサービスセンターで、リハビリ機器や介助入浴ができる温泉などがある。2階から5階までが高齢者相互の交流を通じた健康づくり、生きがいづくりを目的とした福祉センターで、温泉施設や相談センター、レクリエーション施設、トレーニング室、図書室などが整備された。公立のデイサービスセンターは市内では初めてだった。

9年4月12日には、東桜島支所近くに高齢者福祉センター東桜島・高齢者デイサービスセンター東桜島が

開館した。福祉センターは集会室、浴室、図書室などがあり、デイサービスセンターは介助入浴できる浴室、訓練室などが設置された。高齢者や身体障害者は温泉や給食を楽しみ、機能回復訓練もできる。東桜島地区の人々はそれまで桜島町の施設に頼ってきただけに利便性が高まった。

12年12月17日には高齢者福祉センター谷山が上福元町にオープンした。3カ所目の高齢者福祉センターで、同施設としては初めて温泉を利用した水着浴室が設置され、運動浴、歩行浴ができるようになった。16年11月1日に周辺5町と合併したことにより、桜島・松元・郡山の各地域の高齢者福祉センターと「すこやかランド石坂の里」、「喜人老人憩の家」を引き継いだ。さらに、19年

10月1日には吉野支所隣に建設を進めていた複合施設「高齢者福祉センター吉野・北部保健センター」が開館した。この施設の特徴は保健・高齢者福祉の拠点を一体化したことで、利用の効率を高め、吉野地域を中心にした市北部地域の保健、福祉サービスの向上を図る。高齢者福祉センター吉野は、水着着用浴室やトレーニング室、カラオケもある多目的室などがあり、北部保健センターには健康相談室、母子指導室、栄養実習室などを整えた。また、新たな高齢者福祉センターを建設するため、26年度には建設基本計画を策定した。



高齢者福祉センター与次郎

自主サークル活動盛ん

高齢者福祉センターは、卓球、ビリヤード、読書、囲碁などが楽しめる設備もあり、活発に利用されている。コーラスや生け花など利用者がつくった自主サークル活動も盛んになっている。65歳以上であれば簡単な手続きで無料で利用でき、「気の合った同士の世間話が楽しい」といった声も聞かれ、増えつつあるひとり暮らしの高齢者を含め多くの高齢者の交流、健康づくりの場として機能を果たしている。

老人医療費の増大

**高齢者医療** 高齢者医療制度は高齢化の進展とともに制度の見直しが重ねられてきた。昭和48年に70歳以上の老人医療費が無料化されたが、その後、老人医療費は急増し、10年後の昭和58年には老人保健法が施行されて患者負担の導入などが行われた。その後も高齢化の進展で老人医療費の増加は続き、老人保健制度の抜本的見直しを迫られる状況になり、政府の老人保健福祉審議会は平成8年、老人医療費負担の仕組みの見直しが必要と指摘した。政府・与党は医療保険の改革の検討を進め、13年に政府・与党社会保障改革協議会が社会保障改革大綱を策定。14年実施の高齢者医療制度の改革で、70歳以上の高齢者の患者負担は定率1割負担（一定以上の所得の人は定率2割負担）、老人医療の対象年齢を70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引き上げることなどが決まった。

後期高齢者医療制度の施行

20年4月には年々増大が見込まれる高齢者の医療費を支え、負担の公平化を図ることを目的に後期高齢者医療制度がスタートした。これに先立つ19年3月、同制度運営のため鹿児島市をはじめ県内の市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が発足した。市は後期高齢者医療制度の開始に合わせ、国、広域連合とともに同制度の被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病などを早期発見するために「後期高齢者長寿健診事業」を行った。また、20年度から市単独で、被保険者がはり・きゅうの治療を受けたり、

外来人間ドックや脳ドックを受けたりした場合に補助する保健事業を実施している。後期高齢者医療制度は75歳以上と一定の障害のある65歳以上が対象。保険料は、原則、年金から天引きし、会社員の子どもなどに扶養され保険料を納めていなかった高齢者も払わなければならない。患者の窓口負担は原則1割で、現役並みの所得のある人は3割。同制度は、年齢による線引きや保険料天引きが世論の批判を呼んだ。

ふれあい会  
食

**生きがい対策** 鹿児島市は在宅の高齢者の孤独感を解消しようと、平成3年度から「愛のふれあい会食事業」を始めた。閉じこもりがちな高齢者とボランティアと一緒に会食し、楽しく語らいながら食事を楽しむことで高齢者の生きがいの促進を図ることを目的にしている。長い間、寝たきりだった高齢者が会食会場に歩いてやって来るようになったといった出来事も話題になるなど、こうしたふれあい事業はひとり暮らしの高齢者らにとって楽しみになっている。25年度は利用団体が364団体で、利用実績は12万2142人となっている。

公衆浴場の  
利用助成

6年度に始まったすこやか入浴事業は、市内の公衆浴場などを協定料金の3分の1の自己負担で利用できる、すこやか入浴機能付きの敬老パスを70歳以上を対象に交付する制度。高齢者の健康づくりと生きがいづくりを目的にしている。当初は無料入浴券を配っていたが将来にわたって制度を維持、持続させるためとして見直しの検討を重ね、15年7月からの一部利用者負担を打ち出し、15年3月議会に同年7月からの自己負担導入を前提とする関連予算案を提案した。これに対して利用者からは戸惑いの声が上がリ、市議会は7月実施を見合わせる付帯決議をしたうえで予算を可決した。これを受けて市はあらためて自己負担について検討を続け、17年11月から一部自己負担が実施された。25年度の交付実績は8万8243人で、利用実績は55万4518回（延べ回数）となっている。

敬老バス  
ICカード化

昭和42年度から実施している70歳以上の市民を対象にした敬老バス交付事業は、平成18年3月に敬老バスがICカード化されるとともに一部有料化され、電車、バス、桜島フェリーを正規運賃の3分の1の自己負担で利用できるようになった。25年度の交付実績は、8万1558人となっている。

敬老祝事業

昭和32年度からの敬老祝事業は平成18年度から「敬老の日」祝事業と長寿者祝事業を統合して敬老祝事業とし、敬老祝金として88歳は3万円、100歳祝金10万円、男女最高齢者は20万円を支給し、88歳以上に記念品を贈っている。25年度は敬老祝金(88歳)を2500人に、記念品(88歳以上)を1万2393人に、100歳祝金及び長寿者祝金を142人に支給した。

長才まつり  
一新しすこ  
やか長寿ま  
つり

高齢者の生きがいや健康づくりを目的に毎年開かれてきた「長才(おせ)まつり」は23年に25回目を迎え、9月に記念式典が開かれた。24年から「長才まつり」を一新し、9月から10月にかけて「第1回すこやか長寿まつり」が開かれ、ゲートボール大会やグラウンド・ゴルフ大会、ウオークラリー大会などに多くの高齢者らが参加した。

訪問給食で  
安否確認

**在宅福祉** すこやか入浴事業などのほかにも、鹿児島市は在宅福祉の充実に力を入れてきている。平成5年6月には「心をつなぐ訪問給食事業」をスタートした。援護を必要とするひとり暮らしの高齢者などに定期的に給食を提供し、併せて安否確認をすることで孤立しがちな高齢者の孤独感を和らげるとともに、食生活の向上を図



第1回すこやか長寿まつり(グラウンド・ゴルフ大会)

る事業。配食に従事する者とのふれあいを通して高齢者の自立意欲を高めることも目的に掲げている。当初は昼食だけの配食だったが、16年7月から夕食も始めた。25年度の利用者は1985人で、配食数は昼食、夕食合わせ延べ37万5034食となっている。

#### 住宅改造を 助成

9年度からは、体の不自由な高齢者や障害者にとって暮らしやすい居住環境づくりを支援するため高齢者住宅改造費助成事業を開始した。在宅の高齢者などがある世帯に対し、住みやすく介護しやすいように住宅を改造する際、一定の費用を助成する。この事業に合わせて同年度から住宅改修指導事業も始めた。高齢者や同居する介護者がバリアフリーなど住宅の改造を検討する際、希望する人に建築士や理学療法士、介護福祉士などの専門家を派遣し身体状況や家屋の現状に応じたアドバイスをを行い、適切な住環境の改善につながることを目的にした事業。

#### 紙おむつ支 給

12年度からは、紙おむつ等助成事業にも取り組んだ。非課税世帯の65歳以上の高齢者で、自宅や入院先の病院で紙おむつを使っている人が対象。在宅の場合、要介護度に応じて年額5万円か10万円相当の紙おむつが現物支給される。入院中の場合、月4000円以内の現金が支給される。25年度の実績は、認定者数8457人（現物支給5629人、現金支給2828人）となっている。

#### 寝たきり 高齢者に 理髪・美容 サービス

ほかに、老人性白内障等特殊眼鏡等助成事業（市単独、4年度から）、寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業（市単独、6年度から）、寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業（市単独、8年度から）、虚弱高齢者等福祉用具給付事業（市単独、12年度から）、ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（市単独、25年度から）などが実施されている。

## VII 介護保険

介護の社会  
化模索

**介護保険制度の創設、変遷** 高齢社会の進行に伴って支援を必要とする高齢者が増えていく。こうした現実に対応するかが社会的な課題となってきた。平成6年、厚生省に高齢者介護対策本部が設けられ、高齢者介護の新たな制度構築の検討が本格化した。高齢者の同居率が低下して単身高齢者や高齢夫婦世帯が増加し、働く女性も増え、家族による高齢者の介護が困難な状況が生じている。こうした社会の変化が、家族介護から介護の社会化へ制度の模索を本格化させたといえる。8年には厚生大臣の諮問機関である老人保健福祉審議会が、介護保険制度の基本的目標や介護サービスの在り方などを提起する報告をまとめ、これを受けて介護保険法が9年12月に成立し、12年4月に介護保険制度がスタートした。

運営主体は  
市町村

介護保険制度は、病気やけがによって寝たきりなど体が不自由になったり、認知症などになって介護が必要になったりした人に、尊厳をもつて日常生活を営めるよう、入浴、排せつ、食事など必要な保健医療サービスや福祉サービスを給付する。介護保険制度の運営主体は市町村。介護サービスを利用するときは、市町村に要介護認定の申請を行い、市町村職員または市町村の委託を受けた介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状態を調査し、かかりつけ医の意見をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する審査会で要介護度を判定する。要介護認定は、介護の必要度を軽い方から「要支援」「要介護1〜5」の計6段階（その後7段階）に判定し、これに該当しないとサービスを利用できない。

主なサービスは、介護サービスⅡ訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）など、介護予防サービスⅡ介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションなど、施設サービスⅡ介護老人福祉施設、介護老人保健

第12表 介護サービスの種類

1	在宅（介護予防）サービス
	<p>居宅サービス区分</p> <p>訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）                  訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護                  訪問看護・介護予防訪問看護                  訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション                  通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）                  通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）                  短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）                  短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）                  福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（福祉用具のレンタル）</p> <p>その他のサービス</p> <p>居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導                  特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護                  特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）                  住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給                  居宅介護支援（ケアマネジメント）                  介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）</p>
2	施設サービス
	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）                  介護老人保健施設（老人保健施設）                  介護療養型医療施設（療養病床等）</p>
3	地域密着型（介護予防）サービス
	<p>小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護                  夜間対応型訪問介護                  地域密着型特定施設入居者生活介護                  認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護                  （認知症対応型デイサービス）                  認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護                  （認知症高齢者グループホーム）                  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                  定期巡回・随時対応型訪問介護看護                  複合型サービス</p>

施設など、地域密着型サービスⅡ定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など。

#### 社会保険方式

介護保険制度は社会保険方式で、制度の財政は、公費（国、都道府県、市町村）、保険料、利用者の自己負担で賄われる。介護保険の被保険者は40歳以上で、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者からなり、第1号被保険者の保険料は原則として年金から天引きされ、第2号被保険者の保険料は医療保険の保険料と一括徴収される。サービス利用者の自己負担は、かかった費用の1割の負担となっている。

#### 介護保険準備室を設置

鹿児島市は介護保険制度の開始を「国民健康保険導入に匹敵する大きな制度改革」と位置づけ、10年4月、職員5人から成る「介護保険準備室」を設置し、備えを本格化させた。当初予算に1611万3千円を計上、事務処理システム開発や要介護認定の対応づくり、介護保険事業計画に取り組んだ。システムづくりの参考にするため被保険者となる人たちから介護サービスの実態やニーズの聞き取り調査も行った。また、10年10月には介護保険準備室を5人増員し、さらに、11年4月には13人増員して23人体制とした。

#### 4カ所の窓口で申請受け付け

鹿児島市の要介護認定の申請受け付けは、11年10月1日に始まった。県内で最多の1万1千人の申請が見込まれ、受け付け開始日は



介護認定審査会委員の委嘱式

介護保険準備室に4カ所の窓口を開設し、対応した。この日は介護保険サービス給付の基礎となる要介護・要支援の認定をする市の介護認定審査会委員の委嘱式と総会が市役所であった。保健・医療・福祉の学識経験者84人が出席し、審査開始に備えてその後の日程などを確認した。委員は市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、県看護協会、県理学療法士会、県作業療法士会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県老人保健施設協会、鹿児島地区老人福祉施設協議会の各団体から104人を選出。グループをつくって審査に当たることになった。

#### 健康福祉局 を新設

12年4月1日の介護保険制度の実施にあわせて、保健部門と福祉部門を一体化した組織機構の整備を行い、健康福祉局を新設した。昭和48年以來の新設局だったが、スムーズな滑り出しとなった。介護保険準備室は介護保険課と名称が変わり、職員も35人に増員され、引き続き要介護認定作業の業務などに従事した。3月31日までに要支援、要介護と認定された人は1万670人で、7割が在宅サービス、3割が施設の利用者と見込まれた。4月1日は鹿児島市内の各事業所でも出発式などが開かれた。訪問介護、訪問入浴、デイサービスを提供する鹿児島市社会福祉協議会は、祇園之洲町の本部で事業開始式があり、民間事業所との競争のなかで誇りと自信を持ってサービスを提供してほしいとの訓示があった。

#### 負担増の懸 念も

一方、介護保険制度スタート前は、サービスの担い手であるホームヘルパーの養成などの課題や、低所得者にとって負担増になるのではないかと、だれもが納得のいく要介護認定の判定が行われるのか、などの不安も聞かれた。また、介護保険制度導入によって、入所する特別養護老人ホームを市町村が決める「措置制度」から、利用者側が自分に適した施設を選べるようになったが、鹿児島市は多くの入所待機者を抱え、

サービス向上研修会

入所までに平均2年はかかるといわれるなど、利用者側が選べるほど施設の数が整っていないとの指摘もあった。

鹿児島市は制度スタートに合わせ、サービスの質の向上などに向けた施策に取り組んだ。サービス事業者振興事業（12年度から）は、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者に対する研修会の開催、新規に参入しようとする民間事業者などに対して介護サービス事業の立ち上げの相談や支援を実施した。ケアプラン指導研修事業（12年度から）は、介護支援専門員に対し事例検討会などの研修会を開催しケアプラン作成技術の向上を図った。福祉用具及び住宅改修事業者研修事業（12年度から）は、介護保険対象の決定が、福祉用具の購入または住宅改修の後になされることから、利用者が適切なものを選択できるように、制度内容や事例について介護支援専門員や事業者などの研修を実施した。介護相談員派遣事業（13年度から）は、介護相談員が介護サービスの提供の場を訪ねてサービス利用者などの話を聞くことにより、利用者の疑問や不満、不安を解消し、介護サービスの質の向上を図った。

21輝きプランで介護の社会化提起

さらに鹿児島市は6年に策定した「鹿児島市高齢者保健福祉計画（21輝きプラン）」で、核家族化や女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等により、これまで家族が担ってきた介護力は低下したとして介護の社会化の必要性を指摘し、特別養護老人ホームの増設や人材育成を目標として示した。さらに、「21輝きプラン」の計画期間終了を受け12年3月に策定された第1期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」には介護サービスの基盤整備などを重点施策として盛り込んだ。

サービス見  
込み量を設  
定

12年度から5年間の高齢者福祉施策の指針となる第1期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」は、介護保険制度の円滑な実施を基本的な政策目標の1番目に挙げ、重点課題とそれに対する取り組みとして、介護サービスの基盤整備、介護サービスの質的向上、介護予防の推進、痴呆性高齢者対策などを掲げた。介護保険対象サービスの見込み量を、在宅サービス15種類、施設サービス3種類について、12年度から16年度にかけ年度ごとに示した。16年度の訪問介護102万5196回に対応するホームヘルパーを常勤換算で770人と見込み、今後新たに常勤ヘルパー266人が必要とした。通所介護（デイサービス）は、16年度13万7330回（サービスセンター換算で19カ所）と見積もり、11年度見込みが25カ所あることから、サービスは提供される、などとした。介護保険対象サービスの事業費の見込みを、12年度194億6692万円、13年度224億9696万円、14年度239億654万円、総額658億7042万円と試算した。計画期間中は12年度から16年度までで、3年後に見直すとした。14年度の実績見込をみると、訪問介護は66万4510回にとどまり、通所介護は21万6千回と目標を上回った。

65歳以上の高齢者は、12年の8万6230人（高齢化率15・6％）から、17年には9万4838人（同17・0％）になると推計。5年後の高齢化率は国の19・6％、県の24・3％を下回るものの、高齢化は着実に進行するとした。要支援・要介護高齢者は、16年度は約1万2600人と見込んだ。

認定率、国  
を上回る

鹿児島市の要介護・要支援認定者数は、13年で1万4千人を超え、65歳以上に占める割合（認定率）は15・6％となった。市の13年の認定率は、県の認定率16・6％を下回ったものの、国の認定率12・3％を大きく上回った。13年度に実施された高齢者実態調査によると、鹿児島市の主な介護者は「配偶者」が29・8％で最も多

第13表 介護保険対象サービスの見込み量

第1期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」

	サービスの種類	平成12年度	平成16年度
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	604,575回/年	1,025,196回/年
	訪問入浴介護	7,944回/年	8,884回/年
	訪問看護	134,003回/年	227,146回/年
	訪問リハビリテーション	13,681回/年	23,064回/年
	通所介護(デイサービス)	85,753回/年	137,330回/年
	通所リハビリテーション(デイケア)	200,075回/年	282,926回/年
	短期入所生活介護(介護老人福祉施設などにおけるショートステイ)	42,492日/年	81,663日/年
	短期入所療養介護(介護老人保健施設などにおけるショートステイ)	42,064日/年	61,981日/年
	痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人のグループホーム)	4カ所 (32人)	11カ所 (99人)
	特定施設入所者生活介護(ケアハウスなどにおける介護)	0カ所 (0人)	2カ所 (20人)
	福祉用具貸与	4,849件	7,373件
	福祉用具購入費の支給	1,227件	1,381件
	住宅改修費の支給	468件	526件
	居宅療養管理指導	2,929人	5,047人
居宅介護支援	6,272人	7,990人	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,137人	1,266人
	介護老人保健施設(老人保健施設)	1,084人	1,108人
	介護療養型医療施設(療養型病床群等)	1,030人	1,112人

く、性別では「女性」が79・0%だった。年齢は、「40歳以上65歳未満」が53・1%で最も多く、65歳以上が全体の4割を超えた。

#### ユニットケアの促進

15年3月には15～19年度を期間とする第2期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。前計画で見込み量を定めた介護保険サービスの現状については、概ね利用者のニーズに対応しているとしたが、サービス量の確保と質の向上が課題として指摘され、痴呆対応型共同生活介護は、事業者のグループホームの設置意向が強く、14年度の設置見込みは8カ所だったが、実績見込みは27カ所と大きく上回った。事業計画の主な施策として、①介護老人福祉施設の個室化と介護施設入所者をグループ単位で世話する「ユニットケア」の促進②受け付け順を優先している介護老人福祉施設の入所を改め、要介護度を考慮する指針作成を進める③介護保険料の減額など低所得者対策の実施④訪問介護、訪問看護、通所介護等介護保険対象サービス事業者の参入促進やサービスの質の向上の推進などが盛り込まれた。15～17年度の介護保険対象サービスの事業費の見込みを、施設サービスは3年度で413億3247万円、居宅サービスが372億5599万円、その他が47億535万円、総計で832億9381万円とした。

#### 介護予防に力点

18年3月には18～20年度を期間とする第3期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。17年6月に成立した介護保険法の一部改正を踏まえ、「予防重視型システムへの転換」を重点課題の筆頭に掲げ、介護予防に力点を置いた。主な施策の展開として、①介護予防に係る介護保険対象サービスの事業者の参入促進とサービスの質の向上の推進②口腔（こうくう）機能向上事業など介護予防事業の実施③介護予防マネジメント事業など包括的支援事業の実施④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関として地域包

第14表 介護保険対象サービスの見込み量  
第2期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」

	サービスの種類	平成15年度	平成19年度
居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	679,319回/年	1,175,606回/年
	訪問入浴介護	20,501回/年	31,072回/年
	訪問看護	79,436回/年	94,017回/年
	訪問リハビリテーション	9,915回/年	20,636回/年
	通所介護 (デイサービス)	261,304回/年	528,251回/年
	通所リハビリテーション(デイケア)	349,960回/年	495,993回/年
	短期入所生活介護(介護老人 福祉施設などにおけるショート ステイ)	50,371日/年	104,558日/年
	短期入所療養介護(介護老人 保健施設などにおけるショート ステイ)	17,241日/年	35,789日/年
	痴呆対応型共同生活介護(痴 呆性高齢者のグループホーム)	235人	261人
	特定施設入所者生活介護(ケ アハウスなどにおける介護)	50人	50人
	福祉用具貸与	3,342件	5,021件
	福祉用具購入費の支給	2,500件	3,502件
	住宅改修費の支給	2,117件	2,965件
	居宅療養管理指導	1,550人	2035人
居宅介護支援	10,295人	14,964人	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)	1,242人	1,555人
	介護老人保健施設(老人保 健施設)	1,100人	1,145人
	介護療養型医療施設(療養病 床等)	771人	963人

第15表 介護保険サービスの見込み量

第3期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」

	サービスの種類	平成18年度	平成20年度
居宅サービス (要介護1～5 が対象)	訪問介護(ホームヘルプサービス)	965,082回/年	576,517回/年
	訪問入浴介護	19,873回/年	16,704回/年
	訪問看護	86,367回/年	68,508回/年
	訪問リハビリテーション	10,754回/年	8,749回/年
	居宅療養管理指導	1,576人	1,219人
	通所介護(デイサービス)	237,642回/年	103,336回/年
	通所リハビリテーション(デイケア)	417,270回/年	278,854回/年
	短期入所生活介護(ショートステイ)	81,554日/年	68,540日/年
	短期入所療養介護(ショートステイ)	14,840日/年	12,472日/年
	特定施設入居者生活介護	133人	220人
	福祉用具貸与	5,722件	4,062件
	特定福祉用具販売	3,420件	2,643件
	住宅改修費の支給	2,757件	2,131件
居宅介護支援	13,156人	6,617人	
介護予防サー ビス(要支援 1～2が対象)	地域包括支援センター	15カ所	15カ所
	介護予防訪問介護(ホームヘルプ サービス)	—	333,070回/年
	介護予防訪問入浴介護	—	74回/年
	介護予防訪問看護	—	10,016回/年
	介護予防訪問リハビリテーション	—	956回/年
	介護予防居宅療養管理指導	—	235人
	介護予防通所介護(デイサービス)	—	89,945回/年
	介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	—	131,628回/年
	介護予防短期入所生活介護(ショ ートステイ)	—	3,972日/年
	介護予防短期入所療養介護(ショ ートステイ)	—	723日/年
	介護予防特定施設入居者生活介護	—	63人
	介護予防福祉用具貸与	—	1,416件
	介護予防特定福祉用具販売	—	881件
	介護予防住宅改修費の支給	—	710件
	介護予防居宅介護支援	—	6,677人
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人 ホーム)	1,782人	1,903人
	介護老人保健施設(老人保健施設)	1,273人	1,321人
	介護療養型医療施設(療養病床等)	845人	845人

括支援センターを創設する―ことなどを盛り込んだ。要支援1〜2の人を対象に19年4月から介護予防サービスが実施されたため、同サービスの見込み量及び目標量を設定した。20年度の介護予防訪問介護を33万3070回、介護予防通所介護を8万9945回、介護予防通所リハビリテーションを13万1628回と見込んだ。20年度の実績は、介護予防訪問介護が14万7652回、介護予防通所介護が10万1688回、介護予防通所リハビリテーションが7万6762回だった。

18〜20年度の介護保険対象サービスの給付費等の見込みは、施設サービス384億4803万円、居宅サービスなど472億6438万円、その他41億5721万円で、総計で898億6962万円と試算した。また、市の17年度の要介護・要支援認定者数は2万2611人で、65歳以上に占める割合（認定率）は20・1%。今後も認定率は20%前後で推移すると推計した。

認知症サ  
ポーターを  
養成

第4期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」（21〜23年度）は21年3月に策定された。重点課題と取り組みとしては高齢者の介護予防対策の積極的な推進と壮年期からの健康づくりのために生活習慣病の予防などを掲げた。主な施策の展開として、介護予防事業・包括的支援事業など地域支援事業の実施による介護予防の推進、訪問介護・通所介護などの居宅サービス及び介護予防サービスの充実、在宅介護支援システム設置事業の実施などひとり暮らしへの支援、シルバー人材センターとの連携による会員の拡大や就業分野の開拓、研修活動の充実による高齢者の就労促進―などを盛り込んだ。地域支援事業の見込み量も示した。介護予防事業については、要支援または要介護状態になる恐れのある特定高齢者を把握する生活機能評価事業の23年度の受診者数を2万4千人、把握数を3千人、運動機能が低下している特定高齢者に筋力トレー

ニングなどを実施する特定高齢者運動器機能向上事業を23年度で300人、口腔機能が低下している特定高齢者に口腔清掃指導などを実施する口腔機能向上事業に23年度で200人と見込んだ。任意事業では、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための講座を実施する研修事業について、23年度の受講者を1万3千人と見込んだ。地域支援事業の23年度実績見込みは、元気づくり高齢者促進事

第16表 介護保険サービスの見込み量  
第4期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」

	サービスの種類	平成21年度	平成23年度
居宅サービス	訪問介護	611,165回/年	652,145回/年
	訪問入浴介護	17,625回/年	19,128回/年
	訪問看護	69,370回/年	74,981回/年
	訪問リハビリテーション	33,984回/年	36,697回/年
	居宅療養管理指導	1,588人/月	1,702人/月
	通所介護	312,337回/年	332,675回/年
	通所リハビリテーション	342,625回/年	366,059回/年
	短期入所生活介護	101,368日/年	108,188日/年
	短期入所療養介護	13,082日/年	13,133日/年
	特定施設入居者生活介護	270人/月	332人/月
	福祉用具貸与	4,510人/月	4,867人/月
	特定福祉用具販売	2,234件/年	2,392件/年
	住宅改修費の支給	1,330件/年	1,426件/年
居宅介護支援	8,747人/月	9,422人/月	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	153,001回/年	162,302回/年
	介護予防訪問看護	4,371回/年	4,646回/年
	介護予防訪問リハビリテーション	1,903回/年	2,024回/年
	介護予防居宅療養管理指導	135人/月	144人/月
	介護予防通所介護	105,078回/年	111,459回/年
	介護予防通所リハビリテーション	79,980回/年	84,851回/年
	介護予防短期入所生活介護	1,588日/年	1,634日/年
	介護予防短期入所療養介護	141日/年	131日/年
	介護予防特定施設入居者生活介護	49人/月	61人/月
	介護予防福祉用具貸与	670人/月	711人/月
	特定介護予防福祉用具販売	1,103件/年	1,182件/年
	介護予防住宅改修費支給	830件/年	889件/年
	介護予防居宅介護支援	4,731人/月	5,022人/月

日常生活圏  
域を細分化

業1万1200人、口腔機能向上事業255人、認知症サポーター養成研修事業3500人だった。

また、21年度から3年間の介護保険給付費の見込みを1015億2294万円と算定した。

第5期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」（24～26年度）は24年3月に策定され、23年6月の介護保険法等の一部改正を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に力点を置いた。施策の展開として、生きがい・仲間づくりの推進、元気高齢者の社会参画・就労の促進、在宅生活を支援するサービスの推進、認知症支援策・高齢者の権利擁護の推進、高齢者を地域全体で支えるための体制整備などを挙げた。24～26年度の保険給付費の見込みは、施設・

	サービスの種類	平成21年度	平成23年度
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,754人/月	1,967人/月
	介護老人保健施設（老人保健施設）	1,267人/月	1,397人/月
	介護療養型医療施設（療養病床等）	517人/月	262人/月
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	50人/月	56人/月
	認知症対応型通所介護	49,669回/年	51,143回/年
	小規模多機能型居宅介護	232人/月	478人/月
	認知症対応型共同生活介護	1,542人/月	1,671人/月
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23人/月	52人/月
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人/月	29人/月
	介護予防認知症対応型通所介護	133回/年	142回/年
	介護予防小規模多機能型居宅介護	15人/月	31人/月
	介護予防認知症対応型共同生活介護	3人/月	3人/月
医療から施設へ 療養の転換		28人/月	50人/月

第17表 介護保険サービスの見込み量

第5期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」

1) 居宅サービス等

サービスの種別	単位	24年度	26年度	サービスの内容
		見込	見込	
訪問介護	回	653,580	777,965	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の世話などを行う。
	予防 人	30,864	32,261	
訪問入浴介護	回	21,868	31,028	訪問入浴車で家庭を訪問して、入浴を提供する。
	予防 回	0	0	
訪問看護	回	77,716	97,519	看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などを行う。
	予防 回	4,575	5,160	
訪問リハビリテーション	回	101,583	122,633	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などを行う。
	予防 回	7,210	8,190	
居宅療養管理指導	人	23,004	27,794	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上必要な管理や指導などを行う。
	予防 人	1,752	1,938	
通所介護	回	511,651	581,061	デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか機能訓練などを行う。
	予防 人	24,072	25,365	
通所リハビリテーション	回	362,542	408,085	介護老人保健施設や病院などで心身の機能回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などを行う。
	予防 人	14,052	15,259	
短期入所生活介護	日	126,569	148,886	介護老人福祉施設などに短期間入所してもらい、そこで入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話などを行う。
	予防 日	1,909	2,173	
短期入所療養介護	日	14,725	17,289	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所してもらい、そこで看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話などを行う。
	予防 日	62	67	
特定施設入居者生活介護	人	3,600	3,780	有料老人ホームやケアハウスに入居している要支援・要介護者に対し、介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護及びその他の日常生活の世話などを行う。
	予防 人	694	732	
福祉用具貸与	人	61,272	71,175	車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
	予防 人	13,008	14,267	

サービスの種別	単位	24年度	26年度	サービスの内容
		見込	見込	
特定福祉用具販売	人	2,352	2,616	ポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
	予防 人	1,124	1,212	
住宅改修費支給	人	2,160	2,388	手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給する。
	予防 人	1,716	1,824	
居宅介護支援	人	115,260	131,184	居宅で介護を受ける要支援・要介護者の心身の状況、希望などを踏まえ、介護サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整などを行う。
	予防 人	62,688	66,084	

## 2) 施設サービス

サービスの種別	単位	24年度	26年度	サービスの内容
		見込	見込	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人	24,120	25,608	入所者に、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等を行う。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	人	15,948	16,164	入所者に、介護サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等を行う。
介護療養型医療施設 (介護療養病床)	人	4,008	3,804	入院者に、介護サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話及び機能訓練その他必要な医療等を行う。

## 3) 地域密着型サービス等

サービスの種別	単位	24年度	26年度	サービスの内容
		見込	見込	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人	588	660	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護	人	447	505	夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話などを行う。
認知症対応型通所介護	回	66,514	77,247	認知症である者についてデイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか機能訓練などを行う。
	予防 回	516	576	

居住系サービスが537億4937万円、居宅サービスが602億1559万円、その他が69億1343万円で、総計が1208億7839万円。介護予防事業費、包括的支援事業などの地域支援事業費を3年度の総計で22億7794万円と見込んだ。地域密着型サービスなどを均一に提供できるように設定している日常生活圏域は、それまで15圏域に区分していたが、第5期の計画では、高齢者人口や面積などを考慮してさらにきめ細かく区分し、2圏域増やして17圏域とした。また、鹿児島市の要介護・要支援認定者は23年が2万7316人で、26年には3万615人となる見込みを示した。23年に実施した高齢者等実態調査によると、自らに介護が必要になった場合の一般の高齢者の意向をみると、在宅での介護を希望する人が施設への入所を希望する人より多い結果となった。

サービスの種別	単位	24年度	26年度	サービスの内容
		見込	見込	
小規模多機能型居宅介護	人	4,008	4,152	「通い」を中心として、要支援・要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事その他日常生活上の世話及び機能訓練などを行う。
	予防	336	396	
認知症対応型共同生活介護	人	21,168	22,032	軽度から中度の認知症である高齢者等が共同（5～9人）で生活し、そこで食事、入浴などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練などを行う。
	予防	60	60	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	924	924	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者に対し、介護サービス計画に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護及びその他の日常生活の世話などを行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	696	696	入所者に、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等を行う。
複合型サービス	人	1,152	1,272	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせる複合型サービスを創設する。

要支援者対象に新予防給付

この間、介護保険制度の手直しも行われた。介護保険法は、法施行後5年を目途に必要な見直しを講じることを規定しており、18年4月に初の制度改正があった。12年4月の法施行後、高齢化の進行などで全国的に介護給付費は増え続けた。このため、改正は要介護者を減らして給付費の伸びを抑制することを目指す介護予防に重点が置かれ、要介護度の低い人を対象にした「新予防給付」と、介護が必要となる可能性のある予備軍を対象に実施する「地域支援事業」の創設が中心となった。要支援と要介護1の人を対象に、新たに要支援1及び要支援2という区分を設定し、この要支援者を対象に実施するのが新予防給付で、筋力向上トレーニング、歯磨きや義歯調整などの口腔ケア、栄養改善指導などの新サービスが受けられることになった。市町村ごとに実施する地域支援事業は、骨折しないための転倒予防トレーニングや調理実習などが主な内容となった。また、認知症高齢者対策の切り札として小規模な施設でデイサービスや宿泊などのサービスが受けられる地域密着型サービス（小規模多機能型介護など）を創設、地域の総合的な相談窓口として地域包括支援センターも新たに設置された。さらに、サービスの質を高めるため、ケアマネジャー資格を刷新とし研修を義務化。65歳以上の人の保険料特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金に拡大した。このほか、特別養護老人ホームなど介護施設での食費、居住費を保険給付から外し、入所者の自己負担とする新たな費用の徴収は17年10月から始まった。介護保険法改正によって「痴呆」の語は法律上も「認知症」に改められた。

24年4月にも介護保険法は改正され、医療と介護のケアを同時に必要とする高齢者の自宅を定期的に巡回する訪問サービスを導入。たんの吸引など、原則的に医師や看護師に限られている医療行為を介護職員もで

訪問サービス導入

地域支援事業を創設

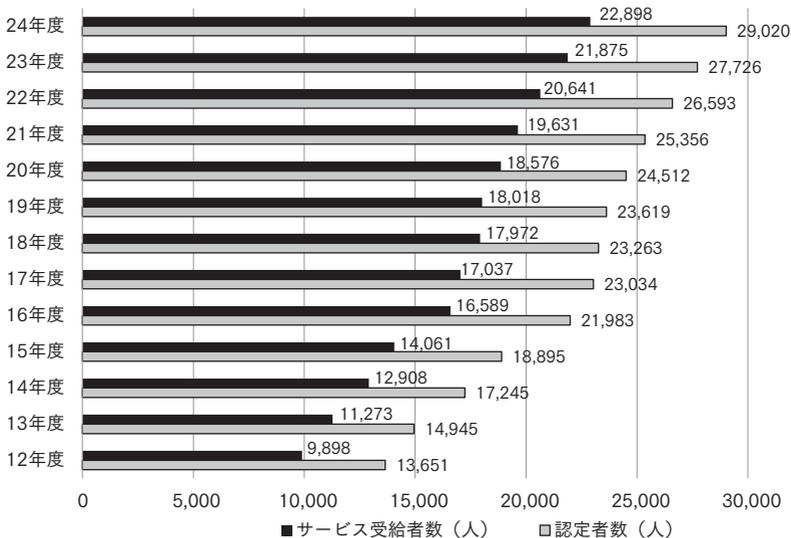
きるようにし、在宅ケアの環境を整えた。

18年の法改正を受けて鹿児島市は18年度に地域支援事業、地域密着型サービスの創設、19年2月に地域包括支援センターの設置（15カ所）、19年度から新予防給付を実施するなど対応した。地域支援事業は、介護予防事業（栄養改善、口腔機能向上、運動器機能向上、健康教育、健康相談など）、包括的支援事業（地域包括支援センターで保健師などが総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う）、任意事業（介護給付適正化、家族介護講習会等開催、ひとり暮らし高齢者等短期入所、家族介護慰労金支給、徘徊高齢者家族支援サービスなど）。

介護保険総費用、年々増加

厚生労働省によると、介護保険の総費用は年々増え続けており、制度が始まった12年度は3・6兆円だったが、24年度は約2・4倍の8・8兆円に膨らんだ。要介護（要支援）の認定者も12年の約218万人に対

第18表 鹿児島市の介護保険認定者とサービス受給者

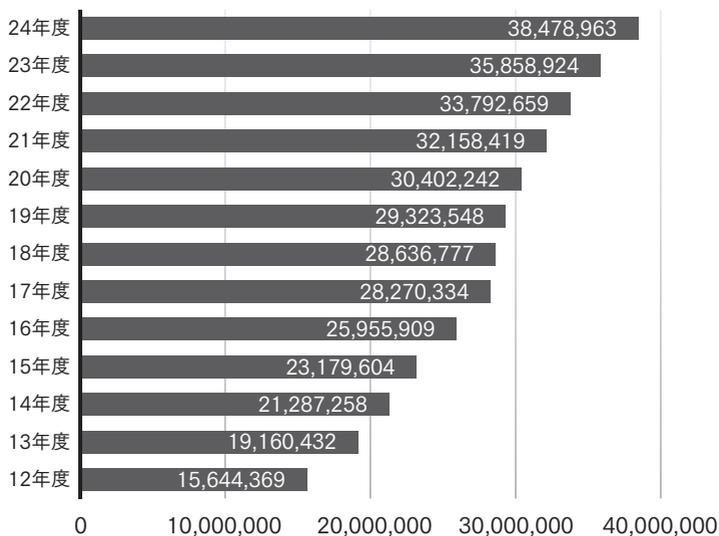


市も介護保  
険給付費  
2・5倍に

し24年は約533万人に増加。介護サービス受給者数も12年の約149万人から24年は約445万人に増えた。65歳以上が支払う保険料基準額の全国平均(月額)は、第1期(12～14年度)は2911円だったが、次第に高くなり、第5期(24～26年度)は4972円となった。

鹿児島市も同様の傾向にある。介護保険給付費の推移をみると、制度スタートの12年度は約156億4400万円だったが、24年度はおよそ2・5倍の約384億7900万円に。要介護・要支援を含めた認定者数は12年度が約1万3600人、24年度は約2万9千人に増加。サービス受給者は12年度が9898人、24年度は2万2898人に増えた。保険料基準額(月額)は、第1期の最終14年度は3万9千円、第2期(15～17年度)4万5300円、第3期(18～20年度)4万8800円、第4期(21～23年度)4万8800円、第5期(24～26年度)5万8400円となった。

第19表 鹿児島市の介護保険給付費の推移 (単位：千円)



## 第二章 保健衛生

### Ⅰ 医療制度

臨床研修義  
務化

**医療制度の動向** 平成に入り数次にわたって医療法が改正された。4年7月の改正では医療施設の機能分化を図ることを目的に「特定機能病院」と「療養型病床群」が制度化された。特定機能病院制度は、高度医療を担う中核病院がその機能を十分に発揮できるようにするための仕組みで、軽症の患者は、まずかかりつけ医や病院を受診し、必要があれば紹介状をもらって特定機能病院に行く。鹿児島県では鹿児島大学医学部付属病院が承認された。10年4月施行の改正では、かかりつけの医師らに対する支援策として「地域医療支援病院」が制度化され、鹿児島市医師会病院が承認された。このほか、医療の提供に当たってのインフォーマド・コンセント（患者に対する十分な説明と同意）の努力規定が整備された。13年施行の改正では、一般病院の看護職員配置基準を「入院患者4人に1人」から「3人に1人」へ引き上げることや、医師の臨床研修義務化が盛り込まれた。

患者負担引  
き上げ

高齢化の進行や医療技術の高度化などによって医療費が増大するのに伴い、患者の自己負担も少しずつ引き上げられた。被用者保険の被用者本人の自己負担をみると、昭和59年に患者の自己負担が定額から1割に、平成9年に1割から2割に、14年に2割から3割に改正された。扶養家族の自己負担は、外来は昭和48年以降3割で、入院は48年に5割から3割に、55年に3割から2割に引き下げられたが、平成14年に2割から3

割に引き上げられた。国民健康保険の自己負担は昭和43年以降、3割となっている。

死因の最多は悪性新生物

厚生労働省によると、全国の死者数は平成15年から100万人を超え、23年は120万人台となった。24年の全国の死因別順位は「悪性新生物」が28・7%で最も多く、全死亡者の3・5人に1人は悪性新生物で死亡している。以下、死因は、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順だった。

市の死亡者数、増加傾向

鹿児島市の死亡者数も年々増加傾向にあり、平成2年は3062人だったが、16年に4千人台となり、24年は5645人(男2846人、女2799人)だった。市の死因別統計をみると、昭和55年以降、1位は「悪性新生物」となっている。24年の死亡原因は「悪性新生物」29・1%、「心疾患」15・4%、「肺炎」11・0%、「脳血管疾患」10・9%と全国と同様の傾向だった。24年の悪性新生物死亡者の部位別の割合は、「気管、気管及び肺」が19・0%で最も多く、「結腸」9・8%、「胃」9・4%、「肝及び肝内胆管」8・0%、「膵」7・9%、「胆のう及びその他の胆道」6・3%、「直腸S状結腸移行部及び直腸」4・8%などだった。24年の死因上位を人口10万人対比でみると、悪性新生物が271・0、心疾患が143・2、肺炎が102・2、脳血管疾患が101・7だった。

医療費はほぼ倍に

**医療費の増大** 高齢化と医療技術の進歩で医療にかかる費用が増え続けている。平成24年度に病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費の総額(概算医療費)は、38・4兆円となり、前年度の37・8兆円に比べ0・6兆円の増加、1・7%の伸びだった。元年度の国民医療費約19・7兆円と比べると、約18・7兆円、95%の増で、ほぼ倍にまで膨らんだ。

1人当たり  
も1・9倍

24年度概算医療費のうち、70歳未満は19・0兆円(49・5%)で、70歳以上は17・4兆円(45・4%)に上っており、前年度に対する伸び率をみると、70歳未満の0・6%に対し、70歳以上は2・8%だった。人口1人当たりの医療費の推移をみると、元年度の16万100円(国民医療費ベース)に対し、24年度は30万1千円と約1・9倍に増えた。24年度の1日当たりの医療費は約1万4800円で前年度に比べ2・

第1表 鹿児島市の主要死因別死亡者数 (単位：人)

年次	総数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	自殺	不慮の事故	老衰	結核	その他
平成元年	3,020	812	572	463	308	73	80	41	9	662
2年	3,062	758	625	446	328	74	89	50	13	679
3年	3,118	851	566	471	340	76	115	40	10	649
4年	3,325	886	632	482	379	83	104	62	7	690
5年	3,342	896	591	449	401	72	173	48	10	702
6年	3,367	973	550	456	402	86	115	36	10	739
7年	3,447	971	447	569	357	84	128	41	6	844
8年	3,522	1,069	471	565	279	89	119	44	11	875
9年	3,463	1,062	528	523	324	94	113	38	14	767
10年	3,437	1,033	483	531	345	136	113	47	7	742
11年	3,817	1,136	572	562	446	99	106	36	10	850
12年	3,733	1,132	497	539	383	132	140	36	13	861
13年	3,812	1,180	496	544	380	111	131	44	6	920
14年	3,780	1,109	549	505	417	101	114	33	6	946
15年	3,944	1,202	548	526	400	103	150	49	9	957
16年	4,093	1,240	565	534	438	101	139	56	7	1,013
17年	4,813	1,426	706	604	484	128	154	73	7	1,231
18年	4,751	1,418	689	643	504	121	139	65	12	1,160
19年	4,989	1,398	708	639	596	137	185	88	3	1,235
20年	5,204	1,521	751	648	576	140	142	94	8	1,324
21年	5,093	1,445	769	617	561	108	148	91	9	1,345
22年	5,234	1,544	798	588	610	92	155	91	10	1,346
23年	5,411	1,556	806	598	602	111	137	113	5	1,483
24年	5,645	1,641	867	616	619	105	168	129	6	1,494

※「肺炎」は6年以前は「肺炎及び気管支炎」

6%の伸びだった。

県民医療費  
も増加

鹿児島県の県民医療費も増加傾向にある。20年度以降の県民医療費を概算ベースで見ると、20年度553億円、21年度569.6億円、22年度589.8億円、23年度603.4億円、24年度604.4億円となっている。24年度の県民医療費604.4億円を2年度の345.3億円（国民医療費ベース）と比べると、259.1億円、75.0%の増加となっている。

県民医療費の内訳を23年度の概算ベースで見ると、後期高齢者医療費は259.3億円と全体の43%を占め、全国より高い割合となっている。1人当たり県民医療費は35万5千円で、全国平均（29万6千円）の1.2倍、全国5位だった。1人当たり医療費を入院・入院外・歯科ごとに見ると、入院が全国2位で全国平均を大きく上回った。24年の平均在院日数をみると、鹿児島県は46.0日で、国の31.2日を大きく上回った。鹿児島市は35.3日で県は下回ったが、国より4.1日長かった。

県が医療費  
抑制計画

鹿児島県は20年3月に医療費の抑制を目指す「鹿児島県医療費適正化計画」（20年度～24年度）を策定し、特定健康診査実施率の目標を24年度に70%以上としたが、22年度は37.2%と大きく下回った。40～74歳のメタボリックシンドローム該当者・予備軍を24年度に20年度比10%以上減少との目標も掲げたが、22年度は微減にとどまった。25年3月には2期目の鹿児島県医療費適正化計画（25年度～29年度）を策定し、①特定健康診査の実施率を29年度に65%以上に②40～74歳のメタボリックシンドローム該当者・予備軍を29年度に20年度比25%以上減少させる—などの目標を定めた。

全国の医師  
30万人

**医療関係者** 全国の平成24年12月31日現在の医師数は30万3268人で、前回22年と比べると8219人、2・8%増加した。男性が80・3%、女性が19・7%。平均年齢は49・4歳。診療科別にみると、内科が21・2%で最も多く、次いで整形外科の7・1%、小児科5・7%となっている。人口10万人に対する医師数は237・8人で、22年に比べ7・4人増えた。同日現在の歯科医師数は10万2551人で、前回22年と比べると975人、1・0%増加した。男性が78・3%、女性が21・7%。平均年齢は49・9歳。人口10万人に対する歯科医師数は80・4人で、22年に比べ1・1人増えた。同日現在の薬剤師数は28万52人で、前回22年と比べると3535人、1・3%増加した。男性が39・0%、女性が61・0%。平均年齢は45・4歳。人口10万人に対する薬剤師数は219・6人で、22年に比べ3・7人増えた。就業看護師数は101万5744人で、22年に比べ6万3021人、6・6%増加した。就業准看護師数は35万7777人で、22年に比べ1万371人、2・8%減少した。就業保健師数は4万7279人で、22年に比べ2251人、5・0%増加した。就業助産師は3万1835人で、22年に比べ2163人、7・3%増加した。

県の医師比  
率、全国上  
回る

鹿児島県の24年末の医療関係者数は、医師数が4227人で、前回22年と比べると92人増加した。人口10万人に対する医師数は250・1人で、22年に比べ7・8人増え、全国を12・3人上回っている。歯科医師数は1303人で、22年に比べ36人増え、人口

第2表 医師・歯科医師・薬剤師の数の

(平成24年12月31日現在、単位：人)

	届け出数			人口10万人対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
全 国	303,268	102,551	280,052	237.8	80.4	219.6
鹿児島県	4,227	1,303	2,919	250.1	77.1	172.7
鹿児島市	2,332	707	1,394	384.2	116.5	229.7

市の医師、  
全国・県上  
回る比率

10万人対比は77・1人と全国を下回った。薬剤師数は2919人で、83人増え、人口10万人対比は172・7人と全国を下回った。保健師は845人で、47人の増加。助産師は526人で、59人の増加。看護師は1万9275人で、1356人増加した。

鹿児島市の24年12月31日現在の医師数は2332人で、前回22年に比べ103人増加した。歯科医師数は707人で、11人の増加。薬剤師数は1394人で、22人の増加。保健師数は279人で、29人増えた。助産師数は331人で、45人増えた。看護師数は8615人で、562人増えた。准看護師数は3099人で、77人減っており、減少傾向にある。歯科衛生士は778人で、14人増えた。歯科技工士は225人で、20人増えた。人口10万人当たりで見ると、医師は384・2人で県を134・1人、全国を146・4人上回った。歯科医師は116・5人で県を39・4人上回り、薬剤師は229・7で県より57人多かった。相対的にみると、県内では医療の人的資源が鹿児島市に偏在していることが分かる。

24年12月末現在の医療関係者の数を2年12月末と比べると、医師は736人、歯科医師は196人、薬剤師は786人、保健師は175人、助産師は164人、看護師は5650人、歯科衛生士は477人、それぞれ増加している。准看護師は312人減少し、歯科技工士も6人の減だった。

第3表 鹿児島市の医療関係従事者数  
(24年12月31日現在)

区 分	人数 (人)
医師	2,332
歯科医師	707
薬剤師	1,394
助産師	331
看護師	8,615
准看護師	3,099
保健師	279
歯科衛生士	778
歯科技工士	225

※医師、歯科医師、薬剤師数は免許所有者数。  
その他は業務従事者数

夜間急病セ  
ンター開設

**鹿児島市医師会** 鹿児島市医師会は昭和54年、加治屋町の市医師会館内に「休日夜間急病センター」を設け夜間救急医療に当たってきたが、診療日が日曜、祝日、盆、年末年始に限られ、「診療日を平日にも広げてほしい」との市民からの要望が強かった。これを受けて検討を重ね、市の補助を受けて平成4年6月、年中無休の「夜間急病センター」として診療日、診療時間の変更に踏み切った。5年8月には夜間急病センターの診療時間を、それまでの午後11時までから、翌朝の午前7時までまでに延長し、終夜診療がスタートした。市も補助枠を拡大、深夜の急病患者に対応できる体制が整った。18年4月からは鹿児島市が開設した「鹿児島市夜間急病センター」の指定管理者として鴨池2丁目に移転し、診療科も従来の内科、小児科に加え外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を増科した。

医師会病  
院、地域医  
療支援病院  
に

市医師会の共同利用施設として昭和59年に鴨池新町に開設された鹿児島市医師会病院は、平成10年、地域の病院や診療所などを支援する地域医療支援病院に九州で初めて指定された。15年には鉄筋7階建ての別棟を増築し、総床面積を約3割広げた。各階に分散していた人間ドックの検査機器を1カ所に集約し、4階にあった産婦人科外来を他の外来のある1階に移すなど、患者の利便性を高めた。増改築に合わせて、県内初の「超高速撮影法」を搭載した高性能のMRI（磁気共鳴画像装置）と、血液に多量の酸素を取り込み症状を改善する高気圧酸素治療装置を新たに導入し、より高度な医療が可能になった。

臨床検査セ  
ンター、24  
時間体制に

市医師会の臨床検査センター（加治屋町）は3年、8億1千万円をかけ全自動臨床検査システムを導入した。汎用（はんよう）大型コンピューター、ベルトライン、OCR（光学文字読み取り機）、バーコード・ラベルなどで検査内容を自動的に確認、分類し、市内約350の医療機関のファクスに送信するシステムで、そ

れまで1日ばかりだった通常の血液検査などの検査結果報告が3時間に短縮され、最高1日5千人分がこなせるようになった。5年には臨床検査センターに全国で初めてとなる緊急検査自動化システムが導入された。全自動臨床検査システムの機能を補完するもので、年中無休・24時間体制で迅速な検体検査が可能になった。15年には臨床検査センターに新たな検査システムが導入された。会員の病院から送られてくる血液や尿などの検査ユニットを効率的に配置して時間を短縮したり、検査試薬を減らしたりしたほか、オンライン分析方式に変更し、検査を依頼した医療機関はインターネットで結果を確認できるようになった。一般的な検査なら、それまで2時間程度かかっていたものが最短30分ほどに短縮され、1日に検査可能な人数はそれまでの倍の約1万人分になった。

市医師会は昭和22年11月に設立されて以来、救急医療など鹿児島市の医療向上に貢献してきており、平成9年には設立50年の節目を迎え、10月に50周年記念式典が鹿児島市のホテルで開かれた。24年4月1日に社団法人から公益社団法人に移行した。会員数は元年4月1日は806人だったが、26年8月1日現在では1449人となっている。

夜間歯科救  
急診療を開  
始

**鹿児島市歯科医師会** 鹿児島市歯科医師会は平成4年4月から、九州では初となる年中無休の「夜間歯科救急診療」を始めた。自宅開業医を中心に会員が輪番制で1日1カ所ずつ、午後6時から同11時まで診療に当たる制度。転倒などで歯を折ったり、むし歯の急な痛みに悩まされたりする患者などからの要請にこたえた措置で、市も運営補助金を組み、支援した。8年度には「寝たきり高齢者等訪問歯科診療」をスタートさせた。在宅や施設に入所し、病気や寝たきりなどのため通院できない高齢者・障害者などを対象に、歯科医

師と専任の歯科衛生士らが、治療器具の入ったポータブルユニットや吸引型の電動歯ブラシ装置を持参し、むし歯治療や抜歯、義歯の新製・調整などをする。

就学直前の  
幼児にフッ  
素塗布

保健予防事業にも力を入れ、20年度から「就学前歯の健康づくり事業」を始めた。生え始めの永久歯のむし歯を予防し、健全な永久歯列の育成を図るために、翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象に歯科健診・フッ素塗布を行うもので、市の委託事業。ほかに市の委託事業として、幼児むし歯予防事業（元年度から）、歯周疾患検診事業（8年度から）、口腔機能向上事業（20年度から）などに取り組んだ。25年から幼児むし歯予防事業と就学前歯の健康づくり事業を統合し、乳幼児歯の健康づくり事業となった。このほか、昭和62年度に始めた「市民のための歯科健康講座」では、平成6年度から「80歳になっても20本の歯を残そう」という「8020」を達成した高齢者の表彰をスタートさせた。25年4月1日に社団法人から公益社団法人に移行した。元年3月1日現在で262人だった正会員数は26年5月31日現在で350人に増えた。

夜間救急薬  
局を開設

**鹿児島市薬剤師会** 鹿児島市薬剤師会は、平成5年7月から「夜間救急薬局」を開設した。夜間急病センターを訪れた市民の処方箋に対応するのが主だが、夜間の当番歯科やその他の医療機関からの処方箋にも対応する体制をとり、年中無休で深夜帯の患者のニーズに応えた。6年10月からは居宅訪問可能薬局を始めた。居宅療養中の患者の服薬サポートができる薬局のことで、薬剤師は患者宅を訪問し医師の指示に基づき、適切に薬を使ってもらえるよう調剤、薬の持参、相談などに応じる。26年4月現在、197の薬局が対応している。学校保健法で設置が義務づけられている学校薬剤師は、26年4月現在106人の薬剤師が鹿児島市の小中学校など計220校に配置され、教室内の照度やプールの水質検査、薬品管理などに努めている。市薬

看護110  
番開設

荊師会の会員数は、元年は362人だったが、5年401人、10年471人、15年571人、20年642人と増加傾向にあり、26年3月末現在で728人となっている。25年4月1日には社団法人から公益社団法人に移行した。

**鹿児島県看護協会** 鹿児島県看護協会は県民の健康生活の向上に寄与することを目的に様々な事業を実施している。看護職の人材不足を解消するため、結婚や出産などで職場を離れた人を対象に、平成2年度から看護職の再就業支援セミナーを開始した。看護サービスの向上などに向け15年10月、看護についての苦情や心配事などの相談に電話で対応する「看護110番」を開設した。健康づくりのための地域看護活動にも力を入れ、17年度からは市民を対象に健康相談や妊婦相談、生活習慣病・禁煙などの相談に対応する「まちな保健室」を始めた。24年には看護職確保と定着などを目指して「ワーク・ライフ・バランス(WLB)」「ワークシヨップ事業を始めた。県内看護師養成学校の新卒者の県外流出や離職率の高さが課題となっており、WLBは、働き続けたいと思える職場をつくることで仕事への満足度を高め、定着率を上げようとする試み。各医療機関で課題の共有やノー残業デーの実施などに取り組んだ。25年度には潜在助産師の再就業支援セミナーもスタートした。会員数は26年8月現在1万1450人。

## II 医療機関など

**鹿児島市立病院** 鹿児島市立病院は、市民の健康保持のため良質な医療サービスを提供することを目的に、医師・医療従事者の技術の向上、各種の高度医療機器の拡充整備及び病棟など施設の整備に努めてきた。

救命救急センター棟を増改築

平成元年10月には市立病院の救命救急センター棟の増改築工事に着工、3年2月に竣工した。市立病院の救命救急センターは、昭和60年に既存施設を活用して設立されたが、各病棟に分散しているセンターの施設を統合するとともに高度医療機器を新たに導入し、鹿児島県の救急医療の中心として体制の充実を図った。新センターは、鉄骨鉄筋コンクリート造り地上8階、地下1階建て。手術室が2室増えて9室となり、MR I（磁気共鳴画像装置）撮影室を新設し、ICU（集中強化治療室）も既存施設より充実するなど先端医療機器を備えた。総工費は約23億円。

6年3月には5号館が完成した。地上4階建てで、2階が感染症病棟、3階は形成外科病棟となっている。

サービス向上へモニター制度導入

9年度から、市立病院の運営について市民の率直で建設的な意見・提言を活用し、市民サービスの向上及び健全な病院運営を図るために「病院モニター制度」を導入した。10年7月には心臓血管外科を開設し、診療科は計20科となった。11年4月には感染症病棟6床が開設され、許可病床数は一般601、感染症6、結核40、産院20の計667床となった。

新生児ドクターカー運用開始

12年10月には新生児集中治療室（NICU）を20床増床して周産期医療センターの充実を図った。増床によって一般621床となり、許可病床数は687床となった。13年3月1日には、動く



新生児専用ドクターカー

総合周産期  
母子医療セ  
ンター開設

NICUといえる新生児専用ドクターカー「このとり号」が導入され、24時間体制で運用が始まった。このとり号は、搬送用保育器2台や人工呼吸器、呼吸循環監視装置、血管透過装置などを搭載、医師と看護師が1人ずつ乗り込む。運用によって県北、大隅地区など遠隔地からの長時間搬送や、搬送中の高度集中治療が可能になった。総額3400万円かけて整備した。このとり号の稼働によって新生児仮死や、肺炎、心臓疾患などで重篤な状態に陥った新生児が救命でき、後遺症の回避にもつながった。22年3月には最新の高度医療機器を搭載した新たな「このとり号」が導入された。新たな新生児専用ドクターカーはマイクロバス型。保育器2台、新生児監視装置、人工呼吸器、蘇生（そせい）装置などを備え、保育器1台はヘリ搬送に対応し、保育器搬入用のリフトも設置した。購入費は車体約2千万円、医療機器約2600万円。

19年11月にはリスクの高い妊婦や未熟児に対応する総合周産期母子医療センターが開設された。母体や胎児の搬送を24時間受け入れ、重症の妊娠中毒症や切迫早産などに高度な周産期医療を行う。昭和53年11月に開設した周産期医療センターの新生児集中治療室（NICU）36床、後方ベッド（44床）に加えて、母体胎児集中治療室（MFICU）6床を設置することにより、産科と新生児科の機能を集中させ、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療など、母体と胎児、新生児に対し一貫した24時間体制での周産期医療を行う体制が整備された。同センターは19年度、救急搬送依頼があった新生児187件、母体173件すべてを受け入れ、集中が懸念された。21年3月には、鹿児島市立病院への過度な集中を拡散するため、鹿児島県が高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センターとして県内4病院を認定した。認定されたのは今給黎総合病院（鹿児島市）、済生会川内病院（薩摩川内市）、鹿屋医療センター（鹿屋市）、県立大島病院（奄

美市)で、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院と連携して周産期医療の支援に当たることになった。

初の脳死判定

15年10月には市立病院で鹿児島県内初の臓器移植法に基づく脳死判定が行われ、脳死下での臓器提供が実施された。臓器移植法に基づく脳死判定は全国27例目。すい臓が大阪大学病院で、角膜が鹿児島大学病院で移植された。鹿児島県内では鹿児島市立病院と鹿児島大学病院が脳死下臓器提供施設になっている。

脳卒中センター開設

20年1月には救命救急センター内に脳卒中センターが開設された。日本人の3大死亡要因のひとつで死亡率の高い、脳梗塞(こうそく)やくも膜下出血など急性期の脳卒中患者に対応するため、脳卒中ケアユニット(SCU)3床を設置し、脳卒中専門医が24時間体制で対応することにより、発症直後の超急性期の治療も行えるようになった。センターの中心となるのは脳卒中集中治療室(SCU)。脳梗塞発症から3時間以内が有効の血栓溶解療法や血管内治療などの超早期治療、開頭手術にも対応する。

東日本大震災にDMAT派遣

災害時医療の中核的役割も担っている。9年5月には県内で1カ所、基幹災害医療センターの指定を受け、災害時の医療活動の拠点となる地域災害医療センター間の患者転送や緊急医療班派遣の調整などに当たる。鹿児島県は21年4月、大規模な自然災害や航空・鉄道事故などが起きたときに現場で早期医療活動に当たる県災害派遣医療チーム(DMAT)に、市立病院と鹿児島市医師会病院、鹿児島赤十字病院の3病院を指定した。DMATの指定は県内で初めて。DMATは医師、看護師など5人で構成、県内で局地的に20人を超える負傷者が出る災害や事故などが起きた場合、48時間以内に緊急治療に当たるほか、被災地の病院を支援する。23年3月の東日本大震災では、市立病院は発生後直ちに宮城県にDMATを派遣し、津波の被災地で被災者の救援に当たった。

放射線治療  
の充実

市立病院は昭和32年8月にコバルト60によるがんの放射線治療を開始し、さらに昭和42年には高エネルギー放射線治療装置（リニアック）を導入しており、放射線治療の充実に努めてきた。またCT・MRIなどの高度な診断、検査装置の整備も進め、診療各科が一体となってがん治療に取り組んできた。平成23年4月には、県の推薦によって厚生労働省から地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、地域の医療機関と連携して、質の高いがん医療を提供している。

小児救急医  
療の拠点に

小児救急医療でも拠点病院としての機能を果たしている。23年7月には、入院が必要な重症の小児救急患者に休日や夜間対応する「小児救急医療拠点病院」として鹿児島県から指定を受けた。それまで拠点病院だった鹿児島市医師会病院が小児科医の確保が困難になったとして指定返上を決めたための措置。小児救急医療拠点病院は、24時間365日体制で小児の重症救急患者を受け入れる施設で、市立病院は小児科医を3人増員して患者の受け入れ体制を強化した。

ドクターヘ  
リ運航開始

ヘリコプターの機動性を生かして傷病者の救命率を上げ、後遺症の軽減を図る「ドクターヘリ」の運航が23年12月、鹿児島県で初めてスタートした。全国では29機目。ヘリは医療器材を積み、医師と看護師が搭乗して時速300キ近い速度で救急現場に飛ぶ。鹿児島市浜町のヘリポートから県本土全域に約15分以内に到着でき、より早い初期治療と病院への搬送時間短縮が可能になった。県本土のほか、甕島や熊毛地域、三島・十島村の一部をカバーし、患者の搬送先は市立病院など34医療機関。ドクターヘリと救急車が合流するランデブーポイント（離発着場）は、運航開始時に約530カ所整備された。

ドクターヘリの基地病院は県内で初の救命救急センターを持つ鹿児島市立病院。市立病院はドクターヘリ

導入に向け、機種選定、ランデブーポイントの増設、フライトドクター・フライトナースの養成、救急隊員訓練など多くの課題に取り組んだ。

導入後の24年11月、鹿児島市で開かれた運航調整委員会で、運航開始の23年12月から24年3月末までの約3カ月間の出勤を検証したところ、約2割が救命につながり、約7割で救命を含む後遺症軽減などの効果があったことが報告された。

#### 新生児搬送体制を強化

市立病院は、ドクターヘリに搭載する人工呼吸器や保育器などが一体となった専用搬送システムを、26年度に導入した。24年度にドクターヘリが搬送した新生児と妊婦は全国で計117件に上り、このうち鹿児島県は3分の1を越す40件と最も多かった。離島やへき地を抱え、慢性的な産科医不足という課題もあり、今後ドクターヘリには多くの需要が見込まれることから、新生児の搬送体制を強化しようと最新鋭の専用搬送システムを導入した。

#### 電子カルテの導入

25年12月には電子カルテの運用が開始され、病院で医師が記録する診療録（カルテ）を、コンピューターを用いて電子的に記録・保存することで、情報の共有化やデータの2次利用による診療情報の活用を行うことができるようになった。



ドクターヘリ

JT跡地に  
移転へ

紙カルテでは、複数人での閲覧や記載が難しかったが、電子カルテでは場所を選ばず複数人での閲覧・記載が可能となった。また入院・各科外来ごとに分かれていたカルテが統合され、1患者1カルテとなった。

市立病院は昭和36年に現在の加治屋町に1号館が建設されて以来、増築を重ねてきており、施設の老朽化や狭隘化、動線の複雑化などが課題となっていた。駐車場が手狭なため周辺の交通渋滞も起きていた。こうした状況を踏まえ、鹿児島市立病院は平成20年3月、上荒田町の日本たばこ産業（JT）工場跡地に移転する新病院の基本構想・基本計画を策定した。24年2月には新病院の建設用地を購入。同年8月には建設工事の安全祈願祭があった。基本構想・計画などによると、敷地は大規模災害時の対応や周辺環境への配慮から、3倍となる約4万5千平方メートルを確保。さらに詳細な計画では、新病院の敷地面積は加治屋町の2・8倍の4万4632平方メートル、地上8階（高さ41メートル）の鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、建物の延べ床面積は1・3倍の5万2561平方メートルとなる。駐車場も3倍の655台収容となる。病床数は、患者の在院期間が短縮傾向にあることや医療制度改革などに伴い入院患者の増加は見込めないことから一般病床641床（81床は休床中）を移転後は568床にする。診療科目は乳腺外科などを新設し、現在の21科から28科に増やす。離島などからの救急患者を受け入れるヘリポートを設置し、駐車場やエントランスホールは、災害時の対応を可能にするよう余裕をもった設計とした。救命救急センター、脳卒中センターに加え、産科、新生児科、小児科などが一体になり一貫した支援を行う成育医療センターを新設する。27年5月1日に開院する。

手術対応の処置室設置や診察室増などで救命救急センター機能を拡充し、重症患者への対応を充実させるほか、高度放射線治療機器の導入で地域がん診療の中核的役割を担う。建設費は約170億円と見込んだ。

救命救急セ  
ンター機能  
を拡充

ドクター  
カー導入

26年10月からはドクターカーの暫定運用を開始した。ドクターカーは鹿児島市立病院に配置され、暫定運用中は平日昼間の対応。迅速な治療によって救命率の向上と後遺障害軽減を目指す。通常の救急車に比べて車内の活動スペースが広く、出動の際は、鹿児島市立病院の医師、看護師と、病院に待機する市消防局の救急隊員3人の計5人が乗車する。

市立病院は26年10月現在、診療科目21科（内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科）で、病床数は687床（一般病床641床、感染症病床6床、結核病床40床）。25年度の入院患者数は計16万1269人、外来患者数は計18万7433人で、合計34万8702人となっている。

633施  
設、1万5  
千床

**鹿児島市の病院・診療所の現状** 鹿児島市の大規模な国立病院は、鹿児島大学病院（715床）、独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（370床）、鹿児島市立病院（687床）がある。このほか、鹿児島厚生連病院（184床）、鹿児島赤十字病院（120床）、済生会鹿児島病院（70床）などが挙げられる。さらに公益法人や医療法人などを加えた病院と一般診療所の総数（25年4月1日現在）は、633施設となっている。内訳は、病院が99（一般86、精神13）、一般診療所が534（無床392、有床142）。病床数は、病院が1万3009床（精神科3340、感染6、結核93、一般6398、療養3172）、一般診療所が2180床（一般1865、療養315）で合計1万5189床となっている。

一般診療所  
が増加

平成に入ってから  
の各年10月1日  
現在の医療施設数  
の推移をみると、  
病院は元年が12  
3施設で24年には  
99施設となり、こ  
の間24施設減少し  
た。一般病院が1  
10から86に減つ  
たことが大きく影  
響した。減少の理  
由としては、小規  
模病院が看護師な  
どの人材確保など  
がネックとなり閉  
鎖したことが指摘

第4表① 鹿児島市立病院患者数の推移 (単位：人)

年度 (平成)	内科	消化器科	循環器科	小児科	外科 心臓血管 外科	整形 外科	形成 外科	脳神経 外科	小児 外科	皮膚科
入 院										
21年度	13,686	9,141	13,069	9,065	11,887	10,129	7,268	22,049	1,643	1,599
22年度	13,547	9,295	13,187	8,655	10,646	10,222	6,688	23,163	1,984	701
23年度	15,427	4,876	12,584	12,176	8,348	10,071	7,024	22,579	1,759	503
24年度	13,618	3,765	11,884	12,231	9,888	9,909	6,934	24,976	1,454	1,188
25年度	15,342	2,035	10,622	10,061	9,747	10,108	6,442	24,331	1,467	463
外 来										
21年度	22,951	19,281	14,609	10,747	8,924	17,991	11,796	15,429	2,709	13,245
22年度	22,529	18,752	12,874	6,805	9,269	18,164	12,190	14,617	2,655	11,439
23年度	21,046	11,511	12,602	7,221	8,076	14,193	11,555	13,389	2,411	7,859
24年度	21,143	10,128	11,913	8,067	7,816	13,087	12,485	15,184	2,437	8,601
25年度	18,534	9,205	8,592	8,556	7,292	11,084	12,890	14,581	2,517	7,121

第4表② 鹿児島市立病院患者数の推移 (単位：人)

年度 (平成)	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳 鼻 咽喉科	放射線科	歯科 歯科口腔 外科	麻酔科	リウマチ 科	産院	総数
入 院										
21年度	6,985	47,899	5,965	9,817	4,262	1,192	—	—	2,061	177,717
22年度	7,230	49,685	6,361	10,536	3,581	1,205	—	41	—	176,727
23年度	7,789	48,328	6,563	9,981	2,564	1,084	—	—	—	171,656
24年度	7,323	47,822	6,103	10,482	2,544	2,002	—	—	—	172,123
25年度	6,071	46,389	5,217	9,125	1,905	1,944	—	0	—	161,269
外 来										
21年度	15,708	26,466	21,107	13,263	10,259	9,234	98	364	—	234,181
22年度	15,009	27,664	21,508	13,992	10,368	8,598	207	194	—	226,834
23年度	13,041	26,587	22,381	13,750	9,484	7,578	283	105	—	203,072
24年度	13,890	27,166	22,511	12,716	10,704	8,557	268	72	—	206,745
25年度	11,581	26,205	20,243	11,168	9,269	8,426	142	27	—	187,433

できる。一般診療所は383施設から525施設へ142施設増えた。

病床数の推移をみると、病院は元年が1万4142床で24年は1万3009床となり、1133床減少した。一般診療所は3625床から2182床に1443床減少した。一般診療所は施設数は増え、病床数は減っており、ランニングコストが抑えられる無床診療所を中心に増えたとみられる。

国・県に比べ充実に

人口10万人に対する医療施設の数を見てみると、24年10月1日現在、病院は鹿児島市が16・3、鹿児島県15・4、国6・7、一般診療所は、鹿児島市86・5、鹿児島県83・7、国78・5となっており、鹿児島市の医療施設の量的整備はかなり進んでいることが分かる。人口10万人に対する病床数をみると、病院は鹿児島市が2143・2、鹿児島県が2052・5、国が1237・7で、一般診療所は鹿児島市が359・5、鹿児島県が373・4、国が98・5となっている。ま

第5表 病床数（鹿児島市、鹿児島県、国）

（24年10月1日現在）

	病床数（床）			人口10万人対（病床数）		
	鹿児島市	鹿児島県	国	鹿児島市	鹿児島県	国
病院	13,009	34,688	1,578,254	2,143.2	2,052.5	1,237.7
精神病床（再掲）	3,340	9,904	342,194	550.2	586.0	268.4
一般・療養病床（再掲）	9,570	24,562	1,227,054	1,576.6	1,453.3	962.3
一般診療所	2,182	6,310	125,599	359.5	373.4	98.5

第6表 医療施設数（鹿児島市、鹿児島県、国）

（24年10月1日現在、単位：カ所）

	施設数			人口10万人対		
	鹿児島市	鹿児島県	国	鹿児島市	鹿児島県	国
病院	99	261	8,565	16.3	15.4	6.7
精神科病院（再掲）	13	38	1,071	2.1	2.2	0.8
一般病院（再掲）	86	223	7,493	14.2	13.2	5.9
一般診療所	525	1,415	100,152	86.5	83.7	78.5
歯科診療所	366	808	68,474	60.3	47.8	53.7

た、公立病院、民間病院ともに高度医療機器の導入など医療水準の向上に活発に取り組んでいる。南風病院（338床）は26年度、大学病院に準ずる高度な医療が受けられると厚生労働省が認める高診療密度病院（DPCⅡ群）に、県内では初めて入り、質の高い医療が提供できる医療機関として評価を受けた。鹿児島県では医師不足など過疎地の地域医療が大きな課題になっているが、鹿児島市の医療は質、量ともに恵まれた状況にある。

**歯科診療などの現状** 平成24年10月1日現在の歯科診療所の数は366施設で、元年の229施設に比べ137施設増えた。人口10万人対比の歯科診療所数は、鹿児島市が60・3、鹿児島県が47・8、国が53・7で、鹿児島市は施設面で充実している。

助産所は63施設（26年4月1日現在）で、個人が61、公益法人・医療法人それぞれ1となっており、病床数は公益法人が9、個人4で合計13床となっている。

市立高等看護学校の閉校

**看護師等の養成機関** 市立病院や鹿児島市内外で働く正看護師らを育成してきた市立高等看護学校（加治屋町）は、平成18年3月最後の卒業生を送り出し、閉校した。同校は、3年課程の全日制の看護師養成所として昭和49年度に設立されたが、県内に看護学校が増え、公設校としての一定の役割を終えたとして閉校した。32年間で総計854人の学生を育成した。

九州厚生局によると、26年5月現在、鹿児島市の看護師養成所としては、鹿児島中央看護専門学校（泉町、3年課程定員40人）、2年課程定員200人）、タラ看護専門学校（上荒田町、3年課程定員35人）、独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校（下伊敷1丁目、3年課程定員80人）、鹿児島医

療福祉専門学校（田上8丁目、3年課程定員80人）、鹿児島県医療法人協会立看護専門学校（中山町、3年課程定員40人）、鹿児島高等看護学院（永吉1丁目、3年課程定員20人）、久木田学園看護専門学校（本名町、3年課程定員50人）がある。

1保健所、  
5保健セン  
ターに

**保健所** 保健行政は、昭和28年以来、中央、山下の2保健所体制で対応してきたが、平成に入ってから市民の健康増進に向け順次、体制整備が図られ、平成26年4月現在は1保健所、5保健センター体制となっている。保健所、保健センターは地域の保健活動の最前線であり、体制充実の背景には生活衛生、保健予防に大別される業務内容が幅広さを増していることが挙げられる。市民の健康の保持や快適で安心できる生活環境の確保といった基本的な役割はもちろん、増加する高齢者の健康対策、少子化対策の一環として子育て支援の充実、新型インフルエンザなど新たな感染症対策、生活習慣病の予防対策、心身障害児の療育にかかわる支援など近年、社会的ニーズが高まっている課題への対応など、保健行政に求められる役割は一層大きくなってきている。

健康管理シ  
ステム導入

市民の生涯にわたる健康づくりを支援する保健体制を整備するため、平成8年1月、健康管理システムが導入された。保健所で実施する各種健康診査・検診などの記録をコンピュータに蓄積し、それを健康教育、健康指導へ活用するシステムで、市民のニーズに対する迅速な対応が行えるようになった。

食肉衛生検  
査施設の移  
転整備

食肉センターの移転整備に伴い、円滑なと畜検査行政を推進するため、下福元町の同じ敷地に食肉衛生検査施設を移転整備し、8年10月に供用を開始した。家畜疾病の変化や食肉中に残留する抗生物質などの問題に対応するため、精密検査機器の整備拡充も図った。13年10月には全国一斉に食肉衛生検査所で牛海綿状脳

西部保健センター開所

症（BSE）のスクリーニング検査が実施され、と畜場法に基づく検査の強化が図られた。

11年4月、永吉2丁目に「西部保健センター」が開所した。同センターの管轄区域は伊敷支所管内とセンター周辺の地域で、成人保健、母子保健、健康教育などの業務に当たる。それまで市の保健行政は中央保健所と山下保健所、谷山保健センターで進めていたが、西部保健センターの開所により、2保健所2保健センター体制が確保された。西部保健センターは鉄筋コンクリート4階建ての1、2階に開所、4階部分の「かごしま温泉健康プラザ」との複合施設となっている。

保健所を一本化

12年4月1日、鹿児島市の保健所は中央、山下の2保健所と西部、谷山の2保健センター体制から、保健所を中央保健所だけとする1保健所4保健センター体制に再編された。保健政策機能を持つ保健所を一本化し、業務の効率化と市民サービスの充実を目指すのが狙い。これまでの中央保健所は保健所と中央保健センターの併設となり、山下保健所は東部保健センターに、谷山保健センターは南部保健センターに衣替えした。

北部保健センター開所

19年10月1日には、市内で五つ目となる北部保健センターが吉野町の吉野支所隣に高齢者福祉センター吉野との複合施設として開所した。吉野地域を中心とした市北部地域の健康づくりの拠点施設として、健康相談室、母子相談室、栄養実習室などを備え、疾病予防



北部保健センター

などの保健サービスの充実や情報提供などを担うことになった。これで鹿児島市保健所（鴨池2丁目）と、北部（吉野町）、東部（山下町）、西部（永吉2丁目）、中央（鴨池2丁目）、南部（谷山中央5丁目）の5保健センター体制となった。25年12月には南部保健センターが西谷山1丁目に移転新築した。新たな施設は子育て支援の施設である南部親子つどいの広場「たっこりん」との複合施設。新保健センターは健康相談室を6室に倍増させるなど広さを確保した。

夜間急病センターオープン

夜間の救急患者に対応するため、18年4月1日、鹿児島市夜間急病センターがオープンし、診療を始めた。鹿児島市が鴨池2丁目に総額17億円をかけて建設した市保健・急病センターの1階に開設された。市医師会が指定管理者として管理運営し、年中無休で原則として午後7時から翌朝7時まで診療。診療科目6科のうち、内科、小児科、外科、産婦人科は医師が交代でセンターに待機して来院患者に救急措置を施し、眼科と耳鼻咽喉科は医師が常駐せず、患者からの事前連絡に応じて駆けつけるオンコール方式とした。現在は産婦人科もオンコール制となっている。

利便性高まり患者増加

夜間急病センターは昭和54年、夜間の急病患者に対応する初期救急医療施設として市医師会が開設した。施設が手狭になり、建て替える必要性が生じたことから、市精神保健福

第7表 夜間急病センターの受診状況

年度	総数(人)	
平成18年度	24,294	
19年度	22,686	
20年度	19,549	
21年度	23,582	
22年度	21,015	
23年度	22,914	
24年度	22,495	
25年度	21,994	
診療科目	小児科	10,326
	内科	6,966
	外科	4,197
	産婦人科	11
	眼科	208
	耳鼻咽喉科	286
地域別	市内	19,998
	市外	1,996
転送	333	
診療日数(日)	365	
1日平均	60.3	

※転送の人数は再掲

社交流センターと市保健環境試験所と合築する形で市が新たな夜間急病センターを建設した。外科が新設されたことや、立地のよさ、駐車場の拡充など利便性向上などが影響して、新センターの患者は増加した。一方で、急患とは考えられないケースもあり、一刻も早い受診を必要とする方のために、適正受診を呼びかけているところである。

また、保健・急病センターの3、4、5階に開設された保健環境試験所は、検査体制充実のため衛生検査センターと環境保全課試験検査係を統合したもので、臨床、食品、環境の各検査を行っている。

### III 保健予防衛生

改正感染症  
法の施行

**感染症** 感染症の流行は、われわれの生命・健康を脅かし、社会生活にも影響を及ぼす。感染症対策は保健予防の大きな課題である。対策の基盤となる法の推移をみると、平成11年4月、感染症の予防や医療対策を包括的に規定した感染症法が施行された。制定から100年以上たち実情に合わなくなった伝染病予防法と、エイズ予防法、性病予防法を廃止し、統合した。患者の隔離による社会防衛を主眼としていた伝染病予防法に対し、感染症法は患者の人権尊重と迅速・的確な危機管理との両立を目指した。19年には、昭和26年に制定された結核予防法を廃止・統合し、さまざまな感染症の予防や医療対策を規定した改正感染症法が施行された。平成20年には、大流行すれば多くの死者の発生が危惧される新型インフルエンザ対策が盛り込まれた改正感染症法が成立した。新型インフルエンザをエボラ出血熱やペストなどの1類感染症に準じる危険性が高い感染症に分類し、患者の強制入院や検疫などの措置がとれるようにした。

結核罹患率、全国下回る

かつて国民病といわれた結核は、平成元年の全国の新規患者が5万3112人、人口10万人対の罹患率が43・1、死亡者数3527人であったのに対し、25年の新規患者は2万495人、罹患率16・1、死亡者数2084人と減少してきている。しかし、罹患率を欧米諸国と比べると、米国3・1(2012年)、ドイツ4・9(同)などと日本は依然として高くなっている。鹿児島県の25年の新規患者は261人で、罹患率は15・5となっている。鹿児島市の25年の新規患者は94人で、罹患率は15・5と全国を下回った。近年の新規患者の推移をみると、20年が149人(罹患率24・6)、21年が109人(同18・0)、22年が112人(同18・5)、23年が92人(同15・2)、24年が95人(同15・6)と患者数、罹患率ともに減少傾向にある。

結核は過去の病気と思われがちだが、時折、集団感染が起きており、未だに気の抜けない感染症である。鹿児島市の24年の新規患者のうち6割を70歳以上が占めており、とりわけ高齢者は注意が必要とされる。市は結核の予防・早期発見・早期治療策として、住民検診・学校検診・事業所検診などによる胸部レントゲン検診、市民を対象にした結核・一般健康相談、結核医療給付などを実施している。

新型コロナウイルスの影響

14年から東アジアを中心に新型コロナウイルス(重症急性呼吸器症候群ⅡSARS)が流行し、中国東方航空が鹿児島など九州各地と上海を結ぶ路線の一時運休を決めるなど影響が広がった。鹿児島市はSARS対策として15年6月、カプセル型の患者搬送台車「アイソレーター」を導入した。

新型コロナウイルスインフルエンザの発生

21年にはアメリカやメキシコで新型コロナウイルスが発生し、国内でも感染が拡大した。世界保健機関が新型コロナウイルスの警戒水準を「4」から「5」へ引き上げたのに合わせ、21年4月、鹿児島県は新型コロナウイルス対策本部を、鹿児島市も、新型コロナウイルス発生にかかる危機対策本部を設けた。鹿児島市

は防護服の追加のほか、21、22年度事業で、サージカルマスクや消毒液を備蓄し、生活保護世帯や市民税非課税世帯の新型インフルエンザ予防接種の費用を補助した。

#### 特定感染症 検査

エイズ予防については、HIV（エイズウイルス）の感染、エイズの発症を防ぐため、相談指導や血液検査を実施している。25年度は相談が1119件（前年度比184件増）、血液検査が1065件（前年度比215件増）だった。25年度からは、HIV検査日にクラミジア検査も追加した。また、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の感染拡大を予防するため、24年度から抗体検査や保健指導を実施しており、24年度の検査実績は38件、25年度は36件となっている。

#### 風しん抗体 検査

25年、全国的に風しんが流行した。患者は20代から40代の成人が中心で、子育て世代のため、先天性風しん症候群の患者の増加が危惧された。この年代は予防接種の変遷の影響で、風しん抗体の保有率が他の年代と比較して低いことがわかっており、効率的に予防接種が必要な者を抽出するために、30年度までを予定として、抗体検査に対する費用負担を26年5月1日から開始した。

#### 肝炎対策

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、300万人を超していると推定され、国内最大級の感染症とも言われている。自覚症状がないため気付きにくく、放置すると肝硬変や肝がんに至ることもある。各保健センターの健康相談日とHIV検査日において、肝炎の検査を無料で実施している。

#### 予防接種事 業

**予防接種** 予防接種事業としては、結核、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、小児の肺炎球菌感染症、Hib感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘のA類疾病と、インフルエンザ、肺炎球菌感染症のB類疾病に対する定期予防接種等を実施している。なお、急性灰

白髄炎は、24年9月から生ワクチンに替えて不活化ワクチンが導入され、それに伴い医療機関での個別接種となったため、保健所等での集団接種はなくなった。

高齢者等のインフルエンザ予防接種  
高齡者等のインフルエンザ予防接種  
種  
社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生や症状の重篤化が問題となり、13年の予防接種法改正に伴い、個人の発病・重症化防止目的に比重を置いたB類として、高齢者等を対象としたインフルエンザの予防接種を開始した。

日本脳炎予防接種  
日本脳炎ワクチンの接種と急性散在性脳脊髄炎（ADEM）の因果関係を否定できない症例が認められたため、17年5月30日付で、厚生労働省から「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（勧告）」が出された。この差し控えは、新ワクチンが開発され、1期対象者（3歳）への積極的な予防診療の送付が再開された22年4月まで続いた。

麻しん・風しん予防接種  
種  
18年4月以降、麻しん、風しんの予防接種は2回接種となった。麻しんの流行が減り、自然の追加免疫を受ける機会が減ったことで免疫が下がる一方になったこと、先天性風しん症候群（CRS）予防のために行われていた風しんの予防接種は接種率が不十分で、CRSの報告が多かったことを踏まえた措置であった。この時点で、麻しん、風しんの単独ワクチンから混合ワクチンへ変更となった。また19年、全国の高校・大学で麻しんが流行したことを受け、20、24年度にかけて、3期（中学1年生相当年齢の者）と4期（高校3年生相当年齢の者）の定期接種を実施した。

乳幼児細菌性髄膜炎予防接種  
乳幼児の髄膜炎等の主な原因菌となっているインフルエンザ菌b型のワクチンが、国による承認を受けて販売開始となった20年12月19日、宮崎市とともに、全国に先駆けて予防接種費用への一部補助を開始した。

23年2月1日からは、希望者に対して全額公費負担でインフルエンザ菌b型（ヒブ）・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を始めた。対象は生後2カ月から5歳未満の乳幼児。細菌性髄膜炎は2歳未満がかかりやすく、初期は発熱以外に特徴的な症状がないため診断が難しいとされる。発熱から急速に進行して症状が重くなることもあり、後遺症がでたり、死亡したりすることもある。25年度からは定期予防接種に位置付けられ、同年度の予防接種の実績は、ヒブが2万3504件、小児用肺炎球菌が2万3046件となっている。

#### 子宮頸がん 予防接種

23年2月1日から、子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルスワクチンの接種を任意予防接種として全額公費負担で実施している。25年度からは定期予防接種に位置付けられたものの、このワクチンの接種と持続的な痛みとの因果関係を否定できない症例が認められたため、25年6月14日付で、厚生労働省から「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」が出され、ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えることとなった。なお、25年度の予防接種の実績は553件となっている。

#### 高齢者肺炎 球菌予防接 種

国の人口動態統計によると、肺炎は23年には死因順位の第3位となった。また、死亡率は高齢になるほど増加傾向となり、高齢者にとって肺炎は重要な疾病となることから、25年10月1日から、75歳以上の市民を対象に、任意予防接種である成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用への一部助成を開始した。26年10月1日からは、成人用肺炎球菌予防接種が定期予防接種のB類に位置付けられることになったが、本市独自のこの事業については、助成額を見直して、27年度まで継続することとなった。

#### 水痘・成人 用肺炎球菌 予防接種

国は22年の「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」以降、新たな予防接種に追加検討していた予防接種のうち、水痘予防接種をA類に、成人用肺炎球菌予防接種をB類に位置付け、26年10月1日から開

始することとなった。

精神障害者  
保健福祉手  
帳の交付

**母子衛生、精神保健** 精神保健福祉法の改正によって平成7年に精神障害者保健福祉手帳制度が創設された。精神障害者の社会参加を促そうと創設され、障害のある人に手帳を交付して保健・福祉サービスを受けもらう制度。申請の窓口は保健所で、鹿児島市では7年10月1日、申請受付事務が始まった。手帳交付の対象は、精神疾患があり、日常または社会生活が難しい人。交付を受けると、税制上の優遇措置や各種手当、公共施設の利用料減免などのサービスが受けられる。鹿児島市の申請受付実績の推移は、21年度1987件、22年度2462件、23年度2431件、24年度2905件、25年度2894件だった。

精神障害者  
の自立促進

18年4月1日、市夜間急病センターとともにオープンした精神保健福祉交流センターは、精神障害者の自立と社会参加を促進し、市民の精神障害に対する理解と相互交流を深めることを目的にした交流施設で、保健・急病センターの2・3階に開設された。音楽室や調理室などが設けられ、市民同士が集う広場も整備された。

妊婦健康診  
査の拡充

近年は特に子育てに力を入れている。昭和45年度に始まった妊娠中の定期健診の費用を援助する妊婦健康診査事業は、平成20年度に公費負担回数を3回から5回へ、21年度に5回から14回へ増やした。16年度からは不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないために医療費がかさむ配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業をスタートさせた。

食中毒防止  
へ監視

**公衆衛生** 食品製造技術の高度化や複雑化に伴い、さまざまな食品が市場に流通しており、こうした食品によって食中毒などの被害が起ることを防ぐため、食品関係営業施設に対し施設の改善や衛生的取り扱い、

食品と添加物などの安全対策などの監視指導を実施している。25年度の食品衛生監視件数は8881件（前年度比210件減）だった。また、営業者・消費者に対する衛生教育も毎年行っており、25年度は、営業者2583人、消費者1001人を対象に実施した。さらに、食品衛生法に基づく規格や基準に違反している食品を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造・販売されている食品を収去し、保健環境試験所で検査している。このほか遺伝子組み換え食品の表示が適正か確認するため買い上げ検査も実施している。こうした監視にもかかわらず、25年度は病院の給食施設でノロウイルスによる食中毒が発生し、29人の患者が出た。食品衛生法に基づく25年度の営業許可件数は、申請件数が2931件（前年度比4件増）、許可件数が2920件（同27件減）、廃業件数が1897件（同35件増）で、現在施設数は1万1325施設となっている。

美容所、理容所、クリーニング所、旅館、温泉など公共利用施設の公衆衛生の向上に向けて環境衛生監視を続けており、25年度は932件（前年度比30件減）の指導を行った。そうした公共利用施設について、関係法令に基づいて許認可を行っている。25年度は145件の申請、140件の許可等、186件の廃業があり、現在施設数は3576施設となっている。施設数の内訳は、美容所1256、理容所630、クリーニング所882、旅館187、公衆浴場149などとなっている。近年の現在施設数の推移をみると、21年度3877、22年度3825、23年度3816、24年度3622となっている。また、日常使っている家庭用品について有害物質などによる被害を防ぐため、販売店を監視指導しているほか、製品を買い上げて保健環境試験所で有害物質を検査している。

犬・猫譲渡  
の取り組み  
強化

昭和48年に建設された旧施設が老朽化したため、隣接する広木清掃工場跡地に13年4月、動物管理事務所（田上町）を新築移転し、開所した。新施設は、動物を収容する動物棟、子犬を飼育する子犬舎など3棟から成り、市民とふれあえるように子犬舎には運動場を設け、引き取り数の増加を目指した。鹿児島県が19年度に策定し、10年後の犬猫の殺処分頭数半減を盛り込んだ動物愛護管理推進計画を受け、市は犬や猫の譲渡の取り組みを強化するとともに、処分を求める飼い主の説得に努めた。その結果、19年度と25年度を比較すると、犬の処分は374匹から66匹に減り、譲渡は120匹から111匹に微減した。猫は処分が1294匹から802匹に減り、譲渡は9匹から108匹に増えた。

#### IV 健康づくり

生活習慣病  
対策が課題

**健康づくりの推進** 喫煙や食事、運動不足、飲酒など長年の生活習慣が原因で起こるとされる糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病患者は数千万人ともされ、まさに現代の国民病である。生活習慣病を放置すれば、日本人の死因の多くを占めるがんや心疾患、脳血管疾患などにもつながり、生活習慣病対策は健康づくりの大きな課題である。



動物管理事務所

生活習慣病  
予防へ数値  
目標

こうしたなか当時の厚生省は平成12年3月、2010年度までの長期的な健康づくり計画「健康日本21」を決定した。計画は、生活習慣病を予防し国民的な健康づくり運動を推進することを目的としており、抽象的な目標を掲げる従来の手法を改め、「成人の1日の野菜摂取量を350g以上にする」「成人の1日の歩数を千歩増やす」など、具体的な数値目標を設定して達成度を検証できるようにした。肥満対策では、児童・生徒の肥満者の割合を現状の10・7%から7%以下に、20〜60代の男性では24・3%を15%以下に抑えらした。運動を促すために指標も設けた。1日の歩数を、成人は現状の男性8202歩、女性7282歩をそれぞれ約千歩増やし、70歳以上は約1300歩増やすことを目指すとした。飲酒については、多量に飲酒する人（1日にビール中瓶で3本以上、日本酒なら3合以上）の割合を男性で4・1%を3・2%以下に、女性で0・3%を0・2%以下に減少させるとした。たばこ対策は「未成年者の喫煙をゼロにする」「公共の場所や職場での分煙実施率を100%にする」ことなどを目標として設定した。

市町村に目  
標値義務付  
け

さらに、生活習慣病予防を効果的に進めるため、15年5月、健康増進法が施行された。同法の柱は、地方自治体が健康づくりの目標値を計画として定めることを義務付けた点。「健康日本21」で掲げた数値目標の実効性を高めようと、都道府県や市町村レベルでの計画づくりを徹底させるため、地方計画の策定や評価を新法で規定した。国、地方自治体を挙げて健康づくりの運動を強化することで、生活習慣病の予防を徹底し、増大する国民医療費を抑制しようという狙いがあった。

かごしま市  
民健康55プ  
ラン策定

こうした動向を受けて鹿児島市は14年3月、国の健康づくり計画「健康日本21」の地方版である「かごしま市民健康55（ゴーゴー）プラン」（14〜22年度）を策定した。市民の健康づくりの具体的な行動計画とな

るもので、①安心・満足な健康生活②栄養・食生活③身体活動・運動④休養・こころの健康⑤たばこ・アルコール⑥歯の健康⑦生活習慣病―の7領域で55の目標項目を設定した。なお、計画期間については、21年3月に社会情勢の変化や国・県の健康増進計画の改定などを踏まえ、24年度までとした。

数値目標は「減塩」については、「減塩に気をつけている人」を現状の57・0%から75%以上を目標とした。「肥満」については、20～60歳代男性の現状30・0%を15%以下とした。「1日の平均歩数」については、70歳以上の男性の現状4846歩、70歳以上の女性の現状4449歩を、6千歩以上を目標とした。「多量に飲酒する成人の減少」については、男性の現状9・3%を7%以下に、女性の現状0・9%を0・4%以下にそれぞれ目標設定した。「成人の健康診断受診率」については、現状の86・9%を90%以上とした。

このほか、ライフステージを幼年期、少年期、青年期、壮年期、高年期の5期に分けてステージごとの目標を掲げ、生涯を通じた健康づくりを呼びかけた。また、計画を推進するため、地域団体や保健医療機関、教育機関、行政などをつくる「市健康づくり推進市民会議」を設置して連携していくことになった。

計画期間中、具体的な取り組みも進んだ。鹿児島市内全80小学校区ごとに作成された「ウォーキングマップ」は、校区の史跡や名所を結び、手軽に歩けるように工夫した地図で、目安となる歩数や距離が表記され、健康づくりに関心の高い中高年層に好評となった。また受動喫煙を防ぐため、店内の終日禁煙を実施している飲食店を「たばこの煙のないお店」として登録し、登録証とステッカーを交付する取り組みも行われた。「たばこの煙のないお店」の登録店舗数は26年3月末現在で120店舗となっている。

鹿児島市は23年度、市民を対象にアンケート調査を実施し、それをもとに「かごしま市民健康55プラン」

の最終評価を行った。全177指標のうち、目標値を達成または改善した指標が全体の約4割という結果だった。領域別で目標値を達成または改善したのは「歯の健康」「たばこ」など。悪化したのは「身体活動・運動」「生活習慣病」などだった。

市民健康まつり

市民の健康づくりの具体的な施策として、市民の健康増進や健康診断の受診促進などを目的に毎年、市民健康まつりが開かれている。健康トークショーや健康相談、展示、血圧測定、マッサージやはりの体験コーナーなどがあり、多くの市民が訪れている。

11月を健康づくり月間

13年度から11月を「健康づくり月間」と位置づけ、各保健センターで市民手づくりの健康づくりイベントを開いている。中央保健センターはふれあい健康展、南部保健センターは谷山健康まつり、東部保健センターは東部健康づくり交流会、西部保健センターは西部かがやき健康祭、北部保健センターは北部ふれあい健康まつりの名称で、お達者クラブや育児サークルの成果発表や健康教室活動紹介、体力測定や健康体操の実施、手づくり食品などの展示などを実施している。このほか市民の健康増進を図るため、運動普及推進員協議会の主催で、花と緑の吉野公園ウォーキング（北部保健センター）、潮風ニュータウンウォーキング（中央保健センター）、慈眼寺ふるさとウォーキング（南部保健センター）、城山すそ野ウォーキング（東部保健センター）、甲突河畔ウォーキング（西部保健センター）など、さまざまな健康づくりイベントが開かれており、多くの市民が参加している。

運動指導のリーダー養成

生活習慣病などの予防のために日常生活に運動を取り入れる運動普及推進員支援事業も元年度から実施している。運動普及推進員は、市民への運動習慣定着を支援するボランティア。推進員の養成講座が1年置き

に開かれ、栄養の基礎知識や運動医学などの講座を修了した後、地域の運動指導のリーダーとしてお達者クラブや健康教室で体操・レクリエーションなどを取り入れた運動普及に取り組んでいる。

かごしま市  
民すこやか  
プラン策定

「かごしま市民健康55プラン」の計画期間終了を受けて策定された第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（25年度～34年度）は、基本方針に①生活習慣の改善②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などを掲げ、具体的な目標値を定めた。「野菜を毎食食べている人の割合」は、20～59歳の現状9・1%を20%に設定。「運動している人の割合」は、20～64歳男性の現状59・7%、同女性の現状55・6%を、ともに75%に設定。「成人の喫煙率の減少」については、現状の13・9%を12%に、「多量に飲酒する人の割合」は、20～59歳男性の現状14・5%を7%に、「80歳で20歯以上有する人の割合」は、現状の24・4%を40%に、それぞれ目標を定めた。また、「職場で休養・こころの健康に関する取り組みがある人の割合」は、現状の12・8%を50%に設定した。

健全な食生活へ基本計画

**食育の推進** 食の安心・安全に関心が高まり、その一方で朝食を食べない子どもが増えるなど食生活の乱れが指摘される状況を受け、国は17年に「食育基本法」を施行した。同法は国民に望ましい食生活に努めるよう求め、国や自治体には食育に関する施策推進を義務付けた。さらに国は18年3月、健全な食生活を実践するための「食育推進基本計画」を策定した。食育基本法の施行を受けて鹿児島市は21年3月、「かごしま市食育推進計画」（21年度から25年度までの5カ年）を策定した。市が20年に実施した「食育に関する意識調査」では20歳代男性の4人に1人、30歳代男性の3人に1人が朝食をとっていないという食生活の問題点などが浮き彫りになっており、市の食育推進計画は、市民の健全な食生活や食文化の継承を目的に定められ

第8表 かがしま市民すこやかプランの主な目標

栄養・食生活

目標項目	現状（平成23年度）	目標（平成34年度）
1回の食事で、「主食・主菜・副菜」をすべてとるようにしている人の割合の増加		
20～59歳	30.9%	45%
60歳以上	45.6%	60%
野菜を毎食食べている人の割合の増加		
20～59歳		20%
60歳以上	9.1%	30%
（成人1人当たりの1日平均野菜摂取量）	14.8% (176.9g)	30% (350g)

身体活動・運動

日常生活における歩数の増加		
20～64歳男性	6790歩	7800歩
20～64歳女性	6180歩	7500歩
65歳以上男性	4723歩	5800歩
65歳以上女性	4300歩	5500歩
日常生活の中で意識的にからだを動かすなど運動をしている人の割合の増加		
20～64歳男性	59.7%	75%
20～64歳女性	55.6%	75%

休養

睡眠による休養がとれている人の割合の増加		
20～59歳	73.6%	80%
60歳以上	85.5%	90%

たばこ

成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる）	13.9%	12%
妊婦の喫煙率の減少	6.4%	0%
日常生活で、受動喫煙の機会を有する人の割合の減少	（職場）	（職場）
20～59歳	59.2%	受動喫煙の無い職場の実現

## アルコール

多量に飲酒する人の割合の減少		
20～59歳男性	14.5%	7%
60歳以上男性	8.7%	7%
20～59歳女性	3.5%	0.4%
60歳以上女性	0.6%	0.4%
適正飲酒量を知っている人の割合の増加		
20～59歳男性	43.5%	90%
60歳以上男性	40.3%	90%
20～59歳女性	48.0%	90%
60歳以上女性	31.9%	90%

## 歯・口腔の健康

80歳で20歯以上有する人の割合の増加	24.4%	40%
1年に1回は歯科検診を受けている人の割合の増加		
20～59歳	19.5%	35%
60歳以上	22.2%	40%

た。計画は、①「食」について知ろう②「食」を伝えよう③鹿児島県の「食」を味わおう④「食」を体験しよう⑤「食」の楽しさを身につけよう―の五つの目標から成り、それぞれについて具体的な取り組みを掲げた。たとえば「鹿児島県の『食』を味わおう」では、市民と生産者との交流、給食での地場産物の活用、市場と小中学校との連携、食料自給率の向上などを挙げた。さらに、17項目にわたって食育推進のための目標値を設定した。具体的には、「鹿児島の郷土料理・伝統食を1種類でも作ることで市民の割合」については、現状の78・9%を85%以上に、「給食への郷土料理の導入回数」は、現状の年22回を年30回以上に、「小中学校の給食における鹿児島県産食材の使用率(重量ベース)」は、現状の60・9%を65%以上に、「フードマイレージの周知度」は、現状の37・4%を45%以上に、「朝食を欠食する市民の割合」については、20歳代男性の現状25・7%、30歳代男性の現状32・2%とともに15%以下に、「体にやさしいかごしまメニュー

第二次かごしま市食育推進計画策定

の登録店数」は、現状の69店を130店以上へと目標値を定めた。「体にやさしいかごしまメニュー」の登録店状況（26年3月末現在）は115店舗となっている。

「かごしま市食育推進計画」の計画期間終了を受けて策定された「第二次かごしま市食育推進計画」（26年度～30年度）は、基本理念に「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を掲げ、①「食」で健康な心身をつくろう②「食」の楽しさを身に付けよう③鹿児島県の「食」を味わい伝えよう④「食」を体験しよう⑤「食」について知ろうの五つの目標から成り、具体的な目標値を定めた。「食事をよく噛んで味わって食べる人の割合」は現状の31・8%を40%以上に、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる『共食』の回数（朝食＋夕食の週平均）」は、現状の週8・8回を週10回以上に、「地場産（鹿児島県産）の農畜産物・水産物を意識して購入する人の割合」は、現状85%を90%以上に、それぞれ目標を定めた。

食や食文化学ぶ講演会

食育推進の一環として市民の食についての知識などを高め、健全な食生活を実践できるように、19年度から食育教室を開いている。内容は、食や食文化などについて幅広く学ぶ講演会で、25年度まで年4回、26年度から年3回実施している。

健康支える食生活改善推進員

食生活を中心にした健康づくりの推進に大きく貢献しているのが食生活改善推進員。推進員は養成講座で栄養の知識などを習得したボランティアで、食生活相談に応じたり、「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に地域福祉館や公民館などでメンズキッチン（男性の料理教室）、ヤングキッチン（若い人、乳幼児を持つ親などが対象）、健康づくり料理教室などの料理講習会の開催や、家族をはじめ近隣への声かけ運動など、望ましい食習慣の普及に努め、市民の健康を支えている。

かごしま温泉健康プラザ開所

**健康増進施設の充実** 市民に温泉を使って健康増進に役立ててもらおうと、11年4月10日、永吉2丁目に「かごしま温泉健康プラザ」を開所した。同プラザは西部保健センターとの複合施設。施設は4階建てで、1、2階に保健センター、4階に健康プラザがある。同プラザは、温泉を活用した健康増進のための施設として、水中運動用プールや歩行浴、全身・部分浴などの各種浴槽設備を備え、施設内には利用目的別に各浴槽の利用順序や利用時間を示した「利用プログラム（健康増進コース、美容コース、高血圧ぎみコースなど）」や、各浴槽の利用効果が掲示してある。また、より多くの市民に楽しく、安全で効果的に利用してもらうために、インスタクターによる水中運動講座を実施している。同プラザは高齢者を中心に利用者が多く、15年8月には入場者が50万人に達し、開所9年目の20年3月には100万人を達成した。

マリンピア喜入改修等

同じく温泉を活用した市民の健康増進施設として「マリンピア喜入」がある。同施設は4年に開館、合併に伴い鹿児島市が運営を引き継いだ。同施設は、八幡温泉保養館（大浴場、サウナ、会議室、レストラン、売店など）、1年中泳げる室内温水プールや多目的広場を備えるほか、県内で初めて「道の駅」として登録された施設である。また、室内温水プールでは、高齢者や身体障害者が安全に利用できるようスロープや階



かごしま温泉健康プラザ

段の設置など、バリアフリー改修を行い、19年4月にリニューアルオープンした。そのほか、22年度から24年度にかけて、本市ストックマネジメントの保全計画に基づき大規模な改修（八幡温泉保養館の外壁改修など）を行った。

このほか、温泉を活用した健康づくり施設として「さくらじま白浜温泉センター」（桜島白浜町）が5年5月に、同じく温泉活用型健康増進施設として「スパランド裸・楽・良」（東俣町）が12年7月に業務開始した。

第9表 健康増進施設の利用者数

(単位：人)

施設	年 度		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	かごしま温泉健康プラザ		96,733	90,736	89,003	86,534	92,467	93,073
さくらじま白浜温泉センター		73,617	73,160	71,542	69,769	73,181	73,263	
マリンピア喜入	八幡温泉保養館	126,494	129,346	129,174	142,288	138,505	150,433	
	室内温水プール	26,624	26,616	23,834	28,527	31,810	34,387	
スパランド裸・楽・良		296,014	290,462	301,709	305,328	297,712	295,122	

## 第三章 環 境

### 1 環境行政の動向

循環型社会  
の構築へ

かつての高度成長時代は経済発展の一方で有害物質による環境汚染や自然破壊が深刻化し、これを規制するために昭和42年に公害対策基本法が、47年には自然環境保本法が制定された。しかし、その後も自動車の排気ガスなどによる大気汚染や生活排水による水質汚濁など環境を脅かすさまざまな環境負荷要因は残った。経済活動や国民のライフスタイルを含めて、社会全体を環境への負荷の少ない持続可能なものへと修正することが求められ、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めていく法的枠組みとして、平成5年に環境基本法が公布された。また、12年6月には、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し循環型社会に向けた取り組みを進めるために「循環型社会形成推進基本法」が公布された。23年3月11日に起きた東日本大震災は揺れや津波による甚大な被害に加え、福島第1原子力発電所の放射能漏れ事故を引き起こした。福島原発事故は汚染水漏れなどが続き、事故の終息は長期化の見通しで、多くの人々が長期避難を余儀なくされるなど深刻な影響をもたらしている。エネルギー供給や消費の在り方、持続可能な社会の構築に課題を投げかけた。

環境保全へ  
数値目標

環境問題への関心の高まりを背景に、鹿児島市は環境への負荷の少ない循環型の快適環境都市づくりを総合的・計画的に進めていくため、12年10月、「鹿児島市環境基本計画」を策定した。計画は12年度を初年度

として23年度を目標年度とした。望ましい環境の実現に向けて、「健やかな生活が営める公害のないまち（生活環境）」「うるおいとやすらぎのある快適なまち（快適環境）」「多様な生き物と共生し自然を活かすまち（自然環境）」「地域から地球環境保全に取り組みまち（地球環境）」「人を育みパートナーシップで築くまち（人と仕組みづくり）」の五つの基本方針を立て、それぞれに大気・水環境の保全、化学物質による汚染の防止、ごみの減量化・資源化と適正な処理、地球温暖化の防止、環境教育・学習の推進などの基本目標を掲げた。大気汚染物質や河川水質、ダイオキシン類、騒音など基本目標の達成状況を数値で判断できるものは実効性を高めるため数値目標を設定した。生活排水処理については10年度80・7%を21年度に90・8%と目標設定。ごみの排出抑制量の目標は、17年度5万4千ト、21年度8万1千トとした。緑の確保については、緑地は9年度970鈔を、23年度2547鈔に設定した。

ごみ抑制へ事業者、市民に訴え

事業者や一般市民が取り組むべき課題も掲げており、ごみ問題では事業者に分別や資源回収、再利用しやすい製品の製造・販売を求めるほか、簡易包装推進、使い捨て容器や不要製品の資源化、再商品化への努力を求めた。市民に対してもごみ減量や分別・排出方法の順守、使い捨て商品の購入自粛などを訴えた。

市が率先行動計画策定

市役所は大規模な事業活動の実施主体であり、大量に資源やエネルギーを消費していることから、事業に伴って生じる環境負荷を可能な限り低減するために「率先行動計画」を併せて策定し、環境保全に取り組んだ。計画期間は13年度～17年度。取り組みの内容は、グリーン購入の推進や再生資源の活用、省エネルギー、廃棄物排出の抑制、分別排出の徹底などで、具体的には電気使用量の3%削減、水使用量の6%削減、再生紙の100%使用、温室効果ガス総排出量の10%以上削減を目指すとした。

温室効果ガス3%削減目標

策定された「率先行動計画」に基づき、計画期間の13年度から17年度にかけて全庁的に環境保全活動に取り組んだ結果、環境負荷の低減に一定の成果を挙げた。計画の終了に伴い、さらに実効性を高めるために行動内容などの見直しを行った「環境配慮率先行動計画」（18～20年度）を新たに策定し、18年4月から取り組んだ。新行動計画は、温室効果ガス総排出量3%削減（17年度比）など、数値目標9項目と具体的な取り組みを示した行動事項70項目を盛り込んだ。数値目標として、公用車の燃料使用量3%削減（17年度比）、コピー用紙の使用量6%削減（同）、市施設からの廃棄物排出量6%削減（同）の3項目を追加した。

12年10月に策定した環境基本計画を推進するため13年1月、庁内に環境政策推進会議を設置した。同会議は、計画の進行状況の把握や評価を行いながら、必要に応じて計画目標や施策の見直しをするとともに、報告書をまとめて市民に公表することになった。

地方自治体の責務明確化

国は14年6月、太陽光や風力などへのエネルギーの転換などを盛り込んだ「エネルギー政策基本法」を施行し、同法で環境への負荷の低減などに関する地方公共団体の責務などを明確化した。

新エネルギーの活用

鹿児島市はこれまで公共施設に太陽光発電による外灯照明や太陽熱利用による温水プールなどを整備したほか、市環境基本計画を策定して公用車などの切り替え時に環境対応車を導入するなど、環境保全への取り組みを進めてきた。また、14年度にスタートした第四次鹿児島市総合計画で、まちづくりの基本目標のひとつに「人と自然にやさしい快適なまち」を掲げ、新エネルギーの利用に取り組みとした。こうしたなか、15年2月、地球環境問題への対応やエネルギー供給の安定的な確保対策の一環として、鹿児島市における新エネルギーの積極的な導入を図ることを目的に「鹿児島市地域新エネルギービジョン」を策定した。同ビジョ

ンは新エネルギー導入の基本指針であり、目標年度を第四次鹿児島市総合計画の計画期間に合わせ23年度とした。新エネルギー導入の基本的な方向性として①地域資源を最大限生かした新エネルギーの導入②循環型社会形成に資する新エネルギーの導入③官民パートナーシップによる新エネルギーの導入に向けた環境づくりを掲げた。ビジョンでは新エネルギー導入の可能性に関して総合評価を行い、太陽熱利用、太陽光発電、環境対応車、発電の際に発生する熱を有効利用する天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物エネルギーを導入可能性が高いとした。15年度から23年度までの計画期間9年間をステップ1（15～17年度）、ステップ2（18～20年度）、ステップ3（21～23年度）の3期に分け、期間中、市、市民、事業者のパートナーシップにより取り組みを推進するとした。ステップ1は、新エネルギー導入の初期段階と位置づけ、市による率先導入と合わせ、官民パートナーシップによる導入に向けた環境づくりを推進するとした。ステップ2は、官民パートナーシップによる市民参加型の新エネルギー導入事業を具体化。ステップ3は、市民・事業者の自発的な意志による新エネルギー導入を拡大するとした。また、太陽熱温水器や環境対応車の導入、小中学校への太陽光発電導入といったステップごとの市、市民、事業者の施策推進プログラムも定めた。こうした取り組みによって市全域の最終エネルギー消費量に占める新エネルギー導入量を14年時の0・7%から目標年度23年度に3・5%まで拡大する目標を掲げた。

環境基本条  
例の施行

16年4月1日に鹿児島市環境基本条例を施行した。それまで鹿児島市には昭和48年に制定した「鹿児島市民の環境をよくする条例」があり、自然環境や生活環境の保全対策などに努めていたが、その後の市環境基本計画の策定や、環境基本法、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法の制定などを受けて新たな条例を

策定した。同条例は鹿児島市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するためのよりどころであり、市、事業者、市民が共通に認識すべき基本理念を掲げ、各主体の責務を明らかにし、環境施策の基本事項を定めた。

この市環境基本条例に基づき16年6月、市は鹿児島市環境審議会を設置した。同審議会は公募市民のほか、学識経験者や関係団体の代表者など15人の委員で構成し、鹿児島市の環境保全及び創造に関する基本的事項などについて調査審議などを行う。

また、地球規模に広がる環境問題に対応し、環境基本計画に掲げた望ましい都市像「みんなでつなぐ人と地球にやさしい環境都市かごしま」の実現を図るため外部からの助言も制度化した。18年5月から末吉竹二郎氏を環境アドバイザーに委嘱し、国際的な幅広い視点から鹿児島市の環境施策に対して専門的な助言をしてもらうこととした。

1000年で  
2度上昇

地球温暖化は気候変動など地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす問題であり、人類共通の課題である。福岡管区気象台がまとめた気候変動の報告書によると、鹿児島で観測された年間平均気温はこの1000年で2度上昇している。福岡の2・5度に次ぐ高い値で、地球温暖化に加え都市化が関与したとみられる。気温上昇は真夏日や猛暑日の増加で熱中症のリスクが高まるなど健康への影響が懸念されるほか、生態系や農業などさまざまな面に影響が広がる恐れがある。

京都議定書  
の発効

国は地球温暖化対策の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務を明らかにし、地球温暖化対策の基本方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」を11年4月に施行した。さらに、温暖化防止のための国際的枠組みである「京都議定書」が17年2月に発効し、同年に政府が「京都議定書目

地球温暖化  
対策で地域  
推進計画

標達成計画」を決定し、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、国民の責務などを明確化した。このほか、同年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、温室効果ガスを一定量以上排出する者に対し、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が導入された。

国の「京都市議定書目標達成計画」は、地方公共団体の基本的役割として、「地域の特性に応じた対策の実施」「地方公共団体自らの事務・事業における率先した取り組みの実施」「地域住民等への情報提供と活動推進」の三つを示している。鹿児島市は地域から地球温暖化防止に貢献していくために、市内の温室効果ガスの排出削減目標などを盛り込み、市民・事業者と一体となって温室効果ガスの削減対策を進めていくための施策などをまとめた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を19年3月に策定した。計画期間は19～23年度。計画では温室効果ガスの削減目標を、「23年度の総排出量を基準年度比（2年度比）で8%削減」とした。これによって温室効果ガス排出量を基準年度から35万ト（CO<sub>2</sub>換算）削減、現況の15年度から81万4千ト（CO<sub>2</sub>換算）、16・8%削減することになった。目標達成に向けた市民・事業者・市の役割も示した。市民の取り組みは、「暖房は20度、冷房は28度を目安」「こまめな消灯」「省エネルギー機器の導入」など。事業者の取り組みは、「昼休みの消灯」「アイドリングはできるだけしない」「エネルギー使用状況管理の徹底」など。市の取り組みは、「地球温暖化問題に関する情報提供・普及啓発」「補助金などによる取り組みの支援」「パートナーシップの構築」など。

地域協議会  
で削減策策  
定

こうした取り組みを円滑に進めるためには市民・事業者・市が連携したパートナーシップを構築する必要がある、19年7月には「かごしま市地球温暖化対策地域協議会」が設立された。同協議会は、学識経験者の

ほか地域で温暖化対策活動を行う団体や地域活動を行なっている住民の代表、温室効果ガスの削減に大きく貢献できる業種の事業者ら委員32人で構成。運輸部会、広報・啓発部会など4部会を設け、23年度までに温室効果ガス排出量を8%削減する目標に向けて具体策を策定し、推進することになった。

第二次鹿児島市環境基本計画・地球温暖化対策アクションプラン策定  
24年3月には、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築などを柱とした「第二次鹿児島市環境基本計画」と、新たな地球温暖化対策の具体的な実行計画として「地球温暖化対策アクションプラン」を策定した。第二次鹿児島市環境基本計画の期間は24年度から33年度までの10年間。市、市民、事業者、市民活動団体の4主体の基本的役割を定め、市は「施策を体系的・総合的に推進し、各主体の環境に配慮した行動を促進」、市民は「環境問題について考え、理解し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図る」、事業者は「環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに環境負荷の少ない製品などの普及を推進」、

市民活動団体は「地域に密着したまち美化、緑化、リサイクル、環境学習等の活動を通じて地域環境の向上に努める」などとした。また、重点プロジェクトとして①太陽光などを活用した再生可能エネルギーの利用推進②生ごみなどを活用したバイオガsprojeクトの推進③EV（電気自動車）普及によるまちづくりの推進④生物多様性の保全⑤環境保全活動のネットワークの構築―を掲げた。数値目標も定めた。住宅用太陽光発電システム設置件数は、28年度1万5千件（6万キロワット）、33年度2万5千件（10万キロワット）。1人1日当たりのごみ・資源物の排出量は28年度89.8%、33年度84.2%とした。

温室効果ガス削減の中期目標設定  
地球温暖化対策アクションプランは、中長期的な視点に立って温室効果ガス削減を目指す具体的行動プランとして策定され、計画期間は24年度から10年間。温室効果ガス総排出量の削減目標を設定し、2年度比で

温室効果ガス削減進まず

28年度は「3%減」、計画最終年度の33年度は「12%減」、中期目標の42年度は「30%減」、長期目標の62年度は「70%減」とした。そのうえで、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、エコライフスタイルの実践、ごみの減量化・資源化などの基本目標について市民、事業者、市民活動団体の取り組みを掲げた。

アクションプランが策定された背景には、温室効果ガス排出量の削減がなかなか進まない現状がある。20年度の鹿児島市の温室効果ガス排出量をCO<sub>2</sub>換算で見ると、2年度に比べて13・4%増加し、16年度以降はほぼ横ばいが続いた。20年度の温室効果ガス総排出量を部門別で見ると、運輸部門が最も多く41・9%、次いで民生業務部門が21・1%、民生家庭部門が18・5%、産業部門が12・7%となっており、この4部門で全体の94・2%を占めた。

## II 環境保全

地球規模の課題に直面

**地球環境の保全** 現在われわれが直面しているのは地域的な環境保全にとどまらず、二酸化炭素の増加による地球温暖化やフロンガスなどによるオゾン層の破壊、気候変動、窒素酸化物などによる酸性雨、野生動物の種の減少など地球規模で対応すべき環境問題である。

公用車を低公害車に切り替え

こうした環境問題に対応し、地球温暖化防止や大気汚染防止などへの取り組みを広く市民にアピールすることなどを目的に平成10年度から低公害車の導入に着手し、同年5月にはハイブリッド自動車を1台導入し、27日に市役所正面玄関で出発式を行った。12年度には、市環境基本計画に基づいて鹿児島市低公害車等導入計画を策定し、公用車の低公害車への切り替えを推進した。

市長車をハイブリッド車に

19年2月には市長と助役の公用車を新しく低公害車のハイブリッド車に替え、燃料費削減にもつながった。

電気自動車の導入

21年度から公用車に電気自動車の導入を始めた。21年10月に1台目が導入され、同月11日にかごしま環境未来館に配置された。

リチウムイオン電池を搭載し、家庭用の電源で充電できる。二酸化炭素の排出量はガソリン車のおよそ3分の1程度。セレモニの後、かごしま環境未来館で同型車の試乗会があり、市民が乗り心地を体験した。電気自動車は同年度に8台導入され、公用車への電気自動車導入はその後も進み、26年3月末現在で23台となっている。

公用車の環境対応車90%以上目標

運輸部門の温室効果ガス排出量をさらに削減するため、24年4月から環境対応車導入指針を施行した。公用車と市営バスを可能な限りハイブリッド車や天然ガス車などの環境対応車に計画的に切り替えることと定め、買い替え及び新規に購入する公用車のうち、環境対応車の導入目標を90%以上と設定し、市営バスについては70%以上とした。環境対応車のPRによって市民・事業者への普及も促進するとした。

電気自動車購入に補助

21年度からは新たな温室効果ガス排出量削減を目的に、電気自動車、電動アシスト自転車の購入に対する補助制度を開始した。電気自動車は21、22年度が1台当たり30万円、23年度からは1台15万円を補助。電動



低公害車の導入

### 太陽光発電 導入進む

アシスト自転車は運転免許所有者が対象で、通勤や買い物等での自動車利用からの乗り換えを誘導する。補助額は購入価格の3分の1まで、21、22年度の補助上限は3万円、23年度からは2万円としている。

自然エネルギーを有効に利用し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する市民等に対する補助制度を実施している。また、市の公共施設や小中学校などへ太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入を進めている。庁舎などへの太陽光発電の導入は25年度末現在、かごしま環境未来館、市役所みなと大通り別館、観光農業公園、維新ふるさと館、サンエールかごしまなど16施設に、小学校、中学校への導入は49校に行つた。このほか太陽光発電による外灯照明を福祉館やバス停留所、地域公民館、広場、市営住宅などに設置している。

### 環境管理事 業所に認定

さらに環境にやさしい取り組みを進める市内の事業所を「環境管理事業所」として認定する制度を17年度に始めた。環境への負荷を低減する事業所の自主的取り組みを促進するための制度。初年度の17年6月、市内の29事業所を初めて認定した。市の環境管理指針に沿って環境保全に関する数値目標や具体的方策、環境管理体制を定め、環境への負荷軽減に取り組む事業所を認定するもので、環境マネジメントの国際規格ISO14001に準じて市が独自に創設した制度。認定期間は3年未満。認定後は市のホームページに環境にやさしい事業所として掲載される。また、21年度から優良事業所の表彰制度を設けた。認定事業所は年々増え、26年4月1日現在で464事業所となっている。

### 鹿大と省エ ネ研究

鹿児島市は新たな試みとして21年6月、鹿児島大学と共同で省エネルギー研究「公共建築物の低炭素化を目指す鹿児島プロジェクト」を発足させた。民間企業を加えた産学官で温室効果ガス排出量の削減につな

る技術や手法の開発を目指す取り組み。鹿児島市と同大が20年度から、かごしま環境未来館などで進める共同研究を発展させた。初年度は数多く寄せられた企業のアイデアから「水噴霧冷却（ミスト）装置」「窓ガラス用遮熱コーティング」「光触媒遮熱塗料による屋上塗装」の3テーマを採用し、従来の「屋上緑化」「よろい戸を使った夜間換気」などの遮熱効果と合わせ、市内の小学校で省エネルギー効果実証に取り組んだ。その結果、名山小で検証した「水噴霧冷却（ミスト）装置」は室温を1〜6度下げることがあり児童の感触も良かった。城南小で検証したコーティングは、室温が最大5度低い結果となった。名山小の遮熱塗装は、塗料の有無で屋上表面温度に19〜22度の差があり、山下小の屋上緑化は表面温度が30度ほど下がった。

22年度は21年度に好結果が出た「水噴霧冷却システム」と「ガラス用遮熱コーティング」に加え、新たに人工的に緑陰をつくる「フラクタルひよけ」を検証。23年度は、公共施設からの二酸化炭素排出量削減を図る「かごしま省エネトライアル」に取り組んだ。

**生活環境の保全** 高度経済成長期に環境汚染や各種公害が社会問題となり、昭和42年の公害対策基本法や47年の自然環境保全法などが制定され対策が進められた。しかし、その後も自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁が生活環境を脅かすなど環境悪化が進んだ。こうしたなかで、多様化する環境汚染物質が定められた環境基準を超えないよう、測定・監視する体制の整備・充実が図られた。

鹿児島市は一酸化炭素など自動車の排出ガスに含まれる物質による汚染の程度を把握するため、8年3月、鴨池2丁目に測定局を設け自動測定機を設置して測定を開始した。

鴨池に測定局  
ダイオキシ  
ン類の規制

12年1月にはダイオキシソ類対策特別措置法が施行された。ダイオキシソ類が人の生命、健康に重大な影

常時監視シ  
ステムの更  
新

市環境保全  
条例の施行

響を与える恐れがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染を防止し国民の健康の保護を図ることを目的に、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準や必要な規制等を定めた。こうした国の動向に対応し、鹿児島市はダイオキシン類をはじめとする化学物質に関する環境調査や工場などからの排出状況調査を行い、調査結果をもとに関係課と連携して工場などの規制・指導を行うなど、化学物質汚染防止対策に取り組んでいる。鹿児島市もダイオキシン類対策特別措置法の施行に合わせ、12年1月からダイオキシン類の規制を開始した。

大気汚染の状況を測定、常時監視するために、一般環境大気測定局として市役所局、谷山支所局、有村局、黒神局、桜島支所局、赤水局、喜入局の7局を、自動車排出ガス測定局として鴨池局をそれぞれ整備し、測定のデータはテレメータシステムによって市役所で集計処理され、基礎的データとして活用されている。こうした監視体制を維持、充実させるため、18年度に常時監視システムを更新した。

16年4月に鹿児島市環境保全条例を施行した。同時に施行された鹿児島市環境基本条例の基本理念にのっとり、事業活動や日常生活に伴って発生する環境負荷を低減するために必要なことを定めた。具体的には、化学物質を取り扱う事業者に環境汚染を防ぐため適正管理を義務付け、地球温暖化防止のため一定規模以上の事業者が二酸化炭素の排出抑制対策を適正に行うことも義務付けた。さらに、環境管理を適正に行っている事業所を環境管理事業所として認定し公表する制度を設け、低公害車の使用やアイドリング・ストップの推進を掲げた。

光化学オキシ  
シダント基  
準満たさず

光化学スモッグの原因物質のひとつとされる光化学オキシダントについて、19年5月、鹿児島県が注意報の発令など緊急時の迅速な措置を盛り込んだ鹿児島県光化学オキシダント緊急時措置要綱を制定した。これを受けて同年6月、鹿児島市は同要綱に基づく緊急時の措置を円滑に実施するため、鹿児島市光化学オキシダント緊急時措置要綱を定めた。鹿児島市の光化学オキシダントは環境基準を達成しておらず、原因としては自然現象や大陸からの移流などによるものと考えられている。

悪臭規制地  
域の拡大

工業専用地域などに隣接する谷山地区の住民から、「魚が腐ったような臭いがする」「飼料の臭いがする」との苦情が多く寄せられたため、15年4月に悪臭防止法による規制地域を工業専用地域まで拡大するとともに、臭気指数による規制方式を導入するよう変更した。苦情の発生源となっていた工場では脱臭設備の設置など対策がとられ、臭いの苦情は減少傾向にある。

公害苦情2  
00件前後  
で増減

平成に入ってから公害苦情件数は各年度200件前後で増減を繰り返している。元年度は188件で、いったん減少した後、9年度は260件に増加した。その後減少したが、再び上昇に転じ、17年度は最多の266件となった。その後は23年度175件、24年度196件、25年度195件となっている。苦情を種類別にみると、水質汚濁、騒音、悪臭が件数として多く、なかでも近年は騒音苦情が目立っている。

近年の公害苦情は、工場などに起因する産業型公害に対するものが減少し、その一方で悪臭、騒音など都市・生活型の公害に対する苦情の割合が大きくなっている。25年度の苦情件数を見ると、総数195件のうち最も多いのは「騒音」の74件で38%を占め、次いで「悪臭」が50件（26%）、以下、「水質汚濁」34件（17%）、「大気汚染」14件（7%）、「振動」14件（7%）となっている。苦情の発生源を用途地域別にみると、苦情が最

も多かったのは住居区域の76件で、次いで商業地域の39件、調整区域の36件だった。苦情を種類別にみると、「騒音」については発生源と苦情申立者が隣接しているにもかかわらず、当事者間で話し合いがなされる前に市に苦情が持ち込まれることが多く、隣人同士のコミュニケーション不足も都市・生活型公害が増える大きな要因になっている。「悪臭」の主な苦情発生源は、工場・事業場28件、家庭生活8件などとなっている。

工場・事業場のボイラー、焼却炉などの燃焼施設や自動車などから排出される二酸化硫黄、

第1表 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地下水	その他	合計
昭和63年度	16	46	65	9	31	0	5	4	176
平成元年度	18	54	46	7	54	0	5	4	188
2年度	6	42	44	13	28	0	2	3	138
3年度	16	44	45	8	40	0	2	3	158
4年度	11	52	66	9	43	0	0	4	185
5年度	25	42	79	9	40	0	0	6	201
6年度	27	32	53	19	50	0	1	5	187
7年度	32	34	50	14	61	0	1	8	200
8年度	35	45	76	9	70	0	1	7	243
9年度	59	54	59	6	79	0	0	3	260
10年度	40	36	44	12	54	0	0	4	190
11年度	34	36	43	13	57	0	0	3	186
12年度	30	62	46	11	66	0	0	3	218
13年度	30	72	51	18	45	0	1	2	219
14年度	22	66	46	8	62	0	1	1	206
15年度	38	42	63	6	61	0	0	6	216
16年度	31	35	42	12	76	1	0	5	202
17年度	32	53	79	17	78	0	0	7	266
18年度	26	46	49	20	98	0	0	5	244
19年度	26	64	60	7	80	0	3	6	246
20年度	21	51	70	6	88	0	1	3	240
21年度	13	44	69	8	73	0	1	2	210
22年度	18	49	85	22	51	0	1	5	231
23年度	8	31	72	10	52	0	1	1	175
24年度	16	42	74	9	48	0	1	6	196
25年度	14	34	74	14	50	0	1	8	195

窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、粉じんなどの大気汚染物質による汚染状況をチェックするため、市内8測定局（市役所局、谷山支所局、有村局、黒神局、桜島支所局、赤水局、喜入局、鴨池局）で、24時間体制で常時観測、監視している。桜島の火山活動や黄砂などの移流、春や秋の移動性高気圧の影響によって成層圏内のオゾンが対流圏へ降下することなどで、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）が環境基準を維持できない日があったが、そのほかはおおむね良好に推移している。PM<sub>2.5</sub>は粒子状物質の中でも粒径の小さい物質で、呼吸器疾患、循環器疾患、肺がんの疾患に關して総体として一定の影響を与えているとされ、21年9月に新たな環境基準が設定された。PM<sub>2.5</sub>については、谷山支所局と喜入局に測定機を設け、測定しているほか、市役所局と鴨池局には国が自動測定機を置き、測定している。

悪臭は減少傾向  
悪臭については、桜島を除く市全域をA地域（住居専用地域や商業地域、工業地域など）、B地域（A地域やC地域以外の区域）、C地域（工業専用地域やその周辺など）の3地域に区分し、地域ごとに異なる規制基準を設け、事業所を規制している。年ごとの苦情の推移をみると、このところ減少傾向にある。

騒音は用途地域に応じた基準適用

騒音規制法では、騒音を防ぐ必要があると認める地域を県知事が指定していたが、8年4月の中核市移行で市長が指定することになり、同年10月に規制地域の変更をした。23年4月の規制地域などの変更では、規制基準区域の指定方法をそれまでの地図指定から用途地域主体に変え、用途地域に応じた規制基準が適用されることになった。鹿児島市環境保全条例は、飲食店などの深夜営業による騒音が基準に適合しない場合は、営業時間の制限や騒音防止方法の改善を命ずることができると定めている。25年度の騒音苦情で最も多い「建

「設作業」は、作業場所が住居に隣接しているなど、発生源と近いことや、作業が短時間で一時的であること、騒音の程度が大きいことが特徴となっている。

公共用水域  
の環境基準  
27項目

河川・海域の公共用水域の環境基準については、昭和46年にカドミウム、シアンなど8項目が環境庁から告示され、50年にPCBが追加された。平成5年にはトリクロロエチレンなど9種類の有機塩素化合物、水田除草剤のチオベンカルブなど4種類の農薬、ベンゼンなど合わせて15項目が、11年には硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が、21年度には、1, 4-ジオキサンが追加された。カドミウムと鉛及びヒ素は基準値が強化され、有機リンは公共用水域で検出されないことから削除され、人の健康の保護に関する環境基準は、合計27項目となっている。

15地点で河  
川水質監視

鹿児島市には、市街地中心部を流れる甲突川のほか、思川、神之川、下谷口川、稲荷川、新川、脇田川、永田川、和田川、愛宕川、八幡川などの二級河川が流れている。さらに清滝川、荒田川などの小河川・水路が鹿児島湾に注いでいる。稲荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川、和田川の六つの二級河川は、環境基本法に基づき水質汚濁に関する環境基準の類型指定がされ、15地点（環境基準点9、補助地点6）で毎月河川の水質監視を実施している。25年度の測定結果は、カドミウム、シアンなどの人の健康の保護に関する環境基準の全項目について、すべての環境基準点で基準を達成している。

谷山港地区  
のCOD安  
定

磯海水浴場と生見海水浴場は水質調査を実施しており、25年度の遊泳期間前の判定結果は、磯、生見ともに「AA」だった。鹿児島湾は閉鎖性水域で海水が外洋と入れ替わるのに110～180日かかるとされ、鹿児島市が谷山港地区6地点で毎年1回水質調査を実施しており、近年の化学的酸素要求量（COD）は安

定的に推移している。鹿児島湾では湾奥部を中心にたびたび赤潮による漁業被害が発生し、7年度には被害額が10億円あまりに及んでいる。17年度から25年度にかけては赤潮による漁業被害は確認されていない。赤潮発生の原因は、沿岸域の都市・工業化、養殖漁業の増加、自浄作用の大きい浅瀬や干潟が埋め立てによって消失したことなどによるとされる。

### 環境学習の推進

20年10月10日、城西2丁目の鹿児島実業高校跡地に「かごしま環境未来館」がオープン

かごしま  
環境未来館  
オープン

した。同館は、市民及び事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実践するとともに、その活動の場を広げていくことを促進するために設置し、環境に関する参加体験型学習の場として、また環境団体相互の交流や各団体の活動情報発信の場として活用できる環境学習・環境保全活動の拠点施設である。敷地面積は1万162・44平方メートル。鉄筋コンクリート造り2階建てで、延べ床面積は2992・52平方メートル。屋上緑化を施した。1階は、展示ゾーン、リユース・リサイクルショップ、リサイクル工房、食工房など。2階は多目的ホール、研修室、活動支援室。展示ゾーンは海岸の漂着物や、温暖化や環境破壊の影響を受けている地域の写真、暮らして消費する品々などを通して環境問題を考えるよう工夫した。同館の事業



かごしま環境未来館

能動的に環  
境学ぶ

としては、自然環境、地球環境などさまざまな分野の環境学習講座を市民や子ども、企業などに向けて実施するほか、環境に関する意識啓発を図るため企画展やイベントを開催したり、市民やNPOなどが環境活動を発表し交流する場を設けたりする。さらに、子どもたちが環境問題について話し合う環境子どもサミットの開催や、地域で環境活動に取り組んでいる市民などと協働した環境学習講座やイベントを開催する地域まると環境未来館創造事業などを推進している。また20年度から23年度まで、環境カレッジとして環境保全活動などに主体的に取り組む人材を育成するための基礎的な講座を行う一般コースと、専門的に学習する専門コースの講座を行った。

かごしま環境未来館の環境学習講座は、緑のカーテン実践塾、廃食用油で石けん作り、昔ながらの手造りみそ講座、段ボールコンポスト講座など多様な体験型メニューが毎月実施されている。環境について楽しく学べるワークショップ・環境学習プログラムは、水、発見、食、自然、ごみ、エネルギーなどをテーマにグループワークで環境問題について考える試みで、能動的に環境問題について取り組む場となっている。かごしま環境未来館は開館時には、予想をはるかに超える来館者数で、1カ月で約7万4千人が来館した。平日も小中高校、官公庁、町内会など県内外から見学が相次いだ。

生物の生  
息・生育環  
境保全

**生物多様性地域戦略** 豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会の実現を目的とする生物多様性基本法が20年6月に施行された。同法は都道府県、市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務を規定しており、鹿児島市は同法を受けて26年3月、鹿児島市生物多様性地域戦略を策定した。多様な生物の生息・生育環境の保全・創造を目的に策定された戦略は、市民総ぐるみで自然共生社会を築いていくための「道し

るべ」で、対象期間は26年度から33年度まで。取り組みの基本方針として、「生物多様性を支える自然環境を保全・創造する」「生物多様性を支える人を育む」「生物多様性を支える社会の仕組みを整える」の三つを掲げた。実行計画には、生き物の生息・生育の場を守るため緑地の保全や森林の保護・育成、自然海岸・干潟などを保全することや、外来生物の侵入・拡大の防止、環境学習・環境教育の推進などを盛り込んだ。重点プロジェクトとして、5月22日の「国際生物多様性の日」を契機に体験講座などを開き、生物多様性の意味や重要性について理解を深めるほか、生物多様性の保全が図られている里山や保全策が必要な干潟、自然度の高い森林などを条例などにより「生物多様性保全スポット（仮称）」として指定する。市内では鹿児島県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類に該当する種は、動物50種、植物147種、合計197種が確認されている。

市民に親しまれる樹木保護

**保存樹・保存樹林・自然環境保護地区** 「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき、市内にある42本の樹木と12カ所の樹林を、保存樹及び保存樹林に指定している。保存樹などの指定は、市民に親しまれており、健全で樹容が美観上特に優れ、地上から1・5以上の高さの幹回りが概ね1・5以上、あるいは樹高が概ね15以上あることなどが要件で、保存樹等指定審査会で審議したうえで決定する。昭和49年に指定が始まり、平成に入ってから8本指定した。また、良好な自然環境を有し、保護を必要とする地区を自然環境保護地区として2カ所指定している。

第2表 条例に基づく保存樹

指定 番号	樹種名	指定年月日	所在地	地上1.5mの 幹の周囲 (m)	樹高 (m)	推定樹齡 (約年)
1	クスノキ	S49. 3. 20	草牟田 2 丁目58- 3 (鹿兒島神社境内)	7. 30	24. 5	600
2	オガタマノキ	”	上竜尾町2-1 (南洲神社境内)	3. 82	13. 5	130
3	イヌマキ	”	照国町19 (照国神社境内)	2. 10	3. 50	180
4	ムクノキ	”	岡之原町1007 (塚田神社境内)	4. 95	23. 5	180
5	クロガネモチ	”	伊敷 6 丁目22-10	3. 40	16. 0	180
6	クロガネモチ	”	城山町 1 (照国公園内)	4. 85	13. 5	180
7	アコウ	”	清水町32 (多賀山公園内)	4. 90	15. 5	180
8	アコウ	”	東桜島町403	7. 40	13. 5	1, 000
10	クスノキ	”	平川町819- 3 (福平小学校内)	4. 85	19. 0	130
11	クスノキ	”	”	4. 70	18. 0	130
12	モミ	S49. 9. 20	吉野町1379 (白山姫神社境内)	2. 90	20. 0	250
13	モミ	”	”	2. 25	6. 0	250
14	クスノキ	”	伊敷 8 丁目 7 (諏訪神社境内)	3. 42	28. 0	450
15	イチョウ	”	小山田町935	3. 65	30. 0	170
16	イチョウ	”	上竜尾町 2 - 1 (南洲神社境内)	2. 97	24. 0	130
17	センダン	”	川上町322 (川上小学校内)	3. 80	17. 5	120
18	ホルトノキ	S50. 3. 20	和田 1 丁目 4 - 1 (妙行寺内)	2. 30	10. 5	250
19	クスノキ	”	常盤 1 丁目17-30 (日枝神社境内)	4. 70	18. 5	350
21	ケヤキ	”	宇宿 4 丁目21- 7 (宇宿小学校内)	2. 95	20. 0	110
22	クスノキ	”	”	3. 45	21. 0	110
23	ヤマモモ	S50. 12. 20	西別府町2789 (西郷野屋敷跡)	4. 05	16. 0	250
24	クスノキ	S51. 3. 10	春日町 4 -39 (春日神社境内)	4. 18	25. 5	180
25	クスノキ	”	皆与志町3368	4. 20	16. 0	200

指定 番号	樹種名	指定年月日	所在地	地上1.5mの 幹の周囲 (m)	樹高 (m)	推定樹齡 (約年)
26	タイサンボク	〃	玉里町27 (玉里邸庭園内)	2.37	16.5	180
27	アキニレ	S52.3.20	吉野町2472 (吉野小学校内)	2.60	9.0	300
28	クスノキ	〃	田上6丁目14-30 (田上八幡神社境内)	3.75	23.5	300
30	クスノキ	〃	鴨池1丁目8-23 (日枝神社境内)	3.25	19.0	250
31	ユーカリ	S53.4.10	下福元町3785 (慈眼寺運動公園)	2.70	21.0	110
32	ラクウショウ	〃	〃	2.63	23.5	110
33	イチヨウ	〃	谷山中央3丁目4597 (松雲寺境内)	2.60	21.0	110
34	アコウ	S55.3.1	東桜島町137	5.75	16.5	150
35	クロガネモチ	S56.3.1	清水町26 (祇園之洲公園)	2.40	15.0	130
36	センダン	S56.12.25	下福元町9856 (錫山小中学校内)	3.00	15.5	140
37	ウメ	S60.3.1	原良4丁目16-16 (小松帯刀屋敷跡)	0.70	4.8	300
38	ヤマザクラ	H15.7.11	五ヶ別府町831-2	2.25	16.5	100
39	イチイガシ	H17.4.6	岡之原町3844	2.22	22.0	150
40	ヤマザクラ	〃	坂之上2丁目12-10	2.80	11.5	130
41	フウ	H18.6.9	喜入町6993 (喜入小学校内)	3.00	27.0	150
42	クスノキ	〃	上谷口町956-1 (松元小学校内)	4.60	14.5	180
43	クスノキ	〃	桜島二俣町2724 (大元神社境内)	4.80	19.5	130
44	アコウ	〃	〃	4.70	11.0	130
45	シダレザクラ	H20.3.3	東佐多町119	1.50	4.6	150

※指定番号9、20、29は指定解除

第3表 条例に基づく保存樹林

指定番号	樹種名	指定年月日	所在地	面積 (平方メートル)	本数 (本)
1	クスノキ	S49. 3. 20	下荒田 2 丁目 7-21 (荒田八幡宮境内)	2, 595	32
2	クスノキ	”	郡元 2 丁目 4-27 (一之宮神社境内)	1, 000	25
3	クロマツ	”	天保山町24 (天保山公園)	22, 148	186
4	クスノキ	”	加治屋町 5 (西郷誕生地)	1, 130	17
5	クスノキ	”	加治屋町 3 (大久保誕生地)	830	15
6	クスノキ、その他	S49. 9. 20	池之上町 7-30 (若宮神社境内)	1, 320	12
7	クロマツ	”	小松原 2 丁目26 (小松原公園内)	6, 700	69
8	タブノキ、モミ	S50. 3. 20	下田町1171 (下田公民館)	2, 118	11
9	クスノキ、その他	S51. 3. 10	下伊敷 1 丁目35、36 (栄門公園、玉江小学校)	2, 500	15
10	クスノキ、その他	H18. 6. 9	喜入町8489 (宮坂神社境内)	4, 226	34
11	スギ、その他	”	東俣町74 (一之宮神社境内)	1, 507	22
12	イチイガシ、その他	”	本城町882 (花尾神社境内)	8, 300	11
(計)				54, 374	449

第4表 条例に基づく自然環境保護地区

指定番号	指定年月日	所在地	面積 (平方メートル)	環境
1	S49. 3. 20	玉里町3385-1 外	17, 621. 93	・鹿児島女子高校背後に位置する標高91. 8メートルの常緑広葉樹林で通称「愛宕山」と呼ばれている。 ・林相は、コジイ、タイミンタチバナの群落で、玉里団地の良好な自然環境を形成している。
2	S50. 12. 20	下伊敷 2 丁目2948外	23, 025	・「愛宕山」に隣接する常緑広葉樹林である。 ・林相はコジイの群落で、下伊敷地区における良好な自然環境を形成している。
計			40, 646. 93	

始良カルデ  
ラを追加

**霧島錦江湾国立公園の誕生** 24年3月には、それまでの霧島屋久国立公園が分割され、霧島錦江湾と屋久島の両国立公園が誕生した。火山活動でできた地形や景観が中心の霧島・錦江湾と、独特の生態系を保つ屋久島を分離して、それぞれの特性に合った保護や利用促進を図ることが目的。霧島錦江湾国立公園は、桜島、霧島に、世界的にも希少な海域カルデラとされる錦江湾奥の始良カルデラを新たに指定した計約7万4千鈔。屋久島国立公園は従来の指定区域と同じ約3万千鈔。海域約2万2千鈔が組み込まれた霧島錦江湾国立公園は、サンゴ、藻場、干潟、岩礁などの景観を維持する海域公園地区として神瀬（かんぜ）、神造島（かみつくりじま）、若尊鼻（わかみこばな）、若尊海山、重富干潟の5カ所が追加された。鹿児島市は霧島錦江湾国立公園の誕生を祝い、市役所別館に懸垂幕を掲示した。また、翌年の25年には霧島錦江湾国立公園誕生を記念して、桜島フェリーで錦江湾奥をめぐる「錦江湾魅力再発見クルーズ」の本格運航を開始した。クルーズは鹿児島港から若尊

第5表 自然遊歩道の設置状況

自然遊歩道名	指定日	所在地	コース全長 (km)
寺山自然遊歩道	昭和48年12月16日	吉野町	約2.5
牟礼岡自然遊歩道	平成18年4月22日	宮之浦町 吉野町	約2.6
三重岳自然遊歩道 (皆与志コース)	昭和47年4月29日	皆与志町 東俣町 本名町	山頂まで約4.0
三重岳自然遊歩道 (南方コース)	平成21年5月30日	川田町 東俣町 本名町	山頂まで約4.5
城山自然遊歩道	昭和47年12月16日	城山町	約2.0
慈眼寺自然遊歩道	昭和47年5月28日	下福元町	約3.0
錫山自然遊歩道	昭和51年3月28日	下福元町	約15.0
烏帽子岳自然遊歩道 (登山コース)	昭和47年10月10日	平川町	山頂まで約4.5
烏帽子岳自然遊歩道 (動物園コース)	昭和49年11月24日	平川町	山頂まで約8.4

海山海域周辺や新島などを回る約2時間20分のコースで、クルーズには専門家も乗り込み始良カルデラの成り立ちや錦江湾内の生き物などの解説も行われた。

### 9コースの自然遊歩道

山歩きなどを通して自然に親しみ、心身の健康増進の場として利用してもらおうと、市内に9コースの自然遊歩道を設置している。烏帽子岳コースや三重岳コースを中心に健康ウォークなどの催しや歩こう会などのイベント、学校の遠足、観察会、散策などで市民に広く親しまれている。平成に入ってからには牟礼岡自然遊歩道と三重岳自然遊歩道（南方コース）を設置した。

## III 環境衛生

### 路上禁煙地区の指定

**美しいまちづくりの推進** 16年10月には「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」を施行し、市・市民等・事業者一体となってそれぞれの責務を踏まえ、「市民総参加による美しいまちづくり」を推進してきた。条例は、公共の場所や他人の土地への空き缶の投棄禁止、たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進するため路上禁煙地区の指定、犬のふんの放置を禁止するなどの内容。禁止された投棄行為などに対して、市は条例に基づき注意、改善命令を出すことができ、従わない悪質な事例には、2万円以下の過料を科す罰則規定も設けた。

### 繁華街アーケードで指定拡大

吸い殻の投棄防止を重点的に進めるため条例に基づいて路上禁煙地区を指定するのは県内では初めてだった。16年10月の指定は天文館本通り、天文館G3の各アーケード内とJR鹿児島中央駅前の公共地下通路の計397ヶ所だったが、その後追加指定を重ねて延長され、19年11月には繁華街にある商店街アーケードすべ

てに拡大され合計3919戸になった。

まち美化推  
進団体の認  
定

また、条例施行に合わせ「地域で自主的、恒常的に清掃活動または地域のまち美化向上に係る意識の啓発を行う団体」をまち美化推進団体として認定した。認定状況は、16年度は11団体だったが、19年度末163団体、25年度末219団体と年々増え、26年8月末現在で226団体となっている。まち美化運動の推進母体として「美しいまちづくり運動推進協議会」も設置。さらに、まち美化推進指導員による巡回の実施や、町内会などから推薦され講習会を受講した人を「まち美化地域指導員」に認定。まち美化地域指導員も年々増え、26年8月末現在で1804人を認定している。

衛生処理セ  
ンターの稼  
働

**し尿等処理対策** 宇宿2丁目のし尿処理施設・脇田処理場の施設の老朽化と、13年度から浄化槽汚泥の海洋投入処分を廃止するため、脇田処理場を13年3月末で廃止し、し尿と浄化槽汚泥を一体的に処理する衛生処理センターの供用を13年4月から開始した。衛生処理センターは谷山港3丁目に建てられ、計画処理量は1日当たり170トで、総事業費は約20億円。13年度の処理実績は、し尿が2万2351・06ト、浄化槽汚泥が3万7340・08トで、合計5万9691・14ト。同年度末の処理人口は、し尿くみ取りが3万30人、浄化槽が8万2670人だった。16年に合併した吉田、桜島、松元、郡山、喜入の各地域についてはし尿等中継施設経由で搬入。喜入は22年に愛宕園衛生処理場を廃止した後、し尿等中継施設経由で搬入している。25年度の処理量は、し尿が1万5188・43ト、浄化槽汚泥が6万9107・61ト、その他汚泥等642・92トで合計8万4938・96ト。同年度末の処理人口は、し尿くみ取りが2万935人、浄化槽が11万4347人。し尿の処理量は減り、浄化槽汚泥は増えている。

合併処理浄化槽への転換

水質の浄化に向け、公共下水道が整備されていない地域では合併処理浄化槽の設置を進めている。なかでも、し尿だけを処理する単独処理浄化槽や汲み取り便槽から、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換を重点課題ととらえ、昭和63年度から水源上流域、海水浴場上流域を対象地域に浄化槽整備補助事業を始めた。平成元年度からは、単独処理浄化槽からの転換に20万円の上乗せ補助を開始し、その後も対象地域の拡大、施設要件の拡充など補助事業を拡げた。16年11月に公共下水道が未整備の周辺5町（吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町）と合併したのを機に、浄化槽設置申請件数は大幅に増えた。13年の浄化槽法改正で合併処理浄化槽しか設置できなくなり、20年1月からは新築建物への設置補助を廃止し、その財源で汲み取り便槽からの転換に20万円の上乗せ補助を始めたところ、転換が急速に進んだ。こうした取り組みによって市民意識も高まり、元年度は合併処理浄化槽が全浄化槽のわずか3・3%だったが、25年度末は74・89%を占めるまでになっている。25年度末の汚水処理人口普及率は91・97%で、その割合は公共下水道78・67%、合併処理浄化槽13・09%、コミュニティプラント0・21%などとなっている。

牟礼岡団地とガーデンヒルズ松陽台に設置

**地域下水道の管理** 地域下水道は、大規模な宅地開発に伴い生活排水を処理するために設置されたもので、鹿児島市には牟礼岡団地地域下水道と松陽台地域下水道の二つがある。16年11月の合併に伴って吉田町と松元町から引き継いだもの。牟礼岡団地地域下水道は、牟礼岡1〜3丁目、宮之浦町の一部）の生活排水について、昭和53年から処理を開始し、平成21年3月から公共下水道に接続している。処理対象人口は4400人（約1400世帯）、処理能力は1日に1400立方メートル、使用世帯数は1150世帯（26年4月1日現在）。松陽台地域下水道は、ガーデンヒルズ松陽台（松陽台町）の生活排水について、平成16年

8月から処理している。処理対象人口は2400人(約700世帯)、処理方法は回分式活性汚泥処理方式、処理能力は1日に900立方メートル、使用世帯数は379世帯(26年4月1日現在)。

#### IV 斎場・墓地

南部斎場を  
開設

**斎場** 鹿児島市には北部斎場と南部斎場がある。北部斎場は昭和63年11月、小山田町に開設され、火葬棟、待合棟、斎場棟の3施設がある。南部斎場(上福元町)は、谷山火葬場の施設の老朽化に伴いその周辺まで拡張整備して、近代的な設備と効率的な機能を備えた施設として平成4年2月に開設された。1階には火葬施設、2階には待合室を配置し、環境保全に万全を期した。周囲の自然と調和を図るなど「緑豊かな斎場」として整備した。敷地は1万2018平方メートルで、建物面積は3526・58平方メートル。火葬炉は現在8基となっている。

市民需要に  
応え拡充

**墓地** 平成元年4月1日現在の墓地面積(墓園を含む)は、市営墓地が44万1807平方メートル(18カ所)、共同墓地16万5097平方メートル(512カ所)、その他16万8331平方メートル(12カ所)で、合計77万5235平方メートル(542カ所)だった。その後、鹿児島市への人口集中などによる市民の墓地需要に應えるため、墓地の拡充が進んだ。26年4月1日現在の市営墓地は46万2098平方メートル(18カ所)、共同墓地36万2894平方メートル(642カ所)、その他27万403平方メートル(23カ所)で、合わせて109万5395平方メートル(683カ所)となり、全体では32万1600平方メートル(141カ所)広がった。墓園は、昭和58年に供用が始まった川上墓園(2万4595平方メートル、2400区画)と、昭和61年に供用開始の星ヶ峯墓園(4万7709平方メートル、

3351区画)がある。納骨堂は、小松原納骨堂(450壇、昭和50年供用開始)と東谷山納骨堂(432壇、昭和62年供用開始)がある。

荒れた墓を整理

市営の墓地は江戸、明治、大正期の古い墓もあり、管理されず荒れた墓もあった。市は10年度から市営墓地を調査し、長年管理されていない墓については申し出がない場合は一定期間後に撤去するとの告知を立て札に明示し、官報での公告を出した。こうした墓地の環境整備事業の一方で、22年10月から市営墓地管理システムを導入し、環境整備事業で判明した使用者の入力、事務の簡素化に取り組み、墓地管理の効率化を図った。新たなデータ管理システムの導入で墓の場所の確認が容易になり、利用者の利便性が高まった。

## V 清掃

廃棄物処理が課題に

**家庭ごみ対策** 高度経済成長期は旺盛な経済活動の一方で、増加する廃棄物による環境汚染が社会問題となり、昭和45年に清掃法が改正され、廃棄物処理法が制定された。廃棄物処理法は、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分け、一般廃棄物の処理はそれまでのように市町村の義務、産業廃棄物の処理は排出者負担の原則に基づいて事業者責任とされた。高度経済成長期以降も廃棄物の排出量の増大と種類の多様化が進んだため、焼却施設の能力不足や最終処分場の確保が困難となるなど廃棄物の適正な処理が大きな課題となった。こうした事態に対応し、平成3年に廃棄物の排出抑制、廃棄物の分別・再生などを柱とする廃棄物処理法の改正が行われた。また、同年には、製造者である企業側に廃棄物の再利用を義務付け、ごみの減量化や環境保護を目的とした再生資源の利用の促進に関する法律が施行された。

各種リサイクル法制定

その後、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、7年に製造者などにリサイクルを義務付け、市町村の分別収集の計画的な取り組みを位置付けた容器包装リサイクル法が制定された。10年にはエアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目を対象にリサイクルを中心とする処理を製造業者などに義務付ける家電リサイクル法が制定された。12年には解体工事業者などに建設廃棄物の分別、リサイクルを義務付ける建設リサイクル法や、飲食業・流通業などの事業者に食品廃棄物などのリサイクルなどに取り組む食品リサイクル法が制定され、14年には自動車破砕残さなどの引き取りとリサイクルなどを自動車メーカーなどに義務付ける自動車リサイクル法が制定され、循環型社会の構築に向けた制度の整備が進んだ。

ごみ減量化  
へ基本計画  
策定

増大し多様化するごみを適正に衛生的に処理するとともに、ごみの有効利用、再利用などの資源化による減量化などを進める体制を確立するため、鹿児島市が元年に策定した一般廃棄物処理基本計画では、基本方針として①ごみの有効利用、再利用等の資源化・減量化のため、地域住民の清掃意識の高揚を図る②中間処理として、可燃ごみは全量焼却し、収集不燃ごみについては破碎・選別を行い、有価物の回収及び最終処分の効率化を図る③最終処分場においては、不燃ごみ(資源化物を除いたもの)及び焼却灰を埋立処分する④最終処分場においては、二次公害の発生を防止するため、十分な公害対策を実施する⑤し尿においては、中間処理として、収集し尿及び浄化槽汚泥は全量処理した後、公共下水道へ放流する。また、発生汚泥は焼却後埋立処分することを定めた。目標年次は元年度、11年度。ごみ処理の見直しを立て、1人1日平均排出量は元年度見込みが785gに対し11年度は1068gに、最終埋立量は元年度が10万7201tに対し11年

53（ごみ）  
ダイエット  
運動

度は13万3481トに増えると見込んだ。

増え続けるごみ量に歯止めをかけるため、平成元年度から「53グラムのダイエット運動」に取り組んだ。4年4月には環境局清掃部管理課に「ごみ減量係」を新設し、ごみ減量や資源ごみのリサイクル関係事業を積極的に推進することとし、同年11月には与次郎ヶ浜で「53ダイエットフェア in かごしま」を開いた。リサイクル活動を通して市民にごみ問題への意識を高めてもらおうという初めての企画で、市民や企業など約50組が不用品などを持ち寄って低価格で販売するフリーマーケットを出店。コンポスト（生ごみ堆肥化容器）や空き缶収縮器の展示などもあり、約1万5千人でにぎわった。

南部清掃工  
場の稼働

田上町の広木清掃工場は昭和41年度に稼働した施設で老朽化が目立ち、ごみ処理能力が低いことから平成6年3月末に廃止された。代わって、市制100周年記念事業として開催された火山と未来の祭典「サザンピア21」跡地の谷山港3丁目に南部清掃工場が建設され、6年4月に稼働した。同工場は敷地面積が約3万300平方メートル、工場棟は地下1階、地上5階建てで、2階建ての管理棟も設置された。総事業費は約122億円。1日の焼却処理能力は300ト。新工場には県内で初めてボイラーの余熱を利用した蒸気タービン方式の発電設備（出力3千キロワット）が導入された。発電した電力の約半分で工場の機械を動かし、残りは売電し利益を確保する仕組み。

透明ごみ袋  
の導入

ごみ出しマナーの向上と収集作業の際の作業員の安全確保、ごみの資源化・減量化に対する市民意識の高場などを目的に、8年10月から「透明ごみ袋」の試行を始め、9年4月から市内全域に「透明ごみ袋」を導入した。収集ごみのすべてが対象。本格実施は全体としては順調に滑り出した。それでも初日は約5千カ所

缶・びんの  
分別収集開  
始

のごみステーションでルール違反の色付き袋や段ボール箱で出されたごみ約1万1500個が回収されず残された。導入から1年後にはほとんどルール違反はなくなり、透明ごみ袋制度は市民生活に定着した。透明袋が義務付けられた9年度は、鹿児島市の計画収集量が前年度比4.2%減少し、減量化にも成果がみられた。さらに、犬迫町の北部清掃工場敷地内に資源化センター（現リサイクルプラザ3号棟）を整備し、10年1月から市内全域で「缶・びんの分別収集」を開始した。資源化センターでは、缶・びんの選別・圧縮などの処理を行い、アルミ缶とスチール缶は回収業者に売却し、色分けしたガラスびんは、（財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことにより、再商品化している。資源化センターは、敷地面積約3千平方メートル、延べ床面積1779.54平方メートル。総整備費は約6億円。缶は磁石などを使った自動選別機で分別後に圧縮し、びんは色別に手選別する。処理能力は、缶が1日13.5ト、びんは同21.5ト。

排出抑制へ  
目標値

12年3月、12年度から向こう10年間の一般廃棄物の排出抑制や資源化などに取り組むための「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。計画では、10年度のごみ排出量は25万1千トで目標年度の発生総量を32万トと予測したうえで、8万1千ト排出抑制し、排出量を23万9千トと見込んだ。このうち5万7千ト（24%）を再生利用し、さらに14万1千ト（59%）を中間処理により減量し、最終処分量を4万1千ト（17%）とすることを目標に据えた。

市・事業者・市民の  
役割

計画のうち、「ごみ処理基本計画」では、ごみの少ない社会を目指して市・事業者・市民の基本的な責務と役割を定めた。ごみの減量化・資源化の推進では、事業所の排出責任の明確化や自己処理原則の周知徹底、古紙類の分別収集の実施や市民団体が実施する集団回収活動の支援、家庭や事業所の生ごみの減量化・資源

化の推進、粗大ごみのリサイクル体制の確立、容器包装リサイクル法の対象品目すべての分別収集の実施、家電リサイクル法対象品目のリサイクルの推進、リサイクル活動の育成などが柱。施設整備では、余熱利用設備等を備えた新北部清掃工場やリサイクルプラザの新設、粗大ごみを資源化・減容化する施設や横井埋立処分場2工区の整備を進めるとした。生活排水処理基本計画では、公共下水道を市街化区域内で積極的に整備し、下水汚泥の有効利用を推進するなどとした。

合併で減量  
目標見直し

ごみの排出量予測と減量目標については、16年11月の合併を受けて計画の見直しを行った。目標年度の21年度はごみ発生総量を34万トと予測し、11万1千トを排出抑制し、排出量を22万9千トと見込んだ。このうち、5万5千ト(24%)を再生利用し、さらに13万5千ト(59%)を中間処理により減量し、最終処分量を3万9千ト(17%)とすることを目標とした。

古紙類の分  
別収集開始

ごみの減量化・資源化を進めるため「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の区分から、10年1月に「缶・びん」の分別収集を開始し、13年7月からは「古紙類」の分別収集も始めた。



リサイクルプラザ

プラスチック容器類とペットボトルも分別収集

電球・蛍光灯、乾電池、紙パックも分別収集

スプレー缶類も分別収集

容器包装リサイクル法の対象となる全品目を資源化するため、缶・びん・ペットボトル・紙パック及びプラスチック容器類の選別や圧縮処理を行うリサイクルプラザを建設し、14年4月から稼働させ、プラスチック容器類とペットボトルの分別収集を開始した。リサイクルプラザは犬迫町の北部清掃工場敷地内に建設された。3階建ての本館は6142・14平方メートル、平屋の1号棟は420・54平方メートル、2階建ての2号棟2397・21平方メートル、3号棟（旧資源化センター）1937・32平方メートル。処理能力は、本館が缶・びん・ペットボトルを5時間で33ト、1号棟が紙パックを5時間で2ト、2号棟がプラスチック容器類を5時間で26ト、3号棟が缶・びん・ペットボトルを5時間で38ト。ごみの減量化・資源化について市民の意識向上を図るため、リサイクルプラザ本館に学習室、展示室を設けた。総事業費は約46億円。

さらに16年1月から、電球・蛍光灯、乾電池、紙パックの分別収集も始めた。それまでは市が各地に設置したボックスで回収したり、燃やせないごみに分類したりしていた。これで鹿児島市のごみ回収は、もやせごみ、もやせないごみ、缶・びん、ペットボトル、新聞・チラシ、段ボール、プラスチック容器類など14分別になった。

22年1月からスプレー缶類の分別収集を開始した。分別収集するスプレー缶類は、ヘアスプレーやカセットボンベなどが対象。それまでスプレー缶類はもやせないごみとして収集していたが、収集車内で発火す

第6表 ごみ処理の推移 (単位=ト)

区分	焼却	埋立	合計
平成元年度	152,696.0	81,192.2	233,888.2
2年度	162,640.1	69,081.0	231,721.1
3年度	157,724.4	76,143.5	233,867.9
4年度	154,378.5	84,720.9	239,099.5
5年度	155,020.5	428,136.5	583,157.1
6年度	178,478.2	108,930.8	287,408.9
7年度	186,924.8	85,269.4	272,194.3
8年度	193,269.6	89,411.0	282,680.6

粗大ごみの  
収集期間短  
縮

る件数が19年度から増えたため、分別収集することを決めた。これにより15分別となった。市はスプレー缶類の分別収集開始に備えて市内のごみ集積所に「ごみ資源物分別指導員」を配置し、スプレー缶類は中身を使い切つて出すなどごみ出しマナーの徹底を呼びかけた。

14年4月からは、市民の利便性を高めるため、粗大ごみの収集に地理情報システム（GIS）を導入し、収集にかかる期間を従来の約1カ月から約2週間に短縮した。新たな仕組みは市内を複数の地区に分け、さらにコンピューター処理することによって申し込んだ人が連絡した時点で収集日を決めることができるようになった。従来は1日約300件の申し込みを手作業で処理するため収集までに30〜40日かかっていたが、コンピューター処理と地区分けで短縮を図った。

第7表 ごみ・資源物の推移 (単位=ト)

区分 年度	ごみ				資源物					小計	合計
	もやせるごみ	もやせないごみ	粗大ごみ	小計	缶・びん、ペットボトル	古紙類	プラスチック容器類	電球・蛍光灯、スプレー缶類			
平成9年度	190,237	56,447	1,064	247,748	1,241	—	—	—	1,241	248,989	
10年度	191,697	51,212	1,158	244,067	7,355	—	—	—	7,355	251,422	
11年度	196,229	54,333	1,259	251,821	6,993	—	—	—	6,993	258,814	
12年度	198,498	55,112	1,864	255,474	6,789	—	—	—	6,789	262,263	
13年度	177,187	51,323	1,250	229,760	6,946	14,536	57	—	21,539	251,299	
14年度	159,286	31,551	1,659	192,496	9,773	21,409	5,046	—	36,228	228,724	
15年度	157,921	31,349	1,874	191,144	10,367	19,049	4,900	108	34,424	225,568	
16年度	163,536	34,599	2,079	200,214	9,963	16,198	5,076	163	31,400	231,614	
17年度	167,737	34,543	2,172	204,452	9,644	16,229	5,168	188	31,229	235,681	
18年度	168,945	28,714	2,465	200,124	9,123	13,043	4,992	182	27,340	227,464	
19年度	181,870	10,007	3,907	195,784	9,367	10,890	4,230	185	24,672	220,456	
20年度	181,173	8,268	3,810	193,251	9,119	11,682	3,899	182	24,882	218,133	
21年度	178,918	8,153	3,918	190,989	10,398	17,022	3,549	221	31,190	222,179	
22年度	179,786	7,655	4,277	191,718	10,107	17,259	3,476	376	31,218	222,936	
23年度	183,959	7,630	4,797	196,386	9,628	17,052	3,380	389	30,449	226,835	
24年度	184,192	7,415	3,507	195,114	9,461	16,228	3,137	397	29,223	224,337	
25年度	182,638	7,146	3,934	193,718	9,326	16,542	3,047	392	29,307	223,025	

北部清掃工  
場の稼働

分別収集の拡大とともに施設整備も図られた。昭和53年に稼働した北部清掃工場（犬迫町）の老朽化が進んだため、工場隣接地に新たな清掃工場を建設した。併せて粗大ごみの資源化と埋立処分場の延命を図るため粗大ごみ処理施設も整備し、19年4月に稼働した。新たな北部清掃工場は、敷地面積が約5万1600平方メートル。ごみ焼却棟の延べ床面積は2万7412.76平方メートル、粗大ごみ処理棟の延べ床面積は5700.97平方メートル。処理能力は、ごみ焼却棟の焼却炉が1日530ト、灰溶融炉が1日90ト（平成24年4月より休止中）、粗大ごみ処理棟は5時間で30ト。新たな焼却施設はコンピューター制御による完全燃焼でダイオキシンなど有害物質の排出を大幅に抑制できる。その他蒸気タービン発電設備（出力8700キロワット）を設置し、ごみ処理等の電力を賄っている。総事業費は約212億円。

ごみ持去り  
を禁止

20年7月、ごみステーションからの持去り行為を禁止し、違反者には罰金を科す改正「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行した。さらに持去り行為を未然に防ぐため、持去り行為監視指導員を配置し、指導員が市内一円のごみステーションなどで監視・指導に当たることになった。4名の監視指導員の業務は、監視パトロール、持去り行為者への指導、持去り行為者への禁止命令書の交付など。改正条例の施



平成19年に稼働した北部清掃工場

行前に指導員や市職員がごみ集積所を見回り、持去り行為者に広報周知した。

市が持去り行為を禁止したのは、ごみ集積所から古紙類やアルミ缶などのごみや資源物を持去り、業者に売却する行為が後を絶たないため。市は缶・びん類、古紙類と分別回収を広げてきたが、それに伴って持去り行為も増え、巡視や収集時間を早めるなどの対策にもかかわらず効果が今ひとつのため、条例による規制に踏み切った。その結果、鹿児島市の21年度の資源物回収量は古紙類を中心に前年度より25%以上増えた。条例の改正と監視指導員の導入によって持去り行為が減ったことが背景とみられた。

### 3R運動を 推進

12年3月に策定した鹿児島市一般廃棄物処理基本計画が21年度末で計画期間を終えることから、22年3月、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定した。計画期間は22年度から31年度までの10年間。この中で「ごみ処理基本計画」では、ごみの発生抑制を主体とした市民・事業者・市の三者協働による循環型社会の構築を基本理念に掲げた。また、基本方針は、市民・事業者・市が連携した3R運動（リデュース⇨Reduce、リユース⇨Reuse、リサイクル⇨Recycle）の推進など4項目。リデュースは、廃棄物の発生自体を抑制することで、事業者は原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化などが求められ、消費者は使い捨て製品や不要ものを購入しない、過剰包装の拒否などの取り組みが必要とされる。リユースは、いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。リサイクルは、廃棄物などを原材料として再利用すること。計画は20年度を基準年度に目標値も設定した。目標年度の減量化については、20年度のごみ排出量21万8千トに対し31年度は19万ト、13%削減とした。1人1日当たりの排出量は、20年度の990gに対し31年度は861g、13%削減。資源化については、20年度の3万7千ト

人口減少予  
測で減量化  
目標見直し

(資源化率16%)に対し31年度は4万5千ト(同23%)。最終処分については、20年度の2万6千ト(最終処分率12%)に対し31年度は2万2千ト(同11%)の目標値を設定した。

さらに25年度には31年度までを計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を見直した。24年に策定された第五次鹿児島市総合計画で人口推計が大幅に見直されて今後人口減少が進むと予測されたことや、24年4月1日からの灰溶融固化設備の休止など、計画策定の前提となる条件に変動があったことから、22年度から33年度までの12年間で計画期間として改訂を行った。20年度を基準年度にした数値目標も見直し、33年度の減量化の目標値は、ごみ排出量が3万5千ト減の18万3千ト(16%削減)、1人1日当たり排出量は148g減の842g(15%削減)。資源化については、5千ト増の4万2千ト(資源化率21.8%)。最終処分については、基準年度と同じ量の2万6千トで最終処分率

第8表 一般廃棄物処理基本計画(25年度改訂版)

項目	平成20年度実績 (基準年度)	24年度目標値 (総合計画初年度)	28年度目標値 (中間目標年度)	33年度目標値 (目標年度)
減量化 (減量化率)	【ごみ排出量】 218千ト/年	【ごみ排出量】 210千ト/年 (対基準年度： 3.6%削減)	【ごみ排出量】 197千ト/年 (対基準年度： 10%削減)	【ごみ排出量】 183千ト/年 (対基準年度： 16%削減)
	【1人1日当たり 排出量】 990g/人・日	【1人1日当たり 排出量】 953g/人・日 (対基準年度： 3.7%削減)	【1人1日当たり 排出量】 898g/人・日 (対基準年度： 9%削減)	【1人1日当たり 排出量】 842g/人・日 (対基準年度： 15%削減)
資源化 (資源化率)	37千ト/年 (16.4%)	36千ト/年 (16.4%)	38千ト/年 (18.4%)	42千ト/年 (21.8%)
最終処分 (最終処分率)	26千ト/年 (12%)	31千ト/年 (14%)	28千ト/年 (14%)	26千ト/年 (13%)

※ごみ排出量=計画収集量+直接搬入量

※資源化率(%)=(直接資源化量+処理後再生利用量+資源回収活動回収量+民間資源化量)÷総ごみ排出量(計画収集+直接搬入+資源物回収活動回収量+民間資源化量)×100

粗大ごみの  
収集有料化

は13%とした。

23年10月から粗大ごみの収集の有料化を開始した。市の粗大ごみの収集は年間約6万件ほどで、全世帯の2割程度の利用にとどまっており、受益者の公平性を確保するため有料化した。有料化導入とともに、土曜日、日曜日も受け付けるほか、高齢者や障害者世帯など自分で屋外に運び出すことが困難な世帯を対象に家屋内に入って粗大ごみを収集するようにした。利用者は電話で申し込み、市内のコンビニエンスストアや郵便局などで購入した「粗大ごみ処理手数料券」を貼って指定の場所に出す。収集有料化が始まる直前の23年9月の収集申し込みは2万件に迫る勢いだったが、10月以降はその10分の1以下の千件台にとどまった。有料化の影響で24年度の粗大ごみの排出量は前年度比26・9%減の3507トとなり、ごみ排出量全体も前年度比0・7%減の19万5114トだった。

自己処理原  
則の徹底

**事業所ごみ対策** 事業所から出るごみについて、自己処理原則の徹底にも取り組んだ。ごみの排出者責任を明確化し、自己処理の徹底を図るとともに、事業所ごみの減量化・資源化を進めるため、鹿児島市は14年4月から事業所ごみを計画収集の対象外とした。市がそれまで行っていた事業所ごみの収集を廃止したことで、各事業所は運搬業者などと契約するか、直接清掃工場などに持ち込むことになった。新たな体制の周知を図るため、事業所への個別訪問や、商店街・通り会ごとの説明会開催などを行った。さらに、事業所ごみの量は、鹿児島市の一般廃棄物の約3分の1を占めるため、ごみの分別の徹底を図り、減量化・資源化を進めるために、事業所説明会や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して説明会を実施した。

廃棄物監視  
指導員を配  
置

**不法投棄対策** 平成7年7月、廃棄物の不法投棄等不適正処理を未然に防止するため、廃棄物監視指導員を配置し、市内一円を監視パトロールすることとした。監視指導員の業務は、監視パトロール、事業所及び廃棄物処理施設等に対する指導及び立ち入り検査、不法投棄等に係る調査及び苦情処理など。

なお、26年4月には、廃棄物監視業務と持去り行為監視業務を一体的に遂行し、効率的な監視体制を構築するため、両業務を統合し廃棄物監視指導員に一本化した。

集配の郵便  
局員が通報

環境や景観を損なう産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄を防ごうと、鹿児島市と市内の郵便局は12年10月、ごみ不法投棄等の情報提供に関する協定を結んだ。郵便局員が集配などの業務中にごみの不法投棄を発見した場合、市に通報する。市内全域をカバーする郵便局員の協力によって迅速な対策につなげる。

建設業協会  
と協定

また、21年11月には、鹿児島市と鹿児島県建設業協会鹿児島・谷山・建築の3支部が、廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を結んだ。不法投棄は増加傾向で、廃家電や建築廃材も目立つ状況にあり、協定締結によって監視体制を強化して不法投棄を早期発見し、併せて会員に対し建築廃材の適正処理を呼びかけてもらうことになった。

## 第四章 公共事業

### 1 水道・公共下水道・工業用水道

上水道

**水道事業の動向** 鹿兒島市の水道事業は大正8年の通水以来、水需要の増加に対応するため水源の開発や給水区域の拡張を行い、安全で良質な水の安定的供給に努めてきた。平成に入って経済低迷の長期化や節水機器の普及などによる水需要の減少、少子高齢化と人口減少時代の到来、さらには水道施設の老朽化など水道事業を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつある。

水道応急・  
維持管理セ  
ンター開所

平成5年8月に襲った集中豪雨で河頭浄水場が冠水し、滝之神浄水場では稻荷川からの導水管などが破損したことから全給水戸数の約40%に当たる7万6千戸が断水する大災害となった。同年9月には台風13号によって散花平水源地などに被害が出た。5年度から7年度にかけて災害復旧事業が行われたほか、5年の豪雨災害と7年1月の阪神・淡路大震災を教訓に、災害時の応急復旧や応急給水、水道管の日常の維持管理などの拠点となる水道応急・維持管理センターが鴨池新町に建設され、12年6月に開所した。



水道応急・維持管理センター

センターは事務所（約886平方メートル）と復旧資材・工具用倉庫（約286平方メートル）が入った2階建て。給水車2台、地下に埋め込んだ耐震性貯水槽（60立方メートル）1基、学校のプールなどの水を飲料水に変える移動用浄水器2台、飲料水の袋詰めパックを製造する非常用装置1台なども備えた。

7年4月に水道局の谷山営業所と吉野営業所を廃止して本局に一元化した。一元的な管理によって事務処理の効率化を図るのが目的。

川辺ダムの  
供用開始

15年3月には、鹿児島市の都市用水の安定供給のほか、万之瀬川の洪水調節、流域の正常な機能の維持を目的に、鹿児島県などが川辺町神殿（現南九州市）の万之瀬川上流に建設していた川辺ダムが完成し、同年4月から供用を開始した。川辺ダムは重力式コンクリートダムで、鶴田ダムに次いで県内2カ所目の多目的ダム。堤高53・5メートル、堤長147・0メートル、有効貯水容量246万立方メートル。鹿児島市へ水道水を1日5万5千立方メートル供給できる。工業用水は2万立方メートルが取水可能。17年の歳月と総工費約244億円をかけた。鹿児島市は昭和48年に将来の工業用水と生活用水の確保を図るため、万之瀬川からの市域外導水事業計画を発表。高度経済成長後も同市への人口集中や臨海部の発展が続いたことから、市内の水需要の増大への対処を迫られ、昭和56年に鹿児島県、鹿児島市及び関係市町から成る万之瀬川流域水利用対策協議会の三者による「万之瀬川取水に関する協定」が調印され、地元関係者の同意も得られた。昭和61年には、万之瀬川からの取水・導水をさらに安定させるため、川辺ダム建設事業に利水者として参加し、取り組みを進めてきた。

平成16年11月に隣接する5町と合併したことに伴い、17年4月に合併前の5町が運営していた26カ所の簡易水道事業を統合し、第11回水道拡張事業を開始した。

事業統合

下田町の七窪水源地は、土木学会が優れた近代土木構造物を選ぶ19年度の選奨土木遺産に認定され、11月認定書が交付された。七窪水源地は鹿児島市の近代水道の始まりで、大正8年に通水を始めた。当時の施設がほぼそのまま使われており、五つの水源と上之原配水池まで約2・7キロの導水トンネルなどがある。

厚生労働省は16年6月、水道のあるべき将来像について長期的な政策目標と、その実現の具体的施策などを提示する「水道ビジョン」を策定した。同ビジョンは、「安心」（安心しておいしく飲める水道水の供給）、「安定」（いつでもどこでも安定的に生活用水を確保）、「持続」（地域特性に合った運営基盤の強化、水道文化・技術の継承と発展、需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実）、「環境」（環境保全への貢献）、「国際」（我が国の経験の海外移転による国際貢献）の五つの政策目標を掲げた。

厚生労働省の水道ビジョンを踏まえ、水道を次世代に引き継ぎ、将来にわたって安全で良質な水の安定的な供給を維持し続けるために、現状と将来見通しを分析・評価したうえで、市水道事業の将来像とその実現方策を示すものとして、鹿児島市は21年4月、「鹿児島市水道ビジョン」を策定した。計画期間は21年度から30年度までの10年間。水需要については、給水人口と1日最大給水量は28年度までは少しずつ増え、その後は減少すると予測した。ビジョンの基本理念を「安心と信頼の水道 未来まで」と設定し、基本理念実現のための基本目標として①安全で良質な水を供給する水道②いつまでも安定して供給する水道③お客さまとともに歩む水道④災害など危機に備える水道⑤経営基盤の強い水道⑥環境にやさしい水道―の6項目を掲げた。基本目標にはそれぞれ具体的な実現方策を示し、安全で良質な水を供給する実現方策としては、水質監視の徹底、適切な浄水処理、給水装置などの適正化、直結給水の普及促進、安全でおいしい水のPRを挙げた。

給水量は減少傾向

24年度の行政区域内人口60万5883人に対し、給水人口は58万3700人となっており、給水人口は前年度末に比べて400人(0・07%)の増、給水普及率は前年度と同じ96・3%だった。年間給水量は6769万2766立方メートル、うち有効水量は6238万8150立方メートルで、いずれも減少傾向にある。有収水量は6173万4592立方メートル(有収率91・2%)で、前年度に比べて57万9914立方メートル、0・93%の減だった。有収水量を用途別にみると、生活用水が77・8%と8割近くを占め、そのなかでも一般家庭用水が75・6%と全体の4分の3を占めている。これに対し、都市活動用水は22・2%を占め、営業用が12・6%、官公署・学校用が3・7%などとなっている。

1日最大給水量22万立方メートルと設定

33年度を目標年次とする第11回水道拡張事業計画は、計画給水人口を58万6200人、1日最大給水量を22万800立方メートルと設定し、1人当たりの1日最大給水量を377リットルと見込んでいる。目標年次の施設能力(1日当たり)は、表流水水源17万8800立方メートル、湧き水水源7万7660立方メートル、地下水水源5万1210立方メートル、伏流水水源50立方メートル、合計30万7720立方メートルと設定している。

表流水が水源の6割

上水道の利用者に給水するための施設の能力(1日当たり、24年度末現在)は、滝之神など吉野に設けられた9水源地(湧き水、地下水)が4万1900立方メートル、河頭浄水場など中央の2浄水場と10水源地(表流水、湧き水、地下水)が16万7500立方メートル、平川浄水場など谷山の1浄水場と15水源地(表流水、湧き水、地下水)が6万9900立方メートル、東桜島の5水源地(湧き水、地下水)が1750立方メートル、吉田の14水源地(表流水、湧き水、地下水)が6540立方メートル、桜島の6水源地(地下水)が2290立方メートル、喜入の22水源地(伏流水、湧き水、地下水、表流水)が1万1900立方メートル、松元の20水源地(地下水)が6530立方メートル、郡山の10水源

配水池貯水量  
29万立方  
尺余

地（湧水、地下水）が4080立方尺で、合計31万680立方尺となっている。水源種別では、表流水が5カ所、17万9210立方尺（57・7％）、湧水が34カ所、7万9560立方尺（25・6％）、地下水が71カ所、5万1260立方尺（16・5％）、伏流水が4カ所、650立方尺（0・2％）となっている。

有効貯水量7万立方尺の石井手、3万9000立方尺の河頭、2万7400立方尺の平川をはじめとする配水池の総有効貯水量（24年度末現在）は、29万5690立方尺に達している。また同日現在で、導水管の延長は7万6836尺、送水管は21万2327尺、配水管は297万7023尺で総延長は326万6186尺に及んでいる。

簡易水道は  
1施設

上水道給水区域外の地区にあり、それぞれの地域の居住者によって組織された組合が管理運営に当たっている施設として、簡易水道や専用水道、飲料水供給施設がある。簡易水道は、25年4月1日現在で1施設（花倉）あり、38戸、41人に給水しており、減少傾向にある。大型団地などで独自の水源を利用して団地内に給水している専用水道は同日現在、上水道を水源とするものが4施設（鴨池2丁目市街地住宅、鴨池ニュータウンサンハイツ住宅、七ツ島サンライフプール、JX日鉱日石石油基地）で、1094戸、3992人に給水しており、その他のものが25施設あり、5266戸、7万399人に給水している。専用水道に関する監督権限は、3年10月1日に県から市に移譲された。簡易水道より規模が小さい集落で、独自の水源を利用している飲料水供給施設等は同日現在、21施設で、1778戸、4167人に給水している。

第11次計画  
まで策定

**公共下水道事業の動向** 下水道については大正2年の市議会で論議されるなど必要性は早くから認められていたが、第1次計画（昭和27〜37年度）で具体化し、昭和30年11月に現在の錦江処理場で処理が始まり、

全国7番目の公共下水道のある都市となった。その後、下水道事業計画は第11次計画（昭和27〜平成29年度）まで策定を重ねており、汚水管の敷設、老朽化した施設の改築・更新工事など整備を計画的に進めている。

谷山処理場  
が通水

12年4月には谷山港3丁目の公共下水道谷山処理場が通水した。敷地面積は4万5千平方メートル。同年5月1日から処理を開始した。永田川以南の旧谷山市街地や慈眼寺団地などの汚水を処理する。処理能力は1日に3万8千立方メートル。

12年9月、近代下水道制度100年を記念した建設大臣賞「甦（よみがえ）る水百選」に鹿児島市が選ばれ、表彰を受けた。同賞は旧下水道法が施行されて100年となることを記念して建設省が選定した。鹿児島市は、急激な宅地化で甲突川の水質悪化とし尿処理が問題になったため、昭和27年度に公共下水道事業に着手し整備を進めた結果、甲突川の水質が回復したことが評価された。下水道促進デーなどの催しで川魚を放流するなど、下水道事業の普及に努めた点も受賞理由になった。

20年後視野  
に基本構想

「鹿児島市公共下水道事業第9次変更計画」（事業計画）が平成16年度に最終年度を迎えるため、次期事業計画策定に先立って公共下水道事業の一層の整備と管理の効率化、事業運営の安定に向け、今後の目指すべき方向性やその実現に必要な施策などを示した基本構想を、15年9月に策定した。構想の目標年度を20年後



谷山処理場

下水汚泥を  
有効活用

の平成35年度と想定。35年度の行政区域内人口を57万人、そのうち市街化区域内人口を53万4400人と予測した。そのうえで「快適な生活環境の確保」「良好な地球環境の保全」「安定した下水道事業の運営と信頼性の向上」の3つの目的を掲げ、具体的な施策として、処理区域の拡大、下水道施設の耐震性の向上、河川や海域への流出負荷の低減努力、下水汚泥の有効利用、水処理施設の集約化などを挙げた。

下水汚泥については、資源として再利用するために堆肥化をしており、緑農地還元を基本にコンポスト製品（製品名サツマソイル）として有効活用を図っている。

錦江処理場  
甲系廃止

鹿児島市水道局は経営基盤の強化を図るため、民間活力の活用、事務処理の近代化・効率化など経営の効率化に努めてきた。その一環として22年3月末には、錦江町の錦江処理場の甲系と南栄2丁目の2号用地処理場を廃止した。錦江処理場甲系は昭和30年の稼働、2号用地処理場は昭和47年の稼働で平成18年から休止中。両施設は老朽化しており、施設の更新よりも新しい施設への統合が効率的と判断した。

多額の施設  
更新費が課  
題

鹿児島市の上下水道事業は、水需要の減少や老朽化で更新が必要な施設の増加など厳しい経営環境下にある。さらに地震など自然災害への対策や地球温暖化など環境問題への配慮、多様化・高度化するお客さまニーズへの対応も求められるようになっていく。こうした経営環境の変化や社会的要請に的確に対応し、中長期的な視点に立って計画的に経営を行うため、市は平成24年3月、「鹿児島市上下水道事業経営計画」を策定した。計画期間は24年度から33年度までの10年間で、3年ごとに見直す。計画は、昭和40年代から平成の初めにかけて多くの上下水道施設が集中的に整備され、それらが耐用年数を迎え更新のために多額の費用が必要であることを課題に挙げた。上下水道は市民生活や社会経済活動を支える都市基盤として重要なライフライン

インであり、「市民生活を未来まで支える上下水道」という経営理念を掲げた。経営における重点取り組みとして①効率的かつ効果的な事業の推進（投資規模・施設規模の適正化、既存施設の長寿命化、民間委託などの推進）②組織の活性化と人材の育成（効率的な組織の整備と定員管理の推進、人材の育成）③財源の確保（現行料金の維持、資金の確保、一般会計からの繰入金の確保）などを挙げた。公共下水道については、更新費用の縮減や維持管理の効率化を図るため、27年度を目標に南部処理場脇田分場と1号用地処理場を、33年度を目標に錦江処理場をそれぞれ廃止し、南部処理場と谷山処理場の2処理場に統合する方針を示した。経営基盤の強化策として、計画的な老朽汚水管の更新などに取り組み有収率の向上に努めることを掲げた。

宇宿中間地区  
など編入

平成に入ってから整備状況をたどると、第8次計画（7年度まで）は、宇宿中間地区土地区画整理事業区域及び坂元地区（旧警察学校付近）や実方地区を認可区域に編入し、面的整備をした。大峯団地、伊敷ニュータウン、西郷団地、花野団地、皇徳寺ニュータウンなど開発行為による大型団地を認可区域に編入した。

坂之上地区  
など編入

第9次計画（12年度まで）は、坂之上地区及び吉野地区土地区画整理事業区域を認可区域に編入し、鹿児島港本港区埋め立て地区や星ヶ峯ニュータウンの一部など開発行為による団地の区域を編入した。10年8月に一部変更認可（16年度まで）を得て、土地区画整理事業の谷山第二地区及びその周辺地区、臨海部埋立1号用地A区地先などを編入した。また、坂之上地区などの処理区域の拡大で汚水量が増えてきたため、8年度から谷山処理場の建設工事に着手し、12年5月に処理を開始した。

星ヶ峯南地区  
など編入

第10次計画（23年度まで）は、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、明ヶ窪地区、武岡台地区、鴨池台ビュータウンなど開発行為による団地の区域を認可区域に編入した。20年12月に一部変更認可（23年度まで）を得

て、下水道総合浸水対策緊急事業に伴う雨水ポンプ場及び管渠を事業計画に位置付け、整備を行った。また、谷山処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、19年度に圧送施設の工事に着手し、22年2月に運用を始めた。第11次計画（29年度まで）は、吉野地区、清和地区、光山地区及びマリンプートかごしま1期1工区などの区域を認可区域に編入した。

公共下水道事業区域外から汚水を流入させる場合、受益者から徴収する区域外流入に係る分担金について必要な事項を定めた「鹿児島市公共下水道事業区域外流入分担金条例」を制定し、21年4月1日から施行した。同条例は、地方自治法第224条の規定に基づき定められた。

普及率78・9%

25年度末の公共下水道の普及状況は、処理区域面積6927㏎、処理区域内人口47万7800人で、事業計画区域面積7345㏎に対して94・3%の整備を終え、行政区域内人口60万5695人に対する普及率は78・9%となっている。汚水の処理施設は、南部処理場のほか4カ所の処理場があり、全体処理能力は1日22万8200立方㍎。25年度の年間処理水量は6164万4670立方㍎、1日平均処理水量は16万8890立方㍎。

元年に給水開始

**工業用水道事業の動向** 旧喜入町は町有林の一部に一倉工業団地を造成し、企業誘致の施策として低廉豊富な工業用水を提供するため、昭和60年度にボーリング調査し水源を確保した。61年度には工業用水道事業の届出書を通商産業大臣に提出し、届出書に基づいて一般会計（町）の予算と鹿児島県からの補助金（工業団地基盤整備事業費補助金）で工業用水道施設の建設に着手し、63年12月に工事が完了し、平成元年4月1日、給水を開始した。給水開始当初の施設能力は1日1680立方㍎で、契約水量は、給水開始当初は、1

日330立方メートルだった。平成16年11月1日の鹿児島市と喜入町との合併に伴い、鹿児島市水道局の工業用水事業になった。

4事業所に  
給水

24年度末の給水事業所数は前年度と同じ4事業所。年間契約水量は28万4700立方メートルで、前年度比1万9080立方メートル(6・28%)の減、年間総給水量及び年間総有収水量は20万4584立方メートルで、前年度比2万3801立方メートル(10・42%)の減だった。

料金支払等  
の利便性の  
向上

**サービス水準の向上** 日々の生活に欠かせない水を安心して使用してもらうために、お客さまの声やニーズを的確に把握しながら、常にお客さまの視点に立ったサービスの提供に励み、お客さま満足度の向上に努めてきた。具体的には水道料金と下水道使用料について、19年4月から希望のある口座振替のお客さまに対して毎月振替を、20年4月からコンビニ収納を、24年10月から基本料金の日割計算を、それぞれ開始した。

水道モニ  
ター

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る水道モニターを設置している。モニターは定員30人以内とし、任期は1年間。浄水場や処理場などの施設見学、水道局の経営状況についての研修会、意見交換会及び在宅モニター活動などを行っている。

## II 都市計画

土地利用の  
適切な誘導

### 都市計画関連事業

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉に寄与することを基本としている。鹿児島市は平成16年に合併したことにより、鹿児島、吉田、喜入、松元、郡山の五つの都市計画区域があり、土地利用の適切な誘導と均衡ある発展を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域

区分や用途地域の指定をはじめ、道路、公園、緑地、下水道などの都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業を都市計画に定め、整備を進めている。

人口フレーム保留制度の導入

無秩序な市街化を防ぎ、効率的な公共投資や土地利用の調和を図るため、都市計画区域を都市化すべき「市街化区域」と、開発を抑制する「市街化調整区域」に区分している。昭和46年に区分が行われ、58年に第1回の定期見直し、平成8年6月に第2回の定期見直しが行われた。また、用途地域については、4年の都市計画法と建築基準法の改正により、新たに住居系用途地域が4種類増えて12種類になったことから、8年6月に新用途地域を指定した。鹿児島市の区域区分の線引き見直しは13年ぶりで、花野団地や皇徳寺、星ヶ峯の両ニュータウンなどの大型団地など14カ所、約415軒を新たに市街化区域に編入した。その一方、大塚団地や九州縦貫自動車道の沿線の一部2・5軒は市街化調整区域に戻した。8年の区分線引き見直しでは、新たに「人口フレーム保留制度」を導入した。同制度は13年度を目標年次として、人口フレーム（市街化人口の目標値）58万人に見合った適正な市街地規模を確保するため、保留人口フレーム1万5千人の範囲内で市街化調整区域内の秩序ある開発などを認め、市街地整備の見通しが明らかになった時点で、随時市街化区域への編入を行うもの。

地区計画の決定

地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境を形成するため建物の用途や高さ、容積率、色彩などのルールを定め、道路、公園の配置などについてきめ細かな地区独自のまちづくりを進める地区レベルの都市計画である。本市では、11年6月に初めての地区計画となる鴨池ニュータウン業務地区地区計画（鴨池新町及び真砂町の各一部、約38・8軒）及び寺山風致地区神月タウン地区地区計画（吉野町の一部、約0・

4 鈔)を都市計画決定した。

自治体が主  
体的に都市  
計画

12年5月に改正都市計画法が成立し、13年5月から施行された。改正によってまちづくりの手段である都市計画制度については、地域の自主性を尊重し、地域の特性を生かせるよう見直しが行われた。具体的には、①都市計画区域の線引きを実施するかどうかは都道府県が判断②都市計画区域外の無秩序な開発防止のため市町村が準都市計画区域を決定できる一などが柱で、地方自治体が地域の实情に即して主体的に都市計画が行えるようになった。

かごしま都  
市マスター  
プラン策定

こうした地域の特性を生かした都市計画づくりの動向を受けて、鹿児島市は13年3月、長期的・総合的な視点から20年後を見据え、新たな時代の都市づくりの羅針盤となる「かごしま都市マスタープラン」(都市計画に関する基本的な方針)を策定した。同プランは、市全体の都市づくりの目標や土地利用、市街地整備、交通体系などの部門別の方針を広域的な視点から明らかにする「全体構想」と、全体構想に基づき市内の10地域ごとに地域整備の方針を地域の实情を踏まえて位置づける「地域別構想」から成り、目標年次は13年度から20年後とした。基本理念に「かごしまの魅力を再発見し、活かす都市づくり」「市民とともに手を携えてつくる都市づくり」を掲げた。土地利用については、本格的高齢社会に対応するため日常生活圏域における生活サービス機能・コミュニティ交流機能の立地を誘導することや、工業系土地利用の低・未利用の有効活用などを図るとした。交通体系では、南九州西回り自動車道など広域交通体系の整備とともに、市電の延伸の検討などを挙げた。都市防災については、防災情報システムの充実・強化、災害避難及び救援活動の経路・拠点の整備、8・6豪雨災害を繰り返さない総合治水対策事業の推進を図るなどとした。市は13年4月

人口フレーム保留制度の活用

から市役所内にプランの推進・調整に当たる組織を設け、進捗状況を管理することになった。

13年8月には、保留人口フレームの範囲内で計画的な市街地整備の見通しが明らかになった星ヶ峯南地区など七つの宅地開発区域において、市街化区域への編入を行う随時見直しや土地利用計画をもとにした用途地域の指定を行うとともに、計画水準の維持や良好な住宅環境の形成を目的とした地区計画を策定した。

徒歩生活圏の形成

16年11月の隣接5町との合併に伴い、17年10月に改訂した第四次鹿児島市総合計画基本計画との整合を図るとともに、新たに加わった5地域における地域別構想などの設定や都市計画を取り巻く状況の変化を踏まえ、19年3月に都市マスタープランを改訂した。見直しに当たっては、①都市における社会経済動向への対応②都市計画法改正等への対応——などに留意。具体的には、徒歩・自転車、公共交通機関で日常生活が可能となる徒歩生活圏の形成、準工業地域では集客施設の立地規模の抑制、工業地域等では商業施設等の立地の適正性の確保・誘導の検討などを目指すとした。

15地区に分け整備方針

土地利用と市街地整備については商業系、住居系、工業系、農業・森林系をさらに12のゾーンに分けて機能を明確化し、誘導を図るとした。地域別構想では、市内を中央、上町、鴨池、城西、武・田上、谷山北部、谷山、伊敷、吉野、東桜島、桜島、吉田、喜入、松元及び郡山の15地区に分け、各地区の位置づけとまちづくりの目標、整備の基本方針を定めた。たとえば中央地区の整備の基本方針は、「陸の玄関としての鹿児島中央駅周辺地区の交通結節機能の向上」「いづろ・天文館地区の広域交流拠点としてのにぎわいとふれあいの増進」など、東桜島地区は「桜島と錦江湾を活かした観光・レクリエーション機能の充実」「桜島火山爆発対策の充実」などとした。

与次郎ヶ浜の用途地域見直し

16年5月、地区の活性化と低・未利用地の有効活用を図るため、与次郎ヶ浜地区などについて用途地域の見直しや観光地区の廃止と併せた地区計画の都市計画決定を行った。与次郎ヶ浜は昭和45年、市唯一の観光地区に指定され、物販業の店舗面積や取扱商品、住居や病院、専門学校、社会福祉人所施設の立地などで一定の規制がされてきた。計画決定によつて、市民文化ホール隣の文化公園から北側を交流・娯楽地区(約48㍍)とし、物販業の立地規制条件を撤廃した。文化公園から南側は交流・業務地区(約26㍍)と位置づけ、病院・診療所、公衆浴場、専門学校などが立地できるほか、マンションなどの共同住宅も建築できるようになった。木材団地及び木材加工団地(東開町の一部)と南栄1丁目地区については、工業専用地域から工業地域に用途を緩和する一方、地区計画で住居、パチンコ店などの立地を規制した。

都市計画定期見直し

16年5月には、第3回都市計画定期見直しにおいて、45カ所の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しを行い、約25㍍を市街化区域に編入した。

26年10月には、第4回都市計画定期見直しにおいて、斜面緑地を保全し、開発等による緑地の減少や斜面崩壊等の課題解決を図るため、4カ所、52㍍を市街化区域から市街化調整区域へ編入する逆線引き等を行った。

大規模集客施設の立地規制

モーターゼーションの進展を背景とした大規模集客施設の郊外立地等により、全国的に都市機能の無秩序な拡散が進行し、中心市街地の衰退傾向に歯止めがかからない状況にあり、その立地の適正性を確保、誘導するため、18年5月に都市計画法が改正され、大規模集客施設が立地可能な用途地域が、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域のみとなった。このうち、準工業地域については、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する地域であり、「かごしま都市マスタープラン」でも産業物流・港湾業務の

合併により  
加わった地  
域の都市計  
画見直し

拠点と位置付けていることから、都市計画法の施行にあわせ、19年11月に、都市機能の適正立地の観点から準工業地域に特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地制限を行うこととした。

19年3月に改訂した「かごしま都市マスタープラン」において、合併により新たに加わった地域については、それぞれの地域における土地利用状況に応じ地域地区などの活用を図るとしており、吉田、郡山、松元、喜入の都市計画区域の用途地域が指定されていない地域については、住宅地に隣接して遊技施設や大規模店舗、工場等の立地が可能であったことから、21年10月に、制限すべき特定の建築物等の用途を定める特定用途制限地域を指定し、居住環境の保護や商業・工業などの業務の利便の増進を図るとともに、自然環境や農業環境の保全を図ることとした。

コンパクト  
なまちづく  
りに転換

24年3月、鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプランを策定した。それまでの都市計画は人口増加に対応した都市の拡大成長を前提としたまちづくりとなっていたが、モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行、臨海部などの低・未利用地への大規模集客施設の立地などにより、中心市街地の空洞化や、団地、既存集落などの地域の核の衰退が懸念されるようになってきた。同ガイドプランは、市の都市計画を人口減少、超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりに転換し、既存ストックの有効活用や車に過度に依存しない都市構造の実現が必要との認識に基づき、「歩いて暮らせるまちづくりを目標して」との副題が付され、高齢者をはじめ多くの人が歩いて暮らせるまちづくり（集約型都市構造）の実現に向け、都市の生活・活動・交流の場となる中心市街地、地域生活拠点、団地、既存集落などの地域の核となる地区に、店舗などの生活利便施設（店舗、郵便局、銀行、医療施設、福祉施設など）が集約されるよう、土地利用の誘導

方針を定めたものである。同ガイドプランでは、「中心市街地」「副都心」「地域生活拠点」「団地核」「集落核」の5つの拠点を設定し、各拠点を公共交通機関で結ぶとともに、「中心市街地」「副都心」には大規模集客施設などの誘導、「地域生活拠点」「団地核」「集落核」では生活利便施設の集約を行うことにより、徒歩・自転車、公共交通機関で日常生活が過ごせる集約型都市構造を目指すとした。26年6月には、10カ所の住宅団地において団地核への商業集積を誘導するため、用途地域の変更を行った。

恵まれた自然景観

**都市景観形成事業** 良好な景観は地域社会の財産であり、将来にわたってその恵みを楽しむように保全し、創り出していかなければならない。鹿児島市は錦江湾や桜島をはじめとした優れた自然景観や市民に愛される身近な景観に恵まれており、その価値を再認識し、市民、事業者、行政が一体となって景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法に基づく景観計画と景観条例による施策を実施している。平成元年8月、市の都市景観の基本計画となる鹿児島市都市景観ガイドプランを策定し、「歴史と文化の道」や「みなと大通り公園」の整備など鹿児島市の個性や特色を生かした都市景観の形成を進めた。

歴史と文化の道

国道10号の終点に当たる一帯は、城山を背後に文化施設や古い薩摩をしのばせる史跡、文化財が残る地域であり、鹿児島市の床の間のゾーンとして、天文館からみなと大通り公園、鹿児島港本港区緑地に至るプロムナードの中心を形成するものである。「歴史と文化の道整備事業」は、昭和62年度から平成3年度にかけて、歩道を石張りにしてイヌマキを植栽、親水水路を設け、ガス燈74基を設置した。2年度に建設省の「手づくり郷土（ふるさと）賞」を、3年度には人間道路会議の「人間道路会議賞」を受賞した。延長は約830m。

みなと大通り公園完成

多目的利用が可能な空間を設けた道路等と位置づけ、元年度から整備を進めてきた市役所前の「みなと大通り公園」が4年10月に完成した。同通りは市役所前から海岸にかけて延長約290㍎で、広さは約1・4㍎。エントランスゾーンにはシンボルとして黒みかげ石を組み合わせたモニュメント「悠雄（ゆうゆう）」が置かれ、平面噴水、芝生やベンチなどが整備された。5年度に「手づくり郷土賞」を受賞している。また、毎年12月から翌1月までの2カ月間、イルミネーションが点灯され冬の風物詩として定着している。

建築物の高さ20㍎規制

3年2月、国の指定文化財である城山の景観を守るため、周辺地区の建築物の高さを20㍎以内に規制することなどを定めた「城山周辺地区景観風致保全指導要綱」を施行した。同指導要綱は、歴史と文化の集積した城山地区の景観風致を後世に継承していくことを目的としており、対象となる地域は、国道10号と城山に囲まれた照国神社から黎明館までの16・7㍎（城山町と照国町の一部）。建物の高さ規制だけでなく、景観形成や広告物の基準を設けた。3年1月、県外大手不動産業者が高さ約62㍎、18階建ての高層マンション建設計画を明らかにしたことに対し、城山の斜面緑地の眺めが阻害されるとして地元住民から建設反対の声が上がり、市が指導要綱を策定することになった。



みなと大通り公園

城山周辺を  
高度地区に  
指定

業者はマンション建設を白紙撤回したが、要綱は行政内部の取り決めで法的規制力はなく、今後も同じような開発計画が起こる可能性があった。このため、市は一帯を都市計画法に基づく「高度地区」に指定する準備を進め、3年7月1日、城山の自然や景観などを保全するため城山周辺地区の建築物の高さを20m以下に抑制する「高度地区」に指定する決定をした。「高度地区」として規制を受けるのは照国神社から黎明館までの間で、城山町と照国町の一部約17畝。その後、20年6月施行の鹿児島市景観計画において、城山周辺を景観形成重点地区候補地「歴史と文化の道地区」に位置付けるとともに、国道10号の東側では、歴史的建築物や緑豊かな中央公園があるなど、良好な通り景観を形成し、城山側の地域と一体的に景観風致を維持・保全する必要があったことから、22年に山下町の一部を追加し、区域を約25畝とする都市計画変更を行った。

建築文化賞  
の創設

まさに潤いと魅力を与える優秀建築物を表彰することにより建築文化の向上と都市景観に対する市民の意識の高揚を図ることを目的に、完成後10年以内のものを対象とした鹿児島市建築文化賞を創設した。第1回となった2年度は121点の応募があり、「フォリス観光ビル天文館」（東千石町）、「トミハラビル」（平之町）、「岩堀クリニック」（下福元町）の三つと、特別賞に磯珈琲館など磯歴史的建築物（吉野町）が受賞した。その後、隔年で実施し、20年度の第10回までに市内各地に建つ30の建築物を表彰した。

市電セン  
ターポール  
の完成

景観改善のために整備を進めていた路面電車（市電）のセンターポール事業は、道路の両側から吊っていた市電の架線を中央柱にまとめるもので、昭和62年度に始まり、平成3年度までに路面軌道上（8・75キロメートル）の計233本のポール建設を終了した。4年3月には天文館電停付近で市や議会関係者、市民代表などがパレードし、完成を祝った。市電のセンターポール化や歴史と文化の道づくりは、潤いのあるまちづくりの3

年度優良自治体として自治大臣表彰を受けた。

歴史にむ  
南洲門前通  
り

5年度から6年度にかけて、都市景観形成事業として多くの通りを整備した。西郷隆盛を祭る南洲神社参道から大龍小学校、春日神社を結ぶ南洲門通りに、石張りの歩道舗装、イヌマキなどの植栽を行い、歴史の雰囲気を感じられる景観を演出した。延長は約500㍎。7年度には「手づくり郷土賞」を受賞した。

マイアミ通  
りと命名

都心と海辺の近接化を図るため、天文館とウォーターフロントを結ぶ「いづろ通り」を楽しい雰囲気の並木道として整備した。延長350㍎。姉妹都市盟約を結んでいる米国・マイアミ市にちなみ、6年度に「マイアミ通り」と命名された。

照国大通り  
整備

城山と照国神社の玄関に当たる照国大通りは、歴史と文化の道とともに天文館から中央公園、照国神社、みなと大通り公園、そして鹿児島港本港区の緑地に至るプロムナードの中心的な位置にあり、6年度、背後の城山の自然環境と調和した市民が憩える空間として110㍎にわたるケヤキの植栽やガス燈10基の設置、親水水路の整備が完了した。

イタリア産  
石畳で景観  
演出

「かごしま近代文学館・メルヘン館」の開館に合わせ、8年度から10年度にかけて、「歴史・文化ゾーン景観整備事業」で、鹿児島市立美術館周辺の市道（延長約360㍎）に18基の照明灯を設置するとともに、イタリア産の斑岩の石張り舗装などを整備した。「歴史と文化の道」からの導入路の整備により、地域内の回遊性を高め、歴史と文化の香り高い活気を感じられる都市景観の形成を図った。

噴水と彫刻

昭和59年度から平成4年度までに、甲突川緑地に8体の具象彫刻が設置された。さらにこれを発展させた大型抽象彫刻4体（「悠雄」「ま四角三つ」「風」「未来へ」）が10年度までに市街地の要所に設置され、市民

に親しまれている。また、市内各地にミニ噴水が24基あるが、これらは2年度から12年度にかけてタウンア  
メニテイ事業として整備され、まちに潤いと安らぎ、楽しさを提供している。これらの噴水や彫刻の一部は、  
4年度と10年度に都市景観大賞（景観形成事例部門）を受賞している。

都市景観ガ  
イドプラン  
の見直し

平成元年に都市景観ガイドプランを策定後、4年の都市計画法改正で都市景観も都市計画行政に根付かせ  
ることとなり、13年策定のかごしま都市マスタープランに「都市景観形成の方針」を示した。こうした背景  
のなかで鹿児島市は14年3月、新たに「鹿児島市都市景観ガイドプラン2002」を策定した。都市景観形  
成の目標として「個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげる」など四つを掲げ、都市景観  
形成の基本方針として「骨格景観の要素として、景観域とそれぞれのゾーン、軸及び拠点を設定し、これら  
を組み合わせて観光振興にもつながる個性づくりを推進」など8項目を設定した。さらに、地域での都市景  
観形成は住民が一体の地域として共有できる範囲で進めていくことが必要として、10区分した地域（中央、  
上町、鴨池、城西、武・田上、谷山北部、谷山、伊敷、吉野、東桜島）ごとに都市景観の形成方針を定めた。  
たとえば中央地域は、地域の景観資源を活用し景観の魅力を高める具体例として、住吉町の石造倉庫群など  
を挙げ、鴨池地域は、地域の顔づくりとして「海に近接するレクリエーションゾーンとしての都市景観の形  
成」を挙げた。

5地域も特  
性かし景  
観方針

その後、16年11月の隣接5町との合併で市域は約2倍に広がり、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文  
化、豊かな自然景観など多様な景観特性を有するまちとなったことから、18年3月、「鹿児島市都市景観ガ  
イドプラン2006」を策定し、15地域ごとに景観形成の方針を掲げた。たとえば桜島地域は、錦江湾や市

桜島・城山の眺望で高さ制限

街地への眺望点の活用などを、松元地域は、緑豊かな低層戸建て住宅による団地景観の形成を、郡山地域は、甲突川水源の周辺に広がる棚田などの田園風景の保全を掲げた。

17年6月の景観法の全面施行に伴い、都市景観ガイドプラン2006を踏まえて、同法に基づく「鹿児島市景観計画」を策定するとともに、「鹿児島市景観条例」を制定した。これらは19年12月に公布、20年6月に施行された。景観計画では、全市域を良好な景観形成を図る景観計画区域に指定し、城山展望台から錦江湾・桜島への眺望を確保するための建築物などの高さの制限や色彩基準などの景観形成基準、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準などを定めるとともに、鹿児島市特有の景観や歴史的価値のある建築物などを有する地区を景観形成重点地区候補地として位置づけた。景観形成基準として、桜島への眺望と城山への眺望を確保するため建築物、工作物の高さを規制する基準線を設定した。桜島への眺望については、「城山展望台の視点場（標高105㍎）」と「そこから水平方向2400㍎の地点における標高5㍎の点」を結ぶ直線を基準線とし、城山への眺望については、「沖防波堤の突端A（標高5㍎）」と「そこから水平方向1千㍎の地点における標高45㍎の点を通る城山までの直線」を基準線とし、いずれもこれを越えないとした。景観条例は、届出の対象となる建築物や開発行為等の規模、変更命令に関する事項、市民活動への支援等を定めた。本市特有の景観や、歴史的価値のある建造物などを含む数少ない景観を有する地区を景観形成重点地区として指定（第1表参照）するとともに、地区の景観特性を踏まえたそれぞれの景観計画を策定し、これらに基づき景観形成を進めている。

景観形成重点地区の指定

景観まちづくり賞の創設

22年度に鹿児島市景観まちづくり賞を創設した。同賞は、良好な景観形成に寄与している建築物や、市民などの活動により保全されている景観の良好な街並み、田園、海岸、緑地、景観形成に貢献する市民などの活動を表彰し、広く紹介することにより、景観に対する市民や事業者の関心を高め、魅力的な景観のあるまちづくりを進めることを目的に、20年度までの建築文化賞を建築部門に衣替えし、景観部門を加えた。第1回(22年度)は、建築部門で「東宝アルパビル リッチモンドホテル鹿児島天文館」(千日町)、「薬師堂の家」(東谷山3丁目)、「STEP」(松原町)の3件、景観部門で「大原地区フラワールード」(本名町)、「八重の棚田」(郡山町)、「マルヤガーデンズ」(呉服町)の3件を表彰した。第2回(24年度)は、建築部門で「小規模特別養護老人ホーム寿康園・寿康園グループホーム飯山」(本名町)、「城山アパートメント」(城山1丁目)、「宮崎銀行鹿児島営業部」(山之口町)の3件、景観部門で「城山観光ホテルガーデンテラス」(新照院町)、「桜島まるごと博物館」(桜島全域)の2件が受賞したほか、特別賞に「鹿児島中央駅前開発による都市景観の創出」(中央町)として、「鹿児島中央ターミナルビル」と「南国センタービル」建設などによる新たな都市空間整備の1件が選ばれた。

第1表 景観形成重点地区

地区名	指定日	景観形成の目標
八重の棚田地区	平成25年10月1日	山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めます
磯地区	平成26年4月1日	顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを進めます

多彩な機能

**公園、緑地** 公園緑地は市民に潤いとやすらぎを提供し、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティの場、災害避難地としての機能など重要な役割を果たす。こうしたことから、鹿児島市は公園緑地の建設・整備に努めてきた。昭和63年には犬迫町において「かごしま健康の森公園」の建設に着手し、平成3年度に完成、4年4月に開園した。広さは32万平方メートルと広大で、総事業費77億円。施設は記念広場、プール、体育館、冒険の森、ゲートボール広場、わんぱく広場、テニスコート、ジョギングコース、運動広場、自然観察園など健康づくりを中心に多彩な機能を持った公園となった。

中央公園を  
一新

山下町の中央公園は城山の麓に位置し、美術館、博物館などが建ち並ぶ文化施設地区、市庁舎などがある官庁街、中心商業施設を結ぶ中核的位置にある近隣公園である。昭和25年に開設され都市部の貴重なオープンスペースとしてスポーツを中心に親しまれてきたが、施設の老朽化、地下駐車場建設（平成3年5月）を機に、4年度から5年度にかけて地域の活性化に寄与する文化性の高い公園として整備した。「緑と水と光」をテーマに、にぎわい広場、ケヤキの広場、ふれあい広場、いこいの広場、芝生広場、せせらぎジャブジャブ池などが設けられ、目玉は人工的に霧を発生させる噴水。新「中央公園」は6年3月にオープンした。



中央公園

スペース  
ランド完成

8年4月に平川町の錦江湾公園に宇宙をテーマにした宝くじ遊園「スペースランド」が完成した。スペースランドは見晴らし広場の一角にあり、高さ約19・5mのロケットM型、恐竜の形をしたアスレチック施設、月面を歩くような体験ができるバンクロードなどの大型遊具が整備された。

慈眼寺公園  
の整備

9年4月には下福元町の慈眼寺公園に体験型の教育文化施設「市立ふるさと考古歴史館」が開館したのに合わせ、老朽化していたカスケードと呼ばれる水景施設の水漏れや電気施設などを整備した。カスケードは階段中央に設けられた落水施設で、ポンプアップされた水が流れ落ちる水階段。

古里公園を  
拡張

12年3月には古里町の古里公園が、地域住民のレクリエーションの場の形成や観光振興を図るため拡張された。大型車の乗り入れが可能な駐車場などが新設され、公園内の林芙美子文学碑に観光客が立ち寄りやすくなった。

寺山にふれ  
あい公園

吉野町の寺山公園近くに「寺山ふれあい公園」が、12年3月に完成した。寺山地区は、豊富な歴史資源や豊かな自然、展望に恵まれており、こうした資源を生かして自然や歴史とふれあいながら散策や休養、スポーツが楽しめる、地域住民の交流の場ともなる地区公園をつくろうと9年度に用地を取得し、工事に着手していた。ソフトボール場2面が確保できる多目的広場、テニスコート2面、ゲートボール広場、子ども広場、野草園などが整備された。

小野公園を  
拡張

小野3丁目の小野公園も再整備された。13年3月、中心施設である多目的広場が約2倍の1・32haに拡張され、硬式野球ができるようになり、約400人収容のスタンドも新築した。駐車場も35台収容を約110台収容に拡充した。

共研公園リ  
ニューアル

中央町の共研公園も16年2月、リニューアルされた。同公園は昭和26年にスポーツ中心の近隣公園として整備されたが、老朽化が進んでいた。リニューアルで開放的な雰囲気となった同公園には多目的広場、人工芝テニスコートがあり、遊歩道も設けられた。

ふれあいス  
ポーツラン  
ド

16年10月、中山町に「鹿兒島ふれあいスポーツランド」がオープンした。市民がスポーツやレクリエーション活動を通じて心身のリフレッシュや健康づくりを図り、交流活動などを楽しんでもらうことを目的に、中山町の丘陵地約50・46畝に整備された。開設面積は39万9600平方呎。同スポーツランドのふれあいスポーツゾーンには、多目的運動広場、ふれあい広場、林間スポーツ広場、花の広場、ピクニックの丘、キッズランド、溪流の散歩道などが整備された。運営は指定管理者制度を導入した。専用球技場ゾーンは面積約10万5千平方呎で、鹿兒島県がサッカー・ラグビー場などを整備し、26年2月にオープンした。

市電軌道敷  
の緑化

また、緑に包まれた潤いの空間を創出し、四季の表情豊かな花と緑のまちづくりに取り組み、都市緑化を推進してきた。市電軌道敷緑化もその一環である。ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図り、潤いとやすらぎのある都市空間を創出することを目的に、18年度から整備を行ってきた。市電の軌道敷緑化は順次延長さ



市電軌道敷の緑化

れ、24年には道路との併用区間約8・9キロメートルで完了した。軌道敷の芝生面はアスファルト舗装面に比べて温度上昇を抑える効果があり、緑化前後の地表面の温度差が軌道敷内で17～18度、中央分離帯では24度もあった。また、電車走行時の騒音低減にも大きな効果があることが分かった。深夜に電車を走らせて2地点で緑化前のデータと比較したところ、最大の騒音レベルが4デシベルと9デシベルそれぞれ低下した。緑の都市景観は広く評価され、アジア都市景観賞など六つの賞を受賞した。

清滝川通りに遊歩道

山之口町の清滝川通りに2年かけて整備した遊歩道が23年2月に完成した。九州新幹線全線開業を前に天文館地区から加治屋町周辺への回遊性を高めようと、市営駐車場跡の全長300メートルを整備、川の流れを見ることができると開口部を設け、せせらぎと滝を模した噴水を設置した。

花かごしまに95万人

花と緑の祭典「全国都市緑化かごしまフェア（愛称・花かごしま2011）」（鹿児島県、鹿児島市など主催）が、23年3月18日から5月22日にかけて、開催された。九州新幹線全線開業に合わせて開かれ、鹿児島では初めての開催。市民の緑化意識の向上や緑化活動の活性化の促進など、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的に掲げ、テーマは「南からの風にのせて！よかまち、よか花、よか緑」。延べ940種、約120万株の花と緑が、会場を華



全国都市緑化かごしまフェア

## 都市緑化に 数値目標

やかに彩った。メイン会場の吉野公園は、ハイビスカスやアダン、ブーゲンビリアなど亜熱帯植物や郷土野菜などをテーマ別に配置し、会期の前・後半で大規模な展示の「衣替え」が行われた。鮮やかな赤い花びらが特徴の新品種のバラ「篤姫ローズ」もお披露目された。サブ会場の鹿児島ふれあいスポーツランドでは、カレーやチョコレートの香りを発する植物など個性的な植物が展示された。期間中、マスコットキャラクターのぐりぶーもフェアを盛り上げた。会期は66日間で、最終日には緑化活動の継続を誓う「花かごしま緑化宣言」が発表された。入場者は目標の80万人を上回る約95万6千人に達し、都市緑化や観光振興に貢献した。

23年3月、「鹿児島市まちと緑のハートプラン」（緑の基本計画）を策定した。同プランは、鹿児島市の「緑」に関する施策の総合計画で、多様な役割を担う緑を次世代に望ましい姿で継承するとともに、都市緑化の推進活動などを通じて市民の緑に関する意識向上を図り、快適に暮らせるまちづくりの実現を目指す。33年度を目標年次に数値目標を定め、身近な公園や広場の満足度について、現状（20年度）の10%を15%に、市民1人当たりの施設緑地面積は現状の9・9平方メートルを10・5平方メートルに、市街化区域の緑地割合は現状の7・4%を7・7%にする目標を設定した。施策として、アダプト制度（市民による公園・街路などの維持活動）の拡充、グリーン・ツーリズムの推進、公園のバリアフリー基準への適合、民間施設の屋上・壁面緑化の促進、学校校庭の芝生化の推進、風の道の検討などを掲げた。

## 初の都市計 画駐車場

**天文館地区のまちづくり** 車社会が進展し、市街地に駐車場を確保することが重要な課題となった。鹿児島市の経済・文化の中心である中央地区を訪れる人の利便性向上や当該地区の活性化を図るため、山下町の中央公園地下に建設された鹿児島市第1号の都市計画駐車場である鹿児島中央地下駐車場が、4年8月に開

業した。同駐車場の建設・運営を行っている「鹿児島中央地下駐車場㈱」は、鹿児島市や県、鹿児島商工会議所、中央地区活性化事業協同組合、地元企業などが出資し、2年6月に設立された。駐車場の規模、構造は、鉄筋コンクリート造、地下2階2層、自走式で駐車台数602台収容、延べ面積1万8495平方メートル。602」の愛称で多くの市民らに利用されている。

駐車場案内システム

6年4月、「鹿児島市駐車場案内システム」が導入された。同システムは、天文館を中心とする中央地区における駐車場対策の一つとして、既存駐車場の有効活用を図ることを目的に導入したもので、当地区内に設置した各種案内板に、参加駐車場の位置及び満車・空車情報等を表示し、駐車場等の情報提供に一定の役割を果たしてきた。その後、コイン式駐車場の増加やカーナビゲーションシステムの普及など、駐車場情勢の変化等を踏まえ、19年度に国・県・市等による「鹿児島市駐車場案内システム等連絡調整会議」を設置し、同システムの今後のあり方について検討を行った。その結果、中央地区の駐車容量に余裕があることや、駐車場案内システムの必要性が低くなっていること、同システムの機器更新等の費用対効果等を勘案し、21年4月からは駐車場案内システムの満車・空車情報の提供を廃止し、当面は参加駐車場の位置を示す案内板として活用することとしている。

厚生市場を再開発

西千石町13番街区(約0・5畝)は、昭和24年に建設された共同市場の建物(厚生市場)を中心に低層の木造建築の店舗や住宅が密集し、防災上の問題もあった。このため、土地の高度利用によってオープンスペースを確保し、快適・安全な都市環境を再生するため、平成9年12月に再開発準備組合が設立され、12年3月に高度利用地区および第1種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、13年1月に再開発組合が設立された。

再開発組合は、権利変換計画の作成や施設建築物の実設計を行い、13年12月に権利変換計画について県知事の認可を受けた。その後、既存建築物の除却工事を行い、14年4月に施設建築物工事に着手し、15年8月に竣工した。鹿児島市は再開発組合に助言・指導を行い、一連の調査と工事に助成した。厚生市場と周辺一帯の再開発で建設されたのは、商業・住宅複合型ビル「フレッセ高見馬場」。同ビルは地上13階建てで、1階は食料品店などが入り、2階から13階まで141戸の分譲住宅。15年9月にオープンした。厚生市場は天文館に近く、戦後「鹿児島島の台所」といわれるほど賑わったが、中心市街地の住民減少や建物の老朽化のため衰退していた。

**鹿児島中央駅地区のまちづくり** JR西鹿児島駅（現鹿児島中央駅）は鹿児島市の陸の玄関として交通結節拠点機能の強化、都心部としての機能の充実など都市機能の新たな集積拠点としての整備が求められた。特に駅前広場を中心とする東口地区は、商業業務機能の更新、都市景観の創出などの必要性から市街地再開発などにより整備を進めてきた。東口10番街区（約0・9㏊）の再開発は、昭和61年に再開発準備組合が設立され、63年9月に高度利用地区、10月に第1種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、県知事の認可を受けて平成元年6月に再開発組合が設立された。再開発組合は、権利変換計画の作成や施設建築物の実設計を行い、平成2年度と3年度に一部の既存建築物の除却、7年度に施設建築物の見直しに伴う基本・実施変更設計を行い、関係権利者間の協議・調整を進め、8年3月に権利変換計画について県知事の認可を受けた。その後、既存建築物の除却工事を実施し、9年11月に施設建築物工事に着手、11年5月に竣工し、同年6月に「キャンセビル」がオープンした。同ビルは8階建てで、核テナントとしてダイエー西鹿児島駅前店

が地下1階から5階まで、そのほかファストフード店、生花店などが入った。鹿児島市は、再開発組合の運営に助言・指導を行うとともに、一連の調査と工事などに助成を行い、事業を推進した。13年1月には、市勤労者交流センターが7、8階にオープンした。

#### 6番街区に 駐車場ビル

10番街区に隣接している6番街区(約0・3㍍)は、10番街区に関連する駐車場を主体とした再開発の機運が高まり、昭和63年度、市街地再開発事業の事業化を検討するため、市街地再開発事業推進計画を作成した。これを受けて63年12月に再開発協議会が設立され、平成9年12月に高度利用地区および第1種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、10年3月に県知事から個人施行による事業が認可された。個人施行者は、権利変換計画の作成や施設建築物の実施設計を行い、10年5月に県知事から権利変換計画の認可を受けた。その後既存建築物の除却工事を行い、10年7月に施設建築物工事に着手、11年5月に竣工し、同年6月に「キャッセ駐車場」がオープンした。6番街区ビルは地下1階、地上7階建ての駐車場ビル。乗用車645台、自転車430台が駐車、駐輪できる。鹿児島市は、個人施行者の運営に助言・指導を行い、一連の調査・工事などに助成し事業を推進した。

#### 駅前広場を 整備

九州新幹線の部分開業に合わせて鹿児島の陸の玄関にふさわしい都市空間を創出するため整備が進められてきたJR西鹿児島駅前広場は16年3月に完成し、記念式典が開かれた。同事業は、東口と西口の駅前広場にバスターミナルやタクシープール、一般車送迎用駐車場などを整備するもの。利用者の安全で円滑な動線を確保するため駅ビルとナポリ通り側を結ぶ公共地下通路(つばめロード)も整備し、路面電車停車場を東口駅前広場内に配置した。

南部地区で  
再開発推進

鹿児島中央駅周辺は16年3月の九州新幹線部分開業や同年9月のアミュプラザ鹿児島の開業で賑わいがみられるようになったが、中央駅に隣接する南部地区は建物の老朽化などで商業などの活力低下が進みつつあった。このため、南部地区のほぼ中央に位置し、一番街商店街を挟んで向かい合う中央町22、23番街区で、各街区の再開発組合が西駅南部地区リニューアル協議会との連携のもとで市街地再開発事業を推進した。

22番街区に  
アエールプラザ

22番街区の再開発事業は、17年度に都市計画決定告示、19年度に都市計画変更告示（施行区域を街区全体へ拡大）、20年1月に組合設立（事業計画認可）、20年12月に権利変換計画認可、21年度に施設建築物が完成した。事業の地区面積は約0・22㍍。建設された再開発ビル「アエールプラザ」は鉄骨造4階建てで、延べ面積4984平方㍍。生鮮食品や衣料など28店舗が入居し、22年3月、オープンした。

23番街区に  
アエールタワー

23番街区の再開発事業は、17年度に都市計画決定告示、18年度に組合設立（事業計画認可）、19年度に権利変換計画認可、22年度に施設建築物が完成した。事業の地区面積は約0・27㍍。建設された再開発ビル「アエールタワー」は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）17階建てで、延べ面積1万2979平方㍍。1、2階は15区画のテナントスペース、3階以上は88戸の分譲マンションで、立体駐車場、駐輪場、広場が設けられた。アエールタワーは、22年9月に竣工式が行われた。

19・20番街  
区も再開発

さらに中央町19番街区・20番街区でも再開発の機運が高まり、24年7月に両街区の地権者が合同で市街地再開発準備組合を設立し、30年度の再開発ビル完成を目指している。開発対象区域は約4千平方㍍。再開発ビルは20㍍25階建てになる見通しで、低層部を商業施設、高層部を住宅とし、1番街商店街のアーケード部分をトンネル状に生かしたまま、上階部分で一体化する構造とする。

東口と西口が連携しまちづくり

また、鹿児島中央駅の東口地区と西口地区が連携し、賑わいや回遊性の向上を図るため、23、24年度に地元商業者などがワークショップを開いて駅周辺のまち歩きや討論を重ね、「鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりガイドライン」を策定した。ガイドラインは「(鹿児島の)玄関口にふさわしいにぎやかさと歴史を感じさせる南国かごしまの顔づくり」などの基本目標を掲げた。

農協連跡地にアーバンポート21

**上町地区のまちづくり** 都市機能の低下した地区などでも地域の特性を生かした再開発を進めてきた。小川町の農協連跡地で開発が進められた事業「鹿児島アーバンポート21」は、5年4月までに順次完了した。農協連の鴨池ニュータウンへの移転に伴う当跡地は、上町地区全体の振興に大きく寄与することから、地域の核となる複合的機能を持った施設を民間活力の導入により再開発することを目的に、昭和62年度に提案競技(事業コンペ)を実施した。その結果、夜間人口回復のための住宅館をメインに、集客力のある市場館、グルメ・スポーツ・ホテル館からなる計画が採用され、平成2年7月に住宅館、同年10月に市場館、5年4月にグルメ・スポーツ・ホテル館がオープンした。同事業は上町地区の活性化に寄与した。

再開発ビル・シーサイド小川完成

小川町21番街区(約0・3㍍)は小規模零細で老朽化した家屋が密集し、防災や都市機能、都市景観上適切な対応が望まれる街区となっていた。地元で再開発の機運が高まり、平成元年8月に再開発準備組合が設立された。4年4月に高度利用地区および第1種市街地再開発事業の都市計画決定を行い、同年10月には県知事の認可を受けて小川町21番街区市街地再開発組合が設立された。組合設立後、再開発組合は施設建築物の実施設計や権利変換計画作成などの作業を実施し、6年1月に県知事より権利変換計画が認可された。その後、仮設店舗の設置、既存建築物の除却工事を行い、6年8月に施設建築物工事に着手、8年1月に竣工

鹿兒島駅周  
辺に都市拠  
点

した。鹿兒島市は再開発組合の運営に助言、指導を行うとともに、一連の調査や工事などに助成し、事業の促進に寄与した。完成した市街地再開発ビル「シーサイド小川」は、地上14階建て、高さ43<sup>m</sup>。1階に店舗、2階は店舗用駐車場、3～14階は130戸の分譲マンション。1階店舗には小川町商店街協同組合の朝市業者などが入った。

旅客駅を中心機能が鹿兒島中央駅に移り、市街地も南へ進展するなど鹿兒島駅周辺はかつての賑わいが薄れ活力が低下していることから、鹿兒島市は駅周辺の旧国鉄用地を活用して都市環境を整備し、隣接する鹿兒島港本港区とも関連づけた交通結節機能を充実させて新たな都市拠点の形成を図ることとした。16年に地区のまちづくりに活用するため、大規模な空き地となっていた国鉄清算事業本部用地約3<sup>ha</sup>を取得し、土地区画整理事業の導入を視野に調査を進めた。鹿兒島県はJR日豊本線の連続立体交差化（高架化）の整備可能性を探ったが、21年2月に「連続立体交差事業と土地区画整理事業の両事業の実現は現状では困難」との見解を示したため、市は連続立体交差を前提としない「鹿兒島駅周辺整備の方針」を作成した。23年度からは旧国鉄清算事業本部用地を先行して活用することについて具体的に検討し、23年度は導入機能やゾーンなど土地利用の一定の方向性を示した「鹿兒島駅周辺土地利用の基本的な考え方」を取りまとめ、24年度は基本的な考え方をもとに、土地利用のより具体的で、実現性を持った方針となる「鹿兒島駅周辺土地利用基本計画」を策定し、25年度はイベントなど多目的に利用できる屋根付きのイベント広場や、パークアンドライド等にも利用できる駐車場など各ゾーンに整備する施設の具体的な規模、配置等を検討し、「鹿兒島駅周辺土地利用施設基本計画」を策定した。

住民主体の  
まちづくり

また、鹿児島駅周辺が面的広がりのある都市拠点となるには、隣接する磯・多賀山、上町、本港区などの豊かな歴史や文化などの資源を取り込み、都市機能と融合させて総合的な魅力を発揮することが求められるため、19年度に地域資源の有効活用と地域活性化をめざし、地域住民などによるワークショップを立ち上げた。21年度には住民と行政などが共同で共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を策定した。22年度からは、ガイドラインをもとにした地域住民主体のまちづくり活動への支援を実施している。

29地区で施  
行済み

**土地区画整理事業** 公共施設が不十分な地区で、道路、公園などを整備して住環境を整え、良好な住宅地としての機能を十分に発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業に取り組んでいる。25年2月までに、戦災復興地区、脇田地区、紫原地区、谷山塩屋地区、笹貫地区、武・田上地区、桜川地区、小松原地区、桜川第二地区、谷山第一地区、原良第一地区、原良第二地区で、換地処分が完了した。26年3月31日現在の土地区画整理法による事業は、個人、組合を施行者とする分まで含めると合計29地区、2195・0畝で施行済み。同日現在で、原良第三地区、吉野地区、宇宿中間地区、郡山中央地区、谷山第二地区、谷山駅周辺地区、谷山第三地区など9地区、547・6畝で施行中となっている。

高架化で踏  
切15カ所解  
消

**谷山地区連続立体交差事業** 谷山地区はJR指宿枕崎線によって東西に分断され、地区の一体的な土地利用や良好な都市環境の形成が阻害されてきた。鉄道を横断する地点では交通渋滞が起るなど経済活動や市民生活に大きな影響が出ていた。谷山地区連続立体交差事業は、JR指宿枕崎線の谷山駅付近から慈眼寺駅付近までの約2・7キロメートルを連続して高架化し、踏切をなくすことで渋滞や事故の解消など交通の円滑化、鉄道による地区の東西分断の解消、都市生活の安全性・快適性の向上など、都市環境の改善を目的にしている。

第2表 鹿児島市の土地区画整理事業

(平成26年3月31日現在)

施行者	地区名	都市計画 決定年月日 (当初) [最終]	事業計画 決定年月日 (当初) [最終]	換地処分 年月日	面積 (ha)	減歩率		総事業費 (百万円)
						公共 (%)	合算 (%)	
鹿児島市	谷山塩屋	昭和38年 7月2日 昭和40年 2月13日	昭和38年 8月19日 昭和63年 10月5日	平成元年 7月17日	19.4	19.9	21.5	121
	笹貫	昭和40年 2月13日 昭和43年 3月19日	昭和40年 5月7日 昭和58年 1月21日	平成元年 8月28日	28.1	23.5	25.2	262
	武・田上	昭和41年 8月27日 昭和62年 12月7日	昭和42年 4月26日 平成2年 6月27日	平成3年 3月15日	63.7	21.8	22.5	6,842
	桜川	昭和44年 5月14日 昭和62年 12月7日	昭和45年 1月5日 昭和63年 5月11日	平成4年 5月11日	63.8	19.3	20.1	4,122
	小松原	昭和42年 2月14日 昭和47年 12月11日	昭和45年 6月25日 平成3年 8月30日	平成4年 1月27日	42.5	18.9	20.8	2,448
	谷山第一	昭和49年 3月11日 昭和62年 9月14日	昭和53年 12月25日 平成11年 10月15日	平成12年 6月6日	127.8	18.7	19.2	28,245
	桜川第二	昭和58年 11月11日	昭和59年 3月28日 平成10年 10月5日	平成11年 2月5日	32.7	25.7	38.6	9,782
	原良第一	昭和37年 2月28日	昭和63年 9月27日 平成14年 7月26日	平成15年 2月21日	36.9	18.5	18.5	22,395
	原良第二	昭和37年 2月28日	平成7年 7月25日 平成25年 3月26日	平成25年 2月26日	20.4	17.8	17.8	21,036

施行者	地区名	都市計画 決定年月日 (当初) [最終]	事業計画 決定年月日 (当初) [最終]	換地処分 年月日	面積 (ha)	減歩率		総事業費 (百万円)
						公共 (%)	合算 (%)	
組合	広 木		平成3年 9月12日 平成7年 1月20日	平成7年 3月31日	5.1	37.9	81.6	1,793
	伊 敷		昭和58年 12月27日 平成8年 10月3日	平成8年 1月17日	129.4	41.1	81.6	29,805
	西紫原		平成8年 7月1日 平成11年 12月20日	平成12年 6月3日	7.8	47.8	80.7	2,409
	武岡台		平成13年 7月9日 平成16年 9月24日	平成15年 10月23日	5.0	37.6	63.1	1,258
	慈眼寺		平成12年 11月1日 平成17年 3月3日	平成16年 7月30日	5.0	43.6	81.1	1,654
	明ヶ窪		平成11年 5月7日 平成18年 1月6日	平成18年 6月9日	10.3	37.2	82.6	4,239
	中山東		平成16年 9月1日 平成18年 9月21日	平成18年 7月27日	1.7	30.2	88.1	457
個人	星ヶ峯南		平成12年 5月10日 平成24年 11月12日	平成16年 3月31日	35.4	60.5	60.5	9,680
	東開町		平成18年 7月5日 平成19年 11月27日	平成20年 1月10日	11.7	1.2	1.2	160
	中 町		平成19年 8月16日 平成25年 6月27日	平成25年 8月22日	1.2	0.0	0.0	216

※平成以降に完了した事業を掲載

高架化で15カ所の踏切が解消される。同事業は、17年度に全国で初めて政令指定都市を除く市施行による連続立体交差事業の新規着工準備箇所として補助採択され、18年7月に都市計画決定を受け、19年12月に事業認可された。総事業費は約150億円で、20年10月に起工し、28年度完成を目指す。

進捗率85・8%

**住居表示** 昭和37年に住居表示に関する法律が施行されたことを受け、鹿児島市は38年度に城南地区で初めて住居表示を実施して以来、計画的に実施してきている。土地の細分化が進んだことなどから、土地の地番では住居の位置が分かりにくく日常生活に不便なため住居表示が実施されている。平成25年度までの実施済み面積は74・298平方メートルで、進捗率は85・8%となっている。26年度は吉野地区（第1期）0・514平方メートルで実施を計画、27年度以降は11・748平方メートルで実施する計画。

良質な宅地確保

**宅地開発許可制度** 都市計画区域は、計画的な市街化を促進すべき市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分される。都市周辺部の無秩序な市街化を防止し、都市計画区域内の開発行為に公共施設や排水施設など必要な施設の整備を義務付け、良質な宅地水準を確保するため、宅地開発許可制度が創設された。

開発指導要綱を制定

中核市の指定に伴い県から権限が移譲され、鹿児島市で行われる開発行為について、開発者の理解と協力のもと良好な住環境を確保し、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図ることを目的に、8年5月、鹿児島市開発指導要綱を制定（既要綱を改正）し、都市計画法に基づく開発行為や宅地造成工事、土地区画整理事業などを対象に、事前協議や利害関係者との調整について定めた。

第3表 鹿児島市の住居表示

区分 年度	地区名	実施日	新町名	旧町名
昭和 62年度	1.小野中迫梅之木田 中宇都地区	昭和63年2月15日	小野1・2丁目	小野町
	2.西郷団地地区	昭和63年2月15日	西陵5～8丁目 西陵2・4丁目(編入)	西別府町、田上町
	3.桜川地区	昭和63年2月15日	東谷山4・5丁目	上福元町
63年度	星ヶ峯団地地区	平成元年2月13日	星ヶ峯1～5丁目	山田町、五ヶ別府町
平成 元年度	1.希望ヶ丘・自由ヶ丘 団地地区	平成2年2月13日	希望ヶ丘町、自由ヶ丘1・2 丁目	上福元町、中山町
	2.田上町中園地区	平成2年2月13日	田上5～8丁目、西陵1・3 丁目、武3丁目(編入)	田上町、西別府町
2年度	1.宇宿町下地区	平成2年11月5日	宇宿4・5丁目	宇宿町
	2.上福元町小原地区	平成2年11月5日	桜ヶ丘8丁目、小原町、日 之出町、紫原3・6丁目(編入)	上福元町、中山町 鴨池町、宇宿町
3年度	1.牟礼ヶ岡団地地区	平成3年5月7日	牟礼岡1～3丁目	吉田町宮之浦(H16・11・1 合併により本市に編入)
	2.小野町中福良・鶴 之村地区	平成3年11月5日	小野3・4丁目	小野町
4年度	1.坂元町国料地区	平成4年8月10日	東坂元3・4丁目、鼓川町(編 入)	坂元町
	2.花野団地地区	平成4年9月14日	花野光ヶ丘1・2丁目	岡之原町、皆与志町
	3.皇徳寺ニュータウン 地区	平成4年9月14日	皇徳寺台1～5丁目	山田町、五ヶ別府町
	4.唐湊地区	平成5年3月1日	唐湊1～4丁目、郡元町、田 上台1丁目(編入)	鴨池町、郡元町、田上町
	5.星ヶ峯ニュータウン 地区	平成5年3月1日	星ヶ峯1丁目(編入)	山田町、田上町
	6.武岡台地区	平成5年3月1日	武岡6丁目	小野町
	7.紫原四丁目地区	平成5年3月1日	紫原4丁目(編入)	宇宿町
5年度	上之原辻ヶ丘催馬楽団 地地区	平成6年3月16日	坂元町(編入)	東坂元2丁目
6年度	1.常盤団地地区	平成6年10月17日	武岡1丁目(編入)	常盤町、田上町
	2.下伊敷地区	平成7年2月13日	下伊敷1～3丁目	下伊敷町
7年度	谷山第一地区	平成8年2月13日	谷山中央5～7丁目 和田1・2丁目 慈眼寺町	上福元町、下福元町 谷山塩屋町 和田町
8年度	1.慈眼寺地区	平成8年11月18日	慈眼寺町(編入)	下福元町、和田町
	2.西郷団地地区	平成9年2月17日	西陵3丁目(編入)	西別府町
	3.桜川第二地区	平成9年2月17日	東谷山4・6・7丁目、自由ヶ 丘1丁目(編入)	上福元町、中山町

9年度	1.皇徳寺ニュータウン地区	平成9年11月17日	皇徳寺台4丁目(編入)	五ヶ別府町
	2.中山・山田団地地区	平成9年11月17日	中山1・2丁目	中山町、山田町
10年度	1.西郷団地地区	平成11年3月29日	西陵6・7丁目(編入)	田上町、西別府町
	2.紫原地区	平成11年3月29日	紫原3丁目(編入)	宇宿町
11年度	永吉地区	平成12年3月6日	永吉1～3丁目	永吉町
13年度	武迫団地周辺地区	平成13年8月13日	清和1・2丁目 自由ヶ丘1丁目(編入)	上福元町、中山町
14年度	伊敷ニュータウン地区	平成14年11月18日	伊敷台1～6丁目	伊敷町、下伊敷町
15年度	伊敷地区	平成16年2月16日	伊敷1～8丁目	伊敷町
16年度	1.明ヶ窪地区	平成17年2月7日	伊敷台7丁目	伊敷町、下伊敷町 下田町
	2.小野町加志喜地区	平成17年2月7日	田上8丁目(編入)	小野町
17年度	1.武岡台地区	平成18年2月13日	武岡5丁目(編入)	小野町
	2.中央慈眼寺台地区	平成18年2月13日	慈眼寺町(編入)	下福元町
18年度	原良第二地区	平成19年2月5日	原良1～3丁目 城西2・3丁目(編入)	原良町
19年度	1.常盤地区	平成19年10月29日	常盤1・2丁目 武岡1丁目(編入)	常盤町
	2.坂之上地区	平成20年2月25日	坂之上1～8丁目 錦江台1丁目(編入)	下福元町、和田町
20年度	1.光山地区	平成20年10月27日	光山1・2丁目	下福元町
	2.南皇徳寺台地区	平成20年11月10日	皇徳寺台3・4丁目(編入)	山田町
21年度	宇宿中間・広木地区(第1期)	平成22年2月15日	宇宿6・7丁目 宇宿4・5丁目(編入)	宇宿町
22年度	宇宿中間・広木地区(第2期)	平成23年2月14日	宇宿8・9丁目 広木1・2丁目 向陽1・2丁目 田上台3丁目(編入) 紫原5丁目(編入)	宇宿町、田上町
23年度	原良西部地区	平成23年11月7日	原良4～7丁目	原良町
24年度	1.上荒田西部地区	平成24年11月5日	上荒田町(編入)	上荒田町
	2.宇宿中間・広木地区(第3期)	平成25年2月18日	宇宿6・9丁目(編入) 広木2丁目(編入) 広木3丁目	宇宿町、田上町
25年度	1.和田地区	平成25年11月11日	和田3丁目	和田町、谷山塩屋町
	2.谷山第二地区(第1期)	平成26年2月17日	谷山中央8丁目 西谷山1・2丁目	上福元町、下福元町
26年度	吉野地区(第1期)	平成27年2月2日	吉野1・2丁目	下田町、川上町、 吉野町

宅地造成工事規制区域を拡大

宅地造成等規制法の目的を達成するため、宅地造成で災害が生じる恐れが著しい市街地などで、宅地造成工事などについて災害防止のために必要な規制を行うべきものを宅地造成工事規制区域として指定している。旧鹿児島市域の宅地造成工事規制区域については、規制区域外でも資材置き場や駐車場などの宅地造成工事が増えていることや、昭和45年以降、見直しがされておらず、規制区域界が明確でない場所があることなどから、宅地造成工事規制区域の見直しが行われた。学識経験者から成る見直し検討委員会での審議を経て見直し案を策定、市民への説明会の後、区域を指定し、平成16年7月に施行された。指定面積はそれまでの2・7倍の1万6684鈔で、旧市域の57・6%を占めた。

5町で区域指定

19年には合併した5町域への宅地造成工事規制区域の指定が行われ、同年10月に施行された。それまで5町には宅地造成工事規制区域はなく、区域指定に当たっては学識経験者や各地域の代表などで構成した「鹿児島市宅地造成工事規制区域検討委員会」での審議を踏まえて区域案を策定し、5支所で説明会の後、区域指定した。指定面積は1万4016鈔で、合併した5町域の約55%に相当する。

宅地開発条例の施行

宅地開発許可制度の適正な運用と透明性を確保し、良質な宅地開発を誘導するために「鹿児島市宅地開発に関する条例」を制定し、19年10月1日に施行した。同条例は、都市計画法で条例に委任された道路や公園の一部の技術基準と、事前協議や事前説明などの許可前の手続き、防災措置や進行管理などの許可後の手続きについて定めた。

宅地開発技術指針を策定

同条例の施行に合わせて、それまでの行政指導の基準だった「開発指導要綱」および「開発行為施行基準」を廃止するとともに、「鹿児島市宅地開発技術指針」を策定し、19年10月1日に施行した。同指針は、開発・

大規模集落  
は住宅建築  
可能に

宅地造成許可を行うための「法の基準」や、それまで鹿児島市で個別に定めてきた「審査基準や運用等」、さらには、公共施設の設置に必要な「公共施設管理者基準」を一体的に整理した。

**市街化調整区域内での建築許可制度** 市街化調整区域は、市街化区域に比べて土地を利用するうえで多くの規制があり、住み慣れた集落に自由に住宅が建てられず、人口減少などで過疎化、地域活力の低下が進行している。こうした問題に対応する方策として「指定既存集落」の指定がある。鹿児島市の指定既存集落の指定の方針は、①集落要件として、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模な既存集落で、概ね100戸以上の建築物が連なる集落であること。自然的条件や社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる概ね50戸以上の建築物が連なっている集落であること。②人的要件として、これまで相当期間（10年間）その指定既存集落か、その周辺に生活の根拠を持つ者であること——となっている。すなわち、鹿児島県知事が指定した市街化調整区域内の大規模な既存集落内で、農家以外の人でも10年以上居住するなどの一定の要件を満たせば住宅などを建築できる制度である。鹿児島市は市街化調整区域内44地区について県知事の指定を受け、9年4月1日から指定既存集落制度を施行している。

農山村地域  
に住宅の建  
設促進

また、鹿児島市は、集落の過疎化の進行を防ぎ、人口の回復・維持を図るため、農山村地域や都市の近郊などで優良な住宅の建設を促進する「優良田園住宅建設促進制度」を、14年3月18日に導入した。この制度は、一定の要件のもとに市街化調整区域内で宅地開発や住宅建設を可能とするもので、九州では初めての導入だった。「優良田園住宅」とは、農山村地域、都市近郊、その他の良好な自然環境に囲まれた地域の1戸建て住宅で、3階以下、敷地面積300平方メートル以上。

9年の指定既存集落制度の導入、さらに14年の優良田園住宅建設促進制度の導入と市街化調整区域の活性化策を重ねてきたが、依然として人口減少、高齢化などにより集落機能の低下が懸念された。このため、12年の都市計画法改正で追加された市街化調整区域の開発許可の立地基準に基づく「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」を16年に制定、同年11月1日に施行した。同条例では、建築物の敷地の間隔が100メートル以内で50以上の建築物（市街化区域にあるものを含む）が連なっている土地の区域などでは、戸建て住宅や共同住宅（国道、県道、8メートル以上の幅員の市道に接している土地では150平方メートル以内の店舗・飲食店）などの建築のための開発行為などが許可できるようになった。また、これまで開発審査会で審査し、個別に許可されてきた定型的な開発行為や建築などについて、条例で許可できるようになった。

集落機能維  
持へ規制緩  
和

「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の施行などによって、市街化調整区域では住宅などの建築が大幅に増えたが、地域によっては建築の動きが依然として緩やかで、集落機能の維持が困難な状況も発生してきた。このため、それまでの50以上の建築物が連なっている土地の区域に加え、新たに20以上の建築物が連なっている土地の区域でも1戸建ての住宅の建築を許可できるようにするよう条例を改正し、22年4月1日に施行した。

### III 港湾・ウォーターフロント

南北20キロの  
鹿児島港

**港湾** 鹿児島市の海の玄関口である鹿児島港は南北20キロ以上にわたって延び、桜島フェリー、種子・屋久航路、沖縄航路などの発着場となっている「本港区」、奄美・沖縄航路などの発着場となっている「新港区」、大隅

方面へのフェリーの発着場となっている「鴨池港区」、LPG・金属くずなどを取り扱う「中央港区」、臨海工業用地から発生する貨物や背後地域の船舶輸送需要に対応する「谷山一区」・「谷山二区」、ヨット・プレジャーボート・漁船などの基地として利用されている「浜平川港区」からなっている。鹿児島市は東南アジア諸国に近く、雄大な桜島や錦江湾などの自然的条件にも恵まれており、港湾業務や物流の拠点性など優れた特性を生かすことが今後の発展に欠かせない。また、ウォーターフロントのもつ優れた機能を組み合わせながら、その開発・活用を図ることが重要である。

#### 港湾計画の 改訂

鹿児島港全体の港湾整備の方向を定める「鹿児島港港湾計画」は、昭和57年に改訂されたが、その後、国際化・都市化・情報化の進展など社会経済情勢の変化に伴い、ウォーターフロントの魅力を生かしたまちづくり、海洋性レクリエーション基地の整備、人・物・情報の行き交う交流拠点の形成などが、新たな課題となってきた。これらの課題に対応するため、平成元年度から2年度にかけ、県・市の共同調査として「鹿児島港ウォーターフロント開発基本計画調査」を行い、この調査をもとに、港湾管理者である県が、5年6月に17年を目標年次として「鹿児島港港湾計画」を改訂した。計画の主な内容は、①大型観光船ふ頭など国際交流拠点の形成（中央港区）②マリナーや親水緑地など余暇空間の形成（本港区、中央港区、浜平川港区など）③臨海部における4車線の臨港道路の整備（本港区く谷山一区）④本港区等ウォーターフロント開発⑤物流機能の再編強化。

マリナー  
トかごしま  
1期1工区  
供用開始

鹿児島港の整備は、5年に改訂された港湾計画に基づいて行われた。国際交流の拠点などとして計画された中央港区の「マリナートかごしま」（人工島）については、1期工事約24鈔のうち1工区約10・3鈔の埋め立てが11年に着工、19年3月に埋め立てを終え、同年9月に供用開始した。完成した1工区は、貨客兼用岸壁と憩いの緑地空間が整備された。貨客兼用岸壁は340㍎あり、世界で就航中の大型観光船はほぼすべて寄港可能とされる規模。ふ頭沿いに散策路が設けられ、桜島を間近に望む東端には展望デッキが置かれ、芝生広場の広さは約2万平方㍎あり、イベントにも使われる。供用開始の日には、世界最大級の「サファイア・プリンセス」（11万5875ト、バミューダ船籍）が第1号として入港し、歓迎セレモニー広場で記念式典が開かれて、新たな海の玄関の誕生を祝った。「マリナートかごしま」は、桜島土石流の土砂捨て場として埋め立てを行う「フロンティアランド事業」を活用した。当初計画は国際会議場建設の構想もあったが、県財政の悪化などから16年、就任した伊藤祐一郎知事が2期事業（43鈔）の凍結を表明し、17年、1期計画も一部見直した。1期2工区（13・7鈔）は24年3月に埋め立て工事が竣功し、その後芝生広場や急患搬送用ヘリポートなどを整備する計画となっている。

マリナーの  
整備計画

鹿児島港湾計画においては、海洋性レクリエーションの増大に対応するため、本港区・中央港区・浜平川港区にマリナーを整備することとされている（現在のところいずれの港区にも整備されていない）。本市では、錦江湾を生かした魅力づくりの一つとして、マリナーの整備を促進することとしている。

黎明みなと  
大橋の開通

また、鹿児島港臨港道路の一部「谷山臨海大橋」（全長357㍎）が8年4月、開通した。同橋は永田川をはさんで南側の流通団地の谷山一区（南栄2丁目）と北側の木材団地の木材港区（東開町）を結び、産業

奄美・沖縄  
除き航路集  
約

道路や国道225号の渋滞緩和が期待された。12年8月には、甲突川河口に架かる天保山シーサイドブリッジと同橋に接続する臨港道路新港区線の合わせて1.5kmが開通した。同橋は全長210mで、新港区(錦江町)と鴨池港区(与次郎1丁目)を結び、港湾機能の充実と国道225号の渋滞解消が期待された。同じく臨港道路の一部で、旧木材港に架かる「黎明みなと大橋」を含む区間(宇宿2丁目―東開町、1080m)が26年3月に開通した。黎明みなと大橋は全長501m。国が事業主体となり、20年度着工した。港湾物流の円滑化と周辺を通る幹線道路の渋滞緩和が期待される。

**本港区ウォーターフロント** 鹿児島港本港区の整備の基本的な方向について、昭和63年度から平成元年度にかけて「鹿児島港本港区ポータルネッサンス21計画調査」を行った。また、2年度には本港区の景観の質を高める方策を検討するため「本港区景観形成調査」を実施した。これらの調査結果などを踏まえて、県などにより順次、施設の整備が進められた。5年12月には北ふ頭旅客ターミナル、貨物上屋、ボードウォークが整備され供用が始まった。北ふ頭は離島航路集約と商業・文化施設の建設により憩いと賑わいの空間をつくるのを目的に昭和57年の港湾計画改訂を経て62年に埋め立てに着手、平成4年、約10・3haの埋め立てが完成した。1万㎡級と5千㎡級のバースが2バースずつ設けられた。県が昭和61年に岸壁工事



鹿児島港本港区

に着工し、ふ頭整備を進めた桜島フェリーターミナルは、平成10年4月、供用を開始した。県と国が整備を進めた南ふ頭の旅客ターミナルや周辺施設は14年9月に全面供用が始まった。南ふ頭は5年、桜島土石流や甲突川河床掘削土砂などを活用して埋め立てに着工、9年、造成が完了し、13年4月には三島・十島航路用の待合所、14年9月には種子・屋久航路用の旅客ターミナルが完成した。19年4月には高速船ターミナルの供用が開始され、奄美・沖縄航路を除く十島航路、三島航路、種子・屋久フェリー航路、種子・屋久高速船が南ふ頭に集約された。

水族館オープン

かごしま水族館は、市が事業主体になって3年度に基本構想を策定し、4年度に基本設計、5年度に実施設計、6年度から建設に着手し、9年5月にオープンした。総工費127億円をかけて北ふ頭に建設され、400種類、5万点の魚などを飼育、展示する。ハンドウイルカの生態や能力を紹介する「いるかの時間」やラッコなども人気となり、オープン当初の1日平均来館者数は6千人、多い日は1万人を超える人気ぶりだった。

ドルフィン  
ポートの  
オープン

一方、商業施設などについては、3年度に県・市・商工会議所で構成する「鹿児島港ポータルネットワーク」21事業推進協議会」を設立して各種調査などを実施してきたが、6年度末にその後の社会・経済情勢の変化に対応した開発のマスタープランとして、「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」を策定した。この基本計画は、「躍動と南のロマン」あふれる『みなと鹿児島』の創造」を開発コンセプトとして、生活者や観光客が憩い、楽しめるように、ホテルや商業施設（フェスティバルマーケット）などの整備を進めるとした。計画では本港区を、北ふ頭、南ふ頭、マリーナなどの9ゾーンに区分。交通、業務・交易、

鹿児島港  
ポータル  
ネットワーク  
21事業推進  
協議会の解  
散

九州縦貫自  
動車道の全  
線開通等

余暇、商業サービス、文化・交流の六つの機能を担うことを目指し、各ゾーンの機能や整備する施設を示した。名山町や堀江町などの一帯も、本港区線隣接ゾーンとして取り込んだ。この基本計画のもと、本港区A街区で事業用定期借地方式による暫定開発により商業施設を導入することとし、17年4月に「ドルフィンポータル」がオープンした。12年3月にはNHKが進出を決め、18年10月に業務を開始した。

このように、本港区のウォーターフロント開発に大きく貢献したポータルネットワーク21事業推進協議会であったが、25年3月、本港区のまちづくりにより一定の役割を果たし、所期の目的を達成したとして解散した。

## IV 道路

**道路網の整備** 道路網の整備については、幹線道路と生活道路の機能分担を図りながら、均衡のとれた交通環境と生活環境の整備に努めてきた。高速道路の整備については7年に九州縦貫自動車道が全線開通し、南九州西回り自動車道は14年に鹿児島インターから市来インターまで開通し、その後、薩摩川内市まで開通している。東九州自動車道は22年に鹿児島インターから曾於弥五郎インターまで延び、26年には曾於弥五郎インター・鹿屋串良ジャンクション間が開通した。地域高規格道路である鹿児島東西幹線道路も事業化され、25年に鹿児島インター・建部インター間が開通した。大型団地と都心とのアクセス改善などを目的に都市計画道路の整備も進んだ。

九州縦貫自動車道4車線化

九州縦貫自動車道については、16年12月に加久藤トンネル・えびのパーキングエリア間の約8・4キロメートルが4車線化され、全線が4車線化された。

東九州自動車道、曾於・鹿屋間の開通

北九州市から大分市、宮崎市を経て鹿児島市に至る東九州自動車道（総延長約43・6キロメートル）については、4年3月、加治木ジャンクション・隼人東インター（隼人道路）間7・3キロメートルが開通、12年3月に隼人東インター・国分インター間4・8キロメートルが開通、14年3月に国分インター・末吉財部インター間22・5キロメートルが開通した。22年3月には曾於弥五郎インター・末吉財部インター間11・1キロメートルが開通し、鹿屋串良ジャンクション・曾於弥五郎インター間17・7キロメートルは26年12月に開通した。

西回り自動車道、薩摩川内まで整備

鹿児島市と熊本県八代市を結ぶ総延長約140キロメートルの高規格幹線道路・南九州西回り自動車道については、昭和63年10月の鹿児島インター・鹿児島西インター間0・9キロメートルの供用に続き、平成10年3月、鹿児島西インター・伊集院インター間の10・2キロメートルが暫定供用された。14年4月、伊集院インター・市来インター間11・1キロメートルが暫定供用され、鹿児島インター・市来インター間の鹿児島道路22・2キロメートルが暫定2車線で全線供用された。17年3月に市来インター・串木野インター間7・3キロメートル、19年3月には串木野インター・薩摩川内都インター間6・5キロメートルがそれぞれ暫定2車線で開通、川内道路13・8キロメートルが無料区間として全線供用された。川内限之城道路（延長10・2キロメートル）のうち薩摩川内水引インター・薩摩川内高江インター間3・5キロメートルは、25年3月、無料開通した。また、薩摩川内都インター・薩摩川内高江インター間及び阿久根インター・阿久根北インター間は、26年度の供用を目的に整備が進められている。

地域高規格道路の整備要請

九州縦貫自動車道などの高規格幹線道路を補完し、これらの道路と広域幹線ネットワークを形成する地域高規格道路は、空港や港湾などへのアクセス強化のため一般道より走行性が高く、鹿児島市は地域高規格道路である鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路の整備推進を国・県に強く要請している。

東西幹線道路・鹿児島・建部インター間開通

このうち、鹿児島東西幹線道路は、市の東西交通軸を強化することで市内外の交通渋滞解消を図ることを目的にしており、鹿児島インターから鹿児島港新港区付近までの延長約6キロメートルが計画区間となっている。国は鹿児島インターから甲南インター（仮称）までの整備区間を「鹿児島東西道路」として13年度に事業化し、このうち、鹿児島インター・建部インター（上り線）の2・2キロメートルが25年9月に開通した。

指宿有料道路は、9年10月、鹿児島インター・谷山インター間の7・6キロメートルが完全4車線で供用された。

市内の道路約3千キロメートル

市内を走る道路の現況（25年4月1日現在）は、実延長が国道は101・87キロメートル、県道は285・7キロメートル。県道のうち主要地方道は185・96キロメートル、一般県道は99・74キロメートルで、国道、県道とも舗装率は100%。市道の実延長は2612・05キロメートルで、延長舗装率は87・34%。国道、県道、市道を合わせた実延長は2999・62キロメートル、延長舗装率は88・98%となっている。

渋滞緩和へ整備を図る

市街地流出入部を中心に発生する交通渋滞を緩和するため、国道10号鹿児島北バイパス（都市計画道路「磯街道線」）や国道226号平川道路（都市計画道路「和田平川線」）、県道鹿児島蒲生線（都市計画道路「催馬楽坂線」）などについて整備を促進した。

鹿児島北バイパスの整備

国道10号鹿児島北バイパス（延長4・4キロメートル）については、祇園之洲以南の延長1・2キロメートルが6年3月から供用されている。また、主要な渋滞ポイントになっている仙巖園前交差点では当面の渋滞対策として交差

点改良事業が実施され、20年9月に完成。祇園之洲以北の区間については、15年に「鹿児島北バイパス磯の道づくりPII委員会」でルートや道路構造の案が示されたが、その後、世界遺産登録に向けた動きや東日本大震災における津波の発生など、社会情勢の変化も重なったことから、国において、改めて様々な観点からルートの線形や本体構造の検討が進められている。

平川道路4  
車線化等  
渋滞解消

国道226号平川道路（延長2・3<sup>キロメートル</sup>）については、19年3月に平川交差点付近0・4<sup>キロメートル</sup>が、23年3月に鹿児島赤十字病院付近・産業道路南入口交差点間0・9<sup>キロメートル</sup>が暫定供用され、26年3月には全線が4車線化された。4車線化によって、平川交差点では開通前の調査で平日に最大約1・3<sup>キロメートル</sup>あった鹿児島市街地方面への渋滞が解消され、休日でも鹿児島市方向の渋滞が解消され、指宿市方向も最大80<sup>メートル</sup>あった渋滞が10<sup>メートル</sup>にまで緩和した。県道鹿児島蒲生線については、県が拡幅を計画している上竜尾町から下田町の警察学校前バス停留所までの約3<sup>キロメートル</sup>のうち、催馬楽バス停（上竜尾町）付近から同朋寺入口（坂元町）付近に至る約1・3<sup>キロメートル</sup>の整備が、22年度末に完了した。信号待ちの渋滞がひどかった坂元郵便局前など一部を2車線化して道路を拡幅し、両側には歩道を設けた。

国道225  
号バイパス  
開通等

平成8年12月、ダイエー鹿児島店前交差点と国道225号の紫原団地入口交差点を結ぶ都市計画道路「谷山街道線」（国道225号バイパス）が開通した。総延長736<sup>メートル</sup>の県道で、県庁の鴨池新町移転で拍車がかかる産業道路などの渋滞緩和が期待された。県が鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ外環状道路の一部としてバイパス化を進めている県道小山田谷山線小山田・仁田尾地区（7・9<sup>キロメートル</sup>）のうち、小山田地区（1・8<sup>キロメートル</sup>）は、17年4月に一般利用が始まった。既に開通している石谷町の仁田尾地区を含む全面開通で総延長は

約4・5キロ短くなり、所要時間も約19分から約10分に短縮された。

幹線市道な  
ど拡幅

鹿児島市は交通渋滞対策として渋滞箇所の原因を分析して、国・県などと協力して改良を図る「緊急渋滞対策プログラム事業」に10年度から取り組み、10～11年度に計32カ所で渋滞原因を分析し、11年度に7カ所で改良に着手、5カ所で完了した。その後、17年度までに12カ所の改良を終えた。さらに、17年度に策定した「鹿児島市幹線道路整備計画」に基づき、周辺団地と都市部を結ぶアクセス道路等の幹線市道の拡幅改良を実施した。

小松原地下  
道の開通

鹿児島市が東谷山2丁目地区で工事を進めていた小松原地下道が、4年3月、開通した。小松原地下道は、鹿児島南警察署から中山地区を経て皇徳寺ニュータウンへ通じる都市計画道路「小松原山田線」にあり、国道225号、市電、JR指宿枕崎線と交差する部分。地下道の長さは360メートルで、このうちトンネル部分は国道、市電、JR線直下の110メートル。歩道を含め幅11メートルの2車線で、産業道路―笹貫バイパス間の交通が改善された。鹿児島市が昭和56年から土地区画整理事業と並行しながら工事を進めていた都市計画道路「小松原山田線」とともに開通した。

城山トンネ  
ル開通で混  
雑緩和

大型団地などからのアクセスや都市内の円滑な交通を確保するため都市計画道路の整備も進められた。鹿児島市が上町地区と草牟田・永吉地区を結ぶ都市計画道路「易居草牟田線」で工事をしていた城山トンネルは、8年4月に開通し、易居草牟田線も全線開通した。同トンネルは冷水水源地近くから岩崎谷までの長さ696メートルで、幅7メートルの片側1車線の車道と両側に2メートルの歩道が設けられた。開通によって国道3号や市道冷水線の混雑緩和が図られた。

紫原・桜ヶ丘団地間を整備

12年3月、改良工事が行われていた都市計画道路「高麗通線」（1期）の紫原4丁目から宇宿町までの区間が開通した。開通したのは延長70㍎の西紫原陸橋を含む640㍎。幅員16㍎で、中央分離帯を設け、上下3車線。同区間は紫原団地と桜ヶ丘団地をつなぐ生活道路として交通量が増え、鹿児島市が7年から都市計画事業として整備していた。

高麗通線2期開通

都市計画道路「高麗通線」の2期区間が、24年3月、開通した。同路線は中郡交差点から紫原1丁目までの延長1・19キロ㍎。同区間は80㍎の高低差があり、区間をJ R線路をまたぐ中郡陸橋（長さ390㍎）や東紫原陸橋（同172㍎）などでつないだ。車道は片側1車線で、歩道部分には自転車レーンを設けた。

宇宿地下道の完成

15年3月、広木と宇宿を結ぶ都市計画道路「宇宿広木線」の宇宿地下道が完成し、一般の利用が始まった。同線は延長3800㍎。9年から工事が始まった。開通したのは宇宿中間地区土地区画整理事業区域から国道225号までの597㍎で、トンネル部分は251㍎。幅員9㍎の片側1車線。地下道はJ R指宿枕崎線と市電谷山線をくぐり、一帯の渋滞緩和が期待された。

武岡線の整備

武岡方面と市街地を結ぶ道路として鹿児島市が整備していた武岡線の1期区間（武2丁目―武岡1丁目）が16年3月、開通した。1期区間はJ R鹿児島中央駅西口付近の西郷公園北口交差点と武岡ピュアタウンを



都市計画道路「高麗通線」

結ぶ約1200㍎。途中、約400㍎の常盤トンネルが設けられた。武岡・明和方面と鹿児島中央駅方面を結ぶ鹿児島市の都市計画道路「武武岡線」の武岡ピュアタウンから市道水上坂横井線（2期区間）までの660㍎が、23年2月に開通した。

荒田川、車道に

生活道路である市道の整備も進められた。荒田八幡宮から500㍎下流の国道225号近くまでの荒田川にふたをし、車道にする市道八幡様通線の改良工事が平成3年春に完了した。

南洲門前通り改修

歴史的遺産が市民や観光客に親しまれている上町地区の南洲神社前の南洲門前通りも改修が行われ、6月に完成した。同通りの整備事業は、5年度から6年度にかけて南洲神社前交差点から国道10号の春日町交差点までの通りにおいて電線類の地中化、石張り舗装、植栽、灯籠の設置を行ったもので、歴史的雰囲気の漂う散策空間を創出した。

電線類の地中化進む

安全な歩行環境の確保や都市景観の向上などのため昭和61年度に着手した「ブルースカイ計画（電線類の地中化）」（第1期…61年度～平成2年度、第2期…3～6年度、第3期…7～10年度、第4期…11～15年度、第5期…16～20年度）や、「無電柱化に係るガイドライン」（21～25年度）によって、25年度末までに市道について計1万7346㍎の管路延長を整備した。

甲突川の激特事業

**橋** 平成5年8月6日、鹿児島市や郡山町が記録的豪雨に見舞われ、甲突川や稲荷川などが氾濫して甲突川に架かる5石橋のうち武之橋と新上橋が流失した。災害を受けて鹿児島県は甲突川の河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）を導入、河川改修に伴い、残る西田橋、高麗橋、玉江橋の撤去・移設方針を示した。県指定文化財である石橋の現地保存を訴える市民運動が起こったが、移設の可否をめぐる市民投票条例案、

県民投票条例案はともに議会で否決された。解体された玉江橋と高麗橋は祇園之洲公園に移設・復元され、12年1月に完成した。流失した武之橋と新上橋の石材は石橋復元や護岸整備に再利用された。西田橋は営林署跡地に整備された石橋記念公園に移設・復元され、11年9月に完成、翌年4月に石橋記念公園がオープンした。

予防的修繕  
で長寿命化

鹿児島市は23年1月、管理する橋の長寿命化を図る「鹿児島市橋りよう長寿命化修繕計画」を策定した。それまでの事後的な修繕から予防的な修繕へ政策を転換することで、修繕・架け替えにかかる費用を減らし、橋の長寿命化を図り、道路網の安全性、信頼性を確保するのが目的。対象は市が管理する橋りよう644橋。計画期間は23年度から32年度までの10年間。損傷が著しく修繕しても効果が見込めない橋は順次架け替えを実施し、修繕が必要な橋は今後10年間で重点的に予算を投入して対策を終える。32年度以降は予防的な修繕を実施する。計画的に修繕を実施する場合と、損傷が著しく進んだ後に更新する場合を比較する

第4表 鹿児島市の橋の架け替え・新設状況

名称	完成	備考
田中宇都橋	平成2年1月	
護国橋	2年3月	
大乘院橋	2年4月	
星座橋	3年2月	
鶴尾橋	4年3月	
新実方橋	9年3月	
新浜橋	9年3月	
飯山橋	9年10月	
池ノ迫橋	10年2月	甲突川
河頭橋	10年2月	甲突川
草牟田橋	10年3月	甲突川
ひまわり橋	10年3月	甲突川
樋渡橋	10年6月	永田川
新山之園橋	10年6月	山之田川
天保山橋	11年2月	甲突川
肥田橋	11年2月	甲突川
甲突橋	11年3月	甲突川
中間橋	12年10月	脇田川
八枝橋	13年3月	
唐湊橋	14年5月	
第一中迫橋	19年3月	
新潮見橋	20年2月	和田川
牛根大橋	20年3月	

と、50年間で約249億円のコスト縮減が見込まれるとした。

市道に架かる橋は25年4月1日現在、678橋、延長1万1320・5<sup>メートル</sup>。地区別では市街地区が128橋（3450<sup>メートル</sup>）と多く、次いで谷山地区が126橋（2389・8<sup>メートル</sup>）となっている。

## V 治水対策

甲突川の流量700<sup>トン</sup>に

**河川改修** 平成5年8月6日は鹿児島地方気象台で日雨量259<sup>ミリ</sup>、旧郡山町役場で同384<sup>ミリ</sup>の記録的大雨となり、甲突川などが氾濫し、鹿児島市街部の約1万2千戸が浸水（8・6豪雨災害）した。被災後、県は河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）や災害復旧助成事業などを導入し、5年度から抜本的な改修工事を実施し、激特事業は9年度に完了した。改修は、最大流量毎秒300<sup>トン</sup>の能力を700<sup>トン</sup>に上げるため、約2<sup>キロ</sup>の河床掘削や、一部区間の拡幅、護岸整備、橋りょう改築などを行つた。工事区間は河口から小山田町塚田橋までの約14・6<sup>キロ</sup>で、総事業費は389億7千万円。

憩える水辺創出

また、県は、21年度に甲突川リバーサイドウォーク整備事業に着手した。鹿児島市を流れる甲突川に県民や観光客が親しめるように武之橋（高麗町）から岩崎橋（小野2丁目）までの4・8<sup>キロ</sup>の区間で、階段の新設や改築をしたり、加治屋町の歴史散策ゾーンで護岸をライトアップしたり、対岸に渡ることができる飛び石を設置するなど順次整備し、憩える場となる水辺空間を創出した。飛び石は川に親しみながら回遊性を高めるために設けられ、近隣の親子連れや子どもたちが身近な川を楽しむ場となっている。

新川治水で  
西之谷ダム  
完成

8・6豪雨災害では新川も氾濫したが、それ以前から大雨のたびに浸水被害を繰り返しており、県は昭和57年度に新川の改修に着手した。9～10月の川幅を約15メートルに広げ、河床を1～2メートル掘り下げて流下能力を向上させる工事で、平成25年に河口から約4・2キロメートルの新天神橋付近まで改修を終えた。最終的には田上8丁目の大峯橋まで約6・85キロメートルを拡幅する計画。さらに、県が新川上流の西別府町に建設を進めていた西之谷ダムが、25年4月運用を開始した。西之谷ダムは、通常時は水をためない流水型ダムで、洪水調節を目的とする治水専用ダム。梅雨や台風時に増水、氾濫を繰り返す新川流域の治水対策の一端を担う。100年に1回の雨が降った場合、ダム地点で最大毎秒95立方メートルの洪水が流下するが、ダムで毎秒65立方メートル抑制し、毎秒30立方メートルを下流に流下させる。西之谷ダムと新川の拡幅、河床掘り下げにより、最大流量を河口で毎秒300トンにする計画となっている。鹿児島市も内水対策に力を注ぎ、8・6豪雨災害後、流域の公共下水道整備を緊急事業に格上げしたほか、公園や学校に雨水貯留施設を、流域の公園に雨水地下貯留施設をつくった。

稲荷川については、県は8・6豪雨災害後、滝之神より下流の約2キロメートルで護岸整備や河床の掘り下げを行い、8年度までに完了した。流下能力は改修前の毎秒約70トンから170トンに向上した。

稲荷川も河  
床掘り下げ



西之谷ダム

和田川改修  
を市が代行

鹿児島市は2級河川・木之下川下流の和田川改修に平成11年に本格着手した。県管理の2級河川の工事を市が代行し、和田川に架かる松林寺橋から上流の木之下川との合流地点までの約290㍍の区間において、木之下川の拡幅に合わせて川幅を広げ、護岸工事を実施、20年度に整備を完了した。この間に改修に伴って和田川に架かる三連アーチの石橋、潮見橋を18年に解体、新しい潮見橋が20年2月に完成した。旧潮見橋の撤去に対しては文化的価値が高いとして保存運動が起き、解体された旧潮見橋の石材2100個は記念碑にして近くの上流右岸に建立したほか、河床の洗掘を防ぐ護床敷石にするなどすべて再利用された。

## VI その他の土木事業

放置禁止区  
域の指定

**自転車対策** 鹿児島市は道路や歩道などの公共の場所における放置自転車を減らそうと平成8年3月、「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」を制定、同年10月1日から施行し、JR西鹿児島駅（現鹿児島中央駅）を中心にした半径約300㍍以内を自転車等放置禁止区域に指定した。放置禁止区域内に自転車を放置した場合は撤去される。こうした規制と合わせて、自転車等駐車場と撤去した自転車等の保管所の整備を実施した。放置禁止区域は、駅周辺の市道で囲まれた約47㍍内の道路や歩道などの公共の場所など。禁止区域指定とともに、駅周辺4カ所の市営自転車等駐車場（東口第1、東口第2、黒田踏切、西口）を有料化した。放置禁止区域内の自転車の撤去は、8年度1736台、9年度1173台、10年度1118台、11年度991台と減少傾向となった。これに対し放置禁止区域外の自転車の撤去は、8年度1008台、9年度2009台、10年度5081台、11年度4340台と増加傾向を見せ、特に天文館周辺の中央地区が目立った。

天文館で放置禁止に合わせ自転車等駐車場整備

13年度からは、天文館を中心とする中央地区に分散して自転車等駐車場を整備するとともに、その周辺を自転車等放置禁止区域に指定した。14年4月に東千石町の「市営東千石自転車等駐車場」と「市営おつきや自転車等駐車場」が開設され、同年5月に東千石町、中町の一部約7ヶ所が放置禁止区域に指定された。15年4月には山之口町の「市営山之口自転車等駐車場」と「市営二本松自転車等駐車場」が開設された。同年10月には呉服町の「市営松山通自転車等駐車場」と増設された東千石町の「市営おつきや自転車等駐車場」が開設され、15年度は山之口町と千日町の計12ヶ所が放置禁止区域に指定された。16年11月には西千石町の「市営西千石自転車等駐車場」が開設され、西千石町と東千石町の約9ヶ所が放置禁止区域に追加された。20年4月には「市営中町自転車等駐車場」が開設され、中町、大黒町、呉服町などの約17ヶ所が追加指定された。これで天文館周辺の自転車等放置禁止区域は約45ヶ所になり、一帯に開設された7カ所の自転車等駐車場の収容台数は計1684台になった。

条例に基づいて撤去した自転車などは保管所に移し、日付と場所を公示するが、6カ月が過ぎても引き取れないものについては市に所有権が移り、再利用が可能なものは公用車として活用するほか、リサイクル自転車フェアに出品し、資源の有効利用を図っている。

リサイクル  
し有効利用

第5表 有料市営自転車等駐車場

名称	位置
市営鹿兒島中央駅東口自転車等駐車場	中央町39番1
市営鹿兒島中央駅西口自転車等駐車場	武1丁目7番3
市営黒田踏切自転車等駐車場	西田1丁目1番33
市営東千石自転車等駐車場	東千石町3番44
市営山之口自転車等駐車場	山之口町11番2
市営二本松自転車等駐車場	山之口町3番29
市営西千石自転車等駐車場	西千石町16番11
市営中町自転車等駐車場	中町4番10
市営おつきや自転車等駐車場	東千石町17番17
市営松山通自転車等駐車場	呉服町2番6

このほか、南鹿児島駅、谷山駅、慈眼寺駅、坂之上駅、喜入駅、生見駅、薩摩松元駅、上伊集院駅、宇宿駅、広木駅、谷山電停には無料の市営自転車等駐車場が整備されている。

城山団地、  
伊敷団地か  
ら再開

**地籍調査事業** 地籍調査は、国土調査法に基づき、土地の所有者や地番、地目を調べ、境界、面積を測量し、その結果を地図及び簿冊に作成するものであり、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続きの簡素化・費用縮減、土地の有効利用の促進、公共事業の効率化・コスト縮減などの効果が挙げられる。鹿児島市は22年度、城山団地と伊敷団地から地籍調査事業を再開した。両団地は5、6年度に土地の境界を調査し、地図を作成していることから、一部を除き原則土地所有者の立ち会いが不要のため、調査の対象に選ばれた。旧市域の地籍調査は、旧谷山町が昭和28年度に着手したが、翌年には休止している。合併した5町の調査は合併前にほぼ終了している。平成26年4月1日現在の地籍調査の進捗状況は、調査対象面積が512・26平方メートル、調査済面積は244・08平方メートルで、進捗率は47・6%である。



市営山之口自転車等駐車場

## VII 建築

高齢者への  
対応課題に

**住宅供給** 平成に入っても県内他市町村からの転入を中心に全体として人口の増加は続いたが、中心市街地や市街化調整区域に定められた周辺の既存集落部では減少し、特に若年世帯の流出によって小中学校の児童生徒数が大幅に減った。人口減少地域ではバランスのとれた人口構成の回復が課題となった。また、高齢化の進行に備え、身体機能の衰えた高齢者や障害者などにも配慮した住宅・まちづくりが求められるようになった。住宅需要実態調査によると、子どもと「同居したい」と考えているのは、全国の20・8%に対し鹿児島市は8・3%と低く、一方「すぐ近くに住みたい」「同一市町村内に住みたい」は全国の18・9%に対し鹿児島市は25・7%と高く、隣住・近居の意向が強い。高齢者のこうしたニーズにも対応が必要となった。居住水準をみると、持ち家の住環境は改善されたが、借家は、世帯人数ごとの居住室面積を定めた最低居住水準などを満たさない世帯が残り、建て替えや増築によって住宅規模を広げることが求められた。

多様な住ま  
い方目指す

こうした課題に因應するため、8年12月、市民がゆとりある住生活を実現し、健全な都市の発展につながる住まいづくりを目指し、21世紀に向けた住宅政策の基本理念、目標、基本的施策の方向を示す「鹿児島市住宅マスタープラン」を策定した。「潤いと活気に満ちた南の拠点都市・鹿児島」を都市像とする第三次鹿児島市総合計画のうち、住宅・住環境に関する部門を補完し、住宅政策の指針となる計画で、市民、行政、関連業界などが連携して推進することを目指し、当面の目標を13年（2001年）とした。市民の多様な住まい選択や住まいづくりを可能とし、台風や集中豪雨など自然災害や桜島の降灰対策も踏まえた住まいづくり

やまちづくりの観点から、住宅政策の基本理念を「錦江湾と緑に抱かれた安全でゆとりある住まいづくり」と定めた。基本目標として「多様な住まい方のできるまちづくり」「自然と調和のとれた魅力的なまちづくり」「ひとにやさしい安全なまちづくり」を設定した。「多様な住まい方のできるまちづくり」については、家族構成や世帯タイプ、ライフスタイルやライフステージに応じて住宅を選べるように住宅の質的向上と適度な量的充足を図るとともに、多様なタイプの住宅の供給を目指すなどとした。「自然と調和のとれた魅力的なまちづくり」については、まちづくりとの連携を深め、適正な開発を誘導するとともに、身近な自然環境との調和を目指し良好な住宅地の供給や面的整備を行うほか、行政と住民との合意形成を図りながら、色彩・デザインなどについてのルールづくりに努めるとした。「ひとにやさしい安全なまちづくり」は、長寿社会に備え、寿命の長い住宅づくり、高齢者などの心身機能の低下と障害に対応した住宅づくり、住宅を取り巻く環境のバリアフリー化を目指すなどとした。

借家狭く高  
く  
15年には市住宅マスタープランを改訂し、8年以降に制定、改正された法律などや統計数値などについて加筆または修正した。住宅事情や住環境上の課題については、平成2年の高齢化率は11・0%だったが、12年には16・0%と高まり、1住宅当たりの借家の延べ床面積が5年の46・11平方メートルから10年は42・56平方メートルへ小さくなる一方、10年の借家の家賃は月額4万2100円で5年に比べ3600円上昇するなどの変化があった。計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うとした。

市営住宅の  
効率的活用

鹿児島市への人口集中が進んだ昭和40年代から50年代ごろにかけて市営住宅の整備が進んだが、これらの大量の住宅ストックの建て替え可能時期のピークとなる平成23〜27年度に一斉に工事すると財政負担が急

増したり仮住居を確保しなければならなかったりと課題を抱えることになる。このため、市営住宅ストックを長期にわたり良質なストックとして維持・管理するという考え方を基本に、既存ストックを効率的、効果的に活用・整備していくため、15年1月に「鹿児島市営住宅ストック総合活用計画実施計画」を策定した。計画期間は15～24年度の10年。建て替えの事業量を平準化して年間約100戸、10年間で約1千戸とし、前期（15～19年度）着工を、下伊敷、錦江台（第二）、柳町、三和新川、三和港改良A、三和港改良B、辻ヶ丘などで430戸、後期（20～24年度）着工を、三和港改良、大明丘、辻ヶ丘、西伊敷（第一）などで564戸とした。工事後30年以上活用する全面的改善は274戸で、前期は武岡（第二）で122戸、後期も武岡（第二）で152戸とした。工事後10年以上活用する個別改善は487戸で、前期は西田、日当平改良、鴨池新町で207戸、後期は鴨池新町、桜ヶ丘で280戸とした。整備に当たっては、3階以上の棟へのエレベーター設置、室内の段差解消、3点給湯設備（浴室、洗面所、台所）の設置など高齢者への対応や居住性の向上を図った。計画内容は地域の住宅需要や社会環境の変化に応じて5年ごとに見直すとした。

建設中心から既存住宅活用へ

20年に鹿児島市営住宅ストック総合活用計画の前期の実施状況を検証し、合併した5地域の公営住宅も取り込んだ形でストック総合活用計画を見直し、改訂した。15年策定の実施計画の前期の進捗状況は、建て替えが計画430戸に対し実施377戸で達成率88%、全面的改善が計画122戸に対し実施90戸で達成率74%、個別改善が計画、実施ともに207戸で100%だった。ストック活用の課題として、民間賃貸市場で対応が遅れている単身の高齢者や障害者への対応、高齢者の安心・安全を重視した住宅供給、適切な広さの住宅供給などを挙げた。将来の人口減少や財政的に新規建設が困難になることを考慮し、市営住宅活用の

予防保全的  
管理で長く  
活用

基本方針として、建設供給中心から既存ストックの活用と管理重視に軸足を移すことなどを明記した。地域の実情に応じて改訂された計画期間内（20～24年度）の計画では、建て替えを前計画の564戸から367戸に、全面的改善を152戸から150戸に、個別改善を280戸から180戸に見直した。

また、老朽化する市営住宅ストックの計画的な修繕などにより、使用年数を延ばして長寿命化を図ることでライフサイクルコストや更新コストを縮減し、住みやすく使いやすい住宅を供給することを目的に、23年3月、「鹿児島市公営住宅等長寿命化計画」を策定した。従来の建て替え、改善、維持保全によるストックの整備、管理に加え、さらに中長期的な維持管理計画を策定して、計画的な点検の強化と予防保全的な管理・修繕を実施することで長期的に有効活用を図ることとした。市営住宅615棟、1万1112戸（22年4月1日現在）を対象に、計画期間は22年度から32年度までの11年間とした。これからのストック活用の課題として、市営住宅の建設が集中した1970～80年代のストックの建て替えを挙げた。長寿命化計画に基づいて、設備水準が低い1970年代前半までのストックは築40～50年程度で建て替え、1980年代以降のストックは改善して70～80年間使用すれば、事業量の平準化と長期的な事業費の削減が可能であると見込んだ。過疎に悩む鹿児島市郊外の集落の人口減少に歯止めをかけるため市が建設した皆与志、錫山、平川地区の「既存集落活性化住宅」20戸が11年に完成し、若い夫婦や子どもたち約70人が入居した。既存集落活性化住宅は、住宅や工場の立地が厳しく制限されている市街化調整区域内に市営住宅を建設する事業で、9年度に始まり、地域活性化のため小学生以下の児童がいるような若い世帯を入居対象とした。住宅はいずれも小学校の近くに建てられ、抽選の倍率は平川12・9倍、皆与志4・6倍、錫山2・4倍の人気だった。その後も

人口減少地  
域に子育て  
世帯向け住  
宅

小山田、犬迫、東桜島を加えた6地区で順次建設された。

合併した5  
地域に子育て  
世帯の住  
宅整備

20年度からは、高齢化や過疎化が進み児童数の減少やコミュニティ活力の低下が進む合併した5地域の集落活性化を目的に、各地域の小学校周辺に子育て世帯向けの市営住宅を建設し、若い世帯の定住促進を図る「地域活性化住宅」の整備を開始した。定期借家制度を適用し、入居期間は15年か、同居の末子が中学校を卒業する年度末までのいずれか長い期間とした。整備地区は、5地域の20校区の児童数や減少率、公営住宅の整備状況などを調査して評価した。23年度に第1弾となる郡山地区の花尾南迫住宅（花尾町）が完成し、その後本城住宅（本城町）、瀬々串住宅（喜入瀬々串町）が完成した。

公営住宅、  
微減傾向

鹿児島市の公営住宅の管理戸数の推移をみると、平成元年が市営住宅9748戸、県営住宅3965戸の計1万3713戸、5年が市営住宅1万135戸、県営住宅4221戸の計1万4356戸、10年が市営住宅1万458戸、県営住宅4509戸の計1万4967戸、15年が市営住宅1万569戸、県営住宅4480戸の計1万5049戸、20年が市営住宅1万187戸、県営住宅4811戸の計1万5998戸、25年が市営住宅1万1104戸、県営住宅4796戸の計1万5900戸となっている。公営住宅は平成に入っても緩やかな増加傾向にあったが、近年は横ばいないし微減傾向にある。

1世帯1戸  
の割合

### 鹿児島市の住宅概況

住宅・土地統計調査によると、平成20年10月1日現在、鹿児島市の住宅総数は26万2720戸となっており、26万4800世帯、59万4800人が居住している。1戸当たり1.01世帯、2.26人で、ほぼ1世帯1戸の割合となっている。持ち家、借家別では持ち家の比率が51.8%と多かった。同じデータを5年10月1日現在でみると、住宅総数は20万660戸、1戸当たりの世帯数は1.00、持ち家比

昭和46年か  
ら平成2年  
に建設集中

率は52・2%。10年10月1日現在は、住宅総数が22万310戸、1戸当たりの世帯数は1・01、持ち家比率は50・1%。15年10月1日現在では、旧鹿兒島市の住宅総数が22万6660戸、1戸当たりの世帯数は1・00、持ち家比率は50・8%、新鹿兒島市の住宅総数は24万4070戸、1戸当たり世帯数は1・00、持ち家比率は53・4%だった。

また、20年の住宅総数26万2720戸の98・4%に当たる25万8460戸が専用住宅で、あとは店舗その他の併用住宅4260戸となっている。構造別では、40・6%の10万6540戸が鉄筋・鉄骨コンクリート造、36・4%の9万5670戸が防火木造、15・7%の4万1300戸が木造、7・3%の1万9070戸が鉄骨造となっている。住宅を建てた時期は、昭和35年以前が1万1610戸（4・4%）、昭和36～45年が1万6110戸（6・1%）、昭和46～55年が4万8930戸（18・6%）、昭和56～平成2年が6万1120戸（23・3%）、平成3～7年が2万1910戸（8・3%）、平成8～12年が3万730戸（11・7%）、平成13～17年が3万260戸（11・5%）、平成18～20年9月が1万8450戸（7・0%）となっており、高度経済成長期末期の昭和46年からバブル崩壊直前の平成2年にかけて建てられた住宅が多いことが分かる。調査時点の築年数でいうと37年から18年が多いということになる。1住宅当たり居住室数は3・94、居住室の畳数25・98、延べ面積75・51平方メートル、1人当たり居住室の畳数11・43、1室当たり人員0・58で、平成5年の1住宅当たり居住室数4・19、1住宅当たり畳数25・16、延べ面積74・84平方メートル、1人当たり畳数9・55、1室当たり人員0・63と比べると、居住室数は少なくなっているものの、畳の数が増え、1室当たりの人数は減り、全体として居住環境は向上していることがうかがえる。借家総数12万1110戸の1カ月

当たりの家賃は、4万円〜5万9999円が4万2810戸(35・3%)と最も多く、次いで2万円〜3万9999円が3万3230戸(27・4%)、6万円〜7万9999円が2万4540戸(20・3%)などとなっている。「家計を主に支える者が雇用者である普通世帯」の総数12万6850世帯の通勤時間は、15〜29分が5万3080世帯(41・8%)と最多で、次いで15分未満が3万3740世帯(26・6%)、30〜59分が3万2950世帯(26%)などとなり、平均通勤時間は23・3分。このうち持ち家の平均は26・2分で、持ち家以外の平均は21・0分だった。

高層化さら  
に

市内の4階建て以上の中高層建築物は、平成元年に4374棟あったが、25年には6654棟に増え、市街地の高層化がさらに進んだ。特に高層ビルが増えた。4階建ては元年が2346棟、25年が2947棟と若干の増加だったが、10階建ては元年が46棟、25年は155棟、11階建て以上は元年が58棟に対し25年は243棟と大きく増えた。

### 公共建築物の有効活用等

市民文化ホール、水族館、公民館、学校など市は多くの建築物を持っている。

改修・更新  
時期迎えた  
市有建築物

こうした市有建築物は約3800棟あり、その床面積の合計は約210万平方メートルと東京ドーム(約4・6万平方メートル)のおよそ45個分にもなる。市有建築物は昭和50年代から平成の初めにかけて数多く建てられ、建設されてから20年以上経過した建物が全体面積の約75%、30年以上経過した建物は約45%を占める。このように市有建築物の多くが老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えている。財政的に厳しい状況が続くなか、建築物の老朽化に伴い維持保全費用は増大しており、これから迎える建築物の大量更新に際し建築物の長寿命化と有効活用、維持保全費用の縮減をどう図るか、少子高齢化や人口減少が進むなか、より効率的で

効果的な整備をどう図るか、環境負荷の低減に配慮した整備をどう進めるかといったことが市有建築物の課題となっている。

計画的維持  
保全で長寿  
命化

こうした課題に対応するため、19年度から公共建築物ストックマネジメント事業に本格的に取り組んでいる。この事業は学校、市営住宅以外の庁舎や公民館など約2千棟を対象に、主要な建築物については個別の改修等の中長期保全計画を作成するなど計画的、効率的な維持保全に取り組み、施設の長寿命化を図ることによる、解体や建て替え費用を含めたライフサイクルコストの縮減と建て替え時期の分散化による財政負担の平準化を目指している。具体的な取り組みとしては、19年度から25年度までに見直しを含めて延べ約500棟について保全計画を作成し、21年度から、計画に基づく改修を実施している。25年度は、保全計画の見直し・作成、建築物の日常点検の推進（日常点検強化月間の実施）などを行った。

## 第五章 消 防

### 1 火災・救急・救助

火災の発生  
件数

火災 平成に入ってから25年間に発生した火災は5584件に上り、平均すると1年に223・4件発生している。これに対し、昭和39年から63年までの25年間の平均は1年当たり217・5件で、平成に入ってから5・9件増えた。平成に入ってから年間発生件数は、17年の323件が最も多く、次いで14年の306件だった。最も少なかったのは9年の167件だった。24、25年は197件、194件と200件を下回った。鹿児島市では真砂大火(昭和28年、61棟焼損)、港大火(36年、751棟焼損)、新川大火(40年、99棟焼損)のような大火が度々起こっていたが、平成に入ってから13棟を焼損した城南町の放火による火災(2年)、西

第1表 鹿児島市の火災発生状況

年	発生 件数	り災 世帯数	り災 人員	死者数
昭和63年	202	189	546	9
平成元年	214	174	509	4
2年	184	159	470	4
3年	207	160	471	12
4年	212	168	466	2
5年	190	139	385	4
6年	202	179	495	9
7年	193	177	469	3
8年	198	183	536	11
9年	167	154	414	4
10年	175	141	353	8
11年	180	137	320	7
12年	287	165	459	6
13年	247	142	359	4
14年	306	137	355	5
15年	243	230	511	18
16年	274	148	381	6
17年	323	170	409	10
18年	272	149	376	6
19年	266	158	408	9
20年	206	115	245	7
21年	249	146	343	6
22年	183	179	353	7
23年	215	124	272	8
24年	197	136	330	11
25年	194	100	231	5

(消防年報)

## 火災の原因

別府町の花火工場爆発による火災（15年、9人死亡）が大きなものとして挙げられる。

出火原因では昭和20年代半ばから30年代半ばまで、煙突を原因とするものがトップを占めていたが、40年代にはたばこを原因とするものに変わった。さらに50年代からはこんろ（食用油の過熱着火など）がとって代わり、平成に入ってからほぼ毎年のように最も多い出火原因となっている。25年はたき火が39件で最多だったが、こんろは放火（疑い含む）と並んで26件とワースト3に入った。

## 住宅用火災 警報器の設 置義務化

住宅火災による死者の6割が逃げ遅れによるものであったため消防法が一部改正され、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。鹿児島市では訪問指導などによって市民への周知を図り、25年6月1日現在で96・9%の設置率に達し全国の79・6%、鹿児島県の89・4%を大きく上回っている。25年には住宅用火災警報器の感知によって火災になるのを防いだり、ぼやの段階で消し止めたりしたケースが11件確認されている。こうした被害防止に役立ったのは、18年8月の第1回調査から26年10月の調査までで99件に上る。また、設置義務化を前にした22年度には、全世帯への設置を呼び掛けるため「安心安全火の用心サポーター」を24人で発足させ、23年度まで訪問調査や啓発活動を行った。なお、住宅火災から高齢者を守るため、25年度には「火の用心！シルバーセーフティ事業」をスタートさせ、高齢者層の火災予防思想の普及啓発のための教育・指導に取り組んでいる。

## 出場は増加 の一途

**救急** 平成2年に1万件を超えた救急出場は、その後も年々増加の一途をたどり、12年に1万5千件、16年にはついに2万件を突破した。出場原因を見ると圧倒的に多いのが「急病」で25年の取り扱い状況では2万5754件の総出場のうち58・5%に上る1万5059件を占めた。次いで一般負傷、交通事故が上位に

並んでいる。20分間に1回出場、市民26人に1人を運んだ計算になる。

救急業務の  
充実

昭和35年に開始した鹿児島市の救急業務は平成26年4月1日現在、救急車20台（うち非常用救急車5台）、隊員90人の陣容で展開されている。5年12月、AED（自動体外式除細動器）などを備え、心肺停止などの重い傷病者に対して、救急現場や搬送中に救急救命士が応急処置をすることができると高規格救急車が県内で初めて鹿児島市消防局に導入された。電話回線で市立病院救命救急センターと結び、医師の指示を仰ぎながら気道確保や電気ショックなどの行為ができるようになった。第1号の高規格救急車は中央消防署南林寺分遣隊に配置された。その後も導入は進み、26年4月1日現在、13台が高規格救急車となっている。

救急隊員の  
能力向上

救急車の性能向上とともに救急隊員の能力向上にも力が注がれてきた。平成3年の「救急救命士法」の施行を受け、4年5月には県内初の救急救命士が鹿児島市に誕生した。以来年々増え続け、26年4月1日現在では55人が活動している。6年4月に市立病院と協定を結び、医師の具体的指示を受けられる体制をとった。協定を締結した病院はその後徐々に増え、26年4月までに11病院となった。16年9月には、心肺停止患者らの口から気管までチューブを入れ空気を送り込むことのできる救急救命士が九州で初めて鹿児島市に誕生した。消防局はその後、毎年2人ずつを研修に派遣、気管挿管ができる救命士は25年度末までに47人が養成された。また、18年4月には投薬のできる救急救命士が活動を始めた。心機能の停止した患者が心臓マッサージや電気ショックでも機能が回復しない場合、医師の指示を仰いで強心剤を投与できる。第1号に認定されたのは県内で2人。そのうち1人が中央消防署在籍であった。その後資格を持った救急救命士は市消防局で25年度末現在、50人になっている。新型肺炎（重症急性呼吸器症候群（SARS））に対応するためのカプセ

ル型患者搬送台車「アイソレーター」のほか、マスクやゴーグル、防護服なども整備。15年には消防局と市保健所、市立病院、市医師会が連携を確認するための合同訓練を行った。新型インフルエンザの発生、拡大に対応するための資機材の整備も21年度から進められている。

国内各地の  
現場でも活  
躍

**救助** 消防局は地震、津波などによる大規模な災害発生時に備え、広域消防応援体制も充実強化している。平成7年1月の阪神・淡路大震災では救助工作車、水源車などの車両4台と延べ12人の応援隊を派遣、行方不明者の捜索、消火活動などに従事した。震災後の6月には、鹿児島市からも3人が参加して東京で「緊急消防援助隊」が発足。26年4月1日現在では県隊指揮隊1隊、消火部隊3隊、救助部隊1隊、救急部隊3隊、後方支援部隊2隊、特殊災害部隊1隊、特殊装備部隊1隊の計12隊が鹿児島市から登録されている。

9年7月、出水市の針原地区を襲った大規模な土石流は21人の尊い命を奪うなど大きな爪あとを残した。出水地区消防組合からの応援要請を受け消防局は、救助工作車、照明電源車、支援車などからなる応援隊を派遣、延べ18人、7台が行方不明者の捜索や救助などの活動に当たった。さらに23年3月、東北地方を中心に襲った東日本大震災では、地震による大きな揺れと巨大な津波によって甚大な被害が発生した。死者・行方不明者が2万人近くに達するという戦後最悪の災害に消防局も、隊員18人からなる緊急消防援助隊を宮城県石巻市に派遣した。また、元年から国際消防救助隊に加盟しており、11年の台湾地震の際には隊員2人を派遣した。8・6豪雨や阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大災害を踏まえ、消防局は水難救助用の船外機付き救命ボートや防毒マスク、放射性物質災害対策資器材などの装備の充実も進めている。

高度救助隊  
の発足

近年の大規模災害多発を踏まえ、救助態勢の強化を目的にした「高度救助隊」(愛称・スーパーレスキューかごしま)が19年2月、中央消防署に誕生した。発電機、照明灯やクレーンを備えた災害対策用の救助工作車や画像探索機、地震警報器などの高度救助資機材を搭載、より迅速、高度な救助活動ができるようになった。

応急手当で  
救急隊員  
を支援

**救急ボランティア** 14年から始まったのが、救急車が到着するまでの間、現場に居合わせた人に応急手当や傷病者の介護などを積極的にしてもらおう「救急ボランティア」の育成である。市民に心肺蘇生法、AEDの使用など応急手当での普及啓発を図る目的もあり、25年度末現在では309事業所、個人1187人が登録されている。また、普通救命講習Iを5080人、救命入門コースを9166人、救急基礎講習を8692人が受講している。

## II 組織の変遷

西消防署が  
誕生

**本部・3署・分遣隊** 鹿児島市の消防は昭和45年11月に鹿児島市消防署が中央消防署、南消防署に分割されて以来、2署体制をとってきた。しかし中央消防署の管轄区域拡大が進んだため、平成14年4月、城西2丁目の鹿児島実業高校跡地に西消防署を新設、3署体制となった。同署は伊敷、草牟田、城西、明和、田上



高度救助隊 (スーパーレスキューかごしま)

の5分遣隊の区域を受け持つことになった（西消防署発足とともに草牟田、城西の分遣隊は廃止）。また、消防局本部庁舎は13年、市役所別館から山下町の市町村自治会館跡地に新築移転した。

分遣隊の整備

消防局の分遣隊は平成元年4月1日現在、15隊あった。皇徳寺団地、桜ヶ丘団地など市南西部の人口増大に対応して2年に南消防署谷山北分遣隊に救急隊が置かれた。その後、13年1月には桜島町の消防事務を受託、桜島町分遣隊を設けて消防隊、救急隊を配置。16年11月の合併により、吉田、喜入分遣隊を新たに設置、桜島町分遣隊は桜島西分遣隊、東桜島分遣隊は桜島東分遣隊に改称され、3署16分遣隊の体制になった。さらに2年後には西消防署松元、郡山の両分遣隊が新設され、20年には中央消防署上町分遣隊に救急隊が配置された。26年4月1日現在の市消防局の体制は、1本部、3署、18分遣隊となっている。

情報管理課を新設

情報通信技術の進展に伴って、21年には災害発生時の情報通信体制を強化するため情報管理課を新設、既存の総務、警防、予防課と合わせて4課体制となった。情報管理課は通信指令第1係と第2係からなり、市民からの119番通報の受理、出動指令のほか、気象情報の収集、関係機関との通信、市民への情報提供、救急要請を受けた際の応急処置の口頭指導などを担い、気象情報オンラインシステム、緊急通報システムなど各種



新設された西消防署

システムの管理、整備に当たっている。

総合訓練  
研修センター  
の完成

消防隊員の技量アップのため建設されていた「消防総合訓練研修センター」が13年、新栄町に完成した。鉄筋コンクリート一部鉄骨造りの主塔、同2階建ての2つの副塔、同2階建ての研修施設（南消防署郡元分遣隊庁舎と併設）、訓練グラウンドがあり、建設費用は約7億円。高さ32・5㍎の主塔では、10階建ての建物の消火訓練が可能になった。さらに各塔には耐熱・耐煙訓練室、火災燃焼実験室、堅穴救助訓練室などを備え、より専門的な訓練が可能になっている。

消防職員も  
増加

**消防職員** 職員数も増えており、平成元年4月に374人（人口は53万1129人）だった定員数は14年に406人（54万9101人）と400人台に乗り、合併のあった16年11月には460人（60万5308人）と一気に54人増加した。26年4月1日時点では497人（60万5695人）となっている。消防職員1人が市民1234人、552世帯、1・11平方㍎の面積を受け持つ計算になる。

11年に女性  
を初採用

また11年4月、鹿児島市消防局としては初めての女性職員2人が採用された。男女雇用機会均等化の流れもあり、その後も女性職員は増加、22年度から25年度には毎年採用され、25年には7人になった。26年4月1日現在では6人が在籍し、全員が救急業務に携わっている。



消防総合訓練研修センター

消防活動支援  
OB隊

9年5月には市消防活動支援OB隊が発足した。8・6豪雨災害のような大規模な災害が発生した時、消防OBの知識と経験を生かし、居住地内の情報収集や消防局通信指令室との連絡をしたり、消防署庁舎の管理にボランティアで携わる。全国で6番目、中核市としては初の結成で、発足時には59歳から72歳までの51人が登録、26年4月1日現在では121人にまで増えている。

71分団の体制に

**消防団** 吉野東分団の新設により、昭和62年に44分団、875人体制となった消防団は、平成5年、武岡分団を新たに設けて45分団、890人体制となり、16年11月の合併もあって26年4月1日現在では71分団1521人となった。71分団は5方面隊に分かれ、タンク車2台、ポンプ車18台、小型動力ポンプ積載車66台、小型ポンプ75台を保有している。19年12月には初めての女性消防団員が24人も誕生した。24歳から51歳(当時)の会社員、主婦らが18分団に所属、防災広報や災害時の後方支援などに携わることになった。26年4月1日現在でも同数の女性が活躍している。

### III 装備の充実

はしご車、  
化学車など  
続々

**車両・システムの充実** 平成元年4月1日現在では主な車両としてタンク車16台、ポンプ車6台、はしご車4台(屈折式含む)、化学車2台、高所放水塔車1台、救助工作車3台、救急車9台を保有していた。その後、年々充実が進み、26年4月1日現在では水槽付きポンプ車22台、ポンプ車4台、はしご車(屈折式含む)4台、高所放水塔車1台、化学車3台、救助工作車3台、救急車20台(うち非常用5台)などを備えている。はしご車は13年に中央本署に46級、21年には郡元分遣隊に40級を更新、高層ビルでの火災に対応できる態勢

を強化してきた。また、喜入の石油基地や谷山港の油槽所等での事故に備え、喜入分遣隊や南林寺分遣隊に放水塔車や屈折式のはしご車、化学車が配置されている。車両数の増加だけでなく、装備も近代化し、3年には、中央消防署に照明電源車が鹿児島県内で初めて配備された。500キロボットのハロゲンランプを6灯2基備え、夜間のビル火災や風水害などに威力を発揮する。照明電源車は26年4月1日現在、西、南の各本署にそれぞれ1台ずつの体制となっている。8年には大規模な災害が発生し消防隊の活動が長期化した際に現場指揮所、後方支援活動の拠点として活用する支援車が中央消防署に配備された。自家発電機などを備え、シャワー・トイレ、調理場、仮眠用ベッドなどもあり、自給自足状態での救助活動ができる。なお車両は、24年度に支援車I型（消防庁からの無償貸与車両）に更新された。このほか、南消防署管内に9、13年、泡原液搬送車2台なども備わった。26年度には災害用二輪車を3台導入、災害時の情報収集、警戒活動に活用する。さらに26年10月、ドクターカーが新たに加わった。救命率向上と後遺障害軽減を目的にしており、市立病院に配置して出動の際は医師、看護師と救急隊員が同乗する。

#### 各種システムの整備

火災をはじめとする各種の災害に迅速かつ効率的に対処するための各種システムの整備充実も着実に進んできた。7年4月に気象情報オンラインシステム及び雨量観測システムを導入。災害時の避難広報態勢を早期に確立、被害を最小限にとどめるために活用されるほか、防災にも威力を発揮している。続いて8年6月には紫原に設置したテレビカメラで市街地を24時間監視、8・6豪雨災害のような大規模災害発生時の初動態勢確立に効果を発揮する「画像伝送システム」の運用を開始した。九州では長崎に続き2例目。13年4月に消防局本部庁舎、消防署、分遣隊、本庁各部署を結び、災害情報をスピーディーに収集、情報管理を一元

化することで効率的な災害対策の実施を目指す「防災情報システム」の運用を始めた。災害対策活動支援システム、観測情報システム、提供情報システムの三つで構成され、広範囲に散らばる災害情報を瞬時に把握することができるようになった。同年には、アナログ回線からデジタル回線になった新発信地表示システムが稼働を始め、自動出動指定装置、車両動態管理装置などにより災害現場に最も近い車両を自動選別する「新消防緊急通信指令システム」も動き始め迅速性が格段に向上した。20年には「携帯電話・IP電話からの119番緊急通報にかかる位置情報通知システム」が運用を始め、22年には新発信地表示システムと統合した統合型の「位置情報通知システム」に進化した。18年には災害や避難勧告などの情報を市民にメール配信する「安心ネットワーク119」がスタートした。①火災などの災害・事故②気象③避難所の開設④避難勧告・指示―を迅速に提供する。

参考文献・資料 「鹿児島市統計書」、「調査時報」、「市政概要」、「消防年報」、鹿児島市消防局ホームページ

## 第六章 災 害

### Ⅰ 8・6豪雨

史上最多の  
1日降水量

**記録的な降水量** 菜種梅雨のころから梅雨期にかけて、しばしば集中豪雨に見舞われる鹿児島地方だが、平成5年は従来の年と全く様相を異にした。鹿児島地方気象台は当初、「5月17日に梅雨入り、7月9日に梅雨明け」と発表したが、後に「特定日を梅雨明けとすることは難しくはつきりしない」と訂正した。7月の降水量は平年の3倍を超える1054<sup>リ</sup>と明治16年に観測を開始して以来、7月としての最高を記録。梅雨入りから8月6日までの降水量も市の平年の年間降水量(2265・7<sup>リ</sup>≡気象庁のデータ)に匹敵する2252<sup>リ</sup>と記録的な量に達した。鹿児島地方には8月5日午後10時10分、大雨洪水警報が出されたが、雨脚が強くなり始めたのは翌日午後4時ごろから。午後5時から7時までの2時間に106<sup>リ</sup>の降水を観測、1日降水量も259<sup>リ</sup>と8月としては当時の観測開始以来の記録となった(7年8月11日に324<sup>リ</sup>の降水量を観測した)。平成5年は年降水量も4022<sup>リ</sup>に達し、史上最多



崩れ落ちた国道3号(小山田町)

交通機関は各地で寸断

となっている。

「100年に一度」ともいわれる未曾有の豪雨に、折からの満潮と甲突川上流の郡山町(当時日置郡)での大雨も重なって、鹿児島市ではがけ崩れや河川の氾濫、護岸の決壊などが頻発、死者・行方不明者48人(全県では死者・行方不明者49人)、重軽傷者52人を数え、家屋の被害は全壊284戸、半壊183戸、一部壊541戸、床上浸水9091戸、床下浸水1999戸に達した。甲突川の氾濫による浸水は市街地の一部で2層の高さにまで達した。市内は天文館からJR西鹿児島駅(現鹿児島中央駅)にかけての広い範囲で冠水し、稲荷川、新川の氾濫により、上町、郡元両地区にも水があふれた。九州縦貫自動車道、国道3号、10号、JR鹿児島本線、日豊本線が寸断され、鹿児島市と市外を結ぶ交通網は、土砂崩れにより八方ふさがりとなった。国道10号と、並行するJR日豊本線の4キロの区間では22カ所もののがけ崩れが発生、列車や車が土砂に埋まり、大勢の人が立ち往生した吉野町竜ヶ水では2500人以上が漁船や巡視船、フェリーなどで海から救出されるというわが国でも他に例を見ない事態になった。不通が続いていたJR日豊本線は鹿児島駅―国分駅間が9月19日、44日ぶりに開通。国道3号は11月25日によろや



土砂崩れに巻き込まれたバスの下での搜索活動  
(吉野町花倉)

五石橋2本  
が流失

く仮設道路が完成し、111日ぶりの開通となった。

豪雨のもたらした被害で、繁華街からはネオンの明かりが消え、道端の至るところには泥まみれの家財道具や畳などのごみの山ができた。北部清掃工場には前年度1年分の1・4倍に上る11万2500トのごみがお盆前後の6日間で持ち込まれた。鹿児島市の水がめである河頭浄水場、滝の神浄水場も濁流に洗われ、高台の団地を中心に7万6千世帯が断水。自衛隊による給水、全国からの飲料水などの救援物資が市民生活を支えた。断水は翌7日には原良団地や紫原団地など高台を中心に9万5千世帯に拡大し、全域復旧したのは14日だった。停電も2日間にわたって発生、一時は約1万9千世帯で電気が使えなくなった。また、甲突川に架かり市民に長年愛されてきた五石橋のうち、新上橋と武之橋が流失。残った橋も祇園之洲公園および石橋記念公園に移設・保存されることになった。新川、稲荷川沿いでも被害が大きく、鹿児島県内最古の石橋と言われてきた実方太鼓橋も流された。学校や公民館などへの避難を余儀なくされたり、帰宅の途中でビルや病院、寺院などに難を避けた会社員らも多かった。

119番通  
報が殺到

当時、市役所別館にあった消防局通信指令室には同日夕刻から119番通報が殺到、同局は消防団を含む全消防車・救急車に出動を指令したが、すべての要請にこたえることは不可能な状態で、生き埋めになって



流失した武之橋

約4千人が  
避難

いるなど緊急度の高い現場を優先せざるを得なかった。しかも夕方のラッシュとも重なり、消防車両もパトカーもなかなか現場に到着できない状況だった。同日中に消防局が救助活動に当たった現場は38カ所を数え、昭和61年の「7・10災害」時の8カ所の5倍近くにもなった。消防が救出したのは43人の上った。6日に消防局が受理した119番通報は午後6時台には217件になるなど計936件、7日の760件を加えると1696件に達し、平常時（1日約78件）の12倍。通信指令室はふだんの6人体制を16人にして対応した。

台風によるものを除くと戦後最悪となる災害の発生に市は直ちに災害対策本部を設置、8月6日午後4時30分には市内全域に避難勧告を発令した（のち一部に避難指示）。市内58カ所の避難所に約4千人が避難、当時の郡山町、吉田町でも1700人が避難した。着のみのまま逃げ出し、何日にもわたる避難生活を余儀なくされた市民も多かった。竜ヶ水、花倉、三船3地区の151世帯、330人には避難指示が出されたが、避難した人たちの避難生活は長期化、8月27日午前6時半になってようやく、21日ぶりに避難指示が解除された。長田中や清水中などに開設されていた避難所も31日には閉鎖され、住民は帰宅したり、借家に移ったり、一部は祇園之洲町の福祉コミュニティセンターに新たに開設された避難所に移った。市は家が全半壊した人を対象に市営住宅約300戸を準備、入居希望者を受け入れた。

市、市議会  
が復旧に着手

### 被害の復旧と防災対策

市の災害対策本部は自衛隊に対して災害派遣を要請、人命救助、安全確保への態勢整備に努めた。災害派遣要請を受けた陸上自衛隊は国分、えびの、川内の各駐屯地から9000人を投入、海上自衛隊はヘリコプターと潜水レスキュー隊、交通艇、特務艇を出動させた。海上保安庁からも巡視船・艇7隻、ヘリコプター2機、特殊救難隊が出動した。このほか陸上自衛隊からは給水車も駆けつけている。

また道路、橋、学校、水道施設など市民生活に欠かせない公共施設の機能回復を視野に災害救助法の適用を申請。堆積した土砂の除去、災害ごみの収集、防疫対策などに乗り出し、中小企業者への金融対策、市税の減免などの支援策にも着手した。市議会も議長を会長とする「災害復旧対策協議会」を設置、市の災害対策本部と連携して早急な被害回復に乗り出した。

被害の大半が甲突川、稲荷川、新川の氾濫によるものであったことを受け、甲突川に河川激甚災害対策特別緊急事業が導入された。稲荷川、新川についても抜本改修に取り組み、3河川で河床の掘り下げ、川幅の拡幅を実施して川の流下能力を高め、護岸の整備も行った。また、土石流による大きな被害が多数発生した竜ヶ水地区では土砂を受け止めて人命や家を守る砂防施設を設置した。

8・6豪雨災害での大きな被害、市民の混乱を受けて、1年後の平成6年には緊急情報連絡システムなどを稼働した。また、土砂災害警戒区域などを地域ごとに示したハザードマップ（災害危険予測図）を作成、21年5月までに対象地域の約15万世帯に配った。地域別に163種類を作り、がけ崩れの恐れがある急傾斜地などを地図上に掲載した。避難所や消防施設などを明示、災害の前兆や避難勧告時の注意点を記してある。甲突川が氾濫した場合の浸水予想区域を示した「甲突川洪水ハザードマップ」も作られ、該当区域の約5万5千世帯に配られた。上流・中流・下流の3種類あり、8・6豪雨を超える大雨があった際、浸水が予想される地域と水の深さを色分けしてわかりやすく示した。23年には稲荷川、新川、永田川が氾濫した際の浸水を想定したハザードマップも約4万7500世帯に配布された。

河川改修、  
砂防施設も

ハザード  
マップ作成

防災シンポジウム開く

平成5年の8・6豪雨とその直後に襲った台風による災害は、災害に強いまちづくりの重要性を市民に植え付けた。翌年、「安全で快適なまちづくりをめざして」をテーマにした防災シンポジウムが開かれた。お天気キャスターの森田正光さんの講演やパネルディスカッションなどに約千人の市民が熱心に耳を傾けた。未曾有の災害から10年たった15年には、かごしま県民交流センターで開かれ、専門家らはパネルディスカッションの中で、防災気象情報の生かし方、安全な場所への早い避難の重要性などを改めて強調した。また、20周年に当たる25年には、防災シンポジウムのほか小中学校8校への「防災教育出前トーク」、環境未来館で防災・気象に関する講話や展示、実験などをした「防災お天気フェア」、パネル展示などが実施され、8・6水害20周年防災啓発リーフレット「平成5年 8・6水害の記憶と教訓」が発行された。

20億円を越す義援金

**全国からの救援** 甚大な被害に豪雨から1週間後の13日には細川護熙首相（当時）が来鹿した。竜ケ水などの災害現場を空から視察、稲荷川周辺の水害現場にも足を運び、復旧作業に汗を流す住民らに声をかけた。全国からは続々と義援金・物資が寄せられ、平成6年8月1日までに20億円を大きく上回った。また、鹿児島市からの要請に対し鶴岡、大垣、神戸、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本の各市から延べ17人の技術職員が派遣され、1〜2カ月半にわたって復旧作業に従事した。

## II 台風

平成5年7号と13号

**相次ぐ来襲で大きな被害** 消防局が出している「消防年報」によると平成元年以降26年9月までに、鹿児島市に被害をもたらした台風は14個を数える。その中で平成5年の台風7号は、7・7豪雨と8・6豪雨で

大きな被害を被った直後の鹿児島地方を8月9日から10日にかけて襲った。大型で非常に強い勢力を持った7号は、直撃こそかろうじて免れたものの、県本土を暴風域に巻き込み、がけ崩れなどにより垂水市で5人が死亡するなど大きな爪痕を残した。鹿児島市では降り始めからの雨量が147<sup>ミ</sup>を記録。市は竜ヶ水地区に避難指示、がけや河川近くの住民に避難勧告を出し、152カ所（最多時）に設けられた避難所に約3千人が身を寄せた。豪雨、台風7号と連続して襲った災害から立ち直る間もない9月3日には、13号が薩摩半島南部に上陸。上陸時の中心気圧は930ヘクトパスカル（日本に上陸した台風の気圧の低さとしては、昭和36年の第2室戸台風、34年の伊勢湾台風に次ぐ史上第3位。気象庁が統計を取り始める前の昭和9年には室戸台風が911・6ヘクトパスカル、20年の枕崎台風が916・1ヘクトパスカルを記録している）と大型で非常に強い勢力を保ったままだった。県内では日置郡金峰町大坂（当時）の扇山地区で20人が土砂崩れの被害に遭うなど合計33人の犠牲者が出た。鹿児島市では、市消防局の気象観測装置で瞬間最大風速63・4<sup>ミ</sup>を記録、負傷者24人を出したのをはじめ、住宅の全壊13戸、半壊117戸、非住家全半壊70戸、床上・床上浸水1394戸という大きな被害を出した。

平成9年19号 県内で3人の死者を出した平成9年9月の台風19号では、喜入町前之浜（現喜入前之浜町）の国道226号が170<sup>ミ</sup>にわたって流失。甲突川左岸の国道3号も1<sup>キ</sup>余りにわたって冠水した。このため同川右岸の住民1万6千人に避難勧告が出された。19年の4号では下福元町で小学生が川に転落し死亡した。

雨水ポンプ  
場整備

**被害防止へ対策** 平成16年から17年にかけて鹿児島地方を襲った台風により、鹿児島市は大規模な浸水被害を受けた。16年の16号、17年の14号とも大潮の満潮時と、悪条件が重なり、16号では市内で床上浸水24戸、

床下浸水444戸と広範囲に被害が出た。また14号では、真砂町や永田川右岸の谷山中央二丁目などで59戸が床上浸水した。このため市は地盤が低く、潮汐の影響を受けやすい甲突川左岸の錦江、下荒田、真砂・鴨池、谷山、桜川（東谷山3丁目）などの各地区に雨水ポンプ場の整備を進めてきたが、14施設すべてが24年度から稼働できる態勢になった。雨水ポンプ場は潮位が上がった際に水が陸地側へ逆流するのを防ぐとともに、陸地側にたまった水を排水する仕組みとなっている。

### III その他の気象災害

大きな被害  
続出

**度重なる豪雨被害** 8・6豪雨以外にも鹿児島県は度々豪雨に見舞われ、そのたびにシラス土壌が崩れ、大きな被害を出している。同じ平成5年の7月には6日から7日にかけて県内各地で大雨によるがけ崩れが続出、鹿児島市など1市5町で7人が犠牲になった。前年の7月には鹿児島市で負傷者1人、家屋の床上・床下浸水416戸、7年8月にも市内で住家全壊1戸、床上・床下浸水965戸の被害を出した。さらに10年10月、15年7月、18年7月にも負傷者や、床上・床下浸水の出る大雨があった。

史上最高の  
37・1度観  
測

**異常気象** 広い範囲で猛暑となり、地域によって局地的な豪雨や極端な少雨になった平成25年の夏を、気象庁の異常気象分析検討会は「異常気象だった」と位置付けた。高知県の四万十市では41・0度の国内観測史上最高気温となったほか、鹿児島市でも観測史上最高となる37・1度を記録した（8月23日）。市の1日の最高気温が35度以上となる猛暑日は平成元年から24年までで見ると、19年の13日が最も多かったが、25年は28日と2倍以上になった。8月の平均気温も30・0度と3年前の29・6度を上回る過去最高となった。同

月の平均気温は福岡、大阪と並び、全国でも最も高かった。

※異常気象Ⅱ気象庁は気温、降水量などの気象要素が過去30年以上にわたって観測されなかつたほど著しく高いか、あるいは低い値を示す場合を「異常気象」と定義づけている。

大雪で交通に乱れ

風水害に比べ雪による被害はめつたにない鹿児島市。降雪日数は平成元年以降の統計で年間1〜13日となっており、雪の深さも0から数センチのことが多い。鹿児島地方気象台の観測史上最深積雪は昭和34年の29センチとなっている。平成22年12月31日には22センチの深さにまで積もり、観測史上第6位の積雪の深さとなった。雪は翌日には25センチと史上第2位の積雪に。前日午後9時までの24時間降雪25センチは統計のある昭和28年以降の新記録だった。平成23年の鹿児島市は一面銀世界の元旦を迎えた。しかし、海上は大しけとなったため離島航路は軒並み欠航、九州自動車道なども全面通行止めとなった。国・県道でも通行止めやチェーン規制が相次ぎ、大雪や路面凍結による交通事故も続出した。

## IV 桜島

観測史上最  
多の爆発記  
録

**昭和火口の活動活発化** 桜島は昭和30年以来南岳が活発な活動を繰り返してきた。平成に入ってから年間100回以上の爆発回数が多かったが、14〜20年は14年の59回が最多とやや少なくなっていた。18年6月4日、昭和火口が昭和23年以来58年ぶりに活動を再開すると、21年以降は爆発回数が急増。その年は548回、翌22年896回と活発化、23年には996回と観測史上最多となった。22年には2月から4月にかけて55日間連続で爆発し、24年1月には172回と月間の爆発回数の最多記録を更新（それまでは前年9月の141

(回)するなど活動の活発な状態が続いている。25年には年間爆発回数が835回となり、4年連続で800回以上となった。同年8月18日にはその年として500回目の爆発があり、昭和火口の活動再開以降としては最高の5千メートルの高さにまで噴煙が上がり、大きな噴石が3合目まで飛んだほか、火砕流が南東に約1キロ流れた。この爆発は鹿児島市中心部に大量の灰を降らせた。久々のドカ灰に市街地は夕闇に包まれたように暗くなり、車はライトをつけて走行、JRは一時運転を見合わせた。歩行者は口にタオルやハンカチを当て、商店などは店先や店内に入り込んだ灰の除去に追われた。降灰は薩摩川内市でも観測された。18年の昭和火口の活動再開に伴って、市は同火口から半径2キロの警戒区域を設定、立ち入り禁止とした。従来の南岳山頂から2キロ以内の立ち入り禁止も継続している。

降灰量が増加、降灰予報の発表も開始

平成に入ってから降灰量を見ると、南岳の噴火により2年には各観測地点で大きな数字が並んでいる。東桜島の湯之では1平方メートル当たりの量が3万1千ギを超え、吉野公園でも1万1千ギを超す量を観測した。昭和火口の活動が特に活発になってきた21年以降、降灰量も増える傾向にある。火口に近い湯之では23年に



観測史上最高の高さ5千メートルに達した昭和火口の噴煙  
(平成25年8月18日)

1万3千ギを超え、降灰量の多かった2〜4年の量に迫っている。鹿児島地方気象台は20年から噴煙の高さが3千ギを超えた場合などに降灰予報を発表し始めた。スタートした20年3月から24年12月までの発表回数は10回だったが、25年には52回と急増した。また、同年10月4日の爆発では大気中のPM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）が鴨池測定局で1立方メートルあたりの1時間値88ギギを記録した（環境基本法の基準では、1日平均値35ギギ以下が望ましいとされている）。

#### 噴石被害も 続出

噴石や火山礫、爆発時の空振による住家や車両の被害もたびたび発生している。特に平成2年から6年にかけて被害が続出、2年には空振による窓ガラスの破損が5月1、2日と続いた。また、11月30日には2回の爆発により、有村溶岩展望所一帯の駐車中、走行中、作業中の車両20台のガラスが損害を受けた。3年6月29日の爆発では火山礫により民家や倉庫、牛舎の屋根に大きな被害を出したほか、簡易水道配管も破損、12年10月7日にはやはり火山礫が袴腰付近に落下、車両37台のガラスが破損した。25年にも2回、火山礫による車両のガラス破損があった。

#### 土石流も増 加

桜島の河川では土石流により、昭和49年と51年に計7人が死亡するなどたびたび犠牲者を出し、道路や建物にも大きな被害を受けてきた。平成10年には8河川で35回の土石流が発生したが、13年から21年にかけて



多量の降灰で真っ暗になった市街地

第1表 桜島の爆発回数と降灰量

(単位：g/m<sup>2</sup>)

	爆発回数	降 灰 量					
		気象台	東桜島湯之	吉野公園	市役所 ※	上福元町 (旧農業試験場)	桜島支所 (旧役場)
昭和63年	155	6,503	11,019	10,493	9,470	558	14,698
平成元年	44	2,352	5,310	7,566	3,225	320	10,273
2年	119	5,610	31,620	11,393	7,581	1,741	30,796
3年	295	1,852	25,883	6,390	3,191	1,166	21,281
4年	165	2,945	14,706	9,273	3,439	1,506	20,511
5年	91	424	5,862	576	411	190	3,698
6年	148	1,067	4,171	1,625	1,231	241	2,744
7年	226	268	1,176	6,478	1,511	87	14,852
8年	171	124	1,017	567	545	27	2,142
9年	35	44	69	93	117	20	396
10年	103	243	4,407	379	710	64	1,255
11年	237	821	6,099	2,246	1,396	205	3,387
12年	169	337	2,573	1,698	2,586	129	4,634
13年	110	94	1,693	136	279	78	352
14年	59	60	279	45	88	30	173
15年	17	3	95	23	51	7	142
16年	11	13	110	17	124	13	208
17年	12	15	39	58	44	8	32
18年	15	17	501	45	106	24	121
19年	10	22	109	59	52	20	110
20年	29	25	800	183	96	30	857
21年	548	931	10,947	669	875	332	3,948
22年	896	753	5,151	4,881	1,848	156	10,848
23年	996	1,787	13,646	3,878	2,692	421	8,217
24年	885	3,602	17,678	3,347	4,579	768	9,495
25年	835	1,833	16,044	3,104	3,214	793	9,423

※市役所の降灰量の平成7年以前は旧県庁でのデータ

(鹿児島市統計書)

は20回未滿だった。しかし、昭和火口の爆發回数が増えるのに伴って22年以降再び多くなってきている。特に最も荒廢が進んでいる野尻川では22年に18回、24年に21回と多発した。24年は桜島全体での発生回数が55回と平成10年以降、最多となった。25年には34回発生している。土石流による被害を軽減するため、国は野尻川など11河川の砂防工事を順次、直轄事業に編入、野尻川、黒神川については19年度で整備を完了した。11年には土石流や火山活動に関する情報を集中的に管理、警戒・避難に役立てる「集中監視施設」、災害時の避難場所として活用する「避難施設」、火山や土石流、砂防事業についての展示をする「展示施設」としての役割を兼ね備えた「桜島国際火山砂防センター」がオープンした。国土交通省の桜島砂防出張所も入った統合的な施設となっており、火山砂防技術の国際的な普及に役立てるため、防災会議の開催、海外研修生の視察なども受け入れている。

農作物へも  
打撃

桜島の降灰などによる鹿児島県の農作物への被害は平成24年には67億2800万円に達した。14年から20年までの7年間は50億円台で推移してきたが、21年以降60億円台が続いており、22年は69億8500万円と70億円台に迫った。鹿児島市内では、16年の合併前の旧市だけで10億円を越す被害額となった昭和58〜60年ほどではないものの、5町と合併した16年には6億2千万円を超える被害となった。以降、毎年のように5億円前後に上る被害を出し、24年には6億700万円近くにのぼり、25年はやや減って約5億6500万円だった。被害額が大きい農作物はミズナ、小松菜、桜島ダイコンなどの野菜類、ビワ、ミカンなどの果樹類、茶などであった。

道路降灰除去費用、4億円超す

降灰対策 道路などに

降り積もった降灰を除去するため鹿児島市は平成26年4月1日現在、大型の路面清掃車（ロードスイーパー）21台、小型17台、散水車18台を保有。国・県も鹿児島市街地方

第2表 鹿児島市の道路降灰除去量と事業費の推移

年	降灰除去量 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)
昭和63年	11,536	314,937
平成元年	5,264	251,190
2年	12,712	421,131
3年	4,743	245,862
4年	6,824	272,157
5年	1,144	37,359
6年	1,310	70,690
7年	2,174	80,120
8年	361	6,082
9年	0	0
10年	159	7,653
11年	699	73,448
12年	1,445.8	110,157
13年	86.6	5,628
14年	0.0	0
15年	0.0	0
16年	0.0	0
17年	0.0	0
18年	0.0	0
19年	0.0	0
20年	0.0	0
21年	772.0	41,751
22年	1,400.0	175,065
23年	3,368.5	213,922
24年	6,026.1	320,807
25年	4,450.9	249,827

面に大型10台、小型3台、散水車6台、桜島・大隅地区に大型5台、小型4台、散水車2台を備えている。道路の降灰除去に要した事業費は、南岳が活発だった昭和60年から平成4年ごろまで毎年、2億円以上に行っていた。活動が平穩になるにつれ事業費も減り、平成14～20年はゼロだった。しかし、昭和火口の活発化に伴って再び増え始め、22年1億7500万円、23年2億1400万円近く、24年は3億2千万円と、南岳が活発に活動していたところに匹敵する額に上っている。25年は2億5千万円近くだった。活動火山対策特別措置法に基づく補助が始まった昭和53年度から平成25年度までの道路降灰除去事業費は約88億円に達した。公共下水道や公園・緑地、宅地の降灰も除去事業を展開しており、宅地降灰除去事業では市内に約6500カ所の指定置き場を設置、市民が集積した降灰を回収する体制を取っている。事業費は平成2年度から4年度にかけては5億円前後で推移、なかでも4年度には5億5千万円近くに達した。その後、桜島の活動の

宅地降灰など事業費が増加傾向

鎮静化に伴って道路降灰除去と同様に減少、9年度と14～20年度はゼロとなった。しかし、昭和火口の活動活発化とともに21年度から次第に増える傾向にあり、25年度の実績は約1億8600万円と2億円に迫っている。昭和53年度からの除去事業費は51億4000万円近くに達した。昭和60年に始まった一般家庭への降灰収集袋（克灰袋）配布も平成25年度は約370万枚にのぼった。

東日本大震災の直前の平成23年1月、霧島山系の新燃岳が52年ぶりに噴火、噴出した大量の火山灰が風下の都城市、日南市などを襲った。このため、鹿児島市は桜島降灰対策で活躍している路面清掃車、散水車合わせて13台と専門の運転手13人を都城、日南両市に派遣し、降灰除去の支援に当たった。派遣した車両は28日間にわたって活動し、延べ約890キログラムを清掃した。

教育施設ではクローラー整備進む

桜島地区の学校については国庫補助でクローラー設備を整備してきたが、市街地でも平成4年度から降灰量の多い地区の小・中・高校・幼稚園の特別教室（コンピュータ室、図書室、音楽室など）と管理諸室（保健室、校長室、職員室など）への整備を進めてきた。22年度からは昭和火口からの直線距離を基準に年次計画で普通教室へのクローラー整備にとりかかっている。25年度までにクローラーが設置されたのは小中高校、幼稚園合わせて82校に上り、工事費は合計83億円近くに達している。降灰によるプールの汚染対策として平成25年度までに91校に129台のブルクリーナーが配置されてきた。日本学校保健会により、1校1台に配置を制限する措置がとられたため18年度以降、新たな配備はなく、22年度には修理不能のため廃棄となった4校に配置されるにとどまった。23年度に緩和され、23～25年度に各3台のブルクリーナーが配置されている。

降灰検診は  
休止に

市は降灰が健康に及ぼす影響を調べようと昭和47年度から「桜島降灰検診事業」を実施してきた。眼科、耳鼻咽喉科、呼吸器科、皮膚科、内科の各診療科で降灰と健康の因果関係を調べてきたが、明らかな関連は見られなかった。このため学識経験者、医療機関関係者、地域代表者などで構成する「降灰健康対策事業検討委員会」の提言を受け、平成21年度から休止となっている。

ハザード  
マップを配  
布

**大爆発に備えて** 桜島の大爆発に備え、住民の安全を守るため鹿児島市と県、垂水市の3者はそれぞれ防災計画を作っている。平成6年には大正噴火規模の噴火を想定して、火山噴火災害の予測事例などを掲載した「桜島火山防災マップ」（3者と当時の桜島町で作成）を発表した。全国の火山で初めてとなる試みで、これに沿って県の「桜島爆発災害対策細部計画」が改定された。また、防災マップと防災ポケットブック約3500部を鹿児島市や当時の桜島地区などの地域住民に配布した。桜島が大爆発を起こした場合に住民の安全を確保、防災関係機関相互の円滑な対策を図るのが製作の目的。さらに22年には、噴火警戒レベルに合わせた防災への対応を記した「桜島火山ハザードマップ」を作成、約2500部を桜島地区全世帯などに配った。噴石などによる被害を防ぐため、桜島地区には26年1月末現在、退避壕32カ所、退避舎20カ所、避難緑地1カ所、避難港20港、ヘリコプター離着陸用広場1カ所、避難道路8線1802㍓が整備されている。大規模噴火に備えた総合防災訓練も毎年、原則として大正噴火のあった1月12日に実施、25年は湯之・持木緑地公園とJR九州鹿児島駅隣接地を主会場に149機関・団体、4500人が参加。フェリーや漁船で島外脱出する手順などを確認。大正噴火100年の節目に当たる26年1月12日には桜島溶岩グラウンドで行われた。倒壊した家屋からの負傷者救出、土石流の土砂搬出、通信確保などにきびきびとした動きが見られた。このほかに

も炊き出しなど合計30種目の訓練を実施。住民らは万一の大規模噴火を想定して真剣に参加していた。

有村地区の  
移転

噴石被害が多発した有村地区では、昭和62年から住民の地区外への移転が始まった。同年の22世帯51人に続き、平成4年3月には3世帯5人が移転、地区の人口は移転開始前の49世帯94人（昭和61年10月1日現在）に比べ、世帯数では半数以下の23世帯（37人）となった。移転先は星ヶ峯団地が最も多く23世帯52人、紫原1世帯1人、島内の古里町が1世帯3人だった。

火山砂防  
フォーラム  
開く

**火山対策で会議** 火山を抱える全国の防災関係者や住民らが意見交換するため、平成3年から毎年、全国の活火山周辺で開かれている「火山砂防フォーラム」は、4年と21年、鹿児島市で開かれた。桜島の活動活発化を受けた21年の鹿児島開催には全国から約650人が参加、2日間にわたって噴火対策や火山を生かした地域振興策などについて議論、桜島での現地研修などもあった。

国際的な火  
山会議も

インドネシア、アイスランドなど4カ国の火山学者らも参加して「鹿児島国際火山フォーラム」が平成2年、鹿児島市で開かれ、火山災害の軽減などについて議論が交わされた。10年からは「防災フォーラム」と名称を変え、火山や地震などをテーマに国内外の研究者らが講演などを行っている。同年には「火山、人、まち」をテーマに掲げ、火山と共存するまちづくりを考える「アジア活火山サミット」が鹿児島市で開催された。国内外9都市の首長、鹿児島市民ら約500人が参加、火山監視や防災対策の現状や課題などを学んだ。また、25年7月には火山学分野において世界で最も権威のある国際的な学術組織による「国際火山学地球内部化学協会（IAVCEI）2013年学術総会」が、かごしま県民交流センターや鹿児島市民文化ホールなどで5日間にわたって開かれ、活発な活動を続ける桜島を前に43の国と地域から集まった研究者ら10

噴火予知の  
精度向上図  
る

69人が、火山活動予測をテーマに真剣な意見交換をした。

**研究・観測体制** 桜島の観測・研究については、昭和49年から3次にわたる噴火予知計画で順次整備が進められてきた。平成元年からは4〜7次の計画が推進され、観測体制が強化されている。さらに21年度からの5年間ではこれまでの基礎的な観測研究やモニタリングの成果から「予測システムの開発」をよりはつきりと目指した研究の高度化を図っている。鹿児島地方気象台は島内6地点に設置した地震計のほか、傾斜計、空振計などによる常時観測をするなど地震活動域や地殻変動の精密な把握に努めている。昭和火口の活動再開後は観測計器をさらに増設、22年には総合観測点を設けた。また、京都大学防災研究所附属桜島火山観測所は平成8年、火山活動研究センターと改称、地震計21点、潮位計3点、傾斜計11点などで常時観測をしているほか、人工地震探査なども随時実施している。国土交通省大隅河川国道事務所は17年、桜島南岳の斜面に総延長300メートル近い有村観測坑道を建設して地盤の膨張を測る伸縮計や傾斜計などの観測機器を設置。山腹の地盤変動などが把握できるようになり、山腹噴火への対応も可能になった。南岳を挟んだ反対側には京大のハルタ山観測坑道があり、さらに、北東部にも新たな観測坑道が整備されることとなり、3方向から火山の活動データを収集できるため、噴火予知の精度向上が図られることになった。

活動を数値  
で公表

鹿児島地方気象台は平成15年、桜島の活動を「0〜5」の6段階に数値化した火山活動度レベルの公表を始めた。それまでは緊急、臨時、観測の3種類の火山情報を発表していたが、活動の程度や終息など活動状態を把握するのが難しかったため。「レベル0」は「長期間火山活動の兆候がない」、「レベル5」は「きわめて大規模な噴火が発生している、あるいはその可能性がある」となっており、大正3年や昭和21年の噴火

は「レベル5」に該当する。また平成19年には火山活動度レベルに代わり、桜島など対象火山周辺の住民がとるべき避難活動を定めた「噴火警戒レベル」が導入された。レベル1から5までの5段階あり、最も危険度の高い「レベル5」が「居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、または切迫。危険な地域からの避難が必要」などで、これをもとに地方自治体が避難勧告などを出す。桜島の場合、26年11月末現在はレベル3（入山規制）となっている。

「桜島火山  
対策要覧」  
を発行

鹿児島市は昭和60年、それまで取ってきた火山対策をまとめた「桜島火山対策要覧」を発行した。要覧は改訂を重ねて、平成25年には4回目の改訂版を出した。桜島の活動状況や降灰・土石流などのデータや対策、さまざまな機関が取っている研究・観測体制、警戒避難体制などありとあらゆる資料を網羅、桜島における火山対策が一目でわかる1冊となっている。また、巻末の「資料編」には、「大正噴火の記録」や「日本の活火山」「噴火の形式」など火山についての基礎的な知識をはじめ、鹿児島国際火山会議、アジア活火山サミットの模様などが収められている。

住民ら防災  
誓う

**大正噴火100周年事業** 桜島は有史以来、たびたび大爆発を起している。なかでも大正3年の噴火では、噴煙が高さ8千以上にまで上がり、噴出した溶岩により、多くの集落が溶岩流に埋没し



桜島大正噴火「防災」100年式典

たり火砕流で焼失するなどした。溶岩は20日間にわたって瀬戸海峡に流れ込み、島は大隅半島と陸続きになった。58人の犠牲者を出し、3100戸のうち6割が被災、2万1千人いた島民の半数が島外へ移住したと言われるこの大正噴火から平成26年で100年。噴火当日の1月12日、桜島総合体育館では「桜島大正噴火『防災』100年式典」が行われ、住民や移住者の子孫ら約750人が出席、島内7小中学校の代表が防災の誓いを読み上げた。また、京大防災研修所火山活動研究センターの井口正人教授の講演や総合防災訓練もあった。26年5月には大正噴火の教訓を次世代に伝えようと、東桜島の住民が「大正噴火百年の碑」を地区内に建立した。

「桜島火山  
爆発防災会  
議協議会」  
は廃止に

**合併などに伴う組織改編** 鹿児島市と桜島町（当時）で昭和48年につくり、「桜島火山爆発防災計画」を策定した「桜島火山爆発防災会議協議会」は、県や関係機関、住民とともに、大正噴火当日の1月12日前後に毎年、合同防災訓練を実施してきたが、平成16年に両市町が合併したため廃止となった。また昭和52年、鹿児島市、桜島町（当時）、垂水市、福山町（同）、輝北町（同）の関係市町が、活発な活動を続ける桜島に対する対策を協議、国・県に対する要望などをしていくために設置した「桜島火山活動対策協議会」も16年の合併により、鹿児島、垂水、霧島、鹿屋の4市に構成メンバーが変わった。また、平成9年には「桜島爆発災害対策連絡会議」が発足した。県と鹿児島、垂水、霧島、始良の4市、鹿児島地方気象台、大隅河川国道事務所、京都、鹿児島両大学などが26年11月末時点での主な構成機関。火山の活動状況報告のほか、活動が活発になると、避難の必要性の有無などの助言が行われる。18年には同会議のもとに「桜島火山防災連絡会」が置かれ、県、市、鹿児島地方気象台、大隅河川国道事務所、京都大学の5機関が防災対応について情

報の共有、連携、意見交換を図る。鹿児島市でも桜島防災対策を担う部署の改編があり、昭和55年度に設置されていた市民局市民部降灰対策室は62年度に防災火山対策課と改称。さらに平成17年度、交通安全課と統合して安心安全課となり、24年度には危機管理部を創設し、防災・危機管理業務を分離して危機管理課が誕生した。同課には課長以下10人の職員がおり、さらに各部局から22人が降灰対策担当として併任されている。

## V 防災

地域防災計画の充実

鹿児島市は昭和38年に地域防災計画を策定、その後、たびたび改定してきたが、平成7年1月の阪神・淡路大震災を受け11年1月、「震災対策編」を追加した。さらに23年3月に東日本大震災が発生すると同年10月に「津波災害対策編」を追加、東京電力福島第1原子力発電所の事故を教訓に25年4月には「原子力災害対策編」を加えた。計画では住民の自助、共助を基本にしながらそれぞれの災害に対する想定、災害に強い施設等の整備、応急対策を掲げ、復旧・復興への道筋についても言及している。

「地震津波  
防災啓発  
リーフレ  
ット」を配布

東日本大震災の津波被害を受けて、鹿児島市は平成23年、「地震津波防災啓発リーフレット」を全世帯に配布した。鹿児島湾に面した標高20メートルまでの地域を5メートルに色分けして表示、市内各地の避難所の標高も明記した。津波警報の種類や地震が発生した際の対応チャート、津波から身を守るための留意点なども盛り込んである。また、津波が発生した際に住民が緊急・一時的に避難するための津波避難ビルとして民間施設19カ所、市施設7カ所を指定している（平成25年6月28日現在）。26年3月には、津波の影響を受けやすい地域を「地震による津波」「桜島の海底噴火による津波」に分けて明示、避難に利用できる高台やビルなどの建物、

避難路などを記載した「津波ハザードマップ」を作成、全世帯に配った。

市教委は「防災ノート」市教育委員会は25年、小学1・2年生用、小学3～6年生用、中学校生用と3種類の「防災ノート」を作成、市立の小中高校120校に配った。東日本大震災や、桜島の大正噴火、8・6豪雨災害などを教訓として防災教育の充実を図るのが狙いで大雨、地震・津波、火山の噴火など災害の特徴や対応方法などを解説してあり、考えながら学べるよう書き込み式になっている。

「わが家の安心安全ガイドブック」も  
市は平成19年、市民が巻き込まれる恐れのある災害や身近な事故への対応、対策などをイラスト付きで分かりやすく記載した「わが家の安心安全ガイドブック」を作成、市内全世帯に配布した。7年前に作った「防災マップかごしま」より情報が豊富で合併後の新市域もカバーした。防犯の分野では空き巣やひったくり、痴漢に加え、近年被害者が急増している振り込め詐欺などの悪質商法に対する対策、事故防止分野では安全

通行や火元別の初期消火方法、防災分野では地震に際してどう行動すればいいか、桜島大噴火についてなどを取り上げている。また、地域ごとの避難所や土のうステーションを掲載した防災マップもついている。24年にはさらに、東日本大震災の発生を受けて内容を拡充した改訂版を発行した。

災害危険区域の住宅移転に補助

大雨などによる土砂崩れや土石流などによる被害軽減を図り、住民の安全を守るため急傾斜地崩壊危険区域、地滑り危険箇所、土石流危険渓流など2756の危険区域が指定され、さらに急傾斜地の崩壊に対する警戒区域2572カ所、土石流に対する警戒区域695カ所が土砂災害警戒区域として指定されている。平成13年施行の土砂災害防止法では、都道府県が「警戒区域」「特別警戒区域」を指定できることになっているが、26年8月末現在、鹿児島市では特別警戒区域の指定はない。また、市では避難の必要が生じたときのために

小学校など240カ所を避難所に指定。さらに避難所生活の長期化に備えて7カ所を福祉避難所としている。25年3月にはさらに、特別養護老人ホーム33カ所を福祉避難所として、市内全域にわたって約千人の受け入れが可能となった。災害危険区域等にある住宅を撤去、新たに建設するための補助事業も実施、昭和48年の14戸を皮切りに、平成24年までに398戸が移転した。8・6豪雨災害があった平成5年には34戸、6年には21戸が移転している。また、平成17年には武岡の防空壕跡の洞窟で中学生4人がたき火による一酸化炭素中毒で死亡するという事故があった。事故を受け、市は国の調査で判明していた防空壕跡306カ所のうち198カ所を巡回して安全性を再点検。事故現場を所有していた市住宅公社は同公社所有地内の防空壕跡を応急的に封鎖するなどの対策を講じた。

津波避難計画や防災資機材等備蓄計画の策定

26年3月には津波に対する初めての具体的な行動計画「市津波避難計画」「防災資機材等備蓄計画」が市防災会議で承認された。防災資機材等備蓄計画では県が想定した鹿児島湾直下を震源とする地震による被災1日後の鹿児島市の避難者数を基に、食糧や資機材等を小学校などの指定避難所を中心に備蓄することになった。

デジタル防災行政無線の整備

市は23年3月に策定した「同報系デジタル防災行政無線整備基本計画」に基づき、防災行政無線の全市一体的な整備を始め、合併に伴うシステム統合やデジタル化、屋外スピーカーの設置などを行った。26年4月から、上町、吉野、中央、桜島、郡山などの地域で屋外スピーカー55局の運用を開始し、災害時等の防災や避難情報の迅速・確実な伝達体制を確立することになっている。

安心安全推進員が誕生

平成18年には防災、事故防止、防犯の3分野で地域のリーダーを育てようと「安心安全アカデミー」を開

講。マスターコース修了者の中から20年、計36人の安心安全推進員が誕生した。安心安全推進員はボランティアで児童の登下校の見守りや防犯パトロール、避難訓練など安全確保に関する自主的な活動を率先実行しており、24年度には防犯推進員14人、事故防止推進員14人、防災推進員24人の計52人（実人数27人）が委嘱された。同年度までの累計では258人（実人数148人）が委嘱されている。

自主防災組織の組織率アップ

地震や豪雨災害など大規模な災害が発生した場合、電話が通じなくなったり、道路が寸断されたりするなど防災関係機関の活動能力が低下することが予想される。このような事態に至った時は住民みずから防災活動、住民の避難誘導、被災者救助に当たることが必要になってくる。自治会、町内会などを主体に生まれた自主防災組織は、鹿児島市では昭和59年度に5団体が発足したが、63年4月1日時点での総人口に対する組織率は11・6%と全国平均（37%）の3分の1にも達していなかった。阪神淡路大震災を機に、全国で結成が進み、鹿児島市でも平成20年時点での組織率は53・0%となり、23年度には70%を超えた。26年10月1日現在では過去最高の84・3%に達して第五次総合計画で掲げた75%をクリアした。

特別警報の運用開始

気象庁が大雨警報の内容を更新する形で「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」と、市町村単位で土砂災害への警戒を呼びかける情報の提供を始めたのは平成12年。17年9月1日には全国で初めて鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で土砂災害警戒情報の運用を開始。鹿児島市には5日に初めての同情報が出されている。同情報はその後毎年発表する都道府県を拡大、20年3月に至って全都道府県で発表されるようになった。25年からは「土砂災害警戒判定メッシュ情報」のホームページでの公開を始めた。発生の危険度を5<sub>キ</sub>四方の領域（メッシュ）ごとに5段階で表示するもので、細かい地域ごとに危険度を把握するこ

とができるようになった。さらに同年8月30日からは特別警報の運用を開始。平成5年の8月豪雨のような数十年に一度の豪雨や台風、津波、居住地域に影響がある火山噴火など重大な災害が起こる可能性が高まった場合に発表、住民の避難などを呼び掛ける。特別警報は同年9月、愛知県豊橋市付近に上陸、日本列島を縦断した台風18号により、大雨となった京都、滋賀、福井の3府県に初めて発表された。発表は、①50年に一度の大雨②中心気圧930ヘクトパスカル以下で風速50以上以上の台風③噴火警戒レベル4（避難準備）、5（避難）④3メートルを超える津波―が基準となつている。住民への災害情報としては「避難準備」「避難勧告」「避難指示」があるが、鹿児島市では8・6豪雨の際、市内全域に避難勧告が出された。最近では26年10月に台風19号が接近した際、市内全域に避難準備情報、磯・竜ヶ水地区の68世帯、113人に対し避難勧告が発表されたほか、災害対策本部を設置し、警戒にあたった。なお、地震に関しては19年10月から、震度5弱以上の揺れが予想される場合、強い揺れが予想される地域に「緊急地震速報」を発表、重大な災害が起こる恐れがある旨を警告するようになった。

## VI 原子力災害対策

福島原発事故を受けて

平成23年3月11日、東北地方を中心とした広い地域を襲った東日本大震災による大津波は、福島県の東京電力福島第1原子力発電所を直撃した。6基ある原子炉のうち3基では炉心溶融（メルトダウン）を起こすなど壊滅的な損傷を受け、周辺市町村の住民は高い濃度の放射線量により県内外への避難を余儀なくさせられるなど被害が長期化している。国の原子力規制委員会は24年10月、福島第1原発事故を踏まえ、「事故に

対し事前に備える災害対策重点区域を原発の半径10<sup>キ</sup>圏から30<sup>キ</sup>圏に拡大する」ことを柱とする「原子力災害対策指針」を決めた。

災害対策重点区域が30<sup>キ</sup>圏に拡大

国の指針を踏まえ、鹿児島県も25年3月、同重点区域を半径30<sup>キ</sup>圏に拡大。鹿児島市郡山地域の一部も範囲内に含まれることになった。同重点区域の拡大を受け、鹿児島県は大気中の放射線を測定するモニタリングポストの増設を進め、同地域にも2基が新たに設置された。また、市の防災会議は同年4月、「原子力災害対策編」を追加した地域防災計画を承認した。同計画は市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、事前対策、緊急事態応急対策、複合災害時対策などを定めてある。原子力緊急事態になった際、原子力災害対策重点地域に入る郡山地域の一部で屋内退避や避難などの防護措置を実施するなどの具体策が明記された。同計画に基づき、同年10月、市として初めてとなる原子力統合防災訓練を実施したほか、11月には住民避難について定めた「原子力災害対策避難計画」を策定した。さらに、12月には「原子力防災の手引き」を記載した「市民のための防災ガイドかごしま」を全世界帯に配布した。また、薩摩川内市、いちき串木野市、さつま町において、同市町から鹿児島市への避難計画も同時期に策定された。

九電と協定  
締結

福島第1原発事故直後の23年4月、森博幸市長が川内原発の安全対策見直しを文書で九州電力に申し入れた。また、川内原発から30<sup>キ</sup>圏内に入る鹿児島市と出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町は24年12月、九電と原子力安全協定を締結した。事故が発生した場合、九電から迅速な情報提供を受けることや、県の立ち入り検査に6市町が同行する―などが主な内容として盛り込まれている。

九電は川内1、2号の再稼働を申請

福島第1原発事故を受け、国の原子力規制委員会は25年7月、耐震・耐津波性能を強化したほか、シビアアクシデントが発生した場合に対処するための基準を新たに盛り込むなどした「新規制基準」を定め、この基準を満たさないと原発の再稼働は認められないことになった。川内原発1号機は23年5月、2号機は同年9月から定期点検のため運転を停止したままとなっていたが、新基準発表を受け、川内1、2号機の再稼働を目指す九州電力は、施行当日に適合性審査を申請した。その後、審査会合やパブリックコメント手続き等を経て、26年9月に、原子力規制委員会から、九州電力に対して川内原発の発電用原子炉設置変更許可が出された。そして、同年10月、審査結果に関する県主催の説明会が開催された後、同月下旬に薩摩川内市が、11月上旬に県が再稼働に賛成する地元判断を行った。なお、九電は21年1月川内原発3号機の増設を県知事、薩摩川内市長に申し入れ、22年11月までに両者とも了承の旨を表明したが、福島原発事故の影響で増設手続きは凍結状態となっている。

参考文献・資料 「鹿児島市統計書」、「市政概要」、「消防年報」、「'93鹿児島風水害」（南日本新聞社）、「1993年鹿児島豪雨災害浸水図」、「桜島火山対策要覧」、内閣府ホームページ、大隅河川国道事務所ホームページ、桜島大正大噴火100周年記念事業実行委員会ホームページ、気象庁ホームページ、鹿児島地方気象台ホームページ、九州電力ホームページ、「鹿児島市地域防災計画」、「市勢要覧かごしま」

## 第七章 市民生活

### 一 人口

5町との合併で60万超える

**人口増の状況** 鹿児島市は平成16年11月1日、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の5町と合併、総面積は合併前の289・79平方キロメートル（12年国勢調査）から546・95平方キロメートルと倍近くに広がった（平成26年6月1日現在では547・21平方キロメートル）。一方、明治22年の市制施行時に5万7822人だった人口は年々増え続け、昭和55年に50万人を突破。元号が平成に変わった時点で53万6360人に達していた。10年には55万人を超え、16年の5町との合併による新生鹿児島市発足で60万人の大台に乗り、60万5308人となった。25年10月1日現在の推計人口は60万7604人を数え、前年より401人の増となった。県の人口が昭和60年の181万9270人をピークにして減少傾向に転じ、26年10月1日現在では166万9110人とほぼ15万人減少しているのとは対照的である（県の人口が最も多かったのは昭和30年の204万4112人）。また、鹿児島市の人口を全国の人口40万人以上の主要都市と比較すると、平成22年の国勢調査では23番目の多さとなっている。26年4月1日現在で43市ある中核市の中では千葉県船橋市（61万4657人）に次いで人口が多い。東京都八王子市（58万695人）もほぼ同じぐらいの人口規模の都市として挙げられる。

全国の人口は平成20年をピークに減少へ

全国の人口は戦後ほぼ一本調子で増え続けてきたが、平成20年の1億2808万人をピークに減り始めている。25年10月1日現在の推計人口は1億2730万人だった。総務省が26年6月に発表した1月1日時点

での人口動態調査によると、日本人の人口は前年同期より24万人余り減少、1億2643万4964人となっている。国立社会保障・人口問題研究所は平成22年の国勢調査人口1億2806万人から長期の人口減少過程に入ると予測。60年には1億人を割って9913万人となり、72年には8674万人になるとの推計を公表している（24年1月推計）。

県人口の3分の1以上が集中

平成25年の鹿児島市の人口が県の総人口に占める割合は36・2%にも達した。昭和63年には29・6%だったが、平成3年に30%台に乗り、16年の合併で34・3%と前年より3%近くアップ、20年からは35%台に達しており、県都へ県都へと人が集まっている様子がうかがえる。20年から25年までの県内19市の人口の増減をみると、増えているのは鹿児島市が2985人と最も多く、始良市の528人が次ぐ。人口増はこの2市だけにとどまった。なお26年4月1日現在で人口が10万人を超えているのは鹿児島市のほか、霧島市12万6480人、鹿屋市10万3205人の3市となっている。地域の人口分布の偏りを示す人口重心で鹿児島県の状態を見ると、昭和25年には下荒田の北東約1<sup>キロ</sup>の鹿児島湾に重心があった。28年の奄美群島の日本復帰で薩摩半島南部の穎娃町の沖合5<sup>キロ</sup>に南下したのが30年。その後35年からは一貫して鹿児島市方向へ北上を続けている。平成17年からの5年間で重心が1<sup>キロ</sup>以上動いたのは鹿児島県だけ（総務省）という。

※人口重心＝県民すべてが同じ体重であると仮定、県内人口を1点で支えて釣り合いが取れる地点。市町村の人口は各市役所、役場内にあるとして計算する。

男女別の人口

一方、市の人口を男女別に見ると、男性が平成元年から25年までに2万8505人増え、28万1456人となっているのに対し、女性は男性より1万4千人余り上回る4万2739人増の32万6148人。17年と

第4表 鹿児島市と県、全国との人口比較

	鹿児島市			鹿児島県			全 国		
	総数 (人)	男(人)	女(人)	総数(人)	男(人)	女(人)	総数 (千人)	男(千人)	女(千人)
昭和63年	535,802	253,046	282,756	1,812,213	851,206	961,007	122,745	60,302	62,443
平成元年	536,360	252,951	283,409	1,805,884	847,102	958,782	123,205	60,515	62,690
2年	536,752	252,127	284,625	1,797,824	842,474	955,350	123,611	60,697	62,914
3年	536,895	251,648	285,247	1,792,214	839,521	952,693	124,101	60,934	63,167
4年	537,775	251,691	286,084	1,788,532	837,557	950,975	124,567	61,155	63,413
5年	539,911	252,677	287,234	1,787,979	837,361	950,618	124,938	61,317	63,621
6年	542,932	254,110	288,822	1,791,441	839,518	951,923	125,265	61,446	63,819
7年	546,282	255,999	290,283	1,794,224	840,980	953,244	125,570	61,574	63,996
8年	548,392	256,932	291,460	1,793,705	840,991	952,714	125,859	61,698	64,161
9年	549,977	257,543	292,434	1,793,010	840,855	952,155	126,157	61,827	64,329
10年	550,557	257,646	292,911	1,790,360	839,425	950,935	126,472	61,952	64,520
11年	550,815	257,766	293,049	1,787,421	838,359	949,062	126,667	62,017	64,650
12年	552,098	258,135	293,963	1,786,194	837,979	948,215	126,926	62,111	64,815
13年	552,817	258,320	294,497	1,781,393	835,074	946,319	127,316	62,265	65,051
14年	554,007	258,805	295,202	1,775,833	831,937	943,896	127,486	62,295	65,190
15年	555,116	259,173	295,943	1,769,652	828,492	941,160	127,694	62,368	65,326
16年	605,308	282,542	322,766	1,762,461	824,566	937,895	127,787	62,380	65,407
17年	604,367	281,389	322,978	1,753,179	819,646	933,533	127,768	62,349	65,419
18年	604,480	281,180	323,300	1,743,484	814,794	928,690	127,901	62,387	65,514
19年	604,571	280,827	323,744	1,732,568	808,914	923,654	128,033	62,424	65,608
20年	604,619	280,519	324,100	1,721,227	803,133	918,094	128,084	62,422	65,662
21年	605,424	280,878	324,546	1,712,950	799,407	913,543	128,032	62,358	65,674
22年	605,846	281,133	324,713	1,706,242	796,896	909,346	128,057	62,328	65,730
23年	606,890	281,325	325,565	1,698,659	793,505	905,154	127,799	62,184	65,615
24年	607,203	281,195	326,008	1,689,511	789,476	900,035	127,515	62,029	65,486
25年	607,604	281,456	326,148	1,680,319	785,401	894,918	127,298	61,909	65,388

(「鹿児島市統計書」「統計鹿児島」「総務省統計局ホームページ～人口推計」)

人口密度

22年の国勢調査で比較すると、男性の256人減に対し女性は1735人増え、女性100人に対する男性の数は86.6人と17年の87.1人より低くなった。男女別の人口を年齢別（5歳階級）に見ると、20歳未満では男性の方が多いが、20歳を超えると女性が多くなるという構図は従来と変わっていない。1歳ごとでは昭和60年以降の各調査とも18〜19歳で男女の数が逆転している。昭和60年を100とした5年ごとの人口を男女別に見ると、各国勢調査年とも女性の増加率が男性を上回り、しかも年々伸び率の開きが大きくなっている。17年からは4割以上の開きとなり、22年は4.8割にまで広がった。

昭和60年の国勢調査で1平方キロ当たり1835.1人だった市の人口密度は、平成2年の国勢調査で1853.7人となった。その後も増え続け12年には1904.4人にまで増加した。しかし、隣接5町と合併した16年11月には、市域が大幅に広がったこともあって1107人と急減。26年6月1日現在の推計では1108人となっている。22年国勢調査では1107.5人で、県内各自治体と比較すると第2位の始良市（323.4人）のほぼ3.4倍に当たる。ちなみに全国の人口密度は昭和60年に324.7人だったのが平成22年には343.4人と増加、鹿児島県は198.5人が185.7人と減少している。

第5表 鹿児島市の男女の占める割合の移り変わり (単位：人)

	男		女	
	人数	増減率	人数	増減率
昭和60年	251,752		278,750	
平成2年	252,127	100.1%	284,625	102.1%
7年	255,999	101.7%	290,283	104.1%
12年	258,135	102.5%	293,963	105.5%
17年	281,389	111.8%	322,978	115.9%
22年	281,133	111.7%	324,713	116.5%

※増減率は昭和60年を100

(鹿児島市統計書)

団地の人口

平成22年の国勢調査で鹿児島市の人口を団地別に見ると、紫原団地の2万3198人が最も多く、昭和60年の調査(2万1788人)に比べると1400人余り増えた。次いで西郷、桜ヶ丘両団地の1万2千人台、皇徳寺、星ヶ峯両ニュータウンの1万1千人台となっている。昭和60年調査で1万人を超えていた伊敷、原良両団地は、それぞれ8108人、8299人と1万人を大きく割り込んだ。町・丁別に平成26年10月1日現在で人口の多いところは、吉野町の3万2691人が群を抜いている。次いで上福元町の1万2297人、1万人以上はこの2町だけで、下福元町の6832人、中山町の6810人が続く。このほか上荒田町、鴨池新町、川上町、春山町が5千人台で、16年に合併した5町では春山町のほかに喜入町、石谷町が4千人を超えている。

ドーナツ化  
現象の進行  
から市街地  
回帰へ

市街地周辺部の団地開発が進み、昭和60年代ごろまでは人口のドーナツ化現象が進んでいたが、高齢化の進行に伴って一部には医療や買い物などの利便性を求めて市街地中心部に移り住む動きも出てきた。昭和54年に明和1〜5丁目が生じた原良団地は55年に1万3330人あつた人口が平成20年に1万人を割り込み、26年10月1日現在では8843人にまで減った。昭和55年に比べ4100人余りも減少、およそ3分の2になった計算である。原良団地に先行して完成、昭和52年に西伊敷1〜7丁目となった伊敷団地も、55年の1万2656人がやはり平成15年に1万人を割り、26年には昭和55年のほぼ3分の2になる8372人となった。一方、マンシヨンのような大型集合住宅が増えている平之町は昭和61年に1401人にまで落ち込んでいた人口が平成15年に2千人台にまで増え、26年には2629人と昭和61年の1・9倍になった。西千石町も平成5年に1540人にまで減っていたが、20年に2千人を超え、26年は2356人と5年の1・5

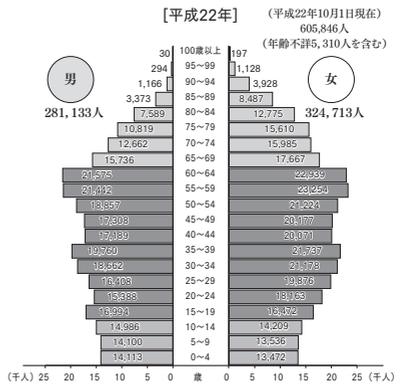
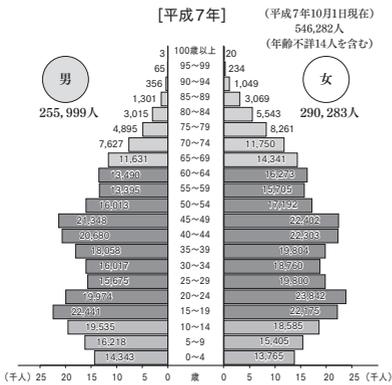
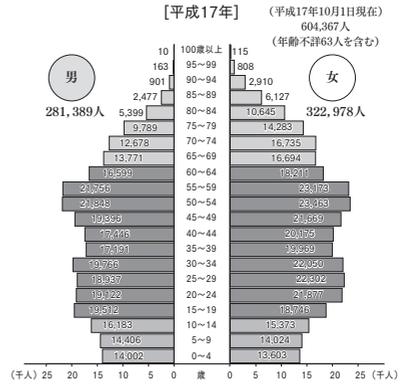
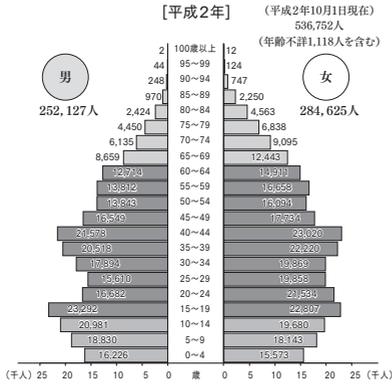
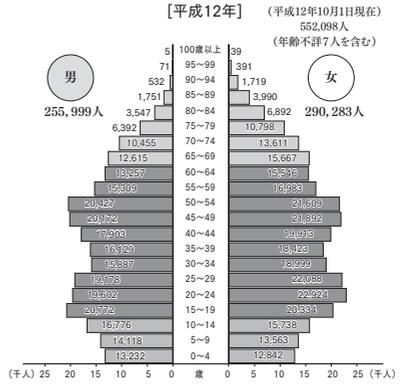
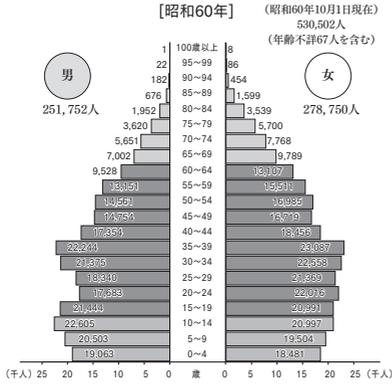
倍を超えるまでに増加した。加治屋町も昭和60年に2千人を切って以来、減り続けていた人口が平成10年に1500人を切ったところで底を打ち、24年には2千人台を回復、26年には2216人と1・5倍近い増となるなど一部で市街地回帰の動きが目立っている。

1世帯当  
り2・23人

年齢別人口  
構成

昭和55年に2・87人と3人を切った鹿児島市の一般世帯の1世帯当たりの人員は平成2年には2・62人にまで低下した。7年には2・5人を割り込み(2・49人)、12年2・36人、17年2・31人と下がり続け、22年にはついに2・23人にまで減少した。同年の県平均は2・27人、県内19市の平均も同数で、郡部平均は2・24人だった。年齢別人口構成は第7表のように推移しており、県、鹿児島市とも0〜14歳の年少人口は年々減少している。一方、65歳以上の老年人口は両者とも年々増加しており、22年を見ると県は26・5%と4分の1以上を65歳以上が占めている。鹿児島市も20%を超え、少子高齢化の進行がうかがえる。15〜64歳の生産年齢人口は県全体では年々減り続け、22年には6割を切った。鹿児島市は平成7年の68・7%をピークに減少に転じている。15〜64歳に対する65歳以上の人口の比率を示す老年人口指数は市の場合、平成2年の16・1から年々上昇、22年には32・8と高齢化を裏付けている。0〜14歳人口に対する65歳以上人口の割合を表す老年化指数も2年の53・9から22年には151・0と3倍近くになった。22年の県の老年人口指数は44・3、老年化指数は192・7と高く、国の老年人口指数36・1、老年化指数174・1を上回っている。市の75歳以上が占める割合は昭和60年の3・4%から年々上昇、平成7年には5%を超え、22年には10・9%となった。総務省統計局によると、全国では14年9月15日現在で75歳以上人口が1003万人と初めて1千万人を超えた。26年では総人口の12・5%に当たる1590万人になると推計している。鹿児島市では100歳以上の

第6表 鹿児島市の5歳階級別で見た人口比較



人口も年々増えている。昭和60年の9人が、平成2年に14人、17年には125人、22年には227人となった。25年には、9月15日現在の全国の100歳以上が5万4397人と過去最多になると厚生労働省が発表。鹿児島県は男性137人、女性1069人の計1206人で全国第15位だった。鹿児島市は26年3月末現在で男性45人、女性266人の計311人となっている。

22年の人口ピラミッドで見ると、「団塊の世代」といわれる周辺の55～64歳が突出しており、団塊ジュニア世代の30～39歳が次に多くなっている。15歳から64歳ま

第7表 鹿児島市と国、県の3区分別人口と鹿児島市の年齢構造指数  
(単位：人)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳	市	109,433	97,851	86,269	87,591	84,416
		20.4%	17.9%	15.6%	14.5%	14.1%
	県	357,453	319,918	280,717	252,285	233,379
		19.9%	17.8%	15.7%	14.4%	13.7%
全国(万人)	2,249	2,001	1,847	1,752	1,680	
	18.2%	16.0%	14.6%	13.8%	13.2%	
15～64歳	市	367,197	375,257	377,347	403,208	388,674
		68.4%	68.7%	68.3%	66.7%	64.7%
	県	1,139,774	1,120,432	1,101,401	1,065,960	1,016,150
		63.5%	62.4%	61.7%	60.8%	59.8%
全国(万人)	8,590	8,716	8,622	8,409	8,103	
	69.7%	69.5%	68.1%	66.1%	63.8%	
65歳以上	市	59,004	73,160	88,475	113,505	127,446
		11.0%	13.4%	16.0%	18.8%	21.2%
	県	298,904	353,857	403,239	434,559	449,692
		16.6%	19.7%	22.6%	24.8%	26.5%
全国(万人)	1,489	1,826	2,201	2,567	2,925	
	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	
年少人口指数(市)		29.8	26.1	22.9	21.7	21.7
老年人口指数(市)		16.1	19.5	23.4	28.2	32.8
従属人口指数(市)		45.9	45.6	46.3	49.9	54.5
老年化指数(市)		53.9	74.8	102.6	129.6	151.0

※割合は年齢不詳を除く

(「鹿児島市統計書」「統計鹿児島」「総務省統計局ホームページ～人口推計」)

での生産年齢人口に対する0～14歳の年少人口の割合である年少人口指数は、第7表のように平成22年の鹿児島市は21・7と2年に比べて8・1下がった。これに対し老年人口指数は32・8と倍増している。現役世代ともいえる生産年齢人口100人で何人を支えるかの指標となる従属人口指数は2年の45・9から22年は54・5と8・6上昇している。ちなみに全国の22年の従属人口指数は56・8、鹿児島県は67・2だった。総務省の人口推計（25年10月1日現在）では、65歳以上の高齢者が前年より110万5千人増え3189万8千人と全体の25・1%に達した。26年4月1日現在で総務省がまとめた人口推計では、14歳以下の子どもの数は全国で1633万人と33年連続で減少している。

#### 人口の自然 動態

市人口の出生や死亡に伴う動きを示す自然動態を見ると昭和60年には前年と比べ4567人の増だったが、平成2年になると自然増は3057人と大きく減少している。さらに17年、22年の国勢調査では4ケタを割り込み、608人、665人にまで落ち込んだ。平成24年は131人とわずかながら増えていたが、25年には191人減となった。出生数も平成2年はかろうじて6千人台であったが、翌年以降は5千人台で推移している。一方、死亡数は平成に入って以降、ほぼ一貫して増加の傾向が続き、15年までは3千人台。17年には5町との合併の影響もあり急増して4829人となった。20年には5千人台に突入、24年には5662人、25年には5863人と増える傾向にある。

#### 人口の社会 動態

転入・転出に伴う人口の動きを示す社会動態は平成に入ってから減少した年が多く、6～8年、17年の4年は増えたが、元年から3年までは2千人台の減少が続いた。21年から24年は3ケタながら増加が続いたが、25年は44人減となった。転入者数は3年にいったん3万人を割り込んだ後、4年には3万人台に戻ったが、

以降はほぼ毎年のように減少しており、8年には再び3万人を割った。さらに9年には2万8千人台、11年には2万7千人台、15年に2万6千人台と減少し、24年には2万304人、25年には2万2851人にまで減った。転出者数も同様の傾向が見られ、平成に入ってから2年の3万3930人をピークに年々減少し、6年には2万人台に。22年には2万2千人台にまで

第8表 鹿児島市人口の自然動態・社会動態 (単位：人)

	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
昭和60年	7,528	2,961	4,567	32,446	33,680	-1,234
61年	6,496	2,844	3,652	31,459	34,538	-3,079
62年	7,282	2,988	4,294	32,725	34,152	-1,427
63年	6,677	3,208	3,469	31,356	33,588	-2,232
平成元年	6,183	3,001	3,182	30,604	33,069	-2,465
2年	6,103	3,046	3,057	31,204	33,930	-2,726
3年	5,890	3,105	2,785	29,846	32,284	-2,438
4年	5,782	3,328	2,454	30,375	31,754	-1,379
5年	5,810	3,350	2,460	30,295	30,850	-555
6年	5,938	3,375	2,563	30,184	29,749	435
7年	5,451	3,444	2,007	30,104	29,758	346
8年	5,542	3,523	2,019	29,571	29,488	83
9年	5,607	3,448	2,159	28,684	29,299	-615
10年	5,458	3,457	2,001	28,326	29,713	-1,387
11年	5,256	3,811	1,445	27,934	29,162	-1,228
12年	5,427	3,732	1,695	27,676	28,185	-509
13年	5,392	3,836	1,556	27,286	28,021	-735
14年	5,295	3,798	1,497	27,037	27,563	-526
15年	5,331	3,952	1,379	26,604	27,125	-521
16年	5,301	4,092	1,209	26,068	26,387	-319
17年	5,437	4,829	608	26,331	26,191	140
18年	5,612	4,758	854	25,590	26,634	-1,044
19年	5,768	4,986	782	25,839	26,128	-289
20年	5,842	5,181	661	24,215	25,258	-1,043
21年	5,782	5,130	652	24,193	23,804	389
22年	5,886	5,221	665	23,358	22,688	670
23年	5,836	5,423	413	23,389	22,618	771
24年	5,793	5,662	131	23,004	22,575	429
25年	5,672	5,863	-191	22,851	22,895	-44

男女とも晩  
婚化進む

少なくなり、24年には2万2575人となった。25年は2万2895人と若干持ち直した。就職や進学により、3月に転出者が急増し、4月に異動・就職・新入学などで転入者がピークに達するというこれまでの傾向は変わっていない。

**男女別の配偶関係** 平成2年の国勢調査によると、鹿児島市の15歳以上の人口は男性で19万5424人、女性で23万777人の合計42万6201人となっている。このうち25〜29歳を見ると男性の有配偶者は37.1%。昭和60年より5.4<sup>ポ</sup>下がった。この年代の有配偶者率は以後も年々下がり、22年には17年より若干上がったものの30.9%とかわらうじて30%台を保っている。30〜34歳の有配偶者率も、2年の68.5%が12年に60%を切り、22年には54.7%にまで下がった。有配偶者率が80%を超える年齢層は2年には35〜39歳だったが、国勢調査年ごとに上がり、22年には60歳を超えてようやく80.1%に達した。昭和60年に25.8%だった30〜34歳の無配偶者率（未婚に死別、離別を含む）は平成12年に40%を上回り、17年45.2%、22年43.0%と高い数字になっており、晩婚化の傾向をうかがわせている。

一方、女性は昭和60年の国勢調査で80%を超す有配偶者率となったのは30〜34歳だったが、平成2年には35〜39歳とやや上がった。7年にも35〜39歳で80%を超えたものの、12年以降では同年の40〜44歳の79.2%が最も高い数字となった。25〜29歳を見ると有配偶者率は2年の49.4%が最高で、年とともに低下、22年には32.9%にまで下がった。30〜34歳では2年の77.5%が、7年には70.8%とかわらうじて7割を超えたものの以降は急激に低下、22年には56.3%となった。同年年齢層の無配偶者率も17年、22年と40%を超え、男性同様晩婚化の傾向が数字に表れている。

(単位：人)

年齢	平成12年				平成17年				平成22年			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19	73	113	20,699	20,221	56	121	19,456	18,625	42	75	16,873	16,339
	0.4%	0.6%	99.6%	99.4%	0.3%	0.6%	99.7%	99.4%	0.2%	0.5%	99.3%	99.2%
20～24	1,290	2,002	18,312	20,920	1,244	1,832	17,877	20,042	910	1,397	14,090	16,440
	6.6%	8.7%	93.4%	91.3%	6.5%	8.4%	93.5%	91.6%	5.9%	7.7%	91.6%	90.5%
25～29	6,040	8,006	13,138	14,079	5,815	7,632	13,122	14,663	5,073	6,545	10,892	12,945
	31.5%	36.2%	68.5%	63.7%	30.7%	34.2%	69.3%	65.7%	30.9%	32.9%	66.4%	65.1%
30～34	9,336	11,784	6,549	7,214	10,827	12,484	8,937	9,556	10,199	11,933	8,032	8,954
	58.8%	62.0%	41.2%	38.0%	54.8%	56.6%	45.2%	43.3%	54.7%	56.3%	43.0%	42.3%
35～39	11,555	13,735	4,544	4,675	11,341	13,450	5,596	6,380	12,733	13,843	6,619	7,532
	71.6%	74.6%	28.2%	25.4%	66.0%	67.4%	32.6%	31.9%	64.4%	63.7%	33.5%	34.7%
40～44	13,998	15,770	3,883	4,128	12,710	14,964	4,557	5,096	11,828	13,502	5,043	6,284
	78.2%	79.2%	21.7%	20.7%	72.9%	74.2%	26.1%	25.3%	68.8%	67.3%	29.3%	31.3%
45～49	16,203	17,227	3,946	4,641	14,871	16,614	4,370	4,958	12,518	14,483	4,527	5,417
	80.3%	78.7%	19.6%	21.2%	76.7%	76.7%	22.5%	22.9%	72.3%	71.8%	26.2%	26.8%
50～54	17,170	16,592	3,239	4,995	16,971	17,889	4,709	5,494	14,197	15,803	4,359	5,138
	84.1%	76.8%	15.9%	23.1%	77.7%	76.2%	21.6%	23.4%	75.3%	74.5%	23.1%	24.2%
55～59	13,223	12,808	2,061	4,142	17,676	17,221	3,889	5,863	16,371	17,172	4,703	5,814
	86.4%	75.4%	13.5%	24.4%	81.2%	74.3%	17.9%	25.3%	76.4%	73.8%	21.9%	25.0%
60～64	11,552	11,282	1,691	4,241	14,035	13,093	2,473	5,048	17,289	16,302	3,982	6,330
	87.1%	72.6%	12.8%	27.3%	84.6%	71.9%	14.9%	27.7%	80.1%	71.1%	18.5%	27.6%
65～69	11,041	10,029	1,568	5,608	11,808	11,256	1,900	5,380	13,064	11,931	2,457	5,458
	87.5%	64.0%	12.4%	35.8%	85.7%	67.4%	13.8%	32.2%	83.0%	67.5%	15.6%	30.9%
70～74	8,986	7,114	1,461	6,473	10,871	9,396	1,755	7,275	10,702	9,640	1,807	6,065
	85.9%	52.3%	14.0%	47.6%	85.7%	56.1%	13.8%	43.5%	84.5%	60.3%	14.3%	37.9%
75～79	5,346	3,797	1,036	6,970	8,193	6,022	1,543	8,214	9,041	7,252	1,671	8,027
	83.6%	35.2%	16.2%	64.5%	83.7%	42.2%	15.8%	57.5%	83.6%	46.5%	15.4%	51.4%
80～84	2,775	1,306	768	5,572	4,228	2,556	1,128	8,034	5,928	3,847	1,580	8,563
	78.2%	18.9%	21.7%	80.8%	78.3%	24.0%	20.9%	75.5%	78.1%	30.1%	20.8%	67.0%
85以上	1,481	410	872	5,705	2,240	802	1,289	9,107	3,169	1,436	1,615	11,693
	62.8%	6.7%	37.0%	92.9%	63.1%	8.1%	36.3%	91.4%	65.2%	10.5%	33.2%	85.1%
総数	130,069	131,975	83,767	119,584	142,886	145,332	92,601	133,735	143,064	145,161	88,250	130,999

(「鹿児島市統計書」「総務省統計局ホームページ」など)

下 婚姻率は低

人口千人当たりの終戦後の婚姻件数については昭和45年の9・2件をピークに下がり始め、平成に入っからは12年の7・0件が最高で、あとは6件台となっている。厚生労働省の人口動態調査によると、全国の婚姻率は昭和61年以降、5件台になっていったが、平成3年から再び6件台に乗っていた。しかし、15年以降は5件台の低い水準が続いている。鹿児島市の婚姻件数を国勢調査でみると最も高かったのは17年の3908件だった。17、18年は鹿児島市、全国とも婚姻件数が増えている。12年から22年が3800件から390

第9表 鹿児島市の男女別・年齢別配偶関係

年齢	平成2年				平成7年			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	男	女	男	女	男	女	男	女
15～19	59	83	22,893	22,440	58	96	22,302	22,000
	0.3%	0.4%	98.3%	98.4%	0.3%	0.4%	99.4%	99.2%
20～24	901	2,024	15,484	19,237	1,129	2,083	18,774	21,687
	5.4%	9.4%	92.8%	89.3%	5.7%	8.7%	94.0%	91.0%
25～29	5,793	9,806	9,658	9,901	5,501	8,276	10,121	11,478
	37.1%	49.4%	61.9%	49.9%	35.1%	41.8%	64.6%	58.0%
30～34	12,262	15,408	5,511	4,399	10,247	13,278	5,730	5,462
	68.5%	77.5%	30.8%	22.1%	64.0%	70.8%	35.8%	29.1%
35～39	16,682	18,324	3,735	3,826	13,862	15,949	4,160	3,833
	81.3%	82.5%	18.2%	17.2%	76.8%	80.5%	23.0%	19.4%
40～44	18,776	18,874	2,719	4,053	16,895	18,208	3,747	4,065
	87.0%	82.0%	12.6%	17.6%	81.7%	81.6%	18.1%	18.2%
45～49	14,872	14,464	1,597	3,185	18,201	17,800	3,009	4,566
	89.9%	81.6%	9.7%	18.0%	85.7%	79.5%	14.2%	20.4%
50～54	12,525	12,930	1,272	3,074	14,088	13,513	1,902	3,642
	90.5%	80.3%	9.2%	19.1%	88.0%	78.6%	11.9%	21.2%
55～59	12,662	12,549	1,095	3,983	11,944	12,115	1,430	3,554
	91.7%	75.3%	7.9%	23.9%	89.2%	77.1%	10.7%	22.6%
60～64	11,592	10,183	1,076	4,607	12,196	11,427	1,264	4,798
	91.2%	68.3%	8.5%	30.9%	90.4%	70.2%	9.4%	29.5%
65～69	7,822	6,879	809	5,416	10,366	8,821	1,239	5,484
	90.3%	55.3%	9.3%	43.5%	89.1%	61.5%	10.7%	38.2%
70～74	5,422	3,627	699	5,349	6,706	5,352	915	6,342
	88.4%	39.9%	11.4%	58.8%	87.9%	45.5%	12.0%	54.0%
75～79	3,638	1,844	786	4,873	4,137	2,367	749	5,850
	81.8%	27.0%	17.7%	71.3%	84.5%	28.7%	15.3%	70.8%
80～84	1,750	729	649	3,743	2,289	915	719	4,587
	72.2%	16.0%	26.8%	82.0%	75.9%	16.5%	23.8%	82.8%
85以上	700	168	548	2,903	985	250	734	4,074
	55.4%	5.4%	43.4%	92.7%	57.1%	5.7%	42.6%	93.2%
総数	125,456	127,892	68,531	100,989	128,604	130,450	76,795	111,422

※割合は、配偶関係不詳を含む

0件台と2、7年に比べ婚姻件数がやや多いが、第2次ベビーブームの世代が20、30代に達する時期とほぼ重なっている。24年の婚姻率では鹿児島県は4・8件と全国平均の5・3件を下回った。

離婚率は2件台に

一方、離婚は平成7年に千件台に乗り、17年の1380件が最も多い。人口千人当たりの離婚率では12年に2・3件と初めて2件台となった。22年は2・1件とやや低下している。昭和30年以降の全国を見ると、1・02件と1件台に入ったのが昭和47年。平成11年には2・00件、14年には2・30件となった。20年、22年は1・99件と2件を割り込み、23、24年は1・87件とさらに低下する傾向になっている。24年で比べると、鹿児島県は1・85件とほぼ全国平均1・87件と同水準だった。

就業率と就業者人口

**労働力と産業別就業者人口** バブル崩壊により、日本経済は「失われた20年」と呼ばれる長期低迷期に入った。株価は平成元年末をピークに下落に転じ、地価も3年以降、大都市でも下がり始めた(「平成25年版厚生労働白書」)。こうした情勢の下、全国の実業率は平成2年に61・9%と前年より0・5%上昇、翌3年には62%台に乗った。しかし、4年に62・6%となった後は次第に低落し始め、11年には60%を切り、25年には56・9%となっている。鹿児島市の就業率は平成7年に2年より1%近く上がって56・3%となったが、12年には逆に54%台にまで落ち込んだ。さらに17年には53%台にまで低下。22年には54%台に戻したが、依然として低水準の状態が続いている。22年の就業者人口は27万9730人だった。就業者に占める男女の割合を見ると昭和50年代に60%を超えて

第10表 鹿児島市の婚姻と離婚の推移 (単位:件)

年	婚姻	人口千人に対する婚姻	離婚	人口千人に対する離婚
平成2年	3,264	6.1	847	1.6
7年	3,637	6.8	1,032	1.9
12年	3,826	7.0	1,261	2.3
17年	3,908	6.5	1,380	2.3
22年	3,867	6.4	1,270	2.1

労働力人口  
と生産年齢  
人口

いた男性が平成22年には53・7%にまで落ち込んでいるのに対し、女性は昭和50年代の40%弱から年々上昇、22年には46・3%となっている。

年々増加していた鹿児島市の労働力人口は17年に30万人の大台に乗ったが、22年には17年に比べ1754人減少、再び30万人を割り込んだ。平成22年の15歳以上の人口51万6120人のうち労働力人口は29万9195人で、58・0%を占める。全国の労働力人口は昭和61年に6千万人台に到達したあとさらに伸び続け、平成10年には6793万人に達した。その後は下降線をたどり、25年には6577万人となっている。総務省の人口推計によると、全国の生産年齢人口（労働力の中核となる15〜64歳の人口）は7年の8726万人（69・5%）をピークに25年は7901万人（62・1%）にまで落ち込み、32年ぶりに8千万人を割り込んだ。同省は団塊の世代が続々と65歳に達しているのが大きな要因とみている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（24年1月推計）では39年には6千万人台、51年には5千万人台に減少すると予測している。鹿児島市の生産年齢人口は2年に39万5583人だったのが、12年には40万7852人にまで増えたが、22年には38万8674人と減少している。市の総人口に占める割合は2年の68・1%が22年には64・7%と下がった。

第七章 市民生活

第11表 鹿児島市の労働力人口及び就業者人口の推移（単位：人・%）

年	15歳以上人口	労働力人口	率	就業者人口	率	男	率	女	率
昭和60年	409,282	239,699	58.6	226,814	55.4	134,965	59.5	91,849	40.5
平成2年	426,201	247,070	58.0	236,214	55.4	137,255	58.1	98,959	41.9
7年	448,417	266,938	59.5	252,642	56.3	144,889	57.3	107,753	42.7
12年	465,822	273,204	58.6	255,539	54.9	143,489	56.2	112,050	43.8
17年	516,713	300,949	58.2	276,266	53.5	151,972	55.0	124,294	45.0
22年	516,120	299,195	58.0	279,730	54.2	150,303	53.7	129,427	46.3

※昭和60年から平成12年は旧鹿児島市

（「鹿児島市統計書」など）

年齢別の就業状態

国勢調査で年齢別の就業状態を比較すると、22年は17年以前の各年に比べ、就業者全体に占める29歳以下の占める割合が男女とも軒並み低下している。特に20〜24歳では男性が最も高かった7年に比べ2・6%低下、女性に至っては2年の15・7%から8・9%と半減近くになっている。その一方、60〜64歳の2年と22年を比較すると男性が5・6%から10・2%、女性が4・2%から8・0%といずれも大きく伸びた。就業者数についても17年の国勢調査から60〜64歳の男子では1万人を上回るようになり、22年には1万5312人に達した。同年は女性も1万人を超えた。雇用延長により、高齢者層の就業が増えている一方、若者が就職難にあえいでいる近年の状況がうかがえる。総務省の労働力調査によると、24年の全国の65歳以上の就業者は595万人にのぼった。15歳以上の全就業者に占める割合は9・5%に達し、過去最高となっている。25年にはさらに41万人増えて636万人、10・0%となった。

産業・男女別の就業者人口

就業者数を産業別に見てみると、第1次産業は16年の合併により17年には全体の1・8%と一時増加したものの、22年には1・3%（3700人）に落ち込んだ。第2次産業も2年の20%から22年は14%にまで低下した。1、2次産業の比率が下がったのに伴って第3次産業は全産業に占める比率が高まり、2年の78・1%から17年には80%を越すまでになった。22年には「分類不能の産業」が2万2026人と急増したため（国勢調査のシステム変更による）、76・8%にまで比率は下がった。第3次産業の中でもサービス業の増加が著しく、2年に29・2%だった全就業者に占める比率は、22年には39・6%にまで高まった。特に医療・福祉に携わる人が22年には4万592人とサービス業全体の36・7%を占めた。高齢化に伴い、介護・看護に従事する人が増えてきているためだと思われる。

第12表 鹿児島市の年齢別・男女別就業者数の推移

(単位：人)

	平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15～19歳	2,322	3,270	5,592	2,693	3,168	5,861	2,630	2,748	5,378	2,209	2,436	4,645	1,759	2,029	3,788
	1.7%	3.3%	2.4%	1.9%	2.9%	2.3%	1.8%	2.5%	2.1%	1.5%	2.0%	1.7%	1.2%	1.6%	1.4%
20～24歳	9,515	15,545	25,060	12,319	16,541	28,860	11,620	15,094	26,714	10,611	13,506	24,117	8,834	11,560	20,394
	6.9%	15.7%	10.6%	8.5%	15.4%	11.4%	8.1%	13.5%	10.5%	7.0%	10.9%	8.7%	5.9%	8.9%	7.3%
25～29歳	14,170	11,516	25,686	13,852	12,605	26,457	16,077	14,669	30,746	14,906	14,980	29,886	13,115	13,952	27,067
	10.3%	11.6%	10.9%	9.6%	11.7%	10.5%	11.2%	13.1%	12.0%	9.8%	12.1%	10.8%	8.7%	10.8%	9.7%
30～34歳	16,902	8,351	25,253	14,923	8,891	23,814	14,173	10,189	24,362	16,728	12,711	29,439	15,949	13,346	29,295
	12.3%	8.4%	10.7%	10.3%	8.3%	9.4%	9.9%	9.1%	9.5%	11.0%	10.2%	10.7%	10.6%	10.3%	10.5%
35～39歳	19,384	11,447	30,831	17,061	10,294	27,355	14,762	9,865	24,627	14,934	11,474	26,408	17,182	13,446	30,628
	14.1%	11.6%	13.1%	11.8%	9.6%	10.8%	10.3%	8.8%	9.6%	9.8%	9.2%	9.6%	11.4%	10.4%	10.9%
40～44歳	20,530	14,009	34,539	19,382	13,790	33,172	16,568	12,360	28,928	15,482	12,898	28,380	14,932	13,362	28,294
	15.0%	14.2%	14.6%	13.4%	12.8%	13.1%	11.5%	11.0%	11.3%	10.2%	10.4%	10.3%	9.9%	10.3%	10.1%
45～49歳	15,650	11,075	26,725	20,058	14,714	34,772	18,439	14,491	32,930	17,341	14,603	31,944	15,129	14,114	29,243
	11.4%	11.2%	11.3%	13.8%	13.7%	13.8%	12.9%	12.9%	12.9%	11.4%	11.7%	11.6%	10.1%	10.9%	10.5%
50～54歳	12,847	8,672	21,519	14,900	10,368	25,268	18,645	13,672	32,317	19,061	15,140	34,201	16,535	14,307	30,842
	9.4%	8.8%	9.1%	10.3%	9.6%	10.0%	13.0%	12.2%	12.6%	12.5%	12.2%	12.4%	11.0%	11.1%	11.0%
55～59歳	11,928	7,015	18,943	11,923	7,570	19,493	13,336	8,937	22,273	18,686	12,998	31,684	17,944	13,866	31,810
	8.7%	7.1%	8.0%	8.2%	7.0%	7.7%	9.3%	8.0%	8.7%	12.3%	10.5%	11.5%	11.9%	10.7%	11.4%
60～64歳	7,630	4,122	11,752	8,863	4,967	13,830	8,250	5,055	13,305	10,774	6,685	17,459	15,312	10,329	25,641
	5.6%	4.2%	5.0%	6.1%	4.6%	5.5%	5.7%	4.5%	5.2%	7.1%	5.4%	6.3%	10.2%	8.0%	9.2%
65～69歳	3,582	2,367	5,949	5,286	2,700	7,986	5,133	2,701	7,834	5,812	3,498	9,310	7,367	4,655	12,022
	2.6%	2.4%	2.5%	3.6%	2.5%	3.2%	3.6%	2.4%	3.1%	3.8%	2.8%	3.4%	4.9%	3.6%	4.3%
70～74歳	1,641	1,010	2,651	2,252	1,369	3,621	2,363	1,305	3,668	3,149	1,905	5,054	3,343	2,314	5,657
	1.2%	1.0%	1.1%	1.6%	1.3%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	2.1%	1.5%	1.8%	2.2%	1.8%	2.0%
75～79歳	801	397	1,198	902	518	1,420	984	671	1,655	1,467	956	2,423	1,770	1,258	3,028
	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	1.0%	0.8%	0.9%	1.2%	1.0%	1.1%
80～84歳	258	113	371	369	192	561	357	217	574	606	373	979	811	599	1,410
	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%
85歳以上	95	50	145	106	66	172	152	76	228	206	131	337	321	290	611
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
	137,255	98,959	236,214	144,889	107,753	252,642	143,489	112,050	255,539	151,972	124,294	276,266	150,303	129,427	279,730

(「鹿児島市統計書」など)

第13表 鹿児島市の産業・男女別就業人口の推移

	平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
第一次産業	3,802	2,260	1,542	3,437	2,104	1,333	2,318	1,486	832	4,856	2,989	1,867	3,700	2,382	1,318
	1.6%	1.6%	1.6%	1.4%	1.5%	1.2%	0.9%	1.0%	0.7%	1.8%	2.0%	1.5%	1.3%	1.6%	1.0%
第二次産業	47,133	32,792	14,341	45,691	33,290	12,401	45,904	33,385	12,519	46,879	34,237	12,642	39,284	28,608	10,676
	20.0%	23.9%	14.5%	18.1%	23.0%	11.5%	18.0%	23.3%	11.2%	17.0%	22.5%	10.2%	14.0%	19.0%	8.2%
第三次産業	184,506	101,825	82,681	202,319	108,906	93,413	204,792	107,128	97,664	222,690	113,653	109,037	214,720	107,396	107,324
	78.1%	74.2%	83.6%	80.1%	75.2%	86.7%	80.1%	74.7%	87.2%	80.6%	74.8%	87.7%	76.8%	71.5%	82.9%
農業	3,181	1,750	1,431	2,998	1,727	1,271	1,936	1,164	772	4,360	2,571	1,789	3,212	1,970	1,242
林業	122	95	27	69	56	13	82	67	15	106	96	10	183	153	30
漁業	499	415	84	370	321	49	300	255	45	390	322	68	305	259	46
鉱業、採石業、砂利採取業	98	85	13	124	101	23	92	71	21	52	45	7	60	52	8
建設業	23,172	19,395	3,777	28,012	23,265	4,747	26,828	22,551	4,277	27,818	23,495	4,323	22,432	18,857	3,575
製造業	23,863	13,312	10,551	17,555	9,924	7,631	18,984	10,763	8,221	19,009	10,697	8,312	16,792	9,699	7,093
電気・ガス・熱供給・水道業	1,461	1,235	226	1,517	1,301	216	1,523	1,315	208	1,304	1,154	150	1,331	1,170	161
情報通信業	17,635	15,250	2,385	18,326	15,458	2,868	17,733	14,657	3,076	20,896	17,116	3,780	4,957	3,295	1,662
運輸業、郵便業													15,371	13,114	2,257
卸売業、小売業	71,791	37,057	34,734	78,381	39,992	38,389	76,899	37,898	39,001	65,776	32,984	32,792	57,889	29,047	28,842
金融業、保険業	11,346	5,258	6,088	11,277	5,348	5,929	10,017	4,912	5,105	9,543	4,774	4,769	8,840	4,310	4,530
不動産業、物品賃貸業	3,359	2,135	1,224	2,851	1,747	1,104	2,976	1,803	1,173	3,796	2,319	1,477	5,099	3,122	1,977
学術研究、専門・技術サービス業													8,316	5,406	2,910
宿泊業、飲食サービス業										17,406	6,815	10,591	18,571	7,022	11,549
生活関連サービス業、娯楽業													10,751	4,592	6,159
教育、学習支援業										15,728	8,081	7,647	15,345	7,604	7,741
医療、福祉										36,020	9,116	26,904	40,592	10,589	30,003
複合サービス事業										2,999	2,031	968	1,705	1,104	601
サービス業（他に分類されないもの）										39,443	22,062	17,381	15,443	9,444	5,999
サービス業（計）	68,904	33,865	35,039	79,821	37,929	41,892	86,147	39,624	46,523	111,596	48,105	63,491	110,723	45,761	64,962
公務（他に分類されるものを除く）	10,010	7,025	2,985	10,146	7,131	3,015	9,497	6,919	2,578	9,779	7,201	2,578	10,510	7,577	2,933
分類不能の産業	773	378	395	1,195	589	606	2,525	1,490	1,035	1,841	1,093	748	22,026	11,917	10,109
総数	236,214	137,255	98,959	252,642	144,889	107,753	255,539	143,489	112,050	276,266	151,972	124,294	279,730	150,303	129,427

※宿泊業、飲食サービス業は平成12年までは卸売業、小売業、17年以降はサービス業（計）を含む  
（鹿児島市統計書）

## II 治安

犯罪発生は  
減少傾向

**犯罪** 鹿児島市内の中央、西、南3署管内における犯罪の発生数は昭和63年以降、概ね8〜9千件台で推移してきた。昭和61年から平成24年までの27年間で1万件を超えたのは平成8年（1万115件）だけ。14年以降は8千件を切り、18〜21年は6千件台、22年以降は5千件台となった。25年には4428件と4千件台にまで減少している。県内全体での発生件数（9276件）の47・8%に当たる。犯罪の内訳をみるといづれの年も窃盗が圧倒的に多く25年では3558件と犯罪全体の80・3%を占める。同年は粗暴犯183件、知能犯88件、風俗犯22件がこれに次ぎ、殺人、強盗など凶悪犯罪も15件あった。県全体の刑法犯の認知件数は25年、統計で確認できる昭和21年以降初めて1万件を割った。

振り込め詐欺の被害広がる

平成10年代に入ると「振り込め詐欺」と呼ばれる手口による高齢者を中心とした詐欺被害が広がっている。鹿児島県でも平成16年夏ごろから急増、25年には振り込め詐欺など特殊詐欺による被害が45件、被害総額3億800万円と前年より10件、約9400万円増え、23年に統計を取り始めて以来、最悪となった。年とともに手口が巧妙化しており、同年中の被害は全国でも過去最悪の1万1998件、486億9千万円にもなった。被害の拡大を少しでも防ごうと26年から、鹿児島県警では特殊詐欺を「うそ電話詐欺」とわかりやすい新たな名前に改称、広報・啓発活動をしている。

少年犯罪は  
減少へ

**少年犯罪** 少年犯罪で摘発された人数は、昭和61〜63年には1千人を超えていたが、平成に入ってから1千人を超えたのは9年の1015人だけ。特に20年からは500人を割り、23年は351人と300人台に

まで減少。25年には263人と昭和61年以降で最少となっている。犯罪の内訳では成人同様、窃盗が最も多く6〜8割を占める。25年は180人で、粗暴犯25人、知能犯2人、風俗犯5人、凶悪犯3人だった。県警のまとめによると、25年の県内の少年による刑法犯は648人と記録が残る昭和41年以降で最少。最も多かった3516人（昭和60年）の18・4%となった。少年犯罪については26年4月、有期刑の上限を15年から20年に引き上げる厳罰化を柱とした改正少年法が成立した。

※少年犯罪の人数は14歳以上20歳未満で刑法犯の罪を犯した者（刑法犯少年）と、14歳未満で同様の罪に当たる者（触法少年）の総数。

市も暴力団  
排除条例を  
制定

**暴力団排除の動き** 平成19年、西千石町で暴力団排除運動のリーダーが暴力団関係者に刺され、負傷するという事件が起きた。この事件をきっかけに市内で暴力団排除の機運が一段と高まった。鹿児島市では市営住宅から暴力団関係者を排除する措置をとっており、21年には公共工事から排除する合意書を市内3警察署と結んだ。7年に結んでいた合意書をさらに厳格化する内容。また、県は22年、「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」を施行、26年5月には罰則規定を盛り込んだ。市も同年4月、「鹿児島市暴力団排除条例」を施行した。条例では市、市民および事業者がそれぞれ暴力団排除推進に果たすべき役割を掲げ、祭礼等のイベントの運営や露店からの暴力団の締め出し、天文館地区の暴力団排除特別強化地域への指定などを盛り込んだ。さらに市内3警察署と協定を結び、従来の市営住宅入居や生活保護受給手続きばかりでなく、各事業の委託契約、補助金交付など市のすべての事務作業において暴力団員の照会をすることができるようになった。市民の意識も高まっており、25年11月に甲突川左岸緑地公園であった「鹿児島市暴力団追放市民大

高齢者が絡む事故が目立つ

会」では約千人が市民総ぐるみでの暴力団排除を誓った。なお、平成4年には暴力団対策法施行に合わせて県暴力追放県民会議が発足している（20年に県暴力追放運動推進センターと改称）。

**交通事故** 鹿児島市内で発生した交通事故は昭和61年から平成5年まで3千件台で推移してきた。6年以降は4千件台で、最も多かったのは17年の4996件。25年には3961件と5年以来20年ぶりに4千件を割った。平成に入ってからからの犠牲者数は5年の41人が最も多く、20年以降は10人台で推移していたが、24年は21人と前年の倍近くになった。25年の市内で発生した交通事故が県内の総事故に占める割合は43・0%。

平成に入ってから16年までの30%台に比べるとやや増えている。また、25年に県内で発生した事故の犠牲者では91人中52・7%の48人が高齢者で、高齢運転者による事故

第14表 鹿児島市内で発生した犯罪と交通事故  
(単位：件、人)

	犯罪	少年犯罪	交通事故	
	発生件数	人数	発生件数	死者数
昭和61年	9,592	1,146	3,552	25
62年	9,789	1,144	3,568	33
63年	9,319	1,086	3,704	29
平成元年	9,170	705	3,856	26
2年	8,947	807	3,666	24
3年	8,345	739	3,514	35
4年	9,484	610	3,891	25
5年	9,861	764	3,874	41
6年	8,217	668	4,057	33
7年	7,820	742	4,039	25
8年	10,115	858	4,229	23
9年	9,761	1,015	4,151	23
10年	9,337	880	4,505	25
11年	8,119	935	4,508	13
12年	8,496	804	4,865	26
13年	8,192	836	4,920	29
14年	7,726	704	4,920	21
15年	7,820	768	4,816	18
16年	7,324	726	4,960	26
17年	7,090	621	4,996	21
18年	6,409	518	4,779	15
19年	6,299	521	4,877	25
20年	6,409	418	4,711	11
21年	6,566	458	4,563	19
22年	5,646	408	4,423	14
23年	5,181	351	4,333	12
24年	5,061	291	4,009	21
25年	4,428	263	3,961	19

※少年犯罪は触法少年を含む。交通事故の件数は高速道路の交通事故件数を含む（「鹿児島市統計書」など）

の死亡者は26人（同乗者5人、自転車乗用中4人を含む）となっている。飲酒運転関連の死亡事故は前年より2件多い10件発生した（鹿児島市内はゼロ）。市内では25年に19人が交通事故の犠牲になったが、うち47・4%の9人がお年寄りだった。死者のうち10人が歩行中の事故によるもので、ルール通りの歩行をしていなかった5人はすべて高齢者だった。また、5人中4人は反射材を着けていなかった。事故の原因については前方不注意、安全確認の不足、相手の動静をよく見ていない—など運転者の緊張感が欠けているケースが71・8%を占めている。

#### 自転車への 規制強化

警察庁によると、全国の自転車と歩行者の事故は平成13年の1817件から23年には2806件と急増している。中には被害者が寝たきりになったり、死亡した損害賠償として高額の支払いを裁判所から命じられるような重大なケースもあり、25年12月、自転車への規制強化等を盛り込んだ改正道路交通法が施行された。県警交通企画課によると、25年に県内で起きた自転車のかかわる事故は795件あり、負傷者770人、死者8人だった。このうち自転車と歩行者の衝突事故は17件あり、死者こそなかったが17人がけがをしている。また、市安心安全課によると、同年の市内で411件の自転車事故が発生した。20年の627件から比べると200件以上の減少だが、交通事故の総数も750件減っているため占める割合は依然、10%を超えている。市内での自転車のかかわった事故では20年2人、21、22、24年に各1人の死者が出ている。25年は2人が死亡、397人が負傷した。（自転車事故の発生件数、死者数、負傷者数はいずれも三島村、十島村を含む）。

自転車の安全で快適な歩行を確保し、併せて環境負荷を低減させようと、市が平成25年5月に策定したのが「鹿児島市自転車歩行ネットワーク整備計画」。33年度を目標年度とし、49キロの自転車歩行空間を整備

#### 自転車歩行 ネットワーク 整備計画

する計画になっている。このうち24年度には天文館地区の6路線680㍍、25年度には同地区と鹿児島中央駅西口周辺などで6路線、1073㍍を整備し、市道の整備済み総延長は9・7㍍に達した。国・県道を合わせた整備済みの総延長は13㍍になる。

ゾーン30の指定

また、通学路や生活道路が集中している区域の最高速度を時速30㍍に制限、歩行者の通行を最優先とする「ゾーン30」の指定が25年度から県警により始められ、下荒田3丁目、武1丁目、和田1・2丁目の3カ所を実施された。26年度はさらに、下荒田2丁目、武岡1丁目、紫原6丁目の3カ所が指定される予定である。

※道交法改正による自転車への規制強化  
ブレーキの備わっていない自転車（ピスト）の運転は禁止され、路側帯の通行についても「道路左側部分に設けられた路側帯」と限定された。また悪質・危険な運転に対する罰則も規定されている。

新交通システムを導入

鹿児島県警は平成5年12月、交通情報を車の運転者などに伝える新交通システムを導入した。清水町の国道10号や、下伊敷町の国道3号など市内5カ所に設置された電光表示板には、事故による渋滞や通行止めなどがリアルタイムで映し出される。落石、土砂崩れなどの災害、道路凍結などの自然現象による交通上のトラブルにも活用が可能。8・6豪雨災害のような大規模災害でも二次災害などの防止への効果が期待されている。

### III 安心安全なまちづくり

市安心安全まちづくり条例施行

**安心安全なまちを目指して** 鹿児島市は平成17年、「鹿児島市安心安全まちづくり条例」を施行した。犯罪、事故、自然災害を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりの理念や、市、

市民、事業者の責務を定めた。同条例に基づき、安心安全なまちづくりを総合的に推進するため、施策の実施状況のチェックなどを行う推進会議が設置（17年12月9日）され、委員には公募市民4人を含む20人が委嘱された。25年には推進会議で市暴力団排除条例を検討し、とりまとめている。

また、17年には安心安全まちづくり市民会議もスタート、条例では対応が難しい児童虐待や悪質な客引きなどについて協議した。同年には安心して暮らせるまちづくりを考える「第1回鹿児島市安心安全まちづくり市民大会」を県文化センターで開き、市内各地区の交通安全協会や自主防犯組織の会員らおよそ1200人が参加した。大会はその後毎年開かれ、市民一人一人が自らの安全は自ら守り、また地域の安全は地域で守るため、関係機関と連携していくという意識を確認している。市は同年の機構改革で防災、危機管理を担当する「安心安全課」を新設した。防災火山対策、交通安全の両課を統合した形で、防災、防犯だけでなく、テロを含むさまざまな危機管理に対応する。24年4月には、防災・危機管理業務が危機管理課として独立し、安心安全課の主な業務は防犯、交通安全対策などになっている。

セーフコミュニティ  
ニティ推進  
協立ち上げ

24年には市職員や学識経験者らをメンバーとする「セーフコミュニティ推進協議会」を立ち上げ、安心安全なまちづくりについてWHO（世界保健機関）が推進するセーフコミュニティの認証の27年度取得を目指している。25年には①高齢者・子ども・自動車による交通事故の減少②家庭内などでの子どもの事故・けがの減少、子育て中の親への支援③高齢者の転倒による外傷の減少、高齢者の虐待や認知症への啓発・理解の促進④50～69歳の自殺者を減らすーなど、対象7分野の目標を決めた。さらにモデル地区として高免町町内会（防災・災害対策分野）、吉野小校区（交通安全分野）、皇徳寺台東町内会（高齢者の安全分野）、吉田南幼稚園、

### 防犯活動への支援

興国保育園、大竜子育てサロン、地域子育てネットEarly Years Center（子どもの安全分野）を選んだ。校内などでのけがを減らすことを目標としている学校の安全分野は市立の全小中学校が対象となっている。

市は平成17年から防犯パトロール隊への支援を始めており、1団体当たり5万円以内のパトロール用品を支給している（支給を受けた日の属する年度の末日から満5年以上経過すると再支給を受けることも可能）。小学生の下校時に通学路を巡回して警戒したり防犯を呼び掛ける活動をしたりする青色回転灯装着車両（青パト）が同年、県内で初めて鹿児島市に登場した。その後、NPO法人や自主防犯組織などの導入が相次ぎ、25年8月末現在では82団体、204台にまで増えている。24年には県内初の女性青パト隊が和田地区で結成された。導入促進のため青パト用品購入費の支給（1台当たり5万円）も平成19年からスタート。20年からはガソリン高騰による負担増大をやわらげるため、燃料費に対する補助も1台当たり年額1万8千円を支給している。24年度までの累計支給額は1112万4千円に達した。

### 市が交通安全 全計画

交通安全対策基本法に基づき昭和46年度から策定されている市の交通安全計画は5年ごとに改定され、平成23年度から第9次計画に入った。8次計画では年間の死者数15人以下という目標を最終年度に達成（死者14人）したが、死傷者数の目標（年間5100人以下）はわずかながら及ばなかった（最少は22年の5251人）。9次計画では年間の死者数10人以下、死傷者数4千人以下を27年度までに達成するのが目標。これに対し23年度の死者数は12人、24年度21人、25年度19人と目標達成には至っていない。また、市はセーフコミュニティの交通安全分野における目標達成に向け25年度に6回の交通安全対策委員会を開催した。同委員会は交通安全関係者ら22人の委員で構成し、交通安全に関するデータから課題を抽出して解決への検討を行っている。

いる。25年度は高齢者、中学生以下の子どもの交通事故減少などを具体的な目標として掲げ、モデル地区に指定した吉野小校区で7回の交通安全教室、3回の啓発活動を実施した。

交通災害共  
済制度の廃  
止

市は昭和42年度から交通事故により災害を受けた市民を救済する相互扶助の制度として、交通災害共済制度を実施してきた。1口加入の場合、死亡見舞金として130万円、7日以上の治療期間を要する傷害を受けた場合1万円が支払われるなどの内容だったが、加入者の減少により収支が悪化したため平成23年3月末で募集を終了した。

国民保護計  
画を策定

**武力攻撃などに備えて** 市は平成19年、「市国民保護計画」をつくり（24年に修正）、住民の生命、身体、財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めた。着陸あるいは上陸による侵攻、弾道ミサイル・航空機による攻撃など万一、武力攻撃にさらされた場合、国・県の指示の下、警報を伝達、必要に応じて避難指示、誘導を行う。また、避難住民の生活を支援するため、収容施設や食料品、飲料水のほか生活必需品、医療を提供する。安否情報の収集も行い、提供することになっている。19年には「市危機管理指針」も定め、24年に改定した。危機管理指針では武力攻撃を受けた場合ばかりでなく、風水害、地震災害や火山災害などによる場合も想定、危機レベルを1〜3に分けて対応のマニュアルを規定してある。

#### IV 市民と協働の推進

市民活動を  
取り巻く状  
況

**市民活動の促進** 市民のライフスタイルが変化し、価値観が多様化する中で、ボランティアや市民活動団体の活動が高く評価された平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、10年には「特定非営利活動促進法（N P

〇法)」、さらに20年には公益法人改革3法が施行された。そのことにより、市民活動団体も活動の幅を広げやすくなり、鹿児島市でもNPO法人が15年度から10年間で52団体から395団体へと増加した。一方、14年度を初年度とする本市の第四次総合計画では、「市民参画の推進」をうたい、第五次総合計画でも、さらに協働を推進するため「市民との協働の推進」を掲げ、市民とともに活力ある豊かな地域づくりを目指している。

市民とつくる協働のまち事業等

16年3月には、「鹿児島市と市民活動団体との協働推進について」市民活動の現状と促進方策」を策定し(21年3月、26年3月に改訂)、「共に考え、共に行動する協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりのパートナーとして位置づける市民活動団体の自主性・自立性を尊重、より効果的な協働関係の構築を目指すとした。同年8月には協働のまちづくりに対する市民の理解や市民の参加を促すため「市民協働フォーラム」を開催、講演や事例発表を行った。また、同年度からは、公益的なサービスの担い手となる市民活動団体の育成支援を目的として、組織設立や運営の手法、事業の企画方法などのノウハウを習得する講座を開催し、17、19年度には市民協働啓発パンフレットを作成、市民に配布した。18年度からは、公益的なサービスを提供する市民活動団体の自主的・自立的な活動に対する経費の一部助成を行う「市民とつくる協働のまち事業」を実施しており、25年度までに応募のあった256件の中から93件を採択した。さらに24年度からは、NPO同士のネットワークづくりを進める取り組みを開始し、26年度からは、ここに事業者も加わり、多様な主体の協働・連携を進めている。

## V 地域コミュニティの活性化

町内会

**地域コミュニティづくり** 本市の町内会は、地域性や規模によりその活動内容はさまざまであるが、環境美化や防火・防犯、レクリエーション活動など幅広い活動を通じて、地域の課題解決や住民相互の親睦に取り組んでおり、平成2年度の組織数は625団体で、その後合併により17年度には831団体、25年度は790団体となっている。一方、少子高齢化や核家族化が進行し、市民の価値観やライフスタイルが変化する中、人と地域とのつながりが希薄化しつつあり、町内会への加入世帯は減少傾向にある。このようなことから町内会活動を活性化するために、町内会の親睦活動や防犯灯の設置・管理、集会所建築などに助成するとともに、活動の活性化や役員などの人材育成を目的に研修会を開催している。また、19年度から2カ年にわたり、地域力再生検討委員会を設置し、町内会活動のあり方や活性化策について検討を行い、同委員会の意見を踏まえ、21年度から町内会加入促進事業、町内会集会所バリアフリー化支援事業などの新規事業をスタートさせた。

地域コミュニ  
ニティ協議  
会

さらに、町内会をはじめ校区公民館運営審議会やあいご会など、さまざまな団体の活動を生かしながら、地域における横断的な連携の方向性を探るとともに、本市の総合的な支援のあり方など将来におけるコミュニティ施策の指針となる鹿児島市コミュニティビジョンを22年度に策定した。同ビジョンに基づき24年度から地域コミュニティ協議会が、中名、八幡、平川の3小学校区でモデル事業として発足した。25年度には3協議会とも地域住民の声を反映させた地域コミュニティプランを策定した。プランは30年度までの5カ年計

画で、安心安全や福祉、社会教育などの分野で地域の課題解決や資源活用を図ることとしている。市は3地域のモデル事業を検証し、30年度までに全79小学校区での設立を目指し、27年度から新たな協議会設立を進めることとしている。

## VI 人権啓発

施策の基本的方向など掲げる

**人権教育・啓発基本計画策定** 平成6年の国連総会で7、16年を「人権教育のための国連10年」とするところが決議され、16年12月にはその後継計画として「人権教育のための世界計画」が決議された。国もこの国連の動きに合わせて12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、基本計画を策定した。鹿児島県も10年に「人権宣言に関する決議」を採択、県民の意識高揚に努めている。鹿児島市でも14年度から第四次鹿児島市総合計画に人権意識の啓発、人権教育及び人権相談の充実に関する施策を掲げ、人権尊重社会の実現に取り組んでいる。19年には「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定し、①学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場における人権教育・啓発の推進②女性や子ども、高齢者等に対する、さまざまな人権問題の解決に向けた施策の推進③市職員、教職員及び医療関係者等に対する人権教育・啓発の推進④多様な学習機会の提供と学習内容の充実、マスメディアやインターネットの活用、相談体制の充実―などを基本的方向として掲げ、人権教育・啓発の効果的な推進に取り組んでいる。

市、法務局などに窓口

**人権相談・啓発活動** 鹿児島市は市民相談センターと谷山、伊敷、吉野の3支所で毎月1回、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の5支所で年4回、面接による暴行や虐待、差別待遇、嫌がらせ、いじめ、セクハラなど

の人権相談を受け付けている。また関係各課においても、女性や子どもの人権など各種相談に応じている。鹿児島地方事務局では毎週月曜日から金曜日まで、人権擁護課相談室での面接相談、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）、子どもの人権110番、及び女性の人権ホットラインによる電話相談に対応している。また、インターネットによる人権相談（大人からの相談、子どもの人権SOSメール）、子どもの人権SOSミニレターによる相談にも対応している。鹿児島市内には市長が推薦、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が34人おり、法務局職員とともに人権相談・人権啓発・人権侵犯事件の調査・救済等の活動を行っている（以上平成26年4月1日現在）。鹿児島地方事務局が25年に取り扱った人権相談件数は5310件あり、「住居・生活の安全」に関するものが約35%を占めている。

増加するセクハラ、パワハラ

特に近年、学校におけるいじめや、企業や教育機関などにおけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）的嫌がらせ）、パワーハラスメント（パワハラ）職場の権力を利用した嫌がらせ）、アカデミックハラスメント（アカハラ）大学などでの立場の優位性を利用した嫌がらせ）がクローズアップされている。大学におけるアカハラ、パワハラは、鹿児島でもマスコミで報道された事例があった。鹿児島労働局に寄せられた男女雇用機会均等法関係の相談は平成20年に404件と前年（278件）の約1.5倍になった。このうちセクハラに関するものは258件と過去最多で63.9%に上る。23年には相談の総件数220件と半分近くになったものの、セクハラ相談は134件と60%を超えた。パワハラに関する相談も20年までは300件台だったのが21年には400件を超え、23年には480件ほどにまで増加している。

深刻化する  
いじめ

25年に警察が把握したいじめは全国で410件と前年より150件増え、摘発・補導した児童・生徒は724人に上った。いじめの深刻化を受け、同年6月には「いじめ防止対策推進法」が公布された。鹿児島県では県教育委員会が24年に実施した緊急調査で小中高校、特別支援学校を合わせ3万7577件が認知された。25年に実施した調査では3分の1になったとはいえ1万201件あった。緊急調査の結果を受け、県は26年3月に「県いじめ防止基本方針」を策定、学校と保護者、地域住民などと連携しての防止などを掲げた。県PTA連合会でも保護者向けのパンフレットやネットいじめ対策リーフレットを作成、いじめによる自殺防止に取り組み、鹿児島市では定期的に学校に行けない児童・生徒と家族の居場所づくりをしているNPO法人もある。

啓発へさま  
ざまな活動

鹿児島市の人権擁護委員らは、小中学生を対象とした人権作文コンテスト、人権教室、人権擁護委員の日及び人権週間における街頭啓発活動のほか、県人権啓発活動地域ネットワーク協議会の活動である人権フェスティバル、「人権の花」運動（25年度は市内の12小学校で実施）などの活動を通じて、市民に人権の尊重を訴えた。また、市人権啓発室は昭和61年度から人権問題啓発資料「みんなの幸せを求めて」を作成し、市民、企業などに配布、人権問題啓発ポスターを本庁・支所、関係施設などに掲示した。人権週間には街頭活動に合わせてリーフレットやボールペンを配ったり、パネル展を開いたりしている。

## VII 男女共同参画

世界の動き

男女共同参画社会の実現へ 国際婦人年の昭和50年、メキシコシティで開かれた国際婦人年世界会議では、

「世界行動計画」が採択された。その後、国連は54年に「女子に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約」を採択した。平成7年に北京で開かれた第4回世界女性会議では女性の地位の国際的な指針となっている「北京宣言・行動綱領」を、12年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性2000年会議」では「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を相次いで採択。23年には国連決議により、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が設立された。

## 国の動き

こうした世界の動きを受けて国も昭和50年、「婦人問題企画推進本部」を設置、52年には「国内行動計画」を策定した。60年には「女子差別撤廃条約」を批准、「男女雇用機会均等法」が61年に施行された。男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国・地方公共団体・国民それぞれの責務を明示した「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたのは平成11年。さらに翌12年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。また、女性が犯罪の被害者となるのを未然に防ぐための「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が12、13年と相次いで施行された。

## 県の動き

県は平成11年、「かごしまハーモニープラン」を策定して男女共同参画社会実現に向けた施策を示し、13年には「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定した。さらに15年に「県男女共同参画センター」を開設、18年には「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定した。20年には男女の人権が尊重される社会、男女共同参画社会を実現するための地域環境を創り出すことを目指し、「県男女共同参画基本計画」

を策定した。

女性の地位  
向上へ市が  
組織改編

**市の動き** こうした世界、国、県の男女共同参画社会実現への動きの中、鹿児島市は昭和55年、女性団体の育成や女性教育を推進するため、教育委員会に婦人青少年課（平成4年、女性青少年課に改称）を設置した。女性に関する施策の推進のため昭和59年には「市婦人問題懇話会」（平成5年、市女性問題懇話会に改称）を設けた。また、施策の推進のための庁内の組織として「市婦人に関する行政推進連絡会議」（平成5年、市女性に関する行政推進連絡会議に改称）を設置した。平成14年に同懇話会は「市男女共同参画推進懇話会」へ、同会議は「市男女共同参画推進連絡会議」へと名称を変更した。6年には女性政策部門を企画部に移管して女性政策課を設置、女性政策の総合的な企画・調整を行う態勢が整った。同課は18年、男女共同参画推進課と名称を変えた後、翌19年には企画部から市民部に移管した。

女性プラン  
の策定

6年10月、女性問題懇話会からの提言を受け、女性に関する施策を総合的に推進するための指針「かごしま市女性プラン」が策定された。女性の社会参画と地位向上を目指し、男女共同参画社会に向けた市民の意識づくり、女性の国際交流参加などを目標として掲げた。「女性プラン」に基づいて男女共同参画社会を考える市民のつどいを開催したり、男女共同参画情報誌「すてっぶ」を発行するなどしてきた。「すてっぶ」には女性問題についての座談会や、男性に女性差別の経験の有無を質問したアンケート結果、女性問題に関する本や法律の紹介など男女共同参画社会に関するさまざまな情報や話題を掲載しており、26年秋までに39号を発行している。

市男女共同  
参画推進条  
例・男女共  
同参画計画

13年度で終了した女性プランに基づいたさまざまな取り組みや、世界、国の動きなどを踏まえ、14年3月、「鹿児島市男女共同参画計画」を策定した。一人一人の人権が尊重され、自分らしく生きることが出来る社会などを目標とし、23年度までを計画期間とした。中間年の見直しを基に19年3月に改訂した後、24年3月には「第2次計画」を策定した。新たな計画には33年度までに各種審議会等の女性委員の比率を40%とするなど政策・方針決定への女性の参画の拡大や、配偶者等からの暴力の根絶などが施策の方向性として掲げられた。また、男女共同参画に関する市民の意識調査を実施、23年3月に報告書を発行した。調査からは性別による固定的な役割分担意識の根強さがうかがえるなど男女共同参画の理念が浸透していないことが浮き彫りとなり、26年4月には「鹿児島市男女共同参画推進条例」を施行、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むための基本理念、役割のほか、男女共同参画審議会の設置などがうたわれている。

サンエール  
かごしま開  
館

男女がともに人権を尊重し合い、あらゆる分野に参画してその能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる社会づくりを目指すための複合拠点施設として平成13年1月、「サンエールかごしま」が荒田1丁目にオープンした。400人が入ることのできるホールや各種の研修室、男女共同参画に関する図書やDVDを集めた図書情報コーナーや託児室などを備えている。同施設では同年から年に1回、男女共同参画フェスティバルを実施（24年度からは「生涯学習フェスティバル」と合同開催の形で「サンエールフェスタ」に）、女性に対する暴力に関する講演会などの学習啓発事業、女性が抱えるさまざまな問題についての相談事業などが行われている。同施設のオープンを機に、「男女共同参画都市かごしま宣言」が行われ、市民と行政が一体

となった取り組みの推進を宣言した。また、配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の予防や根絶に向けた活動にも取り組み、リーフレットの作成・配布、デートDV講演会の開催、デートDV防止啓発誌の作成・配布なども実施されている。鹿児島市におけるDV相談は22年度327件、23年度340件、24年度404件と全国と同様、増加傾向にあり、市は25年7月、サンエールかごしま相談室において「配偶者暴力相談支援センター」の業務を開始。3人の相談員が相談に応じるほか、来所証明書の発行、裁判所に提出する保護命令申し立ての手続き支援ができるようになるなどそれまでの相談室の機能を強化した。12月末までの半年間で、同センターに寄せられた相談は333件。前年同時期（200件）の6割増に上っている。また、鹿児島県警が25年に受け付けた県内のDVの相談は2734件と21年の1439件に比べて2倍近くに増えた。県警では26年4月、女性警察官だけで編成した「女性被害特別捜査係」を新設するなどの対策を打ち出している。

## VIII 消費生活

消費生活相  
談体制の充  
実

**消費生活センターのオープン** 商品の契約や取引上のトラブル、品質、安全性など多様化、複雑化している問題に関する相談に対応するとともに、消費者が自ら判断し、事前に被害を防止できるように活動の支援や啓発活動の事業を行う場として鴨池2丁目の中央保健所3階に平成6年、鹿児島市消費生活センターを開設した。それまでは本庁の市民生活課消費生活係が市民の苦情処理や相談を受けていたが、相談数の増加、内容の複雑・悪質化に対応しきれなくなっていた。加えて県消費生活センターの相談の6割以上が鹿児島市

民からのものとあつて、専門の相談員、相談窓口を求める声が強まっていた。市消費生活センターには消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーなどの資格を持つ2人を配置し、8、10、15、17年にそれぞれ1人ずつ増員した。26年の同センターは所長以下職員6人、相談員6人の体制で運営している。

### 消費生活条例の施行

12年には市民の消費生活の安定および向上を図ることを目的とする鹿児島市消費生活条例を施行し、トラブルの迅速な解決に向けたあつせんや鹿児島市消費生活審議会による調停などを規定している。25年度の相談件数は4944件で、内容で多いのは不当請求・架空請求、インターネットサービスに関するトラブル、多重債務などで、高齢者層の相談が増えてきているのが特徴となっている。同センターは26年で開所してから20周年となり、8月には記念講演会を開催した。

## IX 平和啓発

### 不戦誓い平和宣言

**平和都市宣言啓発事業など** 鹿児島市は、戦争による惨禍を再び繰り返さないことを誓い、世界の恒久平和の達成を願って平成2年2月26日に「鹿児島市平和都市宣言」を行い、市役所前に「宣言塔」が設置された。以来、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り継いでいくための取り組みを行っている。3年2月



開設された市消費生活センター

写真展や原  
爆展開催

には宣言1周年を記念して、平和を意味する花の種子の配布を始めた。

5年度には、空襲で焼失した市街地や戦災復興工場の写真などを展示した「鹿児島市の戦災と復興写真展」を開き、その後も毎年、会場を変えて開催している。戦後50年に当たる7年度には、記念事業として「平和を願う市民のつどい」と「戦後50年のあゆみ写真展」を開催。また、平和をテーマにした標語、絵画、作文を小中学生から募集し、記念誌「南から平和の願い 第1集」を発行した。記念誌はその後5年ごとに発行している。19年度には、広島平和記念資料館が毎年全国各地都市を巡回して開いている「ヒロシマ原爆展」を開催。22年度に平和都市宣言20周年を記念して開いた「長崎原爆展」（鹿児島市と長崎市、財団法人長崎平和推進協会の主催）では、被爆によって熱線を浴びた衣類や瓦の実物などを展示し、原爆の悲惨さを訴えかけた。

平和への願  
いを次代へ

戦争の記憶が風化しつつあるといわれる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次代に伝えていくことは一層重要になってきている。このため24年度から26年度にかけて、市民が所有する戦災や復興等に関する資料を収集し、資料にまつわる記憶や平和への思いを記録、保存し、今後広く市民に公開するための取り組みを始めた。また、毎年、広島、長崎への原爆投下時刻及び終戦記念日の正午に、本庁・各支所でサイレンを吹き鳴らして市民に黙とうを呼びかけているほか、太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「人間之碑」への献花、第2次世界大戦戦没者慰霊祭を実施している。50回の節目となった25年11月の市主催戦没者追悼式には約300人が参列。日中戦争から太平洋戦争にかけて亡くなった市出身戦没者1万663人の霊を慰め、不戦の誓いを新たにした。このほか、18年度に日本非核宣言自治体協議会に加入、21年度には平和市長会議（25年8月から

平和首長会議に名称変更)にも加盟し、世界の恒久平和の達成を願っている。

参考文献・資料 「鹿児島市統計書」、「市政概要」、「市勢要覧かごしま」、「調査時報」、鹿児島市ホームページ、鹿児島県ホームページ、鹿児島県警ホームページ、警察庁ホームページ、「警察白書」、総理府統計局ホームページ、「厚生労働省人口動態調査」、「鹿児島県統計年鑑」、「統計鹿児島」、「県勢概要」、「鹿児島のすがた」、国立社会保障・人口問題研究所ホームページ、毎日新聞ホームページ、日本経済新聞社ホームページ、「現代人口辞典」